

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 2

裏面白紙

国立公文書館

国立公文書館

分類	法務省
	平成11年
排架番号	4 A
	18
	2092

No 1

22  
doc 5766

E 1723

書類才三六六号

陸軍省

CHARLES JOHNGENBELL / R. N. I. A /

陸軍省 陸軍中尉 陸軍情報部 (R. N. I. A) 戦争犯罪課  
課長 佐々木正次 官舎上 石ノ原ノ 証言 且陳  
述人

添附 陸軍省 下 陸軍省 文書 陸軍省 文書

陸軍省 陸軍情報部 / 2月10日附 陸軍省 文書  
PULINA KIDONARA / 陸軍省 文書  
陸軍省 文書

陸軍省 文書  
陸軍省 文書  
(陸軍省 文書 陸軍省 文書)

陸軍情報部 文書 記録 中

署名 陸軍省

昭和二十一年六月七日



CHARLES JOHNGENBELL /  
R. N. I. A /

No 1

22  
doc 5766

E 1723

書類 5766

陸軍

CHARLES JONGENBELL / R.N.I.A /  
下名 ミスター

陸軍中尉 陸軍情報部 (R.N.I.A) 陸軍情報部  
詳本 陸軍情報部 陸軍情報部 陸軍情報部  
速大

添付 陸軍情報部 陸軍情報部 陸軍情報部

PAULINA KISSALOVA /  
陸軍情報部 陸軍情報部 陸軍情報部

OM 1723/16

陸軍情報部 陸軍情報部 陸軍情報部

著左 簿

一九二六年一月一日 昭和二年一月一日



CHARLES JONGENBELL /  
下名 ミスター

裏面白紙

No 2

Doc 5766

余ケル、エト、テ、ウエールド / K.A. 各 WERRD /  
 前領東インド 検事總長 並 附 高級將校  
 前領インド 軍陸軍中尉、面差用ニ於テ 署名 且 宣  
 誓スリ  
 K.A. 各 WERRD /  
 ケル、エト、テ、ウエールド / 署名 /

裏面白紙



Doc 5766

No 3

文書オモニハハ等

陳述書

JOHANNA PAULINA RISELADA  
ヨハンナパウリーナ リフセラーダ嬢 無職ノ  
調査ノ概略

右者王式宣旨一上、左ノ如ク陳述ス / TANDONG /

私ハニトギテオランダ國籍ヲ持テ、タニシニ  
BALU / MEDAN / HOETHANLANI / 四番地ニ住ニテ

居マス。私ハオランダ國ノ途ニアリマス。其處  
デ、私ノ原籍、MARLEM / NOMERLUST / STRAIT /

十八番地、私ハ、FUTTEルカ  
私ハ、一九四四年、昭和十九年、一月カラ一九四五年、昭和

三十年、十二月迄、TAVAI / BANTOE BIROE /

オナ收容所ニ抑留サレマシタ。BANTOE BIROE /

ノ收容所ニ於テハ、適当ナ食糧給與ガ引續キ

只如シテチタラ、(毎日米九〇瓦、週三日野菜少量、

週一百砂糖百瓦、油十シ、人負三千人、收容所全

体ニ毎日肉五斤)被抑留者トヘ、HIELO / 收容

所看守トノ向ニハ、多クノ腐取引ガ行ハレテマ

シタ。一九四四年、昭和十九年、八月末、私ハ時計ニ

個々食糧ト交換スルタメニ、ホックス夫人

トク称スル者ニ與ヘシタ。

一九四四年、昭和十九年、九月初、コト、收容所ノ全負ハ

SHITO /

トイフ收容所長ノ命ニヨリ、整理サセラレマシタ。

裏面白紙



Doc 5766

No 5

約十五分續イタ此ノ罰刑ノ後一五〇名ノ婦人  
ノウチ一〇名許リソノ中ニ私モ居リマシタガ一ノ門  
カラ押出サレマシタ。門ノ内側ニハ二人ノ日本兵ガ立者ニ  
テ居リマシタ。彼等ガ瘦レルト別ノ二人ノ日本人ガ交代シ  
マシタ。コノ二人ノ中ニハ「モイクレル」/MOOIE KAREL/  
モ居リマシタ。

ドノ婦人モモ名ノ日本人ノ前ヲ通ラキバナリマセニテシ  
タ。ソシテソノ一人ハ各々ノ婦人ヲ革ノ鞭デ約五下打テ  
マシタ。其後私共ハ頭ヲ下ゲサセシメツト家ノ帰ルコ  
トカ出来マシタ。コノ殴打ハ非常ニ痛クテ約三日間  
トイフモノハ手足ガ痛ク一週間後モ尚身体ノ全体  
ニ鞭痕ガ残ツテ居リマシタ。

翌日同ジ一五〇名ノ婦人ハ再ビ「モイクレル」/MOOIE KAREL/  
ニ呼バレマシタ。私ハソレニハ出マセンデ  
シラゲ通リスガリニ何が起ツテキルカヲ見マシタ。婦人  
達ハ周取引ヲシタ物ト量ト詳細ヲ述ベサセマシタ。  
ソレカラ砂利ノ上ニ足ノ甲カ地面ニツク標ヲ恰好ナ  
ク坐ラサレマシタ。コノ標ヲ難シイ非道ノ窮屈ナ姿勢デ  
級等ハ終始「モイクレル」/MOOIE KAREL/  
ノ監視  
ノ下ニ一時間半モソノマニシテキナクテハナリマセン  
デシタ。誰カ動クモノガアルト「モイクレル」/MOOIE KAREL/  
ハ鞭デ頭ヲ打チマシタ。  
一時間半ノ後彼等ハ帰エサレマシタ。コノ罰刑ハ  
御話ニナラナイ程苦痛ナモノデアリマシタ。

裏面白紙

No 6

Doc 5766

署名

A. Rissalakan /  
エイリツセララダ

余ハ彼セノ前出ノ署名ニ先立テ、上記ノ陳述ヲ彼  
サノ自國語ヲ以テ此證人ニ付シ適当ニ翻譯セシムト  
テ證明ス

署名

判讀不能

翻譯者

余ノ目前ニ於テ宣誓セリ

署名判讀不能 少佐

SMAC /

才四戦争犯罪調査團(東南アジア軍司令部)

一九四二年 昭和廿一年 四月十日

上記調査ノため東南アジア 聯合國陸軍總司令

官ニヨリ派遣セラレタリ。

(権限 東南アジア 聯合國陸軍行政指令

第一号七節)

VB

裏面白紙

E 1724

Doc 5769

122

「カラング・バナスー」及「ランベサリ」一貫人教  
容所ニ於ケル婦人取扱ニ關スル詳細。

〇 日 一 九 六 / 日 二 一 〇

一九四四年八月若干ノ小兒麻疹ガ發生シタ。  
日本人ノ言ニ依レバ本病傳染ノ元ハ禮拜堂ニシテ  
其處ニハ婦女子二百八十名ガ居住シ各人ニ與ヘラ  
レタ場所ハ概四十坪ヲ越ヘナカツタ。日本人教師  
コンドールハ此ノ傳染病ヲ如何ニ防止スルカヲ知ツ

2/1-2-25(76)  
牧師館ニシテ  
(1944年8月25日)

シメラレタ百二十五名ノ老人  
トニナツテ居タ。之ガ達成ノ  
チノ婦人總ベテハ牧師館ニ宿  
リ其ノ他ノ婦人並ニ成人シタ  
候ヲ持ツ母親達ハ禮拜堂ニ留リ且牧師館カラ來タ  
老人達ハ禮拜堂ニ送ラレル事ニナツタ。日本人ノ  
牧師館長「シンヂー」ハ是等ノ年取ツタ又大抵不潔  
ナ男達ヲ婦人ノ中ニ養ル様ニ命令シタ。斯クスル  
事ハ傳染病防止ニ完全ニ役ニ立ツ方法ニナルト。  
婦人側ヨリ強硬ナ抗議ヲ出シタ結果、男達ハ中央  
部ニ居ル事ニナツタ。婦人達ハ往切リトシテ直チ

1.

E 1724

Doc 5769

122

「カラング・バナス」及「ランパサリ」一婦人取  
容所ニ於ケル婦人取扱ニ關スル詳細。

〇四二九六ノB 二一〇

一九四四年八月若干ノ小兒麻疹ガ發生シタ。  
日本人ノ言ニ依レバ本病傳染ノ元ハ禮拜堂ニシテ  
其處ニハ婦女子二百八十名ガ居住シ各人ニ與ヘラ  
レタ場所ハ極西十部ヲ起ヘナカッタ。日本人曰  
コンドーハ此ノ傳染病ヲ如何ニ防止スルカヲ知ツ  
テ后タ。南京虫ニ言シメラレタ百二十五名ノ老人  
ガ本病ヲ防止スルコトニナツテ后タ。之ガ達成ノ  
爲十四才以下ノ子持チノ婦人ニテハ牧師館ニ宿  
所ヲ定メルコトトナリ其ノ他ノ婦人並ニ成人シタ  
娘ヲ持ツ母親達ハ禮拜堂ニ留リ且牧師館カラ來タ  
老人達ハ禮拜堂ニ送ラレル等ニナッタ。日本人ノ  
收容所長「シンチー」ハ是等ノ年取ツタ又大抵不潔  
ナ男達ヲ婦人ノ中ニ釋ル儘ニ命令シタ。斯クスル  
事ハ傳染病防止ニ完全ニ役ニ立ツ方法ニナルト。  
婦人側ヨリ強硬ナ抗議ヲ出シタ結果、男達ハ中央  
部ニ集ル等ニナッタ。婦人達ハ位切リトシテ直チ

裏面白紙

Doc 5769

2.

ニ毛布ヲ引張ラウトシタガ、  
「シンデー」ハ之ニ許  
可ヲ與ヘルコトヲ拒ンダ。是等ノ男  
道ハ單ニ老人  
ニ過ギズ、婦人  
道ニハ何モ淑女  
ブル理由ハナイ。  
コンドール醫師並  
ニ「シンデー」ハ何  
レモ最上且唯一  
ノ方法ハ各人ニ對  
シ更ニ多クノ務所  
ヲ與ヘルコト  
デアル事ヲ一度モ  
信ラズ、又活ラウト  
モシナカツ  
タ。新ナル事ヲハ本  
牧寮所ニ屢々左起  
シタ様ナ前  
以テ計置サレタ故  
意ノ困ラセニ過ギ  
ナカツタ。一  
九四四年三月ニ於  
テ本牧寮所ノ人員  
ハ二千百人ニ  
達シタ。人々ハ有  
ユル利病可能ナ務  
所ニ詰メ込マ  
レ、何時モジメト  
シテ暗イ窟庫迄之  
ニアテラ  
レテ居タ。各人ハ  
德國十挺ノ銃所ヲ  
與ヘラレテ后  
タガ「ベツド」ノ下  
ニハ靴サヘモ置ク  
コトガ出来  
ナカツタ。

総ベテノ人々ハ勿論  
日本人ノ爲ニ毎日少  
クトモ六時間作業ヲ  
シナケレバナラナ  
カツタ。休息時間  
中他ノ仕事ヲシテ居  
ルノヲ發見サレタ者  
ハ直チニ拳骨、眼、膝  
テ徹底的ニ懲ラレ、  
又處符ハ大抵原部  
ヲ蹴ルコトカラ始マ  
ツタ。

一九四四年九月  
殘存セル總ベテノ男  
子並ニ九才以上ノ男  
兒ハ「パンコツク」  
ト名付ケラレタ他ノ

裏面白紙

3.

Doc 5769

收容所ニ収容サレタ。石ノ結果島人ハ依尋ニ置ス  
 ルカ什器ヲシナケレバナクテツタ。右ニ加フ  
 ルニハ當時収容シ又飲器用大鍋ハ常ニ永流リス  
 ル爲四十五リットルノ入ノ罐デ水ヲ運バナケレ  
 バナラナカツタ。百五十一リットルノ入リノ  
 重イ大鍋ヲ一杯ノ燈カヲ持テ上ゲナケレバナラ  
 ナカツタ。何故ナラバ持上ゲナケレバハスツカ  
 リ崩レテ仕舞フカラデアル。其ノ燈テハ飲器ニ使  
 用出来ナカツタ切リ倒シタ燈ノ木ガ選バレテ來タ  
 ノデ、後ニ吾々ハ自分達ノ薪ヲ割ラナケレバナラ  
 ナカツタ。又此ノ仕事ニ割當テラレタ勞務者ノ數  
 ハ不充分デアツタガ、日本人ハ充分デアリ且余裕  
 ガアルト看做シタ。

公式ノ米ノ配給ハ精米百グラムデアツタガ  
 實際ハ八十五グラム以上ヲ貰ツタ事ハナイ。

更ニ小麥粉ハ二分食分九十グラムデアツタ。

一九四四年十一月末ニカラング・バナースーハ開  
 鎖セラレタ。我々ハ「セマラング」ノ古イ町ニ在  
 ル廢物トナツタ「カムベング」デアアル「ラムバサ  
 リー」ニカムベングニ移サレタ。本收容所ハ元  
 來收容人員三千人以上ヲ超ヘナイ様ニ企圖サレタ  
 モノデアツタガ、間モナク八千名以上ノ婦女子ヲ

裏面白紙



4.

Doc 5769

敬啓シタ。初編ニ於テ本收容所ノ状況ハ余リ悪ク  
 ナコツタガ、收容人員ノ増加スルニ從ヒ状況ハ更  
 ニ惡化シタ。收容所内ニ於テハ十二才カラ十四才  
 迄ノ少女ヲ穴掘作業ニ使用シタ。收容所カラ約徒  
 歩三十分ノ地點ニアルH・B・Sノ同ヒ標ニハ穴  
 掘作業ヲ行ハナケレバナラナコツタ。且ガアツテ、  
 毎日收容所カラ婦人五百名又他カラ男子百名ガ本  
 作業ニ従事シテ居タ。毎朝六時半ニ作業人員ハ監  
 獄ヒシタ。七時三十分ニ作業ノ一行ハ土民ノ監獄  
 ノ下ニ昌ニ同ツテ出發シタ。十一時三十分ニハ半  
 時間ノ休憩ヲシテ朝ノ一部ヲスリ又午後一時三  
 十分ニハ更ニ一時間ノ休憩ヲトツテ朝、野際及「コ  
 ーヒ」等カラ成ル食ヲトツタ。午後五時ニハ收  
 容所ニ歸ル爲監獄。勿論日本人ハ婦人ノ取調ベ「日  
 本ノ男子ニ依ル」ヲ爲シ或ハ惡イ事ヲシタ色々ナ  
 人々ヲ打擲シテ説教ヲシ、一行ノ出發ヲ遅ラス様  
 ニ氣ヲ付ケタ。降伏ノ後ニ於テモ尙我々ハ此ノ地  
 點デ作業スルタメニ出サレタ。

毎日所謂補給係婦人ニ依ツテ新シイ補給品ヲ「ト  
 ラック」カラ倉庫ニ運ビ込マナケレバナラナコツ  
 タ。此ノ作業ハ元來既ニ重労働デアツタガ（砂箱  
 復又ハ米袋等ノ運搬）日本人ハ倉庫ニ近イ裏門ガ

裏面白紙

5.

Doc 5769

アルニモ拘ラズ懸々遊イ表門ニトラツク一ヲ止  
 メル命令ヲシテ本作業ヲ不必要ニ更ニ書翰ヲモノ  
 トシタ。サテ病人等ハ袋ヲ背ニ擔ツテ約五百一メ  
 一トル一ノ距離ヲ走ラシケレバナラシカツタ。降  
 伏後ニ於テハ苦力達ガ此ノ作業ノ爲メニ交代シタ。  
 今度ハトトラツク一ハ裏門ニ止マリ、日本人ハ苦  
 力達ガ其ノ日ノ仕事ヲ充分ニシタト云フ理由デ四  
 時ニハ作業ノ解散ヲ命ジタ。此ノ時日本人ハ非常  
 ニ町重トナツテ倉庫長タル病人ニ彼ノ決定ニ同意  
 スルカ如何カラ尋ネサヘシタ。從來ハ我々ハ夜中  
 迄モ作業ヲ行ハナケレバナラシカツタ。  
 收容所ニ於テハ殴打、虐待等ハ通常デアツタ。森  
 岡的鹿洞ハ普通ノ事デシタ。一度我々ハ一ヶ月間  
 果實(病人ニ對シテサヘモ)、砂糖、ココーヒー、  
 茶等ヲ全く受ケナカツタ事モアツタ。其ノ月ハ殺  
 名ノ婦女子ガ死亡シタ。憲兵ハ重傷者ヲ處罰スル  
 タメニ屢々收容所ヲ訪レタ。例ヘバ砂糖及鶏卵ノ  
 秘密輸入事件、違反等ハ最初ニ七日間許登的ニ懲  
 打サレタ後、割リ竹ヲ膝ノ中ニ差シ込んで跪キ其  
 ノ罰金ニ日本人ガ飛ビ乗ルト云フ罪ニ處セラレタ。  
 然モ此レハ飲食ヲ與ヘズ日ノ出カラ日没マデ終日  
 鎖イタ。更ニ其ノ後炎天下ニ一日中七日鎖ケテ曝  
 サレタ。處罰ヲ受ケタ者ノ中頑強デナイ者ハ毎日

裏面白紙

6.

Doc 5769

鹿洞後病室ニ遊バレ、翌朝復ニ同様ノ鹿洞ヲ繼續  
スル爲選ビ出サレタ。其ノ他ノ者ハ掛架ヲ后所カ  
ラ鹿洞ニ往復シタ。鹿洞第一日ニハ收容所全員  
ガ見セシメトシテ午后此等ノ犠牲者ノ前ヲ通過シ  
ナケレバナラナツタ。

共犯者

(A) 三衛兵

(B) 收容所外ヲ巡察スル全一ヘ  
イホー

署名 M・P・II・ハラアキヤンプ

一九四五年十月二十二日、バンドン

裏面白紙

書類第五七六九號

証 明 書

Doc 5769 (cert)

下名 R・M・I・A・中尉 和蘭軍情報部 (N.E.F.I.S) 長  
等 犯 罪 長 「チヤールズ・ヨングニール」ハ正當ニ宣  
爲シタル上別紙添付ノ報告「第〇五ノ二九六ノB  
號」バンドン一九四五年十月二十二日附 H・P・H  
ハ ヴァキヤンブ署名ノ一九四四年二月一―一九四  
年十一月、「カラング・バナス」後ニ「ラムバサ  
リ」ノ婦人收容所「カラング・バナス」及「ラムバ  
サリ」ニ於ケル婦人ノ取扱ニ關スル概觀「ナ  
題名ノ該書讀ノ原本ノ全文ニシテ、眞實、完全且  
正確ナルコト並ビニ該書讀ガ和蘭軍情報部ノ  
公式記録ノ一部ナルコトヲ證言シ陳述ス。

署名、C・ヨングニール  
バタヴィア、一九四六年六月七日



右ハ本職 R・N・I・A・中尉 法務廳附高等官  
K・A・ダウイアードノ面前ニ於テ署名ト宣  
トヲ爲シタリ。  
署名ノ K・C・ウイアード

E1725  
Doc P5770

正義ノ為ニ

訊問詞書

本日（木曜日）一九四六年／昭和二十一年五月十日  
六日私印チ汽船「ニユ・ホーラント」機送送符簿  
官ノ命ニヨル戦争犯罪調査係豫備歩兵中尉准男爵法  
學士「ウチエ・バウト」ノ面前ニ左記ノ若出頭ス

氏 名 イエ・ペールマン 籍姓バレホーイエン  
職 業 無シ

此後ノ住所 ヘーグ市リアウ街一八三  
年 歳 二十七才

コ、ニ於テ出頭人ハソノ宗教的信念ニ從ヒ全ク眞  
實ヲ述ベ眞實以外ノ何事ヲモ述ベザルコトヲ誓言  
ス。

私ハ一被檢抑留者トシテ「ムテラン」收容所ニ  
拘留サレマシタ。一九四四年／昭和十九年ノ一月  
二十八日、私ハ吾ガ婦人部指導者「レイツスマ」  
夫人カラ日本軍俘虜收容場所へ出頭スル様ニト  
云ハレマシタ。此處デ私ハ爪哇人ノ一警視ヲ見マ  
シタ。彼ハ私ヲ他ノ六人ノ婦人ヤ少女等ト一語ニ  
違レテ收容所ノ外側ニアツタ警視署へ送レテ行ツ  
タ。進行サレタ人々ノ名前ハ「アンニホーマンス」

裏面白紙

2.

Doc 5770

「ゼイリストラ」夫人。「ブレッツカー」夫人。「クラウト」夫人。「ケイコーブ」夫人及び「デウ・レー」夫人デアリマシタ。

私等が瓜哇人等ニ案内サレテ收容所ヘ歸ヘツテ觀ニ所待品ヲ充メタ後ニ其時ハ私等ヲ日本軍伴ニ收容所事務所ヘ送レテ行キマシタ。此處デ私等ハ三人ノ日本人ニ引渡サレテ三臺ノ私宿自動車デ「マゲラン」ヘ送附サレ午後四時ニ到着シマシタ。我々ハ「テウグラン」ト稱セラレ十四ノ家庭カラ成ツテキタ小サイ收容所ヘ送レテ行カレマシタ。一九四四年ノ昭和十九年ノ一月二十五日、私等ノ收容所カラ送行サレタ婦人ヤ少女等ノ一員ト此處デ會ヒマシタ。

一九四四年ノ昭和十九年ノ二月三日、私等ハ哥ビ日本人醫師ニ依ツテ健康診断ヲ受ケマシタ。此間ハ少女等モ合ンデ居マシタ。其處デ私等ハ日本人向キ婦人ニ向ケラレルモノデアルト曰カサレマシタ。其日ノ晩ニ婦人ガ請カレル管デシタ。自宅後「ブレッツカー」夫人ト私ハ凡ユル戸ヤ窓ヲ開メ

裏面白紙

16

3.

Doc 5770

マシタ。午後九時頃、戸ヤ登ヲ叩ク音ガアリマシタ。  
 私達ハ戸ミ登ミ開ケ、開ツシテハナラヌト命ゼラ  
 レマシタ。素直ダケハ戸ヲ開デ開シテ私ハ其處ヘ  
 開デ入リマシタガ他ハ其通りニシマシタ。私ハ是  
 ラ二月五日 日 日マデ隠シマシタ。其日ニモ  
 亦日本軍兵卒等ガ收容所ヘ入ツテ来マシタ。一以  
 前ハ日本軍兵卒ノミデシタ。是等兵士ノ儀ヲカガ  
 通入ツテ其ノ中ノ一人ハ私ヲ引取ツテ私ノ處ヘ送  
 レテ行キマシタ。私ハ一意兵將彼ガ入ツテ来ルマ  
 デ反説シマシタ。其意兵ハ私達ハ日本人ヲ禁待シ  
 ナケレバナラナイ。何故カト云ヘバ若シ吾々ガ違  
 シデ隠ジナイナラバ、居所ガ判ツテキル吾々ノ夫  
 ガ責任ヲ問ハレルト私ニ語リマシタ。コノ儀ニ語  
 ヲタシ、意兵ハ其兵士ト私トタケテ立去リマ  
 シタ其時デスラモ私ハ尙ホ驚シマシタ。然シ其後  
 上私ハヤラレテシマイマシタ。彼ハ衣服ヲ私ノ身  
 体カラ脱キ取リマシタ。ソシテ私ノ雨筒ヲ袋ニ捲  
 リマシタ。ソコデ私ハ無方トナリ、ソノ後デ彼ハ  
 私ニ交ヲ送リマシタ。私ハ此ノ兵卒ハ誰デアツ  
 タカ其意兵將彼ノ姓名ニ知リマセン。  
 此ノ狀ニガ三週間隠シマシタ。尙舊日ニハ信

裏面白紙

7

Doc 5770

4.

裏面白紙

○ハ日本新報ノタメニ日曜日午後八日本下士道ノ  
タメニ請カレ日曜日午前八時等ノタメニ保留  
サレマシタ。總家ヘハ時々一紙日本人ガ來マシタ。  
私ハ信ニ運送シマシタガ無効デアリマシタ。

一九〇四年ノ始ニ私ハ東京ヘ歸ルニ命ジラレマシ  
タ。其處ニハタキグチト言フ日本ノ一紙彼ガ居  
マシタ。彼ハ私ガ受ケタ待遇ニシテ私ノ録ヲ誤  
録トシテ事件ヲ製造スルト約束シマシタ。彼ハ亦  
私達ヲ強引致容所ヘ送還スルタメニ極力努力ス  
ルコトヲ約束シマシタ。彼ハ兵卒ヤ下士ヤ一紙日  
本人ニ對シテ強引ヲ爾儀シテ私達ノタメニ直ニ情  
況ヲ改善シテ呉レマシタ。

出頭人ハ本報ヲ讀ミ而カサレタ後、其陳述ヲ主  
張スル旨宣言シタル後出頭人及記者作製人ハ本報  
卷ニ署名ス。

記者作製人 ウエ・ア・バウト  
出頭人 查經バレホーイエン・イエ・ベルマン

一九〇六年五月十六日汽船「ニュー・ホーランド」  
口ニテ本報記者ヲ作製ス  
記者作製人 ウエ・ア・バウト 署名



Doc 5770 (cont)

証 明 書

下記署名印軍艦軍大尉和蘭軍情報部脱走長  
「チャールズ・ヨン デネール」ハ先ヅ正式ニ宣  
誓ノ上添附保送書ハ左記添附ノ和蘭原本全文ノ真  
正完全且正確ナル寫シニシテ尙右原本ハ和蘭軍情  
報部ノ公式記録ノ一部ナルコトヲ證書ス

記

一九四六年ノ昭和二十一年ノ五月十六日附、日印  
軍艦軍中尉「ウエ・ア・バウト」准尉ニ依ツテ  
作成セラレタル、書状「ファン・バレホーイエン」  
即チ「イエ・ベールマン」夫人ノ宣誓保送書 (NO. 011)  
REG \ NO

署名 チャールズ・ヨンゲネール

(和蘭軍情報部官印)

一九四六年ノ昭和二十一年ノ八月廿九日「バタビヤ

余、和蘭領東印度事務總長事務局長附先任官「バタビヤ」  
砲兵少佐、法學士「カ・ア・デウ・ウエールト」  
ノ面前ニテ署名シ且宣誓セリ

署名 カ・ア・デウ・ウエールト  
(バタビヤ・セントルム事務總長官印)

No. 1

E 1726  
Doc P5709

證明書

下名和蘭軍情報部戰爭犯罪課長 和蘭印度軍大尉、  
イルズ・ヨシケネルハ先づ正式に宣誓の上、和蘭軍情報部公式記録  
の一部を正記標題、本附報告書に原本、全文、真実完全且正  
確に寫し、証明す。

東南亞細亞 聯合國陸上部隊法務總監代理發  
和蘭國連絡局宛書翰 一九四六年一月二十一日  
附 外 〇四三三〇一 WCL5

イ  
ル  
ズ  
ヨ  
シ  
ケ  
ネ  
ル  
ハ  
先  
づ  
正  
式  
に  
宣  
誓  
上  
に  
和  
蘭  
軍  
情  
報  
部  
公  
式  
記  
録  
の  
一  
部  
を  
正  
記  
標  
題  
と  
し  
て  
本  
附  
報  
告  
書  
に  
原本、全文、真実完全且正  
確に寫し、証明す。

イルズ・ヨシケネルハ  
ハルマヘ 一九四六年七月二十三日

余、蘭領東印度檢事總長事務局附先任官吏、和蘭  
王國印度軍中尉、法學博士、ケイ・ニイ・トウ・ウイ・ア・ド、  
ニ於テ署名名宣誓せられたリ。

(署名) ケイ・ニイ・トウ・ウイ・ア・ド

No. 1

E 1726  
Doc. P 5709

證明書

下名和蘭軍情報部戰爭犯罪課長、和蘭印度軍大尉、  
「ケヤ」ヨシゲネルハ先ノ正式ノ宣誓、上、和蘭軍情報部公式記録  
ニ部ル正記標題、本附報告書ハ原本、全文、眞實完全且正  
確ニ寫ルニテ證言ス。

東南亞細亞 聯合國陸上部隊法務總監代理發  
和蘭國連絡局宛書翰 一九四六年一月二十日  
附カ「〇四三三」/WCLLS

署名

(署名)

「ケヤ」ヨシゲネル

於「ハ」セ「ヤ」一九四六年七月二十三日

余、蘭領東印度檢事總長事務局附先任官吏、和蘭  
王國印度軍中尉法學博士「ケイ」エイ「トウ」ウ「ア」  
ニ於テ署名白旦証言セリ。

(署名)

「ケイ」エイ「トウ」ウ「ア」

裏面白紙

Doc. 5709.

No. 2

書類第五〇九號

W.C.L.S. 1-1-1043

東南亞細亞地區司令部

聯合國軍陸上部隊司令部

一九四三年一月二十一日

東南亞細亞司令部

和蘭國連絡部

表題 緬甸暹羅鐵道—苦勞

我々ハニモ(音讀)部隊トシテ一般ニ知ラレオ一カ連者ヲ護送隊々長及ビ其ノ隊員或ル者ノ公判ヲ近ク開始シ運ビテ下リマス。

コノ隊ハ緬甸暹羅鐵道建設ニ使用セラレタ苦勞ノ全員ニ對シテ醫膏療ホテ責任ヲ負ヒテス。諸狀態ハ驚愕ノヘキ狀態ナリ。最悪ノ性質ノ殘虐行爲ヲ屢々アツクシテス。

死亡率ハ五オカラ十オマテノ數ヲ計ルテキマス。カクハカト云フ所ハ正シイ數ニ近イテマシ。

多數ノシヤハ人若カテ犧牲者デアッタデス。如何ニシテ證據ヲ或ハ生キテ證據人ニテ御提出下サレハ結構ト思ヒマシ。但シテ大度都合ノ良イ證據ガ既ニ準備サレテキマス。事故若シ貴オニ於テ既ニ御持ナリ證據ハ無イデシタラ、證據ヲ集メラレルハ及ビマシ。

裏面白紙

Doc. 5709

No. 3

所持して居る證據は、和蘭軍醫、陳述書ヲ合シテ居マス。  
現在利用シ得ル證據ハ、次者ヲ公判ニ附スルニ分テス。

ナ佐 エ藤彦作(音讀) 別名 バッビ

見留士官 高野、リ、別名、ドクトル、フ、マシケニー

兵、ツクスト忠治(音讀) 別名、スラマドヤ、別名、テウト

兵長、オエテラ、シヨ、別名、オナテラ、別名、綿パンフ

兵長、安田金一郎(音讀) 別名、ジョーシ

兵、石村(別名、西村マシ) 別名、ゴッゲルズ、出目

兵、ラギ、三郎、別名、サマサマ、別名、サマサマ、夏夏

中尉、ヒカフ

兵、オサキ

兵長、イフシヨワ、別名、マイブーヘウシ、吾カ五月空

兵、出山(音讀)

中尉、サゴ、ナホカフ

「ハツナス」補布、ト通、軍曹、エ、居、ル、ダ、ネ、ケ、名、前、カ、判、  
ツテ居、マシ、

貴下ニ於ケル、一員ヲ法廷ニ出廷、カス、ト、テ、御、希、望、シ

コトト思、フ、シ、ス

東南亞細亞聯合國陸上部隊、

軍法會議理事長代理、ニ代、リ、テ

法律部員、大佐

東南亞細亞軍司令部、第一濠洲戰爭犯罪部ニ宛、寫

ELS+JC/CL

當司令部、一九四六年六月三十日、附、WCLS、一、オ、四、三、號、奉、照、

裏面白紙



No 1

E1727

Doc P5710

22

秋

春

野

南

A

手

書

三

註

一、本館の所蔵する五巻の口述文書は、  
 二、本館の所蔵する五巻の口述文書は、  
 三、本館の所蔵する五巻の口述文書は、  
 四、本館の所蔵する五巻の口述文書は、  
 五、本館の所蔵する五巻の口述文書は、  
 六、本館の所蔵する五巻の口述文書は、  
 七、本館の所蔵する五巻の口述文書は、  
 八、本館の所蔵する五巻の口述文書は、  
 九、本館の所蔵する五巻の口述文書は、  
 十、本館の所蔵する五巻の口述文書は、

命

裏面白紙

No 2

Doc 5710

分配 A

指揮官

A L F 中佐 B C J メレリス  
代理 大尉 T M サンドレ 白署

濠洲軍前進部隊  
聯合軍離談通談部  
南西太平洋地域

目次

書類

九〇三ニシテ

頁

- 一、アチニシテ獨組令、年表別資料、一九四三年、十二月ヨリ一九四四年五月まで、  
一
- 二、爪哇人労働者ニ関スルコナルキ、石畑精製所建築部ノ報告、四年十二月二十三日、  
一
- 三、タフオ、ヤングロニ、テニ、クテニ、ラハドタフ、飛行場及工業ノシマワ人労働者ノ配置ニ関スル命令、意見書、報告、  
五
- 四、一九四五年一月十日クリイ労働者徴集ニ関スルコナルシマワ連絡命令、  
二
- 五、一九四五年一月二三日シマワ労働者ニ関スル東部諸州總務ノ報告、  
二

裏面白紙



No 3

Doc 5

関係報告

七、一九四五年一月ヨリ三月ニ至ルフリーノ割当及

移動ニ関スル事項

一三

八、一九四五年三月十日「シエロルト」日産農業

事業ニ於ケルシヤワ人フリーノ名簿

一四

(A F A ム報四号 参考照)

七頁、ブルネイ石油精製所建設本部長ヨリナリ(米之)

軍政監智蔵 農業務部ニ記テタシヤワ人ヨリ務

者到着ニ関スル一九四五年十月二十三日附ノ報告

百八十九名ノシヤワ人ヨリ務者(八、九、十月割当分)

到着セリ。次ノ如シ状況報告提出サレリ。

(十月割当ノ中一部ハ未到着) (水之) 灘

。。。。。。。。

別表

。。。。。。。。

裏面白紙

1004

1005710

シヤワ人等移住状況 (11月) 予定する油路建設費

区分	収入		シヤワ 建設費		貯蓄費		シヤワ人等移住費		予定する油路建設費		合計		備考						
	円	角	円	角	円	角	円	角	円	角	円	角							
現款	462	29	4	150	21	287	5	0	50	24	50	42	23	143	141	30	14	0	
現物	499	20	10	225	0	143	5	0	50	10	5	14	49	61	61	5	0	0	
計	950		14	425	21	430			34	56	56	77	204	202	35	14	0		

裏面白紙

原 No5

シヤワ人労働者状況(九月)ブルニ石油製油所

date 5-710

分類 梯隊	受入		シヤワ待機中				航路中		シヤワ泊り待機中				到着時				備考			
	日時	人数	日数	死者	脱走者	身体衰弱多受不能者	乗船者数	日数	死者	日数	死者	受入不能者(食欠)	脱走者	労務多受不能者	乗船者数	人員		病人	死者	労働不能者
第一梯隊 到着日 十二月廿一日	十二月廿一日	420	7	1	2	3	414	5	1	56	62	39	19	25	262	259	8	18	0	脱走者 由・乗船中・死者 シヤワ泊り待機中
第二梯隊 到着日 十二月廿二日	十二月廿二日	166	7	0	2	5	159	5	0	15	13	12	0	0	134	120	22	21	0	第一梯隊
計		586		1	4	8	573		1		81	51	19	25	396	379	30	39	0	第二梯隊

A F A 編入八五〇

四五年八月十三日

裏面白紙

No 6

Kloc 5710

シヤウ人母務者状況 (十月)

分	突入		シヤウ人母務者				シヤウ人母務者				シヤウ人母務者				引着時		備考					
	日	人	日	死	脱走	自決	日	死	日	死	脱走	自決	日	死	日	死						
第一隊	十月九日	765	10	23	60	74	601	5	2	14	24	37	8	50	187	150	37	47	0			
第二隊	十一月十四日	535	65	54	189	38	314	5	2	14	3	31	6	273	258	21	41	0		第一隊隊	37	3
計		1300	75	77	249	112	915	10	4	28	27	68	14	773	445	58	88	0		第二隊隊	15	

裏面白紙

No 7

Doc 5710

六八頁 輸入シヤブ'勞務者状況 (十一月末調査)

勞務者配属	輸入勞務者 突入数	死者	脱走者	現在退散	病人	現在勞務人員	備考
飛行場	2458	512	27	1919	889	1030	シヤブ'州 駐高隊●
道路(作戦用)	1152	348	22	782	345	425	大塚隊(1)隊
建築工事	50	2	2	46	15	31	白井隊(2) 関部隊(3)
信号建築	20	5	1	14	6	8	中支郵便局
其他陸軍事業	25		3	22	19	3	野木隊(4) (労働組合不達)
港湾荷役勞務者	50			50		50	本庄産業
食糧生産従事者	242	118	6	118	65	53	シヤブ'産業 (ベリタン)
計	3997	985	61	2951	1351	1600	

Xi- 1 大塚 2 白井 3 関部 4 野木

裏面白紙



No9  
七二頁

輸入シマワ人労働者状況

Doc 5710  
十二月末

労働者配置	輸入数	死者	脱走者	現在数	病人	離任人数	備考(百分比)
サンゴカン <sup>7</sup> 飛行場	1549	482	27	1040	487	553	53
コロオ <sup>7</sup> 飛行場	909	360		549	419	130	23.5
作戦道路築造	1152	523	123	506	181	325	大塚 14.2
サンダカン <sup>7</sup> 建築隊	30	0	2	24	7	17	70
関部(米)隊	20	1		19	4	15	79
サンダカン <sup>7</sup> 電線隊	20	8	2	10	0	6	10
サンダカン <sup>7</sup> 発電所	25		3	22	16	6	27.2
サンダカン <sup>7</sup> 湾岸役労働者	62	6	6	50		50	100
ラバトタツ <sup>7</sup> 労働組合	30	13		17	12	5	作戦道路築造2? (大塚隊の受入)
ハルラン <sup>7</sup> カオ <sup>7</sup> 産業	150	} 125		105	28	77	食糧増産農夫
ハルラン <sup>7</sup> 台湾殖民	80						稲作
計	4027	1522	163	2342	1158	1184	50

不詳部

A  
F  
A  
種  
別  
人  
数

四  
五  
年  
八  
月  
十  
日

31

裏  
面  
白  
紙

Doc 5710

AFA 翻譯 第八號 四五年八月十二日

五四頁 「ホソカワ」療養所一月報告

發 勞働組合本部 四五年二月二日

宛 勞働管理部長

次、報告ヲ提出ス

五五頁 「ホソカワ」療養所調査 (四五年一月二七日)

工場・部隊・名	雇入数	解雇数	死者数	脱走者数	現在数
濰12,205部隊	117		83	64	30
勞働組合	111	19	40	35	17
福昌 <sup>(*)</sup> 會社	240	34	128	30	48
國際運輸	5	2	2	1	
日産 <sup>(*)</sup> 農業	14		6	8	
關西 <sup>(*)</sup> 配電	5		1	4	
計	552	55	260	142	95
百分比	1	.10	.47	.26	.17

(\*1) 福昌 (\*2) 日産 (\*3) 關西

No 10

裏面白紙



E 1728  
Doc 5700 27

書類第七〇七

宣誓口供書

本日、一九四六年(昭和二十一年)四月二十六日金曜日、新嘉坡「ベンガ  
ソンキヤンプ」に於て、余 即ち警察署長輔佐官和蘭戦兵  
犯罪調査班員「ター・ダイスベルタス・ファン・ボウシヤール」止、  
其前二人ノ男ガ出頭シ、彼ハ認由ニ対シ旨ラ次ノ如ク言明シタ  
姓名「ドウラマロ」 年令 約四十二才

Evidentiary  
Document

一般人トシテノ職業ニ 護護團番人頭ニ 元蘭印軍團上等  
現在「シグソニキヤンプ」ニ於ケルガ監督頭  
將來ノ住所「チライヤツ」 「ナスルウ」 村

五、貴下ハ目撃セシ貴下自身ス他ノ者ニ對シ 行ハレタ畏服  
行為ニ関シ何カ情報ヲ提供出来ルベシ

五月二日  
五月二日 確實ナリ附ハ私ハ思  
ト作業中 私ハ日本人支配人

「ヨシユキ」ニ呼バレ、彼ハ我々ガ貨物自動車「カール」  
カール」ヘ輸送サレダラト、我々ニ告ゲタ。 約三十名ノ苦ク  
共ニ、家ヲテ旅行靴又ハ同林ノ物ヲ 持タスル 時間モ子  
ヘシレズ、私ハ「色」ニ貨物自動車ニ乘セラレタ。 「カール」  
ニ於テ、我々ハ乾燥シタ 椰子ノ葉ノ屋根ノ一軒ノ家ニ收容  
サレタ。 正確ニ何処デアルカ私ハ知ラナイ。 ソコデ、我々ハ三  
夜ヲ過シ、警防團ニ依ッテ警護マレタ。(譯者註：日本  
側ハ「インドネシヤ」補助警察隊ヲ教育シタ) 我々ハ

No 1

E 1728 Doc 95700 27

Evidentiary Document

書類第 1728  
宣誓口供書

本日、一九四六年(昭和二十一年)四月二十六日(金曜日)、新嘉坡「ペン」ソシキヤンに於て、余、即ち警察署長輔佐官知蘭野至、犯罪調査班員「ピーター・ゲイ・スベルタス・ファン・ホフ・シヤール」並に、共前二人ノ男ガ出頭シ、彼ハ認向ニ対シ自ら次ノ如ク言明シタ。姓名：「ドウライマロ」 年令 約四十二才

一般人トシテノ職業：護謨園番人頭、元英蘭印軍軍曹、現在「シダソ」ニキヤンニ於テル官カ監督頭、將來ノ住所：「チリヤツ」「チスルウ」村

五、貴下ハ目撃セシ貴下自身ス他ノ者ニ打シ行ハレタ是處行為ニ関シ何カ情報ヲ提供出来ルベシ

一九四三年(昭和十八年)五月ニ一確実ナ日附ハ私ハ此ニ出セマセシガ「チリヤツ」ヘ主街道沿ニ所在スル「チリヤツ」ニ於テ、彼ハ我々ガ貨物自動車「デコアル」ワ「カルタ」ヘ輸送サレラド、我々ニ告ゲタ。約二十名ノ苦クト共ニ、家カラ旅行靴又ハ同様ノ物ヲ持参スル時間モ子ヘテズ、私ハ直ニ貨物自動車ニ乗セラレタ。ガール「ワカル」ニ於テ、我々ハ乾燥シタ椰子ノ葉ノ屋根ノ一軒ノ家ニ收容サレタ。一正確ニ伺忍デアルカ私ハ知ラナイ。ソコテ我々ハ三夜ヲ過シ、警官防圍ニ依ッテ警護サレタ。(譯者註：日本側ハ「インドネシヤ」補助警察隊ヲ教育シタ) 我々ハ

No 1

Doc 5700

NO 2

遠くは渡りてヨロヤヤニ送ラシムルは近郊は我  
レニテマダ警戒固及レ日本人居テ警護マシ  
ニ取寄ヤルハソレハ既ニ多ク人ガ居ルヨリ  
我レガヨクモリニ出シムル時ニハ二三名以上居ル  
ハヨリヨリ於テ一箇ノ艦ニ乗セヨク航海ハ三日ト四晩  
連続ス

ソコデハ我ニ一日ニ三度食物ヲ食マシメテ  
其諸ノ上流ノ米類ヲシテ野米類トシテヤム  
米トシテ一樽若シテ一ケニ似テ一種ノ地産野  
米トシテ食マシメテ肉類ハ魚ノ米実ハ次ニ上ヘ  
ラレタリ我ハ約ニ五日ニ上流ノ米類ヲ食シ  
ガミ給フニ備居ルハ約ニ五日ニ許シモ得ルノミ  
デ

病人ガ多クニシテ急者ニ送ハシメテ薬ヲ買ハス  
若連ノ何ヤル余ノ食料ト稱シテ赤痢ニハ赤シイ色ノ  
丸薬ガ多クシテ私ト一箱ニ五発ニシテ七〇〇名中  
六〇〇名モシテ我レノミデ私ハ戦後ガ終ツテ時  
ニシテ一箇ノ艦ニ乗ルハ曹長トシテ後ノ言ニ依リテ  
我レニシテシテマシメテ下実ニ鑑ミテ瓜哇ノ人ノ全  
在員出立テ作成スル称合ビシレテ行方不明者中何  
名ガ我レノミデ私ハ言フトハ空手ニシテ六ノ名ハ又逃走シ  
マシタリ

裏面白紙

No 3

Doc 5700

本證人ノ證明

私下署名者前記「ドウラー」ハ訊問者ニ案内ナレ宣誓ノ  
 上評同サレ、彼ハ私ニ私ナシタル宣誓ガ今尚ホ私ヲ拘束スル  
 モノナレトモ告知シラレトコトヲ茲ニ言明シ、私ノ前宣誓陳述ガ私ノ  
 母國語ニテ通讀セラルヲ聽キ又私ニ提示サレタル上私ハ之  
 ガ眞實ニシテ正確ナル陳述ナルコトヲ言明ス。  
 宣誓受理者 署名 / ムハムド、マシマテイ /  
 一九四六年四月二十六日、ヘンダーソン、キヤンブ  
 前記名證人 署名 / ドウラー、ミロ /

前陳述ハ余ノ面前ニ於テ署名セラレシモノニシテ、本公式記  
 録ハ評同者タル余自身ニヨリ正確ニ書上セラレ、既ニ後署名  
 名セラレシモノナリ  
 一九四六年四月二十六日 新嘉坡「ヘンダーソン」キヤンブニ於テ  
 前記名評同者 署名 / P、G、A、ホツシールト /

寫本証明： 在新嘉坡和蘭戰爭犯罪調査班長  
 署名 / 護ミ得ズ /

裏面白紙

no. 4

Doc 5700

書類第5700号

説明書

下記の如く、前軍務部書記課長吉田印軍大尉「チャールズ・コンダ  
ネー」氏の遺言に於て遺言「上左記標題」添附の蘭文をハ和  
蘭軍務部、公式訳録ヨリ得タルモノナルト云々  
一五〇六年一月二十六日附シテ其ノ近隣ノ有力牧  
場所ニ於テ「日英會館」依ル傍務考(強制書カ)在待ニ因スル  
元和軍務部印軍大尉「チャールズ・コンダネー」氏

(署名) 「チャールズ・コンダネー」

於パンジャール「セロニヤ」昭和二十一年七月二十日

今、前記の如く、前軍務部書記課長吉田印軍大尉「チャールズ・コン  
ダネー」氏の遺言に於て遺言「上左記標題」添附の蘭文をハ和  
蘭軍務部、公式訳録ヨリ得タルモノナルト云々

(署名) カートリートウエール

裏面白紙

No.1

Doc P 5701

書類第七〇二號

證明書

下記署名 和蘭軍情報部戦記課長蘭印軍大尉、チャールズ・ヨングネールハ先ツ正ニ宣誓、上左記標題、添附文書ハ和蘭軍情報部、公式記録ヨリ得タルモノナルコトヲ 證言ス

記

一九四六年、昭和二十一年、五月二十一日附、ミール及び其近隣、苦力収容所ニ於ケル日本官憲ニ依ル、勞務者(強制苦力)虐待ニ關ス

署名、

署名、

署名、チャールズ・ヨングネール

於バタビヤ一九四六年、昭和二十一年、七月十三日

余蘭領東印度校事總長事務局附先任官吏蘭印軍

中尉法學博士、カーアードヴェールド、面前ニ於テ署名宣誓セルモノナリ。

署名、カーアードヴェールド

No. 1

Doc P 5701  
E 1729

書類第七〇一號

證明書

下記署名和蘭軍情報部戦犯課長蘭印軍大尉、チャールズ・ヨングネール、ハ先ツ正八ニ宣誓、上左記標題、添付文書、和蘭軍情報部、公式記録ヨリ得タルモノナルコトヲ證言ス

記

一九四六年、昭和二十一年、五月二十二日附、ミレー及び其近隣、苦力収容所ニ於ケル日本官憲ニ依ル、勞務者(強制苦力)虐待ニ關スル苦力、カサベンサンタミ、ノ宣誓口供音

署名一

署名、チャールズ・ヨングネール

於、バタビヤ一九四六年、昭和二十一年、七月十三日

余蘭領東印度檢事總長事務局附先任官吏蘭印軍

中尉法學博士、カーアードウエールド、面前ニ於テ署名宣誓セルモノナリ

署名、カーアードウエールド

裏面白紙

書類オモテロ

宣誓 口供書

本日即、一九四六年／昭和二十一年／五月二十二日水曜日、クアラ  
ルムプルヌゲイベシシヤワ人キヤンブニ於テ余即新嘉坡相蘭戰  
犯調査團長特務大尉、ヨモラゴッドフリードベナルス、面前ニ訊問  
シタル所、カサ、ビンサタミ、ト自稱ス任所、クアラルムプルヌゲイ  
ベシシヤワ人キヤンブ、特務主任所、ケラチヤツプ、管区、メルガツチ  
年令廿五才、是人物ヲ出頭セリ

Doc 5701

No. 2.

5. 貴下ハ貴下自身又ニ其他ノ人々ニ討シテ行ハレタ貴下ノ自撃  
セル是行行為ニ就テ何カ國カマテケルラ、ニアリマセンカフ。  
私カ村長カ一年間海外ニ行ツテ日本人ノ為ニ働クヤウニ命ゼ  
ラレリノハ今カラ約三年前カ、シテシテシヨウ。私ハ之ニ反対  
シマセンシテ、私カ村カ、一行ハ九名デシテ、我々ハ、バタビア行ノ輸  
送船ニ乗ラシメシテ、我々ハ二日後ニ既ニ乗船シ日本人ヲ護衛シ下ニ  
マケシケン（リオウ）ニ向ケ出テシマシ。此処デ我々ハ伐木コヤラネバ  
ナリマセンデシテ、我々ハ此処デ「オサケト」ニツテ日本人ヲ請負人トシテ働  
キマシ。此由ニ殘忍ナ人デシテ、彼毎日極ク此細ク言ヒタテ  
タリノ人ヲ打テマシテ、彼ハ辱ミ全ク理由モ無ク段打シシ。我々カ全  
ク我々カ力量以上ノ任テ、トイフ單純ナ理由カ、体力上不可能ナヤウ  
ナ任テ、ヨシヤウニ命ゼラレリ。此ナド彼ハ、キリ次カ、設打シシ。我々カ  
病氣デアルト報告サレリヤウナ付ハ何時デモ、結果ハ唯々大イニ打タレ  
ル丈デシタ。



No. 3.

Doc 5701

彼ハ何時モ腕程モアルタイ木片ヲ毆打シマシタ  
 私が私ノ力量以上ノ任ヲ命ゼラレテ上述ノヤウニ実行出来  
 ナカリ場合私自身此ノ毆打ヲ体験シマシタ。私ハ木片ヲ北背  
 中ヲ反復出血スル迄打タレマシタ。(証人ハ訊問者ノ私ニ背中ノ  
 ニッノ傷痕ヲ示シタガッレハ、夫々田舎ニ長サ六糎中一糎近キモノ  
 デアル)

私ハ此ノ後気分が更々ワタケレドモ更ニ虚待サレルコトヲ以テ取テ  
 働クコトヲ止ママンデシタ。私自身及其他不知カニ自斃シタリ虚  
 待ノ一特創決ノ通リデアリマス

次頁ニ續ク

裏面白紙

No. 4

Doc. 5701

我々仲間一人「カルタサンハ私ハ彼ノ現ニ所ヲ知りマセ  
 ンガ」シヤフヲ買ヒマシテ「オサケハ向違フテ「カルタサン」ガ  
 其「シヤフ」ヲ盗ンテ「アト」思ヒマシテ「罰」トシテ彼ハ手ヲ背中  
 ニ縛ラレ脚ガヤト地ニ觸レル位ニ木ニ吊サレマシテ「ソレカラ  
 此ノ無防禦ノ苦カハ頭ニ石油ヲ振り掛ケラレ髪ニ火ヲ點ケ  
 ラレシタ。彼ハ苦痛ニウナキマシテ「彼ノ頭ハ全ク腫レ上リ  
 出血シマシテ「カルタサン」ガ縛ヲ解カレ同僚達ニ清ナラレテ  
 カラ「オサケ」ハ平手テカ一杯何夜モ彼ノ顔ヲ打テマシテ  
 ソレカラ彼ハ病院ニ連レテ行カレテシタ。彼ハ病院ニ  
 一ヶ月居マシテ「彼ハ「オサケ」ニ打テレカラ水ヲ一杯注ギ込  
 マレテ「アト」袋ガ腫レマシテ」  
 「キヤング」ニ於ケン食物ハ非常ニ悪ク又全ク不充分デシタ。  
 我々ハ日ニ三度山サナ一握リノ米ト玉蜀黍「コーン」ト僅カ  
 ノ野菜ト時々魚ノ小片ヲ與ヘラレマシテ」  
 我々ハ重イ病者ノ場合ハ日本人ノ医者ノ診ニ療ヲ受ケ  
 サルモ與ヘラレマシテ「然レシ病人ノ数ハ非常ニ多クイデシタ」  
 病氣ハ概ネ「マラリヤ」(蚊帳ガアリマセンデシタ)赤痢脚  
 氣デシタ」  
 私ノ見積リテハ私ガ「キヤング」ニ居タ年ノ間ニ總員七五〇人  
 ノ内五〇人以上ガ死ニマシタ」

裏面白紙

書證

本証人ニ依ル証言

以下ニ署名セル上記ノ私カサビンサンヲミハ茲ニ私が訊  
問者ニ依ッテ案内サレ宣誓上ニ聴取サレタコトヲ明言シマス  
其ノ訊問者ハ私ニ依ッテサレタ宣誓ガ未ダ私ニ責任カア  
コトヲ告ゲマシタ又私ノ自國語テ私ニ讀マレ又示サレタ上記  
私ノ宣誓ニ陳述ヲ聞キ私ハ夫レガ眞実且正確ナ陳述  
デアルトヲ明言シマス

宣誓執行者

署名 / ベン・タレン

クアラ・ルムプル、レヤバ人キヤンブ

一九四六年 / 昭和二十一年 / 五月二十三日

上記証人

署名 / カサ

上記陳述ハ私ノ前デ署名サレ此ノ公式記録ハ正確ニ書  
カレ次イデ訊問者ナル私自身ニ依リ署名サレ

一九四六年 / 昭和二十一年 / 五月二十三日 / クアラ・ルムプル人  
キヤンブニテ

上記訊問者

署名 / 大尉 J.G. ベンデルス

眞正ナル寫本ナルコトヲ証明ス

新嘉坡、和蘭戦犯調査團長

署名 / J.G. ベンデルス

No. 5

Doc. 5701

E 1730  
DocP5702

22

宣誓口供書

本日、一九四六年/昭和二十一年/四月十五日、月曜日、余、シ印領東印度一等参観ニシテ新嘉坡「ニイスウィ」・キヤンプ」ニ於テ開廷中ノ新嘉坡獄争犯罪調査員ノ一員タル「エバアイトフアン」・エツセン」ノ面前ニ一個人出頭セリ右ノ若ヲ執問セシトコロ

姓名、・サンラヴィ・ピン・ウイリ  
アスチャ・ナルコトヲ言明セリ  
年齢約卅五才

新嘉坡「ニイスウィ」  
キヤンプ」  
(新嘉坡獄争犯罪調査員)

新嘉ノ住所  
カリベニン小區、カラシコ  
バル區パンチャノガラ、

三、汝ガ目シタトコロノ汝及ビ其ノ他ノ者ニ加ヘラレタル暴行行爲ニシテ何等カノ情報ヲ寫シ得ルヤ。

私ノ家ハ「パンチャノガラ」  
「カラシコバル」  
「カリベニン」  
小區ニアリテ其處ニテ

人

E 1730  
DocP5702

22

宣口供書

本日、一九四六年/昭和二十一年/四月十五日、月曜日、余、シ印領東印度一等参事ニシテ新嘉坡「ニイスウィ・キヤンプ」ニ於テ院中ノ新嘉坡戦争犯罪調査員ノ一員タル「エバートフアン・エツセン」ノ面前ニ一人出頭セリ右ノ若ク執同セシトコロ

姓名、サンラヴィ・ビン・ウイリ  
アスチャ・ナルコトヲ言明セリ

年齢約卅五才

職、騎手  
住、新嘉坡「ニイスウィン・キヤンプ」

將來ノ住所、カリベニン小區、カラコバル區バンチャノガラ、

三、汝ガ目シタトコロノ及ビ其ノ他ノ者ニ加ヘラレタル暴行行爲ニシテ何等カノ情報ヲ寫シ得ルヤ

私ノ家ハ「バンチャノガラ」  
「カラコバル」  
「カリベニン」  
小區ニアリテ其處ニテ

裏面白紙

2.

Doc 5702

手ヲシテ居リマシタ。  
一九四三年（昭和十八年）四月私ハ小區役所ニ  
出頭ヲ命ゼラレ、ソレヨリ「カヴェダナアル  
」ニ遣レユカレ更ニ「バジャネガラ」ニアル統  
治事務所ニ進行セラレマシタ。統治事務所ニテ  
ハ約百人ノ爪哇人ト共ニ小時間抑留セラレシ上  
日本人ニヨリ汽車ニテ「タンジョンブリヤ」ニ  
進行サレ其處ニテ我々ハ約三日間滞在シ更ニ日  
本船ニテ約千人ノ爪哇人ノ苦力ト共ニ新嘉坡ニ  
出帆シマシタ。新嘉坡デハ一回ハ分散サセラレ  
マシタ。我々約五百人ハ「ブールー・セキヂヤ  
ン」ニ進行サレマシタ。「ブールー・セキヂヤン」  
デハ我々ハ苦力トシテ船卸仕事ニ着手サセラレ  
マシタ。我々ハ即チ米、砂糖及ビ煙草ヲ船卸シ  
ナケレバナリマセンデシタ。我々ハ晝夜働キマシ  
タ。多数ノ苦力ハ赤痢、脚氣、「マラリア」等  
ニ罹ツテ病氣ニナリマシタ。醫藥ニ付テハ我々  
ノ得タモノハ唯一種ノ丸藥ダケデアリマシタ。  
赤痢ニ對シテハ日本人ハ「ノリツト」ハカイボ  
ン劑）ヲクレマシタ。多数ノ苦力約二百人カラ  
三百人ガソコデ死亡シマシタ。毎日十人カラ十  
五人ガ死亡シマシタ。死骸ハ日本人ノ手デ焼カレ

裏面白紙

43

3

Doc 5702

終ニ一人ノ死亡シタ「ハヂ」(メツカ参拜ヲ終  
 ヘタ同教徒)ガ焼カレマシタガシカシ其ノ死骸  
 ハドウシテモ焼ケマセンデシタノデ只埋メラレ  
 マシタ。其レ以來死骸ヲ焼クコトハアリマセン  
 デシタ。

一人ノ苦力、私等ハ番號ヲ呼ビ合ツテイタノ  
 デ其ノ名ヲ記憶シマセンガ、或ル期固病氣デ  
 假小屋テ居リマシタガ飢餓ニ憊ミ甘藷ヲ盜  
 マウトシテ出カケテ其ノ現場ヲ日本人ニ捕ヘラ  
 レマシタ。本本サンノ音譯ノト立花ノ音譯ノト  
 云フ日本人ハ二人トモ軍人デ三個ノ黄色ノ星ガ  
 刺シテアル發章ヲツケテイマシタガ此ノ犠牲  
 者ノ手ヲ後手ニ縛リ、足モ縛リマシタ。地上ニ  
 横ハツテキテ足ハ綱ヲ木ニ結セツケラレタノデ  
 上方ニアガリ身體ハ一枚ノ藪デ包マレタ上一層  
 ノ石油ガ垂リカケラレタ後デ火ガ燃ケラレマシ  
 タ、彼ノ聲ヤ尻ヤ其ノ他ノ部分ガ燒ケマシタ。  
 鋼モ全部燒ケマシタ火ガ消サレテカラ犠牲者ハ  
 病院ヘ送レテユカレマシタガ負傷ガ原因デ三日  
 後死亡シマシタ。

裏面白紙

Doc 5702

4.

其ノ後一九四四年（昭和十九年）七月私ハ他  
ノ苦力ト共ニ「カムボンバル」ニ「タンヂヨン  
バガルー」新嘉坡ニ送レテユカレソコデ一同ハ  
又モ船中ニ居テ各籍ニ別カネバナリマヤンデシ  
タ。

ソコデ私ハ数回太イ網片デ石眼ヲ擲レマシタ  
ソレカガ爲メ負傷ヲシ眼ヲ痛メマシタ、嘗ニ今  
日ニ至ル迄此ノ眼デハ能ク物ヲ見ルコトガ出来  
マセン尙今デモ傷痕ガアリマス。（証人者タル  
余ハ石ノ眼驗ト眼ニ接近セルトコロニ一ノ傷痕  
アルヲ確ム）コレハ三週ノ刺續シタ星ノアル經  
路發章ヲツケテイターアピサント云フ日本軍  
人ニ傷ツケラレタモノデス。理由ハ私ノ苦力三  
人デハ大キナ杖ガ揚ゲ得ラレナカツタノデ苦  
力監督トシテ私ニ責任ガアツタト云フコトナノ  
デシタ。

本 證 人 証 明

私、下記署名ノ且前通ノ「サンラヴィ・ピン  
ウイリアスチャ」ハ証人者ニ依リ案内サレ宣誓  
採取ノ上私ニ依ツテ寫サレタ宣誓ハ今モ尙私ニ

裏面白紙

45



5.

Doc 5702

責任アル事ヲ告ゲラレ私ノ自認語ニ於テ上記ノ  
私ノ宣誓陳述ヲ讀マレタルヲ聞キ且ツ示サレタ  
ノテ私ハ是ガ真正ニシテ正確ナル陳述デアル事  
ヲ證明シマス。

新嘉坡 一九四六年(昭和二十一年)四月十五日

上記證人

「サンラヴィー」ノ右母指ノ  
母印ニヨル署名

上記陳述書ハ余ノ面前ニ於テ署名サレ、本公  
式記簿ハ真正ニ作成セラレ次テ余即チ訊問者ニ  
ヨリ署名サル

一九四六年四月十五日 新嘉坡ニ於テ

上記 訊問者  
署名 イイ・ファン・エツセン  
真正ナル抄本タルコトヲ證ス  
判讀シ得ズ

裏面白紙

Doc 5702 (cont)

警備第五七〇二號

證明書

下記署名ノ和蘭軍情報部員宛謀長印軍大尉「チャールズ・ヨンゲネール」ハ先ヅ正式ニ宣誓ノ上左記標題ノ添附和蘭語文書ハ和蘭軍情報部ノ公式記録ヨリ得タルモノナルコトヲ證言ス。

記

一九四六年ノ昭和二十一年ノ四月十五日附「マレー」及び其ノ近隣ノ苦力收容所ニ於ケル日本官憲ニ依ル「勞務者」(強編苦力)直待ニ歸スル傳勞「サンラウイ・ビン・ウイリアスチャ」ノ宣誓口供書。

署名

(署名) 「チャールズ・ヨンゲネール」

於 バタヴィヤ一九四六年ノ昭和二十一年

七月二十三日

余、口領東印度檢事總長事務局附先任官吏印軍中尉法學博士「カー・アー・ドヴェールド」ノ面前ニ於テ署名宣誓セルモノナリ

(署名) 「カー・アー・ドヴェールド」

裏面白紙

E 1731  
Doc 15706

72

宣誓口供書

本日一九四六年（昭和二十一年）五月二十三日木曜  
日「クアラ・ルムブル」「スンガイ・ブシ」爪哇人  
「キヤムブ」ニ於テ余即チ「シンガポール」和蘭職  
争犯罪調査部長特務大尉「ヨセフ・ゴツドフリード」  
ベンデルス」ノ面前ニ一人ノ者出頭シ質問セル所、  
次ノ如キ者ナルコトヲ言明ス。  
氏名「バルマン・ビン・ジョタルノ」、年齢約二十  
五才  
職業 百姓  
住所 「クアラ・ルムブル」「スンガイ・ブシ」爪哇人「キヤムブ」  
「シンガポール」領「バラング・ウエルケレ」

Handwritten notes in a box, including the name 'Balman Bin Jotarno' and other illegible characters.

カ

二年半程前私ノ村長ハ私ニ日本人ノ所へ働キニ行  
ク様命ジタ。之ニ關シテ彼ハ我々ニ高賃金、充分  
ナル衣服、食糧及優遇ニ就キアラユル種類ノ約束  
ラシタ。之等ノ約束ノ中多クハ實現シナカッタ。  
「ジャワ」ニ於テ我々ハ現金デ只十「ギルタ」シ  
カモラハナカッタ。ソシテ更ニ私ハ苦力頭タル故  
ヲ以テ日ニ一「ギルタ」半ヲモラツタ。ソシテ時  
々我々ハ又一端ノ衣服ヲモラツタ。アラユルモノ  
ガ非常ニ高カツタノデ賃金ハ確カニ不充分デアツ

1.

E 1731  
Doc 15706

72

宣誓口供書

本日一九四六年（昭和二十一年）五月二十三日木曜  
 日「クアラ・ルムブル」「スンガイ・ブシ」爪哇人  
 「キヤムブ」ニ於テ余即チ「シンガポール」和蘭職  
 争犯罪調査部長特務大尉「ヨセフ・ゴツドフリード  
 ベンデルス」ノ面前ニ一人ノ者出頭シ質問セル所、  
 次ノ如キ者ナルコトヲ言明ス。

氏名「バルマン・ビン・ジョタルノ」、年齢約二十  
 五才

職業 百姓

住所 「クアラ・ルムブル」「スンガイ・ブシ」爪哇人「キヤムブ」  
 將察ノ住所 「バンテウル・レヘント」領「バラング・ウエルケレ」

五、貴下ハ貴下ガ目撃シタ貴下自身又ハ他人ニ對シ  
 ナサレタ暴行行爲ニ關シ何カ情報ヲ提供シ得マス  
 カ。

二年半程前私ノ村長ハ私ニ日本人ノ所ヘ働キニ行  
 ク豫命シタ。之ニ關シテ彼ハ我々ニ高賃金、充分  
 ナル衣服、食糧及優遇ニ就キアラユル種類ノ約束  
 ランタ。之等ノ約束ノ中多クハ實現シナカツタ。

「ジャワ」ニ於テ我々ハ現金デ只十「ギルタ」シ  
 カモラハナカツタ。ソシテ更ニ私ハ苦力頭タル故  
 ヲ以テ日ニ一「ギルタ」半ヲモラツタ。ソシテ時  
 々我々ハ又一端ノ衣服ヲモラツタ。アラユルモノ  
 ガ非常ニ高カツタノデ賃金ハ確カニ不充分デアツ

裏面白紙

Doc 5706

2.

タ。私ノ村落カラ私ハ「ジヨクヂヤカルタ」ト  
 クヱイヤレシテ「タンジユンピナン」ニ向  
 ケ出發シタ。コノ場所ノ近所デ「スキチヤング」  
 ニ於テ我々ハ仕事ニ就カサレタ。苦力頭トシテ私  
 ハ船ノ荷場デラ監督シタ。我々ハ餘リニモ少イ食  
 糧ヲ受取ツタ。日ニ三度僅カ許リノ米、僅カナ野  
 菜「スーブレ」ヲシテ小サナ魚デアツタ。我々ニ與  
 ヘラレタ糧余ノ考慮モ亦不充分デアツタ。日本人  
 ノ醫者ガ居タ。然シ藥ハ不充分デアツタ。我々ハ  
 其處ニ一年バカリ留ツタ。最初ハ三十人ノ苦力ガ  
 私ノ下デ働イタ。ソノ中十一人ハ死ンダ。大部分  
 ハ赤痢ト脚氣デ死ンダ。コノ病氣ニ對シテハ我々  
 ハ不充分ナ藥シカモラハナカツタ。苦力ハ入院ガ  
 必要デアルトキハ働ク必要ハナカツタ。然シ病人  
 ハ其處ニ於テハ只半分ノ賃金ノ權利シカ持タナカ  
 ツタカラ重病息者スラ入院スルコトヲ切望シナカ  
 ツタ。私ガ屬シテモ四九〇名カラ成ツテモタ集  
 団ノ中約一四〇名ガ私ガ其處ニ居タ其年ニ死ンダ  
 我々ノ收容所ノ指揮官ハ「ミア」ト言フ名デアツ  
 タ。我々ハ彼ノ取扱ニ就イテ何一ツ不平ガナカツ  
 タ。此處ニ於テハ他ノ日本人ニヨル大量ノ殴打ガ  
 アツタ。

彼等ノ一名ハ「中村」ト言フ名デアツタ。之ガ私  
 ノ部屋ノ外デ起ツタノデ私ハコレニ就テ詳細ヲ述  
 ベル事ハ出来ナイ。中村ハ背ガ低ク肥ツテモテ、

裏面白紙

3.

Doc 5706

中年デアツタ。飯ハ眼鏡ヲカケテキナカツタ。  
 「ニキデヤング」ニ於ケル滞在ノ後我々ハ「シン  
 ガポール」理由「バヂヤエ」ニ向ケ出發シタ。族  
 ハ四日四晩續イタ。ソシテ汽車デ行ハレタ。我々  
 ハ有蓋貨車デ送サレタ。我々ノ荷物モ加ヘテ我  
 々三十五名ハ一ツノ貨車ニ押シ込マレタ。眠ルコ  
 トハ到底出来ナカツタ。我々ハ暑サデ殆ド窒息セ  
 ンバカリデアツタ。ソレカラ我々ハ四十キロバカ  
 リ行軍サセラレタケレドモ其夜ハ我々ハ眠ル暇會  
 ヲ與ヘラレシ。ソシテ何モ特別ナ事ハ起ラナカツ  
 タ。此處デ我々ハ「クンブ」收容所ニ住ミソシテ  
 道路建設ノ仕事ニツケラレタ。我々ハ其處ニ於テ  
 日ニ十二時間非常ニ勤勞ニ働イタ。此處デ殴打ガ  
 アツタ。然シソレ等ハ酷クナカツタ。責任ノアツ  
 タ日本人ノ名前ヲ私ハ忘レタ。其後私ハ兵補(譯  
 者註、日本人ガ訓練シタ「インドネシヤ」人補助  
 民兵)ニナルヤウニ選バレタ。ソシテ「バヂヤエ」  
 ニ戻ツタ。其處デ五ヶ月間私ハアラユル種類ノ仕  
 事ニ従事サセラレタ。正シク今日迄私ハ嘗テ兵補  
 トシテノ最少ノ訓練モ受ケテキナカツタ。「バヂ  
 ヤエ」カラ我々ハ「クアラ・ルムブル」ニ向ケ又  
 其處カラ「クアラ・グブ」ニ旅ニ出カケタ。其處  
 デ私ハ苦力頭長トシテ働カサレタ。ソシテ我々ハ  
 食糧ヲ即ス様命令サレタ。我々ハ確カニ此處ニ於  
 テ非常ニヒドク働カネバナラナカツタ。我々ハ此

裏面白紙

加

Doc 5706

4.

處テ充分ナ米ガ與ヘラレタガ殆ンド他ニ副食物ハ  
 ナカツタ。ニレハ例外的ナ重労働ト稱シテ多ク  
 ノ老ヲ病氣ニ陷レタ。コノ仕事ハ一ヶ月半讀イタ  
 ソシテ私ノ五十人ノ苦力ノ内二人ハソノ期間中ニ  
 死ンダ。私ハ「マラヤ」カラト想像スル。此處  
 ノ状態ハソレヲ人々ガ取テ病氣ヲシク見エナイ  
 ヨウニシテ程デアツタ。何故ナレバソノワスルト彼  
 等ハ只些少暇度ノ食糧ヲ受ケルノガ當デアツタカ  
 ラ、人々ハ從ツテアラニル代價ヲ拂ツテ働キ續ケヤ  
 ウト試ミタ。コレガ私ノ考デハ死ンダ其ノ二人ノ  
 命取リトナツシノデアル。

本證人ニヨル證明

私、下記署名者、上記ノ「バルマン・ビン・ジヨ  
 タルノ」ハ茲ニ、私ハ証問者ニ遵カレ宣誓ノ上訊  
 問ヲ受ケ又証問者ハ私ニ私ニヨリナサレタ宣誓ハ  
 マダ私ヲ拘束スルモノナル事ヲ告ゲタ事ヲ言明ス  
 ル且私ノ母國語デ讀マレ又私ニ示サレタ私ノ上記  
 ノ宣誓陳述ヲ聞キ私ハソレガ眞實且ツ正確ナ陳述  
 ナル事ヲ言明スル。

クラール・ルムブル 一九四六年（昭和二十一年）五月二十三日

上記證人

ノ署名名ノバルマン

上述ノ陳述ハ私ノ面前デ署名サレ且コノ公式記録  
 ハ証問者タル私自身ニヨリ眞實ニ作成サレ其後署  
 名サレタ。

クラール・ルムブル ニ於テ一九四六年（昭和二十一年）五月二十三日

5

Doc 5706

上記取問者

署名 J・G・ベンデルス大尉

寫本證明

「シンガポール」和蘭戰爭犯罪調査員

署名

J・G・ベンデルス

裏面白紙



書類第五七〇六號

證明書

下記署名ノ、和蘭軍情報部駁犯課長蘭印軍大尉「チャールズ・ヨンゲネール」ハ先ヅ正式ニ宣誓ノ上左記課題ノ添附類言語文書ハ和蘭軍情報部ノ公式記録ヨリ得タモノナルコトヲ證言ス。

一九四六年（昭和二十一年）五月二十三日附馬來及ビ其ノ近隣ノ苦力收容所ニ於ケル日本官憲ニ依ル「勞務者」（強制苦力）處行ニ關スル苦力「バルマン・ビン・ジエタレイメ」ノ宣誓口供書

署名

（署名） 「チャールズ・ヨンゲネール」

「バタヴィヤ」 一九四六年（昭和二十一年）七月二十三日

余、蘭領東印度總務處長事務局附先任官更蘭印軍中尉法學博士「カー・アー・ドウ・ウエールド」ノ面前ニ於テ署名宣誓セルモノナリ。

（署名） 「カー・アー・ドウ・ウエールド」

Doc 5706 (cont)

E 1732  
Doc 95712

22

宣旨口供書

本日、一九三六年ノ昭和二十一年ノ五月十五日  
月曜日、新嘉坡「ノルマントン」収容所ニ於テ、  
余即チ警察長、新嘉坡刑務官、犯罪者、同僚、  
員「ビィ・デーニスベル・ス・アンナ・ボツスシ  
ヤート」ノ面前ニ一人出頭セリ、訊問ノ結果復  
ハ

姓 名 セラマツトビンユノリス  
職 務 警官 約廿五才  
住 居 新嘉坡「ノルマントン」収容所

レタール暴行行爲ニ行テ何等カノ借銀ヲ爲スコトラ  
得ベキヤ

今ヨリ一年半程以前（一九四四年八月十九年）  
十一月）私ハ「ブーラウ スキヂヤン」ニアル収  
容所病院へ病人トシテ収容セラレマシタ。此處ニ  
ハ又「カリオミン」ト「バ・シデン」トノ二人モ  
私ト同様同病ト診断トラ病シテ居リマシタ、

E 1732  
Doc P5712

22

宣口供書

本日、一九〇六年ノ四月二十一年ノ四月十五日  
月曜日、宣口供「ノルマントン」度客所ニ於テ、  
余トシテ警察長、警察長和自段等犯疑者調査口々  
員「ビイターデイスベルタス・アンナ・ボツスシ  
ヤート」ノ面談ニ一信入出頭セリ、訊問ノ結果後  
ハ

姓 名 セラマツトビシユノリス

年令 約廿五才

職 業 警方監警

住 居 宣口供「ノルマントン」度客  
所

警察ノ住居 クムブ・ダマカン・クドリス

ナルコトヲ言明セリ

三、汝ガ目撃シタル故及ビ他ノ者ニ發シ加ヘラ  
レタル暴行行為ニ行テ何等カノ情報ヲ爲スコトヲ  
得ベキヤ

今ヨリ一年半程以前（一九〇四年（明治十九年）  
十一月）私ハ「ブーラウ スキデヤン」ニアル故  
客所病院へ病人トシテ救養セラレマシタ。此處ニ  
ハ又「カリオミン」ト「バ・シデン」トノ二人モ  
私ト同様病氣ト診断トヲ病シテ居リマシタ、

裏面白紙

2.

Doc 5712

本日、私ハコレヨリ箱籠ニ遊ベルコトハ出来マセ  
 シガ、朝ノ九時頃デシタ「バ・シデン」ハ病院ノ  
 一日云人醫者ニ氣テマカレ醫者ハ「バ・シデン」  
 ノ雨手ヲ先ツ縛ツタ後チ氣ノ上カラ細テ縛リマシ  
 タ。私ハ十茶バカリ座レタトコロニ居リマシタ  
 コノ細テ縛ルコト其ノ後チマツタ戻トハ第九  
 小庭ノ西庭テ行ハレマシタ、「バ・シデン」ハ第  
 八小庭ニ住ンデ居リマシタガ第九小庭ノ前庭ハモ  
 ット廣カツタノチ息者ハ皆此ノ旗籠ニ立合フヤウ  
 日本人ニ命ゼラレマシタ、「バ・シデン」ハ氣ニ  
 マカレテ、ソノ爲儀カラ下ノ足ヲケガ見エタバカ  
 リデシタガ、ソノ後醫者ハ、其ノ病前ハ私モ知り  
 マセン、結草ニ火ヲ口ジ「バ・シデン」ニ足ヲ開  
 カセテ其ノ上ニ立タセマシタ、氣ニ火ガ暗キマシ  
 タ、「バ・シデン」ハ横ニ飛ビノキマシタ、火ガ  
 自然ニ燃エ盡キタ時醫者ハ「バ・シデン」ノ雨足  
 ヲ細テ縛リ續ノ後ニ懸ケ「バ・シデン」ノ足ヲ引  
 キ上ゲテ地上カラ離シマシタ、「バ・シデン」ハ  
 腹メ後ノ手ガ地上ニ着ク迄風ムヤウニ命ゼラレマ  
 シタ、カクシテ後ガカクノ如ク俯リ懸ツテ居ル間  
 ニ醫者ハ細ヲ引キマシタ、腕ケタ氣ノ弱リガ醫者  
 ニ依ツテ「バ・シデン」ノ身置カラ取り除ケラレ  
 マシタ。

裏面白紙

54

Doc 5712

3.

乗込ラ紙ノ両手テ文へ尾ヲ復中ニ為テ「バ・シ  
 ナン」ハ午ノ四時頃迄は着ガ就ニ為ビツケルヲ  
 尋ク進ソノヤウニシテブラ下ツテ居リマシタ、其  
 ノ上着者ハ「バ・シナン」ノ身色ニバケツ一帯ノ  
 皇衣ヲ打穿ケテカラ表ハ白濁ニテレマシタ、「バ  
 シナン」ハ哀容満顔にて三日間表色ノ蒼蒼ヲ手合  
 ラ受ケマシタ、彼ノ音中ノ病ノ分ノ度はハ全ク病  
 デ復レテシマヒマシタ、三日合ニハ日入時着  
 自デハ着替ハ成ビ置シタト云フヨトデ「バ・シナ  
 ン」ノ病ハモ早手治シマセンゲシタ、彼ハモ早  
 一服モスルコトガ出来マセンデゴカ、ソシテ病サ  
 デ重キ時ビテガラ積ハツテイマシタ、三日後復ハ  
 病院テ死亡シマシタ。

本館入館例

余、下記姓名者、上記「セラマツト」ハ、私ノ  
 為シタ宣言ガ今向私ヲ拘束スルモノナルコトヲ私  
 ニ告ゲシ狀同様ニ尋カレ宣言ノ上尋取セラレシコ  
 トヲ言ハシ且私ノ自口曰ニテ病氣セラレ且私ニ示  
 サレタ上記宣言同様ヲ尋取シタニ其ノ真正ニシテ  
 真正ナルコトヲ言ハス

「ノルマントン」氏寄附 一九四六年(昭和二十一年)  
 四月十五日

裏面白紙

56

Doc 5712 (cont)

卷五七二

一七

下記姓名和自軍編纂部は現職長官印部大尉「チヤ  
ールズ・ヨンゲネル」ハ先ツ正式ニ宣旨ノ上左  
記姓名ノ編纂部員ニ文書ハ和自軍編纂部ノ公文記  
録ヨリ得タルモノナルコトヲ記書ス。

記

一九〇六年ノ昭和二十一年ノ三月十三日附「マレ  
ー」及び其ノ近海ノ管方以各所ニ於ケル日本官憲  
ニヨル「野村君」(和自軍管方)ノ印符ニ移スル「セ  
ラマト・ビン・ヨホス」ノ宣旨口録也

署名

(署名) 「チヤールズ・ヨンゲネル」

於バタヴィヤ、一九〇六年ノ昭和二十一年ノ七月

二十三日

余、自領兵印部編纂部員長官印部大尉、印部  
軍中隊隊長「カ・ア・ドヴエール」ノ印  
符ニ於テ署名宣旨タルモノナリ。

(署名) 「カール・ドヴエール」

裏面白紙

Doc 5712

上記証人

署名

セラマツト

宣誓証認

署名：サルデアデモード

.....

上記証人ハ余ノ面前ニ於テ署名セラレ本公式  
記シハ真正ニ作製セラレテ余曰ク証人者ニヨリ  
公セラル

一九四六年四月十三日、新嘉坡「ノルマン  
トン」取締所ニ於テ上記証人者

署名 ビイ・ガイ・ア・ボツシヤールト

真正ナル抄本ナルコトヲ認定ス

新嘉坡和蘭領事館書記官

ボツシヤールト

裏面白紙

No. 1

E 17.33  
Doc P 5703

書類第 五七〇三号

證明書

下記署名、和蘭軍情報部戦犯課長、蘭印軍大尉  
「チャールズ・ヨンゲネール」ハ先ツ正式ニ宣誓シ、上左記標題、  
添附和蘭語文書ハ和蘭軍情報部、公式記録ヨリ得テ  
ルモノナルコトヲ證言ス。

記



一九四六年一月二十六日附「マ」及「ホ」近隣ノ  
苦力收容所ニ於テ日本官憲ニ依ル事務者（陸尉若力）ノ  
「チャールズ（19）」  
カール・ドワニールト

「チャールズ・ヨンゲネール」  
一九四六年一月二十六日  
カール・ドワニールト

余、蘭領東印度總長事務局附先任官吏、蘭印軍中尉  
法學博士「カール・ドワニールト」面前ニ於テ署名宣誓セシメテナリ。  
(署名) 「カール・ドワニールト」

22



No. 1

E 19.33

Doc P 5703

書類第 五七〇三号

證明書

下記署名、和蘭軍情報部戦北隊長蘭印軍大尉  
「チャールズ・ヨンゲネール」は先づ五式ニ宣明の上、左記程題、  
茶阿和蘭結文書ハ和蘭軍情報部、公式記録ヨリ得、  
ルモノナルコトヲ證言ス。

記

一九四六年、和蘭王、五月廿六日附「ヨ」及「其」近隣、  
苦力收容所ニ於テ「日本官憲ニ依ル労働者」(強制苦力)ノ  
是等ニ同スル鉄道苦力「アケマド」ビシケタキニ、宣明言付書

署名

(署名) 「チャールズ・ヨンゲネール」

於「ハ」分「ハ」一九四六年、和蘭王、五月廿七日

余、和蘭領東印度検査總長事務局附先任官吏、和蘭印軍大尉  
去學博士「カー・アー・ドワエール」ノ西前ニ於テ署名宣明言付書ニ付、  
(署名) 「カー・アー・ドワエール」

裏面白紙

22

Doc 5703

宣明會の口紙

本日、一六日六号ノ昭和... 宣明會ノ... 宣明會ノ... 宣明會ノ...

宣明會ノ... 宣明會ノ... 宣明會ノ... 宣明會ノ...

五才前ハオノ... 宣明會ノ... 宣明會ノ...

No. 2

宣明會ノ... 宣明會ノ... 宣明會ノ... 宣明會ノ...

宣明會ノ... 宣明會ノ... 宣明會ノ... 宣明會ノ...

Doc. 5703

我々兵補(譯者註、日本軍、訓練ヨシケル)「インドネシア」人、補  
 助部隊)兵隊ト日本人、監督ノ下ニ働イテ、作業中ニ拳銃  
 等ヲホシ、スモシノ事ヲヨク毆打カスル。カフボンバル、状態ハ  
 非常ニ悪シク、我々ハ食物ヲ種々少量シテ貰ハナラズ、一日ニ  
 三四、飯ヲ少クイ茶碗一杯、ヤコ(甘蔗)ト若干ノ野菜、スープ、  
 タオ、魚、小片カツ、病人ガ多ク、主トシテ脚ト私、亦  
 病トマラリヤデアス。私自身三月、脚氣ニ罹リ、六月亦  
 病ガシ、私ガ病舎ニ寝テ居タ時、病人ガ約五百人  
 居タ、實際ニハ藥ハ何モナシ、マラリヤニ少シ「キニン」カアリ  
 赤痢、黒イ「リ」止、支藥ホアツタ、四人カラ五人カ我  
 我ノ收容所ヲ毎日死シ、私ハ一日ニ十二名死シ、ヲ覺エテ居ル  
 平均ニテ收容所ニ居ル二十名、若カテ働イテ居ル八十名少シ、テ  
 ソ、他ハ病氣ガ、收容所、隊長ハ、タイチヨロト呼ブ日本人  
 テ、多分彼ハ、將校ガト思フ、尚又一人ノ日本人、一人ノ  
 英人、一人ノ英人、醫師ガ居ル、彼等ハ、皆全ク譯ノ解  
 ヲ人達デアス

No. 3

私ガ赤痢ノ事、実死ニカ、コトテ居ル時私ハ「タン」トクシ、ケレ  
 病院ニ移サレ、藥ハ與ヘラシ、飲食カケテ、浸イテ、一月  
 後、「アール」シキヤンテ、病院ヘ移サレ、三月、滞在シ、  
 ソコテ私ハ「ハ」ト「奥」ヘミシ、後ニ私ハ「ハ」月「カ」カ  
 「ハ」ル「テ」働イ、ソカラ石油貯藏所「アル」カ、  
 「ム」ト「連」テ行カレ、我々ハ再ニ船舶ヘ積込「サ」レ  
 矣、仕事ハ「ト」ク「毆」打カ、忍シカ、

私ガ「コ」テ一月間働イ、居、タ後、ド「ク」ハ米軍ニ  
 爆撃「サ」レ、日本兵ハ防空壕ヘ、這ヒ込、我々マ  
 「コ」テ「入」リ、度「ト」思フ、一人ノ日本兵「ハ」ル「テ」禁「シ」  
 又私ハ、今「テ」誰「カ」思フ、ト、結果「ソ」ノ瞬間  
 屋舎「セ」テ、日名「カ」若カ、中ニ多数ノ死傷者カ、主、  
 負傷者「カ」多ク、病院ヘ連「テ」行「カ」レ

No. 4

Doc 5703

本證人の證明

私ニ下記署名者、前記「アブマッド」ボンケタジエトカレハコ、ニ私  
ハ訊問者ニ答不内マレテ誓言ノ上調ベラレ、同氏ハ私ノ誓言ニ答ハマテ  
私ガ義務ヲ買ハサレ居ル、私ニ答ケテ「アブマッド」ヨリ言明シ、ソレハ私ノ上  
記誓言口述書ガ私ノ母語ヲ私ニ讀ミ聞クヤシ、私ニ示サレテ「アブマ  
ッド」ガ眞実ノ正確ヲ陳述テ「アブマッド」ヲ言明シマス。

一九四六年四月二十六日

上記の証人

(署名) アブマッド

上記口述書ハ私ノ面前ニ署名サレ、此ノ公文書ノ記録ハ  
訊問者タル私ガ眞実ニ作成シ署名シタモノナリ。

一九四六年四月二十六日 新嘉坡ニ於テ

上記訊問者

(署名) エフ・タアキエー・ヘンステー

眞正ノ寫タルコトヲ證明ス

和蘭國戰爭犯罪調査團長

(署名) 大尉 ジニー・シー・ベンテルス

裏面白紙

書類ナモ。四号

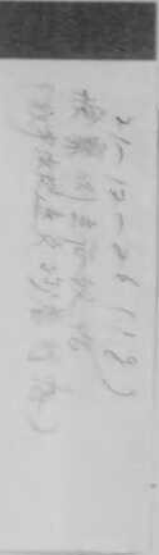
證明書

E1734  
Doc P5704 22

下記署名ノ和蘭軍情報部戦犯課長、蘭印軍大尉「ケ  
ールス・ヨンゲネール」氏ノ宣折ノ上、左記標題ノ添附  
又書ハ和蘭軍情報部ノ公式記録ヨリ得タルモノナルコトヲ  
証言ス。

記

一九四六年、昭和二十一年、四月十九日附、「マレ」及其ノ近隣



宣折ニ依ル「ケールス・ヨンゲネール」氏ノ宣折口供書

署名

(署名)「ケールス・ヨンゲネール」

於 一九四六年、昭和二十一年、四月二十三日

No 1

余、蘭領東印度模事統長事務局附先任官吏、蘭印軍中  
尉、法字「カー・ドヴェール」氏ノ面前ニ於テ署名官折言  
タルモノナリ。

(署名)「カー・ドヴェール」

E1734  
Doc P5704 22

No 1

書類ヲモテ。四号

證明書

下記署名ノ和蘭軍事情報部戦犯課長ニ蘭印軍大尉「ケ  
ールズ・ヨシゲネール」及テ。正式ニ宣誓。上左記標題ノ添附  
文書ハ和蘭軍情報部ノ正式記録ヨリ得ラルモノナルコトヲ  
證明ス。

記

一九四六年/昭和二十一年/四月十九日附「マレ」及其ノ近隣  
ノ苦力收容所ニ於ケル日本官舎ニ依ル「労働者」(強制苦力)  
虐待ニ関スル商人「ケエトール」ノ宣誓口供書目

署名一

(署名)「ケールズ・ヨシゲネール」

於 一九四六年/昭和二十一年/四月二十三日

余、蘭領東印度樓下統長事務局附先任官吏ニ蘭印軍中  
尉「カール・ドグエール」トシテ、西前ニ於テ署名宣誓  
アルモノナリ。

(署名)「カール・ドグエール」

裏面白紙

Doc 5704

宣明口供書

本日一五時許年輪が工部局に於て全曜の会、即ち...

職人ト申す種々現の販賣人  
住所ト申す...

No 2  
五月廿一日... 宣明口供書... 職人ト申す種々現の販賣人... 住所ト申す...





Doc 5704

(注意) 証人ハ証同右ニ傷ヲ見セシメカ。此等ノ傷ハ、縛ラレテ爲ニ受ケテ一ノ腕ノ傷ト同様ニ明瞭ニ認識出来ス。

私ハ全身血ケラケニシテ一週同沈ヒモセシ。傷ノ寸當モモ其儘ニ守テ縛ラレテ立ツテ居ラシテシム。

此ノ期間、私ハ一日ニ目少量ノ粥ヲ食マシケテシム。一週同後ニ縛ラレテ時ニハキモ脚モ身体モヒトク腫レテ居リシニ、其時ニハ私ハ何ラシテモ身体ヲ動カス事ヲ出来ナシ。他ノ人達ニ寢床ニテ還ニテモラフヨリ外アリマセン。

シテ、ヤラヤク一月後ニ私ハ少し動キ廻レル様ニナリ。然レモ身体モ未ダ復シシク、此ノ虐待ノ結果受ケテ傷害テ永ク残ルモノハアリマセン。

本証人ノ証明書

下記署名者、前記、私、即チ「ケテル」ハ私ノナセル此ノ宣誓ハ、今後モ尚私ニ責任アルモノデアル事ヲ告ケテ、訊問者ニ依リ、室内ニテ宣誓シ、上訊問ヲ受ケテ、事ヲ此処ニ言明シマス。

尚私ノ前述ノ宣誓書ハ、私ノ國語ヲ書カレ、ナリテ、讀ニテ聞カサレ、亦見セラシメシク、私ハ其ノ旨實ニテ正確ニモ、デアル事ヲ言明シマス。

宣誓取扱者ハ

前記証人

「シニカポール」ニテ一九四六年、昭和二十一年四月十九日、モルドサアルドジア、デイ(署名)

No 4

No 5

Doc 5704

證人の文字を書き事不能ナル事實ニ依リ署名ニ代リテ  
右手ハ指ニ依リ押印ヨリセリ

前記ノ證明書ハ余ノ面前ニテ署名捺印セラルルモノナ  
リ而シテ公式ノ記録ヲ正確ニ記載セラルル後訊問者  
余ニ署名セリ

シニガボールニテ一九四三年四月十九日  
前記訊問者アリキニテクライエンアリンク(署名)

正確ナル譯文ナル事ヲ証明ス

シニガボール、和蘭戦犯調査團長

イニ、ジョー、メンデルス (署名)

裏面白紙

Doc 5705  
E 1735

宣旨口述

本日即チ一九四五年四月十九日金曜日新島彰「ヘ  
ンダーソンロード」キヤンプニ於テ、余、「アン  
トニー・コールステイアン・クラライエンブリ  
ンク」海兵士・印自更和議戦争犯罪者等々  
其ノ罪状ニ依テノ結果夫ノ罪ヲ認シト稱スル人等出頭  
セリ。

氏名 ブヨング、 別称 タワヒル

職名 「バメラング」市長

住居 「新島」 「ヘンダーソンロード」

キヤンプ

新來ノ住居 バダング 年齢 三十五才

アンダーソン (18)  
宣旨(口述)及び  
(数字法廷及び所産等)

人ニシテ為サレタル暴力行  
為ニシテ、真下自身ニセルモノニツキ何等  
カ詭リ表マスカ。

一九四四年ノ下旬期頃ホ「ベカロンカン」ラ去  
ツタ。

私ハ日本人ノ爲メニ此クコトヲ秘シナカツタ  
然シ「ベカロンカン」市ノ勤役ハ、私ハ新六ヶ月  
間同カナケレバナナイダロウシ又労働スルコト

1.

Doc 5705  
E 1735

1.

宣旨口述

本日即チ一九四五年四月十九日金曜日新参「ヘ  
ンダーソンロード」キヤンプニ於テ、余、「アン  
トニー・コールステイアン・クラライエンブリ  
ンク」辯護士・し印官更参「争犯罪查」等々  
「ノ面」ニ試問ノ結果次ノ如シト着スル人等出頭  
セリ

氏名 ブヨング、 別称 タワセル

職名 「バメラシグ」部長

住所 「オホシ」 「ヘンダーソンロード」  
キヤンプ

身長ノ住所 バダング 年齢 三十五才

.....

五、長下若シクハ他人ニキシテ為サレタル者力行  
爲ニシテ、長下自身自シセルモノニツキ何等  
カ語リ札マスカ。

一九四四年ノ下旬期偵察ハ「ヘカロンカン」ヲ去  
ツタシ

私ハ日本人ノ爲メニ働クコトヲ欲シナカッタシ  
然シ「ヘカロンカン」市ノ助役ハ、私ハ新六ヶ月  
間働カナゲレバアラナイダロワシ又奨励スルコト

裏面白紙

2.

Doc 5705

然能シニケタナラバ投獄サレルダラウト私ニ言ッ  
 タ。ソコテ吾々約三百名ハ「タンジョン・ブリオ  
 ク」ヘ運レ行カレタ。其處ニ吾々ハ約十四日滞在  
 シテ、是ニ乘セラレ「新嘉坡」ヘ運バレタ。  
 「新嘉坡」ニ十四日滞在シタ後吾々ハ「ブーラウ  
 ダマイル」ヘ行ツタ。「ブーラウダマイル」テハ  
 食物ハ甚メテ悪カツタ。其處ニハ病人カ多カツタ。  
 特ニ赤痢及シ氣カ多カツタ。然シ藥品カ無カツタ  
 ノテ何等ノ手當モサレナカツタ。吾々カ共ニ「ブ  
 ーラウダマイル」ニ到着シタ其二百五十名ノ中七  
 十五名ハ日本ノ降服後「新嘉坡」ヘ歸ツタ。其餘  
 ハ其當時死亡若シクハ逃亡シタ。其仕事ハ甚メテ  
 重ナモノデアツタ。私自身ハ身働者ノ頭デアツ  
 タノテ部下カ雇働テ働キ得ナカツタ時ニハ多ク打  
 タレタ。是ニ日本兵「アシモト」ハ拳ヤ竹ノ節テ  
 何回トナク打ツタ。此ノ「アシモト」ノ命ニヨッ  
 テ「ラジオーキ」ナル者カ生延メニサレタコトヲ  
 私ハ記憶シテ居ル。此ノ事ノ始終ハ次ノ様デアツ  
 タ。一九四五年ノ昭和二十年ノラマダン（同敷居  
 第九ヶ月目ニシテ日中ノ全時間格ナル日食行ハ  
 ル）前約二ヶ月「ラジオーキ」ナル者カ餘リニモ  
 糧食ニ打ダレ且ツ餘リニモ食事ノ供給カ少ナリ  
 シ爲テ死亡シタ。其ノ頃十四頭ノ豚カ収容所ヨリ益

裏面白紙

3.

Doc 5725

レタ。一甲白人カ物差被テ受ケテ收容所ヘ引致  
 サレテ半死半生ニナルマテ「アシモト」ニ折在サ  
 レタ。然シ依然トシテ板ハ白狀シナカツタ。「ラ  
 ジオキー」ハ約十四日迄亡移収容所ヨリ少シ護レ  
 タ森ノ中テ食物ヲ煮ルタメニ突火シテ店ルノヲ抽  
 ヘラレタ。彼ハ日本人ニ捕ルトナツテ日本人ノ奉  
 務所ヘ送レ行カレタ。  
 其處テ「アシモト」ハ彼ニ於テ監シテ置ラ置セタ。  
 「ラジオキー」ハ此ノ時ニ何等カナイト否定  
 シタ。ソコテ板ハ「アシモト」ニ兩手ヲ後ニシテ  
 ゴムノ筒ニ縛バラレソシテ「バットジョール」ハ  
 主人ノ命ヲ打タレタ。「ラジオキー」ハ三  
 日三晩糾ラレ其間、時ヲ定メテ抗争サレタ。  
 此ノ間中ハ彼ハ食物モ飲料モ受ケナカツタ。抗争  
 ハ常ニ「アシモト」自身ニ依ツテ行ハレタ。三日  
 目ノ夜七時頃ニ「ラジオキー」ハ縛ヲ解カレタ。  
 私自身ハ其間近ニ居テ、彼ノ兩臂及兩脚ノ腫ガ切  
 シサレタノテ「ラジオキー」ハ最早其ノ四肢ヲ動  
 シ持ナカツタ事ヲ知ツタ。私ハ彼ハ懸シク出動シ  
 タ事モ知ツタ。私カ小屋ヘ歸ツタ時、頭ノ「トラ  
 フマン」カ五名ノモノト一組ニ奉務所ヘ歸バレタ。  
 其ノ者ハ「モード」「イールラン」「サチマツド」  
 「ダウン」「ナスム」及「イヒワン」テアツタ。  
 其曉丁度十時頃後等ハ歸ヘツテ、私ニ一部始終ヲ

裏面白紙

4.

Doc 5705

語ツタ。彼等ハ事務所へ出張シタ時「アジモト  
 ハ彼等ニ「ラジオーキ」ヲ送メル事ヲ命ジタ  
 「ラジオーキ」ハ末ダ在キテ居タノテ彼等ハ折  
 シタ。ソコテ「アジモト」ハ激怒シテ、若シ彼等  
 ガ命令ニ従ハサル時ハ彼等全部ガ在キ送メニスル  
 ト脅カシタ。ソコテ彼等ハ、取谷所カラ、約一キ  
 ロ離レタ蘆原地へ「ラジオーキ」ヲ搬ンテ行ツタ  
 (後ハ末ダ其時ハ在キテ居タ) ソシテ彼ヲ其處ニ  
 埋メタ。

.....

本説人ノ語言

余、下等名を、上記「ブヨング」別名「タワヒル」  
 ハ諷刺官ニ依ツテ室内ニ尋カレ、實情ノ上訴良サ  
 レシ事ヲ其ニ言明シマス。  
 諷刺官ハ余ノナシタル直後ハ依然余ニ責任アルコ  
 トヲ余ニ告ゲタリ。而シテ余ノ母曰語ニテ余ニ諷  
 ミ目カセ、余ニ示シタル余ノ上述實情ニ違ヒテ  
 誤シテ、余ハ其レハ眞實ニシテ正確ナル陳述ナル  
 コトヲ言明シマス。

裏面白紙

5.

Doc 5705

受宣し若

モード・ウルチアチ

新設被 一九四六年四月十九日

上記証人

ブヨング

署名

上記帳簿ハ余ノ面前ニ於テ署名サレタリ而シテ、  
此ノ公式記帳ハ眞實ニ作製サレ、後訊問旨タル余  
ニ依ツテ署名アレタリ

一九四六年四月十九日、「新設被」ニ於テ

上記訊問旨

エイ・シー・クラッイエン プリントク 署名

眞正ナル臨本ナルコトヲ證ス

「新設被」ニ於テ

犯罪調査部長

イエー・デー・ベシテルス 署名

裏面白紙



Doc 5705 (cont)

書番五七〇五番  
羅 版 巻

下記署名和印印部取免長、印部大尉「チヤールズ・ヨンゲネール」ハ允ツ、正式ニ官印ノ上、左記和印ノ添附和印又喜ハ和印集報者ノ公式記録ヨリ得タモノナルコトヲ證言ス。

記

一九四六年ノ昭和二十一年ノ四月十九日附、「マレー」及び其ノ近海ノモ力取寄所ニ於ケル日本官憲ニ依ル「多の石」(空制モ力)取寄ニ「スル市参長用人「ベヨング」別名「タア・ヒール」ノ官印口供云々。

署名一

(署名) 「チヤールズ・ヨンゲネール」

於、バタヴィヤ、一九四六年ノ昭和二十一年ノ

七月二十三日

余、シ新東印度私事局長シ局附先任官吏、印  
重中尉法士「カー・アー・ドヴェールド」ノ  
印部ニ於テ署名シ宣稱セルモノナリ。

(署名)

「カー・アー・ドヴェールド」

裏面白紙

E173630  
P5707

書類第五七七七七号

證明書

下記署名、和蘭

軍情報部戦死課長蘭印軍大尉「カールス・ヨングネール」ハ先  
ア正式ニ宣誓シ、上左記標題ニ添付和蘭語文書ハ和蘭  
軍情報部ノ公式記録ヨリ得タルモノトシテ、  
證言ス

記

一九四六年一月昭和三十二年五月二十二日附「馬末」及び其ノ遺孀ノ苦力牧  
客所ニ於ケル日本官憲ニ依ルテ勤務者ニ(強制苦力)ノ虐待ニ関  
スル組頭「レボ」ノ宣誓口供書

カールス・ヨングネール

(署名)

カールス・ヨングネール  
ウツマ、一九四六年一月昭和三十二年七月三日

余蘭領東印度核事總局長事務局附先任官吏蘭印軍中  
尉「カールス・ヨングネール」ノ面前ニ於テ署名官(填)セシ  
モノトシ  
(署名)「カールス・ヨングネール」

E173620  
P5707

書類第五七七号

證明書

下記署名ノ和蘭

軍情報部戦犯課長蘭印軍大尉「カールス・ヨシケネール」ハ先  
テ正式ニ宣誓シテ上左記標題ノ譯附和蘭語文書ハ和蘭  
軍情報部ノ公式記録ヨリ得タルモノトシテ證明書ス

記

一五四年一昭和三年一五月二二日附「馬木」及「其ノ達」譯ノ苦力收  
容所ニ於ケル日本官憲ニ依ルテ勤務者（強制苦力）ノ虐待ニ因  
スル組頭「レボ」ノ宣誓口書書目

(署名) 「カールス・ヨシケネール」

ハタカマ、一五四年一昭和三年一七月三日

余蘭領東印度核事ノ部長事務局附先任官吏蘭印軍中  
尉「カールス・ヨシケネール」ノ面前ニ於テ署名宣誓セシ  
ス

(署名) 「カールス・ヨシケネール」

裏面白紙

裏面白紙

5707

宣一折口 後書目

本日一九四六年(昭和二十一年)五月二十日ワカラスルのポール・ス  
ンケイハシハ似哇人ヲキャンゴニ若テ余ヲ新嘉坡ニ和蘭戦守  
犯罪調査團長特務大尉「ヨブ」ヨブトフリートハンデルヌノ  
面前ニ一人ノ者去頭シ質問先所次ノ如キ者トコトヲ言  
明ス

氏名 レホー 年令 廿二才

職業 砂糖園苦力監督

住所 クアラルンプール スンケイハシイ 似哇人キャンゴ

將來住所 ソロー

五 貴下ハ貴下カ目撃チル貴下又ハ他ニ対シ為サレタル暴  
虐行為ニ関シ何カ報告スルコトホ出来ルヤ

凡ソ三年前私ノ村長カ来テ私ハ日本人ノタメニ働カセハナラ  
又若シ<sup>私カ</sup>自發的ニ為サナイオハ私ハ村カラ追放カレルカ  
ラウト吾カ多私ハ私カ似哇ノ外テ働ノ必要ハナト保證セ  
ラシタ私ハ村長ノ命令ヲ敢テ無視シヨウトハシナカタ私達  
ハ自分達ノ家カラ集モラシ二十四時間後ニハ汽車チバタヒヤニ  
連シラシテソローカ私達ハ十省費ヲソレカラ一省ニ十五仙  
カ上衣又ハシヤ<sup>カ</sup>ヲ買フコトホ出来タソローノコトカシマホシカ  
私達ニ支拂ッタ

私達ハ十一日間ソローバタヒヤニ留リ其處テ凡ソ種類ノ仕事  
ラシナシバオウナカク私達ハソローマヨランニ滞在シタバタヒヤ  
カウ私達ハ一隻ノ名ノ判ラヌ船カ名ノ判ラヌ日本人ニ依リ  
新嘉坡ニ輸送セタ私達ハ二十四時間新嘉坡ニ居リ

2

新嘉坡ニ輸送セタ私達ハ二十四時間新嘉坡ニ居リ

沙

ソレカフ、ワタンシヨンビシニ行ク。私ハ樹木ノ伐リ倒シニ苦カ  
 トシテ働イタ。此處アハ日本兵ノ田ノ長トシテ行動シタ  
 彼ハ私達ニ何レシナカク、彼ノ下ニ日本人ノ須藤ノ音訳  
 カ働イテ居タ。彼ハ非常ニ悪ク、奴ガク、彼ハ監督者トシ  
 テノ仕事ヲシタ。私達ハキマツテ非常ニ少量ノ食料ヲ食  
 ヲタ。野草トシテ、カシクシカシク(譯者註、タカシシニ似タキ  
 座野草ノ一種)ノ附イタ。毎日三度ノ米飯及少量ノ乾  
 菓カク。ソコテ私達ノ村ヲ物ヲ買フテコレヲ補足シタ  
 シタ。須藤ノカコレヲ発見シ私達ハ、藤杖又ハ、藤ノサハ  
 段シタ。毎日彼ハ多クノ者ヲ採リ、理由ヲ打テ、或曰一仇  
 味人ノ其ノ後死シカ、カサ量ノ南高豆ヲ盗シタ。私ハ其  
 ノ、似味人ノ名ヲ亡シタ。ソコテ私達ハ約三百人ノ苦カト  
 苦カ頭達ト共ニ集合セシ。須藤ノ日本人ノサコシ及  
 ヒニ三人ノ兵補(譯者註、日本人ニ訓練サセ、イトネテ、  
 人補助民兵)ニ改メシタ。  
 盜賊ノ名カ明カニサレバ、ナラナカク、盜賊ハ逮捕サレ、再度藤  
 杖ヲ強ク、段シタ。彼ハ七晝夜ノ間、日中ハ、焼ケヤウナ  
 太陽ノ下ニ坐ラタ。儘ノ姿カ、木ニ後手ニ縛リ附ケシタ。彼  
 ハ何モ食物ハ貰ハナカク、飲物ハ與ヘラレタ。七日後、彼ハ縛  
 ヲ解カレタ。彼ハカシモ、歩ケタ。彼仲間ニヨリ、病棟ニ連レシ  
 テ行ク。其處ニ彼ハ、凡ソ十日間居リ、ソレテ死シタ。私自  
 身、彼ノ埋葬ニ立合ワタ。私ハ、彼ノコノ折檻ノ結果死シタ  
 ノカ、死トシテ、明ニ知ツテ居タト云フハ、彼ハ、ソレ迄、全く健康  
 ナカッタカ。私ハ、須藤ノ殺人者ヲ、イト思フ。以上ノ事ハ、總

裏面白紙

5707

テ同ジ牧客所ニ居テ臥睡人ヲ見エテ依テモ目醒サレテ  
 新達ハ働イタ日ニ一日ニキ一宿貫テ新達ハ月ニ一度  
 支拂ヒラ受テテ新達ハ病氣ノ時ニ十分ナ治療ト醫局  
 カ興ヘシテ既ニ述ベテ様ニ食事ハ十分トコトカハナク  
 新達ノ食事ハタタ一杯ノカサテ茶碗ノ飯ガタ  
 新達ノ「チャンゴ」ニハ約七百五十人ノ人ノ居タカソノ中  
 四百人カ九月ノ中ニ死シテ多数ノ病人特ニ赤痢ヲ  
 マリヤ脚氣ヲ患フ者ノ居タ多数ノ死者カ出テ後ニ  
 始テ新達ハ改帳ヲ書クテ新達ハ殆ド九月間「  
 ション」トフセキ「  
 ニ留ツタ後「メリカ」ニ移ツタ其處カラ新ハカ村ニ  
 逃ケ其處ニ降伏ノ日迄居タ

本證人ニヨル證明

余、下記署名者上記「レ」ハ茲ニ余ガ余ノナセル宣誓ハ尚  
 ホ余ヲ拘束スルモノナル旨ヲ通告セル訊問者ニヨリ安内サレ  
 誓、上問ヒ正サレタルコトヲ言明シ、余ニ対シ余ノ母國語ヲ  
 マレ且示サレタル余ノ上記宣誓口供書ヲ聞キソレガ眞実ニシ  
 テ且正確ナルモノナルコトヲ言明ス

クアラムポール 一九四六年一月五日

4 宣誓受理者

ペンナムスリム四名

上記證人

5707

左陳述ハ余ノ面談ニテ署名セラレ本合式記録ハ訊問者  
タル余自身ニ依リ眞實ニ作成セラレ次テ署名セシレ  
タリ、

署名ノレキ

一九四六年四月二十三日  
社団法人フアラムポール

創始人 ヲキヤンア

上記訊問者

署名ノイニゲーベンテルス大尉

眞正ノ寫シテルコトヲ澄明ス

「新嘉坡」和蘭新報社非調査團長

署名ノイニゲーベンテルス

5

Confidential Document Doc. 75711

宣誓書口供書

本日一九四六年昭和二十一年四月二十九日月曜日

新嘉坡、ウレムミナキヤラニ於テ余新嘉坡和蘭戦争  
犯罪調査團員本國政府官吏兼護士、クニスミシ、面前三人、若  
出頭し質問を所成、如き者ニトテ言明ス

氏名、タル 一九二一年大正十一年生

職業、農夫

住所、ウレムミナキヤラ第二舞バロック

將來住所、セヤテイムデ村(レムハンケ)

前自身又他者ニ與ヒシテ暴行

(新嘉坡和蘭戦争行状)

爪哇、外デ日本人、為ニ働ラドトテ

強要ナリ、新嘉坡へ送ラレシメ、最後、私ハ一九四五年昭和二十年五月

頃、ヒールバタンニ到着シ、私ハソコニテ月ハカリ居テ、後、ラトデス

名前ハ知リマシカ一人、中國人ハ一本ノ木ヲ持テ上ケル、トカホホ

ラトデトカアリシ、其人ハ丈夫デテ、テソレカホホ、カクテ、ソレテ、東

時間、午後四時頃、バラヲ附近デ、其男ハ日本人、ヤマニ長サ約

一米、腕位、太ナ、棍棒ヲ打テ、遂ニ出血シ、腿骨ハ一本折ラレタ

ソ、中國人ハモウ歩ケマシテ、後、其男ハ、命令デ兵補達

(譯者註、日本軍、訓練シタ、インドネシヤ、兵補助民兵ニ頭ヲ地上ニ

テ、約三分埋メ、シメシメソレカラ、許サレ、兩手ト片脚ヲ這ツテ、バラ

ソ、歸リマシカ、他、脚ハ引キ、ソレテキマシタ、他、中國人達ハ此、男

No. 1



めくれず

裏面白紙

宣誓口供書

本日一九四六年昭和二十一年四月二十九日月曜日

新嘉坡、ウレムニキヤ、フニ於テ余新嘉坡和蘭戦場  
犯罪調査團員本國政府官吏兼護士、ウリス、ス、ニ、面前三人者  
出頭し質問に所次、如き者志すトテ言明ス

氏名、ウレムニキヤ、フニ、一九二一年一月二十一年生

職業、農夫

住所、ウレムニキヤ、フニ、第二舞バラック

將木住所、ウレムニキヤ、フニ、村(レムハンケ)

エ、不則、不則の目撃、レ、オ前自身又、他、者ニ與、レ、暴行、  
就、何、報告、出、来、ル、カ、

一九四四年昭和十九年五月ニ私ハ、瓜哇、外、日本、人、為、ニ働、ク、  
強要、新嘉坡、へ送、レ、レ、最、後、私ハ、一九四五年昭和二十年五月  
頃、ヒ、バ、タ、ン、ニ、列、着、レ、私、ハ、ソ、ノ、二、月、ハ、カ、リ、居、テ、後、ラ、ト、デ、ス  
右、前、ハ、知、リ、マ、シ、ク、一、人、中、國、人、ハ、一、本、木、杖、ヲ、持、テ、上、ケ、ル、ト、カ、オ、木、  
カ、下、カ、ア、リ、レ、ス、其、人、ハ、丈、夫、ア、リ、テ、ソ、ノ、カ、オ、未、カ、ク、テ、ス、ソ、レ、テ、東、  
時、間、午、后、四、時、頃、バ、ラ、ク、附、近、テ、其、男、ハ、日、本、人、ノ、ヤ、マ、ニ、長、サ、約  
一、米、腕、位、ハ、ナ、ク、棍、棒、ヲ、打、テ、遂、ニ、血、ヲ、腿、骨、カ、一、本、折、ラ、シ、タ、  
ソ、ノ、中、國、人、ハ、エ、ウ、歩、テ、マ、ン、デ、レ、ム、ソ、ノ、後、其、男、ハ、ヤ、マ、ニ、命、令、テ、兵、補、達  
(譯者註、日本軍、訓練、シ、タ、イ、ト、不、レ、又、補、助、民、兵、ニ、頭、ヲ、地、上、ニ、  
ト、テ、約、三、十、分、理、メ、マ、シ、ム、ソ、ノ、カ、ラ、許、サ、レ、兩、手、ト、片、脚、ヲ、這、ッ、テ、バ、ラ、ク  
カ、へ、歸、リ、シ、タ、他、ノ、脚、ハ、引、キ、ツ、ッ、テ、キ、マ、シ、タ、他、ノ、中、國、人、達、ハ、此、ノ、力

No. 1

E1937. 22  
Confidential Document Doc. 75711

No. 2

Doc. 5711 -

ヲ助ケテ下ヲ許サセシテシム。此男ヲ助ケ度イ者ニ誰ナシ殺スト  
 有ラシトシタム。ハラフクシテハ此中國人ハ食ハ物ハ何又貴トマセンシヨシ藥  
 又亦照ニラシマセンテシム

私自身朝比ノ人ハ何又貴ハイナク見マシタ。約十二日後ニ我々ハ  
 シヨレバハハ主キマシム。此ノ負傷シタ中國人ハ仲間ニ運バシテ乘  
 船トシテ中途ナ此ノ男ハ兵補達ニヤシ命令ヲ海中ヘ投ゲ込マレ  
 シシト。私ハ此人ノ死シカハ或ハコト生キテ居ルカ知リマセン。中國人監督  
 ノ人天頭ハアテシトシコトコレ等ノ中國人ハ物ヲ加岐(タレシヨレバハカレ)  
 コウキホノム。テシム

裏面白紙

No. 3

Doc 5711

本證人ノ證明

私下記署名者上記タシハ訊問者ニ依リ室内サレ宣誓言ハ  
調へし且石訊問者ノ私ノ誓言ヲ誓言ハ私ヲ尚拘束シテ居ルト私  
ニ告ガルトナリ強ニ言明シ私上記宣誓口述書ノ私ノ同意語ヲ私  
讀ミ聞キ又宣誓シテ私ハ上記眞正正確陳述シテ居ルコトヲ  
言明ス

宣誓受取者  
署名ヤクトロ  
一九四六年四月二十日

右ノ捺印

上記陳述ハ合前於テ署名者ハ本公文記録ハ訊問者ノ合の眞  
實ニ作成シ後ニ署名者ハ承認ス

一九四六年昭和二十一年五月日 新嘉坡ウエルヘルミテキヤラニ於テ  
上記訊問者

(署名) ケイ・マントル

眞正 寫ルコトヲ証明ス

新嘉坡和蘭國戰中犯罪調査團長

(署名) 判流シ得ス

裏面白紙

No. 4

Doc 5711

書目類 第五七二号

證明書

下記署名、和蘭軍情報部戦犯課長蘭印軍大尉「ヤナル・ヨシヤナル」  
ハ先ア正式ニ宣誓シ、上左記標題ノ添附「和蘭語」文書ハ和蘭軍情  
報部ノ公式記録ヨリ得タルモノナルコトヲ證言ス

一九四六年（昭和二十一年）四月二十九日附「馬來」及び其ノ近隣ノ苦力收容所  
ニ於ケル日本官憲官ニ依ル「勤務者」(強制苦力)ニ虐待ニ関スル苦力「タヒル」  
ノ宣誓書口供書

(署名)

署名

「ヤナル・ヨシヤナル」

ハタヤ、一九四六年（昭和二十一年）七月二十三日

余、蘭領東印度検査官局長事務局所元任官吏蘭印軍中尉  
法學博士「カーヤ・ドゥ・カエール」ノ面前ニ於テ署名官憲官セルモノナリ。

(署名)

「カーヤ・ドゥ・カエール」

裏面白紙

1938 22  
Doc. 5723

宣誓口供書  
夜間捕虜  
食糧不足  
83

一九四六年本八月三日木曜日余即チ「マカッサル」臨時軍  
法会議附法務輔佐官職等犯罪人事件調査係「エラ・ハー  
フオン・マイエンフェルト」面見刑ニ「デビラント」云々者出頭セリ

貴下ノ姓名・年令・職業・住所ハ如何

在任ノ裁縫師

高橋

（要旨）  
（要旨）  
（要旨）

貴下ノ経験ヲ述ベヨ

マシタ。私ハ日本人ノ所テ日給八十仙ノ大工ノ職ニ雇ハレマシタ。  
此ノ全テ、私ノ支出一切ヲ支拂ハネバナリマセデシタ。八日ノ後、  
私ハ作業中、逮捕サレ、四百人ノ男達ト一諸ニ、大キナ船ニ  
乗セラレマシタ。一週間後、我マハ「マカッサル」ニ上陸シマシタ。  
我々ノ中四名ハ、旅行中ニ死ニマシタ。我々ハ一日ニ一回ノ食事ト  
茶碗ニ一杯ノ飲料水ヲ與ヘラレタマシタ。又々デシタ。「マカッサル」テ  
私ハ船大工ニサセラレ、一ニ五盾ノ日給ノ支拂ヲ受ケマシタ。私  
ハ私ノ出費一切ヲ支拂ハナケレバナリマセデシタ。医療ノ  
ミハ無料デシタ。私ハ午前七時カラ午後五時迄働カネ  
バナリマセデシタ。私ニハ、休日ハ一日タリトモ無カッタノデス。  
私ハ一度右腕全体が腫レ上ツテ了ラ程ニ、藤杖ヲ打タレマ  
シタノデ、ニヶ月、働ク事が出来ズ、其ノ間、一度モ給料ヲ受ケ  
マセデシタ。我々ノ中十四人が脚氣ト飢餓カラ死ニダ事ヲ  
私ハ知ツテ居リマス。私ハ一ニ五盾ノ日給ヲ八暮シテ行ケマセデ

No. 1

1978 22

Doc. 5723

No. 1

宣誓口供書

復讐調査員

倉本隆成

83

一九四六年八月二日木曜日余即ち「マカッサル」臨時軍  
法会議附法務輔佐官職等犯罪人事件調査係「エラ・ハー  
フォン・マイエンフェル」ノ面前ニ「アビラ」ト云フ者出頭セリ

貴下ノ姓名・年齢・職業・住所ハ如何

カヒラングニオオ「マラ」ニ在任ノ裁縫師

印

日本軍占領中ニ於ケル貴下ノ経験ヲ述ベヨ

一九四三年(昭和十八年)私ハ仕事ヲ探シ「スラバヤ」ヘ行キ  
マシテ、私ハ日本人ノ所デ日給八十仙ノ大工ノ職ニ雇ハレマシテ、  
此ノ金デ、私ノ支出一切ヲ支拂ハネバナリマセシテ、八日ノ後、  
私ハ作業中、逮捕サレ、四百人ノ男達ト一諸ニ、大キナ船ニ  
乗セラレマシテ、一週間後、我々ハ「マカッサル」ニ上陸シマシテ、  
我々ノ中四名ハ、旅行中ニ死ニマシテ、我々ハ一日二回ノ食事ト  
茶碗ニ一杯ノ飲料水ヲ與ヘラレタマヘシテ、「マカッサル」デ  
私ハ船大工ニサセラレ、一ニ五盾ノ日給ノ支拂ヲ受ケマシテ、私  
ハ私ノ出費一切ヲ支拂ハナケレバナリマセシテ、医療ノ  
ミハ無料デシテ、私ハ午前七時チラ午後五時迄働カネ  
バナリマセシテ、私ニハ、休日ハ、一日タリトモ無カッタノデス、  
私ハ一度右腕全体ガ腫レ上ツテ了ラ程ニ、簾杖デ打タレマ  
シクノデ、ニヶ月、働ク事ガ出来ズ、其ノ間、一度モ給料ヲ受ケ  
マセシテ、我々ノ中十四人が脚氣ト飢餓カラ死シタ事ヲ  
私ハ知ツテ居リマス、私ハ、一ニ五盾ノ日給デハ暮シテ行ケマセシテ

裏面白紙

No. 2

Doc. 5723

シカモット金ヲ線グクノニ夜モ、續イテ働カネハナリマセシ  
シテ、私ハ屢々、造船所ノ日本人主任ニ安イ、俸給ニ就テ、苦  
情ヲ申シ入レミタガ、何ノ効果モアリマセシテ、郵便局ヲ終  
テニ展、私ハ故郷ヘ手紙ヲ書キミタサ一展迄幸ヲ世ヒ  
マシタ。

上記ノ訊問及ビ答辯ガ、宣誓ミラシタ、通訳人ニ依ッテ「ジャウ」  
語ニ翻譯サレテ証人ニ対シ、明瞭ニ且、ユックリト讀マレタ後、  
証人ハ彼ノ陳述ヲ固守シ、同陳述ニ何モノモ附々加ヘラレタリ  
変更サレタリスルコトヲ欲セヌ旨言明シ、其ノ證據トシテ彼ノ陳  
述書ニ署名ス

通訳ニ対シ

(筆署)ノ但シノ判讀不能

証人筆署、ダッヒラン、

余ノ面前ニ於テナサレタルモノナリ

法務輔佐官(筆署)「三、ハー、フォシマイエン」  
カクテ証人ハ、自己ノ信條ニ從ヒ、眞実ヲ述べ、眞実以外ノ何  
モノヲモ述ヘサリシ事ノ宣誓ヲ行ヒタリ、

法務輔佐官(筆署)「三、ハー、フォシマイエン」

宣誓ニヨル確言

(署名)ノ但シノ判讀不能

裏面白紙

No. 1

E 1739  
Doc. P 5724

宣稱口供書

一九四六年八月十六日全曜日余「マカッサル」臨時軍法會議附  
法務補佐官戦争犯罪者事件調査係「F. H. フォライエン  
フェルト」ノ面前ニ「アマット」ナウ「イトイ」者出頭セリ

向貴下ノ姓名、年令、職業、住居ハ如何

答「アマット」ナウ、五十七才、スマラン、テノ苦力監督頭

向日本占領中ノ貴下ノ体験ヲ述ベラレタイ。

宣稱

宣稱口供書  
宣稱者  
宣稱日  
宣稱場所

私ハ村助役ノトコロへ出頭セヨト召喚  
本人が私ニ三月「セレベス」テ彼等ノ  
「カゲ」ヲ。私ハ高給、適当ナ食物及

ビ衣類ヲ貰フ等テアツタ。我々が去来シタ時、我々ハ百名テア  
リ。私ハソノ指導者テアツタ。彼等ハ總テ單純ナル村民テア  
ツタ。彼等ノ内ニ有名ガ生残ッタノミテアツタ。他ノ者ハ飢餓  
ノ病筆及爆撃ノ結果死ニシタ。ソレカラ、我々ハ「ウオノ」口迄  
ヘ移送「マレ」リコテ我々ハ苦力作業ヲ勤ナネバ「ナカ」カツタ。  
苦力ニ日五十仙貰ヒ、私ノ賃銀ハ彼等カ私ニ一盾ト約束  
シテ「ナカ」ニモ拘ラズセシ五仙テアツタ。之ハ二月「続」イタ。ソノ期  
間中ニ「ウオノ」口迄ニ九十名ノ苦力ガ催メラレタ。千五百名  
ノ苦力ト共ニ私ハ「ラハ」(ムナ)ヘ送ラレ私ハ五十名ノ監督者  
テアツタ。我々ハ日本ノ木造船テ旅ヲシタガ、ソノ内ヘ此等千五  
百名ガ詰込マレタ。一日ニ二回、我々ハ腐敗シタ魚(塩干魚)ヲ  
付イタ一食ノ米飯ヲ受ケタ。朝、我々ハ「コ」ヒヲ飲シタ。飲料  
水ハ全ク給與セラレナカ。時々飲料水ガ日本人カラ盗マレタ  
ガ発見セラレタ場合、盗シタ者ハ存分ニ殴打サレテ罰セラレタ。



No. 1

E 1739  
Doc. P 5724

宣明口供書

一九四六年八月十六日全曜日余「マカツサル臨時軍法會議附  
法務補佐官戦争犯罪者事件調査係」F. H. フォンライエン  
フェルト「面前ニ「アマツトナグ」トイフ者出頭セリ

向貴下、姓名、年令、職業、住居、如何

答「アマツトナグ、五十七才、アマランデ、苦力監督頭

同日本占領中、貴下、体験ヲ述ベラレタイ。

答「一九四三年（昭和十八年）私ハ村助役、トコロへ出頭セヨト口授

サレタ。ソコニ居合セテ日本人が私ニ三月「セレベス」テ彼等ノ

タメニ御キニ出ル様ニトサゲタ。私ハ高給、適当ナ食物及

ヒ衣類ヲ貰フ筈デアッタ。我々が去来シタ時、我々ハ百名デア

リ。私ハソノ指導者デアッタ。彼等ハ總テ單純ナル村民デア

ッタ。彼等ノ内六十名が生、残ッタノミデアッタ。他ノ者ハ飢餓

ノ病筆及爆撃ノ結果死シタ。ソロカラ我々ハ「ウオノクロ」

ヘ転送サレリコテ我々ハ苦力作業ヲ勤メネバテラナカッタ。

苦力ニ日五十仙貰ヒ、私ノ賃銀ハ彼等が私ニ一盾ト約束

シテキタニモ拘ラズ七十仙デアッタ。之ハ二月続イタ。ソノ期

間中ニ「ウオノクロ」ニ九十九名ノ苦力が集メラレタ。千五百名

ノ苦力ト共ニ私ハ「ラハ」(ムナ)ヘ送ラレ私ハ五十名ノ監督者

デアッタ。我々ハ日本ノ木造船ヲ旅ヨシタガ、ソノ内へ此等千五

百名が詰込マレタ。一日ニ二回、我々ハ腐敗シタ魚(塩干魚)ヲ

付イター食、米飯ヲ受ケタ。朝我々ハコーヒー飲シタ。飲料

水ハ全ク給與セラレナカッタ。時々飲料水が日本人カウ盗マレタ

が発見セラレタ場合、盗シテ者ハ存分ニ殴打サレテ罰シラレタ。

裏面白紙

十日、後我々「マカツサル」ニ到着シソコテ我々ハ一日ノ休養ヲ  
 トツテ、即ケ沐浴カ許サレ、我々ハ衣類ヲ洗濯スルコトカ出来  
 其ノニ欲シイナケ水ヲ飲ムコトカ出来ラソレカラ我々ハ「ソ」ヘ旅  
 マ続ケルソ、旅ノ向ニハ誰モ死シテカワラ「ソ」ヘ到着スルマ  
 直チニ我々ハ仕事ニ掛ラネバナラナカッタ。即ケ船ヲ荷揚ゲ  
 トソノ掃除テ之ニ週向カカッタ。我々ハ夜ノ十時迄働イテ  
 カ時ニハ日本人カ石油罐ヲ水中ニ投ゲ込ミ苦力達ハ出来ヤ  
 ンカ出来マイカ之ヲ持ッテ岸ニ泳イデ行カネバナラナカッタ。  
 我々ハ金ハ金幣受取ラズ、食物カ一日ニ支給サレルノミデア  
 ツテ、此ノ仕事カ終ツテ時、我々ハ飛行場ヲ建設セネバナラ  
 ナカッタ。苦力ノ賃銀ハ一日五十仙テ私ハ七十二五仙世買ツテ  
 食費トシテ三宿ヨ一人一月ニ支拂ヒ、五宿ヲ「ソ」ヘ送  
 金トシテ預金セネバナラナカッタ。ソノ上、五宿カ一人一月別ニ  
 取ッテ置テラレタ。之ノ封鎖勘定ハ決レテ拂出サレナカッタ。  
 毎日我々ハ十一時カラ一時迄休ンデ午前七時カラ午後五時  
 迄働カネバナラナカッタ。我々ハ一月ニ一日ノ休日ト「回教」正月  
 (断食月南々ホ一日)ノ休日カ一日アツタノミデア。休日中ノ賃  
 銀ハ差引カレナカッタ。  
 病人ハ通キニ手差サレタ。重病者ニ對シテハ日本人医師ノ  
 キルニ病院カアツタ。食物ハ毎日米飯百二十九三回玉蜀黍  
 「ソ」ニテ混ジタモノデ、時トシテ野菜カ付キ稀テハアルカ塩  
 臭カ付イテ、作業カヒ目ヲユカイヤラナ時ハ何時モ苦力頭  
 (監督者)ハ整列セネバナラソノ上テ我々ハ叱責サレ、遂ニハ  
 木片ヲ以テヒドク打テ、特ニ頭ヲ打ッテ罰セラレタ。

5724

五百人以上、苦力が「ムナ」デ一々年ニ兵セシムカエトシテ食物  
不足、結果デアツタ。我ニハ收容所内ニ閉込テラレテモ  
一テ我々カ餘分ノ食物ヲ買ツタリ又之ヲ見付ケルコトハ  
不可能デアツタ。ニ余私ハ食物ニ関シテ胸ニ星一ツヲ付  
ケテ制服ノ一人ノ日本人ニ苦情ヲ言ツタ。ニ余共ツソ、結果  
ハ私カヒトイ答打ヲ受ケタノミデアツタ。我々ハ手振ヲ受  
クコトモ許サズ受取ツタコトモナカッタ。  
僅不團的処罰ハ常ニ行ハレタ。

前記向答が宣誓セル通訳人ニヨリ「マレー」語ニ翻譯サレテ  
證人ニ明瞭且ツユツリト讀ミ聞カサレタ後證人ハ自分ノ  
陳述ヲ固守シ、之ニ何等附加シ或ハ書者ヘルヲ欲セサルヒ日  
言明シ之カ証トシテ彼ハソノ陳述書ニ署名ス。

通訳ニ対シ (筆署)  
證人 (筆署) 「アマットナウイ」

余ノ面前ニ於テ行ヘリ。

法務補佐官(筆署)「F.H.フォンマイエンフェルト」  
カクテ証人ハ眞實ヲ述ベ眞實以外ノ何モノヲモ述ベザリシ  
コトヲソノ信條ニ從ヒ宣誓セリ

法務補佐官筆署「F.H.フォンマイエンフェルト」

謄本ハ眞正ナリ

一等書記(筆署)「A.W.デカット」

宣誓ヲ確証ス(筆署)

No. 3

E 1740

Doc P5728

22

正義ノ爲メニ  
氏名 グニング、ニカ（譯註ニカ縣政務所）

第五四五號

年令 二十五才

出生地 テウルンググング

口傳 爪哇人

職業 カランガニヤルニ於ケル苦力

教育 ナシ

占領期間中ノ日本人ニ對スル告訴

21-12-26 (1942)  
東京府立大井町  
（東京府立大井町）

私ハ自分ノ田テ忙シク耕作シ  
私ノ村長ノ所ヘ行ク様ニ命ゼ  
「テウルンググング」ニアル  
タ。ソシテ夜ノ十二時ニ汽車  
ラ。ラ。ラ。ヤレニ進ハレタ。私ノ両親ハ私ノ出發ニ  
關シテハ何モ知ラナカッタ。吾々ハ勞役ヲ拒否シタ  
者ハ意ク罰セラレルト同カサレタ。ソレカラ千五百  
名ノ他ノ者ト一箱ニ「バリツクババン」ヘ進レ行カ  
レタ。吾々ハ最小三ヶ月最大六ヶ月間勞働シナケレ  
バナラナイト約束サレタ。悲シイカナ、今日此日ニ  
至ツテモ尙「バリツクババン」ニ居マス。必然吾々  
ハ全ク款カレタノデシタ。私ノ友ノ多クハ行衛不明  
トナツテ居マス、彼等ハ病氣テ死ンダカ又ハ殺サレ  
タカドチラカデス。「バリツクババン」テ私ハ「ミ

E 1740

Doc 5728

22

正義ノ爲メニ  
氏名 グメング、ニカ（譯註ニカ釋放者收容所）

第五四五號

年令 二十五才

出生地 テウルングダ

国籍 爪哇人

職業 カランガニヤルニ於ケル苦力

教育 ナシ

占領期間中ノ日本人ニ對スル告訴

我ル朝九時頃（ソノ時私ハ自分ノ田テ忙シク耕作シテ居タ）私ハ運送カラ私ノ村長ノ所ヘ行ク様ニ命ゼラレタ。ソレカラ私ハ「テウルングダ」ニアル停車場ヘ追レテ行カレタ。ソシテ夜ノ十二時ニ汽車テ「ストラバヤ」ニ運バレタ。私ノ宿願ハ私ノ出立ニ關シテハ何モ知ラナカツタ。吾々ハ勞役ヲ拒否シタ者ハ重ク罰セラレルト聞カサレタ。ソレカラ千五百名ノ他ノ者ト一緒ニ「バリツクババン」ヘ追レ行カレタ。吾々ハ最小三ヶ月最大六ヶ月間勞働シナケレバナラナイト約束サレタ。懇シイカナ、今日此日ニ至ツテモ尙「バリツクババン」ニ居マス。必然吾々ハ全ク款カレタノデシタ。私ノ友ノ多クハ行衛不明トナツテ居マス、彼等ハ病氣テ死ンダカ又ハ殺サレタカドチラカデス。「バリツクババン」テ私ハ「ミ

裏面白紙

Doc 5728

ンヤク (石油會計) (燃料廠) テ信カサレマシタ。  
 吾々ハ朝七時カラ午後五時半マデ一左懸命ニ働カネ  
 バナフナカツタ。(午後ニ) 小休ガアル許リデス。  
 賃銀ハ日給〇六五「ギルタ」デシタ。吾々ハ配供食料  
 品代ヲ拂ハネバナフナカツタ。即チ十日間ニ米一。  
 五キロ、麥粉〇。五キロ、及一ヶ月間ニ砂糖〇。五  
 キロト刻ミ短草小量トデアリマシタ。一日休ンダノ  
 テ私ハ雑チ打タレマシタ。ソシテ三日間ノ賃銀ヲ減  
 額サレタ。一ヶ月間ニ吾々が受取ツタ衣類ハ一ツノ  
 短ツボント一枚ノ短袖ノ「シヤツ」デアツタ。  
 病人ハ入院ヲ許可サレタ。然シ待遇ハ極メテ悪カツ  
 タ。患者毎ハ一日二回粥ヲ貰ツタ。若シ入院許可ヲ  
 希望シナケレバ如何ナル食物モ得ナカツタ。大多數  
 ノ患者ハ病院ニ於テサヘモ死亡シタ。其間十五名ノ  
 死人ハ何等身ニ傷ハナイデ一腐ニ一洞ノ穴ニ埋メラ  
 レタ。

信實ニ即シテ

署名 グヌング

余ノ回首ニ於テ寫サレタリ。

署名、法務官法學士 セ・ステフエンス

證人ニ對シ上記陳述ヲ示シ且ツ讀ミ聞カセタル後彼  
 ハ後ノ宗敎上ノ確信ニ基キ全眞實ヲ陳ベタルモノニ

2.

3.

Doc 5728

シテ眞實ニ非ラザルモノハ如何ナルモノモ違ベザル  
コトヲ誓言ス

宣誓ヲ認シテ  
ワルテア署名セリ

法務官法學士  
セ・ステーヴエンス

裏面白紙

書類第五七二八號

説明書

下記署名和印草情報部殿宛部長印草大尉「チャールズ・ヨンゲネル」ハ先ヅ正式ニ宣書ノ上、和印草情報部公式記録ノ一部分タル「バリツクババン」、一九四六年七月三十日附「ゲネング」ノ宣書陳述書ト題スル添附陳述書ハ原本全文ノ眞實完全且正確ナル寫シナルコトヲ證言ス。

署名「チャールズ・ヨンゲネル」

(署名)

於 バタヴィヤ 一九四六年八月二十日

余、蘭領東印度檢事總長事務局附先任官吏、和印草少佐法學博士、「カー・アー・ドゥエーールド」ノ面前ニ於テ署名宣書セルモノナリ。

(署名) 「カー・アー・ドゥエーールド」

(和印高等法院檢事總長印)

Doc 5728 (cont)



E 1721  
DocP5714

文書第五七一四號

宣誓口供書

本日一九四六年／昭和二十一年／四月二十二日、  
月曜日、余、警察署長心得在斯嘉坡和蘭戰犯調査員  
員「ビー、ジー、エイ、ボツシヤルト」ノ面前ニ一  
名ノ者出頭、尋問セシニ次ノ如ク答ヘタリ。

姓名、通稱「マンガレン」事「バイマン」  
職業、「アンバラワ」ノ地方公共土木專業ノ勞  
働者ニシテ現在ハ「ヘンダーソン、キヤ  
ンブ」ノ警察隊ノ保護ヲ受ケ居レリ

住所、「ヘンダーソン、キヤンブ」ノ第一號宿  
舎

21-11-11-11 (118)  
警察署長心得在斯嘉坡和蘭戰犯調査員

「ノ「カリバオン村」ノ「  
親」方

X X X X X

五、貴下自身又ハ他ノ人達ニナサレタ暴行デ、貴  
下ガ目撃シタモノニ關シ何カ情報ヲ話サレタシ  
四年ニ一寸足ラナイ以前ニ私ハ「爪哇」ヲ立去リ  
マシタ。私ハ「セマラング」デ日本人ノ爲ニ働ク事  
ヲ承諾シマシタ。然シ其處デハ何モセズニ一週間居  
タ後、吾々ハ「バタバヤ」ノ近クノ「クレンダー」ニ  
送ラレマシタ。此處カラハ二十四日後ニ私ハ汽車デ

1.

82

E 1741  
DocP5714

文書第五七一四號

宣誓口供書

本日一九四六年／昭和二十一年／四月二十二日、  
月曜日、余、警察署長心得在斯嘉坡和自職犯調査員  
員「ビー、ジー、エイ、ボツシヤルト」ノ面前ニ一  
名ノ者出頭、尋問セシニ次ノ如ク答ヘタリ。

姓名、通稱「マンガレン」等「バイマン」  
職業、「アシバラワ」ノ地方公共土木事業ノ勞

働者ニシテ現在ハ「ヘンダーソン、キヤ  
ンブ」ノ警察隊ノ保護ヲ受ケ居レリ

住所、「ヘンダーソン、キヤンブ」ノ第一號宿  
舎

將來ノ住所、「アンバラワ」ノ「カリバオン村」ノ「  
サストロツチエニイ」(父親)方

五、貴下自身又ハ他ノ人違ニナサレタ暴行デ、貴  
下ガ目撃シタモノニ關シ何カ情報ヲ話サレタジ

四年ニ一寸足ラナイ以前ニ私ハ「爪哇」ヲ立去リ  
マシタ。私ハ「セマラング」デ日本人ノ爲ニ働ク事

ヲ承諾シマシタ。然シ其處デハ何モセズニ一週間居  
タ後、吾々ハ「バタビヤ」ノ近クノ「クレンダー」ニ

送ラレマシタ。此處カラハ二十四日後ニ私ハ汽車デ

裏面白紙

2.

Doc 5714

「ブリオク」ニ行キ「スマトラ」行キノ船ニ乗セラレマシタ。三日海上ニ居テ後ニ、吾々ハ後テ解ツタノデスガ、新嘉坡ノ附近ニ到着シ、其處テ四日同碇泊シマシタ。船中ニ多数ノ病人ガ出マシタ。彼等ノ病氣ハ主トシテ熱病ト「マラリヤ」ト赤痢デアリマシタ。航海中ト碇泊中ニ三十人ガ死ニマシタ。其等ノ人達ハ合計二十五人ノ病人ト共ニ他ノ船ニ乗セラレ新嘉坡ニ運レテ行カレマシタ。私モ此ノ運送船ニ乗ツテ居マシタ。私モ亦赤痢ヲ患ツテ居マシタカラ。死者ハ貨物自動車ニ積マレテ日本人ニ依ツテ運バレテ行キマシタガ何處ニ運ンデ行カレタノカ私ハ知りマセン。外ノ病人達ト一語ニ一ソノ中ノ十六人ハ此ノ様ナ事ヲジテ居ル中ニ波止場テ死ンデ仕舞ツタガ私ハ町ニ在ル病院ニ貨物自動車テ運バレマシタ。

私ガ此ノ宿舍ニ居タ日本ノ降伏前ノ二年半ノ間ニ、多数ノ者ガ死ニマシタ。概算デスカ、少クトモ一千人ハ死ニマシタ。死体ハ直ク埋葬サレナイテ友人ヤ知人達ノ手テ宿舍カラ第十八號宿舍ノ前ノ廣場マデ運ビ出サレマシタ。其處デ篋ニ包マレテ戶外ニ置イテオカレマシタ。同級徒ノ借ハ一人モ出席カアリマセンデシタ。其レカラ一兩日間死体ハ其處ニ在ツタノデス。或時ハモット短カク或時ハモット長カツタノデスガ、此レハ死体ヲ運ブ貨物自動車ノ都合ニ依

裏面白紙

ツタモノデス。  
私ハ死体ヲ何處ニ還ンテ行ツタカハ知ル事カ出来  
マセンデシタ。

本証人ノ証言

余、下記署名者、前記通稱「マンカレン」事「バイ  
マン」ハ訊問者ニ案内サレ宣誓ノ上訊問セラレ訊問  
者ヨリ余ノナセル誓言ニハ余ハ責任ヲ持ツベキモノ  
ナル事ヲ隠カサレ又余ノ母國語ニテ前記余ノ誓言書  
ガ通讀セラレタルヲ聞キ又余ニ提示セラレタル上余  
ハ是ガ眞實ニシテ正確ナルモノナル事ヲ此處ニ言明  
ス。

「新嘉坡」ニテ、一九四六年四月二十二日

前記ノ證人ニ署名「バイマン」

此ノ誓言ハ確實ナル事ヲ證ス。

署名「モード・サドデヤテイ」

—————

前述ノ陳述書ハ余ノ面前ニテ署名セラレ且本公式  
記録ハ訊問者タル余ニ依リ眞實ニ作成セラレ爾後署  
名セラレタリ

3.

Doc 5714

4.

Doc 5714

一九四六年／昭和二十一年／四月二十二日「新嘉坡」ノ「ヘンダーソン、キャンプ」ニテ

前記ノ訃聞者ハ署名「ピー・ジー・エイ・ボツシヤールド」

是ハ正確ナル謄本ナル事ヲ證ス

新嘉坡和蘭駐劄調査員長

署名「ジエー・ジー・ベンデルス」

裏面白紙

95

Doc 5714 (cert)

證明書

下署名、和口軍情報部職犯課長口印軍陸軍大尉「チャールズ・ヨンゲネイル」ハ、先ヅ正式ニ宣誓ノ上左記標題ノ添附和口語文書ハ和口軍情報部ノ公式記録ヨリ得タルモノナル事ヲ證言ス。

記

馬來及其ノ附近ノ勞働者宿舍ニ於テ日本官憲ニ依リ行ハレタル「勞務者」強制的ニ使用サレタル苦力ニ對スル虐待ニ關スル

一九四六年ノ昭和二十一年ノ四月二十二日附通稱「マンカレン」等「バイマン」ノ宣誓口供書。

署名「チャールズ・ヨンゲネイル」

一九四六年ノ昭和二十一年ノ七月二十三日於「パタビヤ」

余、口領東印度總務局長事務局附先任官更口印軍中尉法學士「カー、アー、デウエーアド」ノ面前ニテ署名宣誓セルモノナル事ヲ證ス

カー、アー、デウエーアド

(署名)

裏面白紙

書記五七二七

證人証問書

E 1742  
P 5726  
T#

本日、一九四六年四月十日、昭和二十年二月二十二日、本駐日全權公使  
臨時軍法會議所(副)評務官、戦犯調査推進委員、藤原謙  
F.H. フォン・マイニンブルト、面前に、エフダケガキヲケルトト  
出ツ人物ヲ出願シテ

高橋

ライナーナク (19)  
毒物 (19)  
(野中浩太郎又均成(海))

EVIDENTIAR

業、住居、出所、  
S.O.P. 使用人、バンコクランズメー

日本、右領中、最下ニ仰テ、起ツタリ、  
一九三三年、昭和八年、ニ私ハ共謀者ニ譯者、日本ノ訓  
練モル、インドネシア人、神田島長(軍)トナル、地ノ六名ノ者ト  
考ヘ、旋ヘコレク、當時、據テ、私務、南洋、ニ在リ、其ノ月、至八  
日、ゲートナルコトヲ、私ニ約交シテ、私トシテ、エトルド、トシカ  
ラ、ハナカツル、和ハ、新嘉坡、ニ在リ、其ノ時、ハルマヘ、ウラニ  
シテ、起テ、我ニハ、モカトシテ、働イタリ、一、我ニハ、我ニハ、非常ニ、改テ  
シテ、ハルマヘ、ウラニ、モカトシテ、働イタリ、其ニ、起テ、  
一度、私ガ、念物、ニ、身ヲ、シテ、爲メ、(我ニハ、非常ニ、改テ、  
ニ、心、付、留、下、逝、地、面、ノ、中、ハ、埋、メ、ラ、レ、タ、リ、  
一、新嘉坡、以、後、我ニハ、最早、一家、ヘ、使、リ、スル、事、ヲ、許、サ、レ、ナ、カ、  
ツ、我ニハ、ハルマヘ、ウラ、カ、エ、マ、カ、フ、事、ト、シ、テ、ハ、折、々、タ、ガ、甚、然、テ、我ニハ、  
又、モ、カ、ト、シ、テ、働、イ、タ、リ、私ニハ、頼、メ、テ、シ、ン、タ、ン、ニ、送、ラ、レ、タ、リ、

No. 1

E 1742

書証五七二六

證人証言書

本日一九四六年ノ昭和二十一年ノ二月二三日、本時日、余ハオーストラリア臨時軍法會議所(副)法務官、戦犯調査班長、藤村良一、F. H. マッソン、メイ、ニコラ、ト、西前、ニコラ、デ、ク、ハ、マ、ド、ト、ニツテ人物ヲ出頭シテ、

吾ハ、氏名、年令、職業、住所、地所、

「ア、アイ、アル、ヤ、サ、ト」ニツテ、B.P. 村、使節人、バ、カ、ラ、ン、ズ、カ、(S. 0. 1. 下)

日本領中貴下ニ行リテ起リタリ、

一九三三年ノ昭和八年ノニ私ハ英紳士ニ譯若シテ日本人ノ訓練セル、インドネシア人補助國民(他ノ名爲ニ他ノ名爲ニ考ト

考ニ旋ヘラレタ、當時被控ハ勤務年限ニテ、餘五ヶ月五十八、

「ゴル、ド、ト」ナルコトヲ知レ、約東シテ然シ、私ハ「ゴル、ド、ト」ニ

「サ、ハ、カ、ラ、ン」カハ、喜甚、私ハ「サ、ハ、カ、ラ、ン」ハ、ル、マ、ヘ、イ、ラ、ニ

「シ、カ、ラ、ン」カハ、喜甚、私ハ「シ、カ、ラ、ン」ハ、ル、マ、ヘ、イ、ラ、ニ

「シ、カ、ラ、ン」カハ、喜甚、私ハ「シ、カ、ラ、ン」ハ、ル、マ、ヘ、イ、ラ、ニ

「シ、カ、ラ、ン」カハ、喜甚、私ハ「シ、カ、ラ、ン」ハ、ル、マ、ヘ、イ、ラ、ニ

「シ、カ、ラ、ン」カハ、喜甚、私ハ「シ、カ、ラ、ン」ハ、ル、マ、ヘ、イ、ラ、ニ

高橋 さん

裏面白紙



No. 2

Doc 5726

此ノ降交負知ル、空モリシテ大尉ノ許ニ働イテ、  
知ハテ川島長ハ人ヲ斬首スルヲ見テ、

ニ記實向應答ヲ宣布セル為末語ノ通訳者ニ依リ、  
通訳サレテ時際ニ具ユキリ証人ニ護ミ向テアレカラ、  
証人ノ右内容ヲ呈持シ此ニモ違加天ハ眞實更ヲ要シテ  
イフテテ言ハシメ、証人トシテ署名シテ

通訳者

署名 / 讀ミ難シ

証人

署名 / アブダル・マギッド

余高ニ前テ署名サレテ

軍法會議(副)法務官

署名 / F. H. フォン・マイエンフェルト

可ノ証人ハソノ宗教的信仰トテシテ信ガ凡テ眞實ヲ証シ  
眞實以外ニトテ諸ラテカウテコトヲ行ヒワラ

宣誓受理署名 / 讀ミ難シ

軍法會議(副)法務官

署名 / F. H. フォン・マイエンフェルト

裏面白紙

401

E 1743

Ecclesiastical Document P5722

1743年11月1日 (1743)  
南河守 山本 信房  
(御奉行 越前守 河野 守直)

證 明 書

下署名者余申す 和蘭軍情報部 数尾 謙長

南河守 山本 信房 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏

御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏

御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏

御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏

御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏

御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏

御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏

御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏

御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏

御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏

御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏

御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏

御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏

御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏

御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏

御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏

御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏

御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏

御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏

御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏

御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏

御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏 御奉行 越前守 河野 守直 氏

101

E 1743

Exhibitory Document P5722

證明書

下署名者余即和蘭軍情報部數名謀定

南印度大尉の如き事は、此の如き式に宣せしむべき事は、

此の如き式に宣せしむべき事は、此の如き式に宣せしむべき事は、

此の如き式に宣せしむべき事は、此の如き式に宣せしむべき事は、

此の如き式に宣せしむべき事は、此の如き式に宣せしむべき事は、

此の如き式に宣せしむべき事は、此の如き式に宣せしむべき事は、

署名者

(南印度大尉の如き事は、此の如き式に宣せしむべき事は、)

裏面白紙

5722

證人訊問調書

本日一九四六年四月三日(昭和二十一年三月三日)午後九時、余即ち戦争犯罪  
罪人調査担当官「カサハラ」臨時軍事法會議附(副)法務官兼  
護士「エフ・ハーフォック」メモエンプルより、面問へ「メアリ」ル有るを  
セリ。

余等「氏名、生年、職業、本居、住所」ハ  
「メアリ」ニ拾テ、世は夫「ジョージ」ニシテ、氏名

日本軍「占領中」音方、証取ハ如何シテカ。

二年半程前ニ私「余」カ「東京」運出ナリ、副「メアリ」(譯  
音註、瓜哇原住氏、小區「行政官吏」)役所へ送リテ行カシマ  
シ。ソコカラ私ハ「バンドン」へ行キシ。ソコテ私ハ其補(譯音  
註)「日本人」訓練シテ「インドネシア人補助隊」ニテ「ワノコト」ヲ氣

付キマシム。日本人「我」ハ「ソレ」ニ「ナラ」セ「バ」ナラ「ズ」ト「言」ヒ「マシ」タ。

私ハ「バンドン」ニ「三」カ「月」間「居」リ「マシ」タ。ソコカラ私ハ「外」島「嘉坡」へ「行」キ  
ソコテ「三」週「間」訓練ヲ受テ「マシ」タ。ソコカラ「我」ハ「五」カ「月」程「南」シ「ニ

シ」テ「海」上「ヨリ」又「シ」テ「教」練ヲ受テ「整」頓ヲ「極」ム「ニ」テ「マシ」タ。  
セ「シ」テ「私」ハ「マ」ニ「三」カ「月」間「海」上「ヨリ」又「シ」テ「私」ハ「メ」リ「ト」入「行」キ

マシタ。コトテ私ハ「苦」カ「使」ヒ「マシ」タ。陸「隊」時「ニ」私ハ「ホ」モ「三」カ「月」  
マシタ。其「處」へ「私」ハ「送」テ「シ」テ「本」居「居」リ「マシ」タ。或時「六」カ「月」程「食」糧「ハ」極  
メ「テ」テ「量」デ「シ」テ「又」或時「ハ」充「分」コト「モ」ア「リ」マシ「タ」。

医療「モ」又「不」充「分」デ「シ」タ。私ハ「食」糧ヲ「極」メ「為」テ「三」カ「月」程「腹  
走」シ「メ」テ「メ」リ「ト」テ「ハ」虐「待」サ「レ」マシ「タ」。私ハ「套」靴「ヲ」打「リ」マシ「タ」。

No. 2

No. 3

5722

私、借金に規則正しく拂ハレマセンデシテ、時ニハイテラカキテ  
ワラマシモアリマシテ、日本人ハ金ハ駄目ハ送ラテ居ルト云ヒマシテ、  
我々ハ手紙ヲ書クコトモ許サレズ又一通モ受取リヤマシマシテ、  
私、村カラ、者ガ九名死ニマシテ、

上記、向答ガ(馬未語)宣書通譯者、通訳ニ依テ(附録且  
ユウクリト)證人ニ讀ミ聞カセラル後、彼ハ之ヲ確認シ之ニ何カ  
附加スハ、宣書ト欲セザルコトヲ言明シ証據トシテ彼ハ陳述ス  
ニ同意スルセリ。

通譯者

證人

署名 判讀シ得ス

署名 「マアリ」

余、面商ニ於テ作成セラル

(副) 法務官

署名 「フエン、メイエンフェルト」

其、後證人ハ彼、宗教的信條ニ從ヒ總々、其、宣書ヲ讀ム  
ヒ、宣書、外何モ、ヲモ、讀ム、ナルコトヲ、稱ス、云ス

(副) 法務官

署名 「フエン、メイエンフェルト」

署名 確認

署名 判讀シ得ス

署名 正アルコトヲ證ス

署名 書記

署名 「ブリーク、アム、デー、カ、ト」

裏面白紙

E1744  
P5908

書類 五七〇八号

證明書

下名 和蘭軍情報部 戦事情報課長 和蘭三國領事大尉「4年」  
ルズ・ヨングネル」に父の正式な定額書、上記の標題「添附」マレ」語原を言  
（英語訳を付）ハ和蘭軍情報部、公武記録簿に於て「ナルコトヲ證言ス

一九四六年 昭和二十一年七月四日附 勞務者「八九三三」コナル  
ノ官給書陳述言

一九四六年七月九日  
（和蘭領事大尉ヨングネル）

一九四六年七月九日  
（和蘭領事大尉ヨングネル）

余は和蘭領事大尉ヨングネルに父の正式な定額書、上記の標題「添附」マレ」語原を言  
（英語訳を付）ハ和蘭軍情報部、公武記録簿に於て「ナルコトヲ證言ス

（署名） 「ケイ・ナイ・ドグエール」

22  
102

E1744  
P5708

書類才五七八号

證明書

下記和蘭軍情報部報告組織課長和蘭三國印度軍大尉「カキ」  
ルカ・ヨシゲネルハ文ノ正式ニ宣稱シ上左記標題「添附「コレ」語原文書  
(英語訳之付)ハ和蘭軍情報部ノ公式記録ニ依ルモノトシテ證明ス

一九四六年、昭和二十一年七月四日附、附務者才八四二五、コレハ  
ノ宣稱ニ陳述言

署名、カキールズ・ヨシゲネル (署名)  
於バタヴィヤ、一九四六年、昭和二十一年七月九日

余蘭領東印度校予統長ヲ持局附先任官吏和蘭三國印度軍  
中尉法學博士、カイ・ニイ・ドガエール、ハ面制ニ於テ署名、宣稱シ  
モノナリ。

(署名) カイ・ニイ・ドガエール

裏面白紙

22  
102

5708

勞務者八九四二号「コベル」宣誓の陳述書

証人「コベル」の宗教的確信と正式宣誓のシカル後陳述書  
モノナリ。

私、名前「コベル」カラニサリ村ニ生レ、当年約二十才、國籍ハ「ジャワ」  
人現在「コニヤ」ネガラニ居住ス。

約三年前私「勞務者(苦力)ト成テ「ジャワ」島外デ任ラセネ  
バナラヌト云フ命令オ日本軍當局ヨリテ私ハ村長ニ  
呼マサレ「ワレハ中部「ジャワ」アルボリン州「カラニモンケル」郡  
「カラニサリ」村デアッタ」

私自身ハ他モホソシ「勞務者」ナルコトヲ強制サレ「農民」違フナク。我々ハ  
「アルボリン」(約七州)へ行クコトヲ命ゼラレタガ、ソコテ「汽車」デア  
「レンデル」(「バタヴィヤ」附近)へ行キ、三日後我々ハ「ラジヨン」ブリオリ  
へ輸送サレタ。ソコテ我々ハ隻船ニ乗り、新嘉坡へ直航ス。新嘉坡  
カラ「ワラレン」ルニルへ輸送サレタ。我々ハソコニ「通商」シタ後、汽  
車デ「シヤム」へ直送サレタ。汽車ハ五日程イタ。「シヤム」デハ我々ハ  
「ケムボント」呼バレル。或ル作業場へ輸送サレ、ソコテ我々ハ「鐵道線」路作業  
ヲセバナラナカク。

「シヤム」ニ於ケル食物「少シモ」良クナリ、又「不充」分デアツタ。時トシテハ我々  
ハ三日程「糧食」ヲ全然「食物」ヲ食ハナカッタコトモアツタ。

我々ガ受ケタ「医療」手當ハ「實ニ」貧弱デアツタ。藥品ハ「充分」アツタガ、我々  
ハソレヲ「撰」ヘラレバカッタ。匠者「十」名ノ看護人モ「充分」居タガ、彼等ハ我々  
ヲ看護シテカッタ。ソレ故「ケムボント」ノ「勞務者」總數約三十「パーセント」  
ガ死ニシタコトハ「全ク」認ムクニ「當ラナイ」デアアル。

2

裏面白紙

103



作業時間ハ七時三十分ヨリ一六時三十分迄、休日ハ全ク無ク、勞務積  
蓄ハ日本當局ヨリテハシラテ命付ヨリ直ニ送付、シテヨリ相合ハ度々改訂ナレド

本陳述ハ完全ニモ具實ニシテ之ガ註トシテ私ハ四者名ス、

四者名 「コペル」

本陳述者名ニ先至リ余「ジャライ」ニガラシ居住「ジャライ」ニガラシ州日條  
長補任「モヤイ」ニシムハマド・ムラカシニハシ「アブドウルムト」ガガ本  
陳述「コペル」ニ通達シシニ付シ「コペル」ハ陳述者ガモ具實ニシルモノナリシ  
コトヲウケス

然ル後「コペル」ハ「イスラム」信仰ニ定ラシクモ力ニテ正式ニ余ニ宣稱セマ  
リ

四者名 (ド・ロムハマド・ムセル)

余「南印軍」中尉「南領東印」及「校長」附高等官ト「A. デウエーア  
ド・L. D.」ノ面前ニ於テ一九四六年七月一日本四日署名宣稱セマリ

四者名ト「A. デウエール」ト

和七南軍情報部南領東印度「バダヤヤ」市「S. S.」南印軍中尉和  
南軍情報部「コレイ」新聞課長代理「P. W.」ヨハレハ正式ニ宣稱セマ  
ル上、後和南軍情報部正式ニ任命サレタ通説官ナルコト、一九四六年  
七月四日附勞務者「八九四」号「コペル」ノ宣稱陳述書上題ハ添附  
書類ヨリ正式ニコレイ語原文ヨリモ英語ニ翻譯セマコト又添附英訳原文ノ  
充分ニ具實、完全、正確ナルヲ認メテ認言人

4

5708

署名 P. W. ミン

一九〇六年七月、本島各所、南前、三於、ア記、名、宣、誓、書、

署名 R. A. フウエーアド

南印軍司令部、南領、東印、及、積、子、銃、長、子、務、所、  
署名 R. A. フウエーアド L. D.

rot

裏面白紙

E 1745  
Doc 5715

警類第五七一五號

東南亞細亞地區最高指揮官司令部 V日第九三五號  
第九陸軍爲眞班

東南亞細亞地區司令部陸軍爲眞班

エス、シユリンプトン軍曹

日本ノ勞務者收容所新嘉坡島「セレタ」ニ於ケル 映畫技師ウオルタース中尉

四五年（昭和二十年）九月十九日

2712-26 (18)  
7-12-26 (18)  
7-12-26 (18)  
7-12-26 (18)

先ニ之ヘノ言及ヲ避ケタルモノナリ。

本收容所ニハ、千七百人ノ苦力居リ、主トシテ

「ヂヤバ」ヨリ強制勞役ノ爲日本人ニヨリ連レ來

ラレタルモノナリ。

英國海軍部隊ハ、到着ニ際シ、日本人衛生兵ガ、

多數ノ病人及ビ瀕死ノ者ヲ所謂病院ト一語ノ小屋

ニテ、寢臺ハ無ク、唯床ニ藁ヲ敷キタルモノトニ

移動セシメ、良好ナル状態ヲ發ハシメントセルヲ

認メタリ。

日本人衛生兵ハ傳染豫防「マスク」ヲ着ケ地上

手摺

13

106

書類第五七一五號

東南亞細亞地區最高指揮官司令部 V 第 九三五號  
第九陸軍高眞班

東南亞細亞地區司令部陸軍高眞班

エス、シュリンプトン軍曹

日本ノ勞務者收容所新嘉坡島「セラタ」ニ於ケル 映畫技師ウオルター・ス中尉

四五年（昭和二十年）九月十九日

「セラタ」

此ノ日本ノ勞務者收容所ハ偶然英國海軍部隊ニ  
ヨリ發見セラレタルモノニシテ、日本人官憲ハ、  
先ニ之ヘノ言及ヲ避ケタルモノナリ。

本收容所ニハ、千七百人ノ苦力居リ、主トシテ  
「ヂャバ」ヨリ強制勞役ノ爲日本人ニヨリ運レ來  
ラレタルモノナリ。

英國海軍部隊ハ、到着ニ際シ、日本人衛生兵ガ、  
多數ノ病人及ビ顔死ノ者ヲ所謂病院！一群ノ小屋  
ニテ、寢臺ハ無ク、唯床ニ藁ヲ敷キタルモノ！ニ  
移動セシメ、良好ナル状態ヲ裝ハシメントセルヲ  
認メタリ。

日本人衛生兵ハ傳染豫防「マスク」ヲ着ケ地上

Doc 5715

1745

22

25

13

106

Doc 5715

ニハ石灰ヲ用ヒ、瀕死病人ニ消毒劑ヲ撒布セリ。  
英軍ガ同收容所ヲ接取スル迄ハ、何等ノ醫藥モ  
無ク、此等ノ俘虜ニ醫藥的援助ヲ與フル何等ノ企  
圖モ日本人ニヨリテ行ハレザリシモノナリ。  
大部分ノ罹病苦力ハ脚氣症或ハ赤痢患者ナリ。  
同收容所發見ト同時ニ、英當局ハ直ニ醫藥的手  
當ヲナスベキ旨要求セリ。

「セレタ」ハ新嘉坡島ノ北部ニアリ、  
O、P、五、

SE四八八四、歩行ニ堪ヘザル瘦セ衰ヘタル苦力經  
便糞壺ニテ運搬セラル。  
SE四八八五、日本衛生兵脚氣症苦力患者ニ消毒劑  
ヲ撒布。

SE四八八六、一苦力死ニ瀕シテ横臥ス。  
SE四八八八、此ノ病苦力臨終近シ。  
SE四八六一、此ノ寫眞ハ英陸軍寫眞班攝影技師ニ  
SE四八六二、ヨリ「バタビヤ」ノ「ツデデン」收  
SE四八六三、容所ニテ撮影セラレタルモノ。  
SE四八六四、

署名判讀シ難シ  
第九陸軍寫眞班管理中尉

證明書

下名和蘭軍情報部戦争犯罪課長和蘭王國印度軍大尉「チャールズ、ヨンゲネル」ハ先ヅ正式ニ宣誓ノ上、添附セル「マレイヤ」ニ於ケル苦力收容所ノ四葉ノ寫眞（番號四八八八、四八八五、四八八四、四八八六）ハ、一九四五年（昭和二十年）九月東南亞細亞地區司令部陸軍寫眞部ニヨリ撮影セラレタルモノニシテ、右寫眞ハ和蘭軍情報部が該寫眞部ヨリ受領セルモノナルコトヲ證言ス。

署名 「チャールズ、ヨンゲネル」

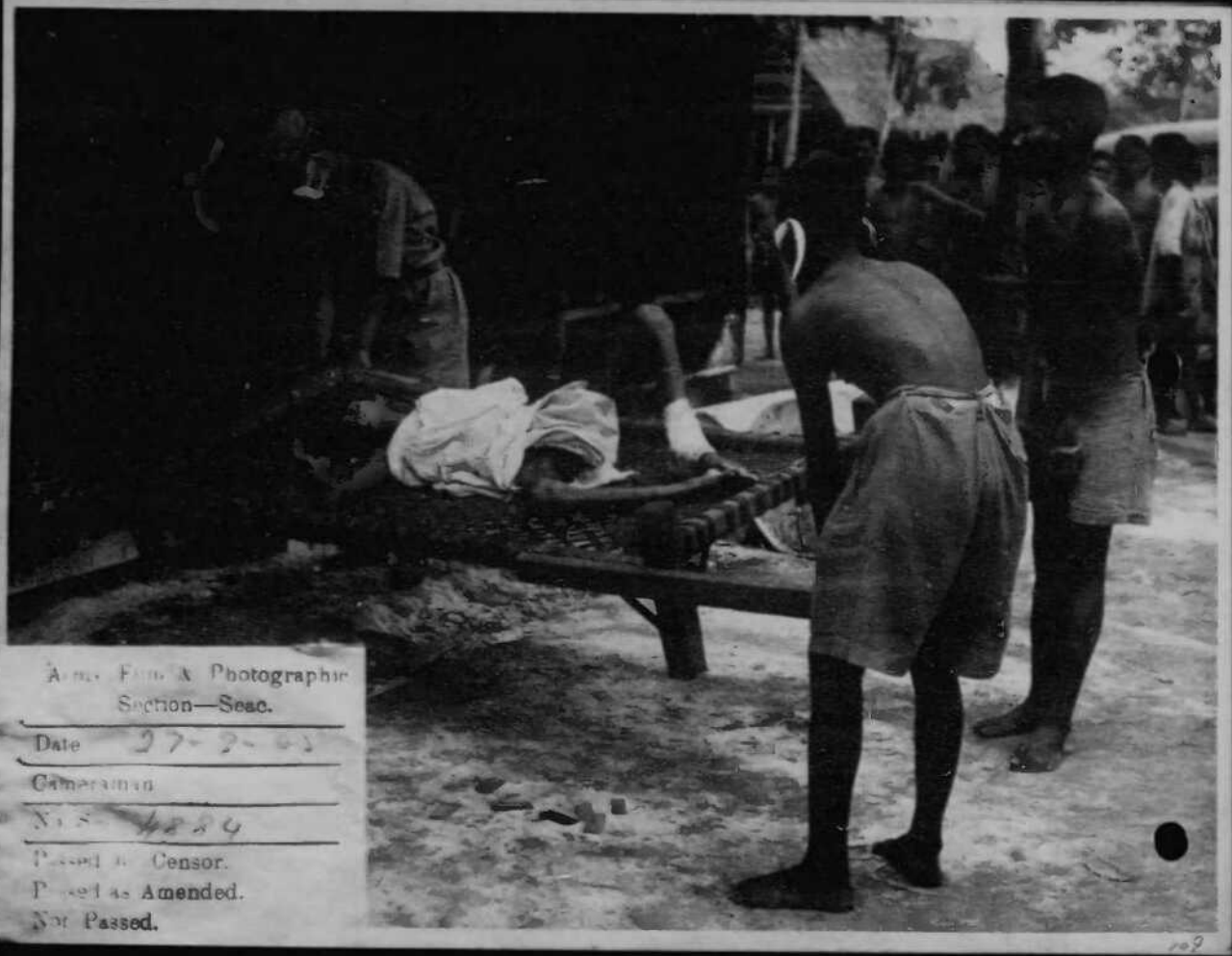
余、和蘭領東印度檢事總長事務局附先任官吏和蘭王國印度軍中尉法學博士「ケイ・エイ・ドヴェール」ノ面前ニ於テ署名宣誓セルモノナリ。

於パタビア、一九四六年（昭和二十一年）八月六日


署名 「ケイ、エイ、ドヴェール」

3.

Doc 5715 (cont)



Army Film & Photographic  
Section—Seac.  
Date 27-2-63  
Cameraman  
No. 4284  
Passed by Censor.  
Passed as Amended.  
Not Passed.

Copy By:  
 Signal Corps  
U.S. Army





Army Film & Photographic  
Section—Seac.

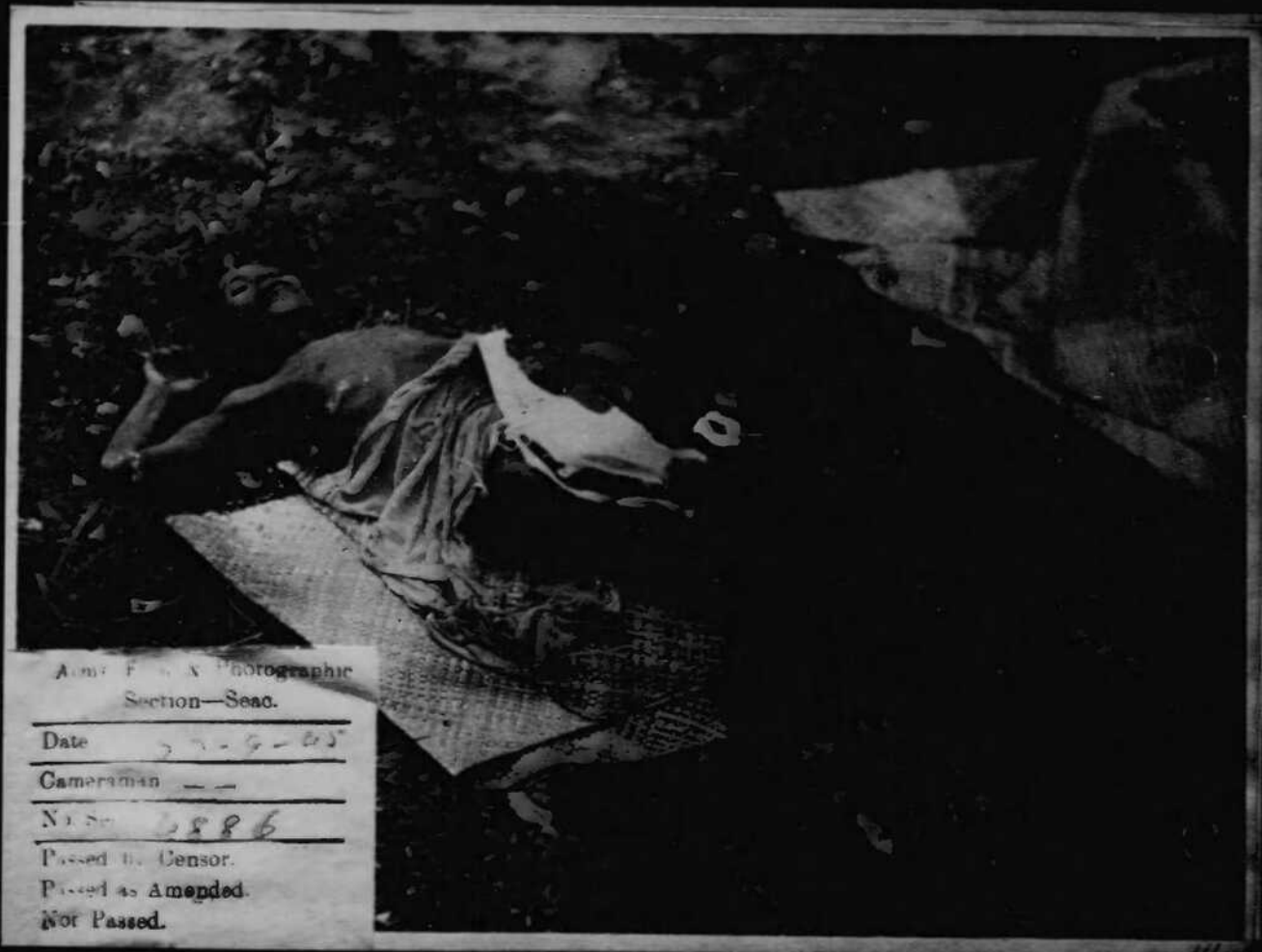
Date 27-9-65

Cameraman

No. 4587

Passed to Censor.  
Passed as Amended.  
Not Passed.

Copy By:  
S. J. Corp  
10/1/50



Army Photographic  
Section—Seac.

Date 27-9-05


Camera man —

No. 0886

Passed by Censor.

Passed as Amended.

Not Passed.

Copy By:  
 Signal Corps  
U.S. Army



Army Film & Photographer  
Section—Seac.


Date

Camera

Censor

Amended

Classed

Copy By: \_\_\_\_\_  
 Signal Corps  
U.S. Army

E 1746

Doc P5731

和口軍情報部 (NBPIS)

和口軍情報部 横須賀隊長 和口軍大尉「チャールズ・  
ヨングネイル」ニヨル際送付

正式ニ宣誓シテ際送スルコト左ノ如シ

余ハ和口軍情報部 横須賀隊長、和口軍大尉「チャ  
ールズ・ヨングネイル」デアアル

余ハ一九一二年ノ大正元年ノ十二月九日「ロツ  
テルダム」ニ生レタモノデアアル。

余ハ和口軍情報部デアアル。  
余ノ原籍ハ「バタビア」デアツテ、現在同地ニ

和口軍情報部 (NBPIS)  
横須賀隊長 (NBPIS)

和口軍情報部 横須賀隊長ノ資格デ、最近爪哇  
列所ニヨリ宣誓セラレタ列

決ニ口スル公式名簿ヲ受領シタ。

次ノ様ニ言フコトガ出来ル

一 死刑ヲ執行セラレタル人々ノ名簿ハ含マレテキ  
ナイ

(イ) 地方ノ憲兵隊ニヨリ多数ノ死刑判決宣告セラ  
レタ。

(ロ) 所屬 KIO 作戦ノ犠牲者名

(ハ) 東部爪哇ニテ死刑ニ成セラレタル犠牲者名

N  
N

E 1746

Doc P5731

1.

和蘭軍情報部 (N B F I S)

和蘭軍情報部 後述部長 日印軍大尉「チャールズ・  
ヨングネイル」ニヨル陳述書

正式ニ宣誓シテ陳述スルコト左ノ如シ

余ハ和蘭軍情報部 後述部長、日印軍大尉「チャ  
ールズ・ヨングネイル」デアアル

余ハ一九一二年ノ大正元年ノ十二月九日「ロッ  
テルダム」ニ在レハモノデアアル。

余ハ和蘭國籍デアアル。  
余ノ原籍ハ「バタビア」デアアツテ、現在同地ニ  
居住ス。

余ハ和蘭軍情報部 後述部長ノ資格デ、最近爪哇  
日本軍法會議ヨリ右説列所ニヨリ宣告セラレタ  
決ニ「スル公式名簿」ヲ受領シタ。

次ノ様ニ言フコトガ出来ル  
「死刑」ヲ執行セラレタル人々ノ名簿ハ含マレテキ  
ナイ

(イ) 地方ノ憲兵隊ニヨリ多数ノ死刑判決宣告セラ  
レタ。

(ロ) 所謂 KIO 作戦ノ犠牲者名  
(ハ) 東部爪哇ニテ死刑ニ處セラレタル犠牲者名

裏面白紙

N  
N

113



2.

Doc 5731

(ホ) (ニ)  
 一九四二年／昭和十七年／四月ヨリ六月迄ノ  
 期間ニ收審所ニ於テ行ハレタ死刑執行  
 一九四三年／昭和十八年／四月ニ「ケシリイ  
 ール」ヨリ進行サレタ三十八人ニ對スル判決  
 然シ乍ラ此ノ名簿ハ四百三十九人即チ百十三  
 人ノ歐羅巴人、二百九十六人ノ「インドネシ  
 ア」人及ビ三十人ノ中國人並ニ其ノ他ノ東洋  
 人ニ對スル死刑宣告ヲ報告シテイル  
 ニ「軍法會議ニ於テ採罰セラレタ者ノ名簿」ハ千  
 百七十五人、即チ五百四十五人ノ歐羅巴人、五  
 百十七人ノ「インドネシア」人及ビ百十三人ノ  
 中國人並ニ他ノ東洋人ガ、一年カラ終身迄ノ禁  
 錮ニ處セラレタコトヲ報ジテキル。此ノ名簿ニ  
 ハ鐵道職員及ビ知名ノ見塔者達ノ姓名ガ見出サ  
 レルダラウ。コノ事實ハ、信託ハ得ラレナイケ  
 レドモ、上述ノ作賊ノコトヲ示シテキル  
 三 五道ノ「判決書」ニ死亡シタル者ノ名簿「ハ三百  
 四人、即チ九十二人ノ歐羅巴人、百十七人ノ「  
 インドネシア」人及ビ三十五人ノ中國人並ニ其  
 ノ他ノ東洋人ノコトヲ報告シテ居ル。手當リ次  
 第ノ吟味ノ結果宣旨原簿ニ依ルトテ同ニヨリ  
 死ニ至ラシメラレタル者ガ病氣、死因「心臓病  
 瘵」ニヨリ死亡シタモノトシテ名簿ニ載セラレ

裏面白紙

3.

Doc 5731

テイル

總督ニ依ルト試問中我獨ノケメ死亡シタト云フ  
彼人ノ人々ハ此等ノ名聲ヲ其ノ証書ヲ見ツケルコ  
トハ異常ナイ。此ト同様ノコトガ、食物及ビ醫藥  
費等ノ不足ノ爲メ試問中ニ死亡シタ多量ノ人々ニ  
對イテモ善ヘル。

姓名 テヤールス・ヨンダネイル

一九四六年ノ試問二十一号ノ七月八日 余曰テ口印  
筆中諸法學士「カー・アー・デ・ウエアールド」  
ノ口印ニ於テ署名シ宣稱セルモノナリ

姓名 カー・アー・デ・ウエアールド

裏面白紙

115

No.1

大-12-26 (18)  
横濱川島支店  
(当支店に送付済)

E 1747

Evidentiary Document 15-746

本日一九四六年昭和二十年四月十九日金曜日余戦争  
犯罪人関係資料調査班准尉「只トマール」  
ハルト印ヲ附ケテ前記報告書ヲ證人「エイケ  
イ」・「ホイセウアイン」ニ示シ同證人ハ前記報告書ハ  
彼ニ依リ眞實ニ從ツラ書カレタモノナルカト聽カ  
レタ處證人ハ其レヲ肯定シタリ。  
其処テ該證人ハ余ニ依ツテ彼ノ宗敎的信條  
ニカケテ眞實ヲ語リ眞實以外ノ事ヲ語ルコ  
エトテ宣誓サマラレタリ。

署名  
「只トマール」マイテルスマ

No. 1

E 1747  
Evidentiary Document 15-746

本日一九四六年昭和二十一年四月十九日金曜日余戦争  
 犯罪人関係資料調査担当准尉「只トマ」ニテ  
 ハ「A」ト仰テ附テテ前記報告書ヲ證人「エイケ」  
 イ「ホ」イセカ「イン」ニ示シ同證人ハ前記報告書ハ  
 彼ニ依リ眞實ニ從ツラ書カレタモノナラカト聽カ  
 レタ處證人ハ其レヲ肯定シタリ  
 其処テ該證人ハ余ニ依ツテ彼ノ宗教的信條  
 ニカテ「眞實」トテ語リ眞實以外ノエトテ語テ  
 エトテ宣誓セマラレタリ

署名  
 「アール・マイテルスマ」

裏面白紙

證明書

下記署名者、和蘭軍情報部、戦犯課長、蘭印軍  
中尉「ケヤールス・ヨングネイ」ハ先ツ正式宣誓上、添附  
報告書ハ左記標題ノ原文書全文ノ真実完全  
且正確ナル寫ニシテ尚右文書ハ和蘭軍情報部ノ  
公文記録ノ一部ナルコトヲ證ス。

記

「セマラシカ」一九四六年（昭和二十一年）三月九日附、法學博士  
法學博士「ハーエー・ボイセフ」ノ、日本軍（紙）領  
期間中（一九四二年）昭和十七年（一九四五年）昭和二十年（  
）彼自身ノ体験及日本軍南島特ニ當兵隊ト接觸  
ニ関スル報告。第〇四四三三ノ

署名

ハタケイ、一九四六年（昭和二十一年）七月七日  
（和蘭軍情報部官印）

余、蘭領東印度、檢事總長事務局附高等官  
蘭印軍中尉「カー・アー・デウエールド」ノ面前ニ於テ  
署名シ定誓セルモノナリ。

署名、カー・アー・デウエールド

No 2

Doc 5746

法学博士、法学博士、ハーバー、ボイセ、フライン、依ル

報告書

セマラン、ワト、ゴド、五島地

彼自身ノ体験及び日本軍ノ「瓜哇」占領期間中（一九四三年）  
昭和十七年（一九四五年）昭和二十年（一九四五年）ニ於ケル日本皇局  
特ニ憲兵隊トノ接触ニ関スル報告

十六ヶ月間ノ憲兵裁判

一九四三年（昭和十八年）十月一日（一九四五年）昭和二十年（一九四五年）  
八月（八月）軍法会議ニ於テ十年間懲役ヲ受ケタル

然レシキ後ニナツテ、彼等ハ私カ誰ト日本ニ及杭スル計画ヲ  
立テタカ、ソシテ、現在マデ、ドンナ同様に為リ、成就シテカラ  
尋ネタ。私カ同謀トシテ、懲イタマシ、ハ、イト、云フト、金子  
音訳、私カ北平ヲ行ノ、林、華、大用、殺、テ、交、互、ニ、打、ツ、タ、  
ソシテ、通、訳、ハ、私カ腕、ヤ、肩、ヲ、絶、エ、ス、定、規、テ、打、ツ、タ、三、時、間、ノ  
審、問、ノ、後、私カヤット、監、房、ヘ、ホ、イ、テ、帰、ル、カ、カ、ガ、ア、ウ、タ、

ソシテ、監房ノ前ノ空地、風、音、ヲ、取、ツ、タ、私カ、服、ヲ、又、ガ、ト  
黒ト紫ニナル程、打、タ、レ、タ、私カ、背、ヲ、肩、ヲ、見、テ、皆、ニ、痛、マ、シ、ガ、ツ、テ、  
一、音、ニ、響、キ、テ、音、ノ、ア、ゲ、名、風、呂、ヲ、使、ウ、タ、後、私カ、ス、ツ、カ、リ、  
倒、レ、テ、シ、マ、ハ、マ、ス、為、ニ、ホ、サ、ナ、聲、ニ、カ、ゲ、リ、ツ、カ、テ、レ、バ、ナ、ラ、ナ、カ、ツ、タ、

ソレカラ、私カ、独、房、ヘ、ニ、人、衛、兵、ニ、連、シ、タ、ラ、シ、タ、其、日、以、来、  
（一九四三年）昭和十八年（十月九日）私カ、室、告、ノ、時、（一九四五年）  
昭和二十年（一月三十日）マデ、私カ、独、房、監、禁、ニ、耐、エ、テ、レ、バ、ナ、ラ、  
ナ、カ、ツ、タ、

裏面白紙

裏面白紙

翌日、客間へ繰り上り、金持ト「カマヤ」ハヤカマシク騒ぎ立て、  
 ソシテ紫色ニナリテ揚子ハ傷ミツク、何故ナリカ、吾ハ定ムルト  
 願フ、腕ヲ咎ヤ、鞭ヲ打ラレ、顔ハ蒼クナリテ、肋骨ヲ  
 肋骨ノアツキハ、アノ重キ軍医ノ長靴ヲ踏ラレタコト、  
 彼ハ吾ハ火ノ如ク夕煙ニテ燃ラシタリ、ヒル覺シテアソウマデハ  
 叫ビテカラ、煙ノ様ニ跳ネテリ、踊ラリテセル電流ヲ連ジテ  
 リシコト、之ハ吾ハ皆、彼等ノ非常ニ妙シクテ、吾ハ告モテ得ン  
 角ニナレド、アツク、客間ノ之ハ吾ハ非常ニ非常ニ、野蠻  
 ナ、扱ヒハ非常ニ残忍ナ、默的ナ、人間味が全く缺ケテモ、  
 アツク、肉体的苦痛ト精神的苦悶ハ、絶  
 スルモ、カア、此ノ取り扱ヒノ振舞ハ、今尚ホ私ノ顔ヲ体中ニ  
 見ラレル。

此ノ客間ハ一週向経モ續キ、私ハ尚ホ、彼等ノ焚堂ノ  
 様態ヲ全認シ置ケタリ、今更ハ故意ニ長時間、私ガ意  
 識ヲ失ツテ倒レシマカ、テ咎ヲ打ツルソシテ、彼ハ最後ノ  
 一打ヲ打テナラ、監視者、彼ヲ病院ニ運ラレタコト命シタ。

Doc. 5746

私ハ監獄●内院ノ中デ「カンバス」ヲ張ツ●小ナテ寝台ノ上デ  
 眼ヲ覺マシタ。私ハ傷ハ件向ノ傳房邊ニ依ツテ沐浴ヲ治療ハ  
 サレタ分繻帯ハサレテタツタ。私ノ汚レタ血マミレノ衣服ハ私ノ体ニハ  
 リツキ寝台ニハ無敷ノ害虫ガ居タ  
 其処ニ私ハ數週向寝テ居タガ審向ハ毎日續ケラレタ。殆ト毎日  
 私ハ審向ニ呼ビ出サレタ。私ハ自分テ歩クコトガ出来ナカッタノデ二人  
 ノ助手ノ看護人ニハサマレテ拷問ノ部屋ヘ引キ出サレテ行ツタ。私ハ  
 寝台カラ起キルノモヤツテアツタ。ソシテ他ノ寝台ニツカマリナガラ  
 便所ヤ手洗所ヘソコトト歩イテ行カネバナラナカッタ。

金子ハ時ニ答テ打ツタリ、蹴ツタリ、後手ニ縛ツテテ吊シタ  
 リ、身体ニ電流ヲ通ジタリスルトニ依ツテ私ヲ半バ無意識ト無感覺  
 ニサメルコトニ成功シタ。或ル時ナド、彼ハ大キナ不製衣ノ釘ヌキテ私ノ手  
 首ヲ折ラウトシタコトガアツタ(其ノ根跡ハ今モ私ノ左手首ニ見テ居ル)  
 ソレテ非常ニ架空ノ告訴ヲ承認シタ時モアツタ。然レテ數日後心  
 身共ニモット良イ状態ニナル時、其ノ事ヲ柄ニ行イテ又新タニ訊問サレ  
 タ時ニハ私ハ勿論有罪デアルコトヲ否定シタ。虐待ハ遠ニアマリ酷クナ  
 リ、私ハ極度ニ疲レ果テ、シマツタノテ或ル日(一九四三年(昭和十八年十月)  
 監獄病院ヲ視察ニ来タ二人ノ憲兵ガ寝テ居ル私ヲ見テ、病院  
 車デ中央市民病院ヘ移ス様ニト命ジタ。

No.5

然レ此処ニサヘモ金子ト「カソマ」ハ毎日未テ監獄テシタト同ジヤウナ  
 残忍ナ方法テ審向ヲ續ケタ。

x  
 x  
 x  
 x  
 x



Doc. 5746

No. 6

其レカララカモイハシキ師ハ私ノ血泣、檢査シテコレトイハズ血泣  
テアルトモワタ、彼ハ數ノ月前私ニ、當時日本兵ハ私ヲスリ弱  
ラセ意志ヲ無クシテシマワ為ニ、餘ヲニ効カノ出テ来ル喜樂ノ私ニ  
飲メンタ、カト思ワタト語ツタ

其ノ頃私ハ尚ホ、バウケイテヘ向キテノ謀報ノ手紙ヲ書イタフト  
ヲ考定シテ、中央市民病院ニ五日間養テ居テ彼等ガ告白サセタ  
カツテ居ルコトヲ白狀セズニ毎日審問サレ監ヲ打テ居ルト彼等ハ  
非常ニ焦レテ来タ、一人ノ憲兵將校ガントリカニ人ノ訊問者ニ加  
ハリ、私ノ行過ハ余リ長過ナルト云ヒ、罰ニ入ツテ彼ノ銀ヲ私ノ身  
体ヲ叩キ憲兵隊ノ違物ニ連レテ行クヤウニ命ジタ。

其ノ夜、此ノ中尉ト金子トハ特別ニ殴打ノ目的ニ作ラレク打チ  
違共テ以テ私ガ倒レテシマワテ打ツタ、私ガ意識ヲ失フト木片テ  
モツテ氣ヲ取り戻セタ、ソレカテ彼等ハコルケテ、一テインク、  
云フタノ履ノ證人ヲシテ私ニ嫌疑ヲ掛ケサセタ、此ノ男ハ手昔  
ヲ折ツテ人ノ如ク腕ヲ纏テ、シテ部屋ニ入ッテ来タ、一彼ハ色  
チ有サズ、疲レ果テ、居タ、確カニ彼モ又前ニ拷問サレタノデアラウ  
一ソレシテ、ソノマ、バウケイヤレニ送レルヤウニナツタ、手紙ヲ一通、一通  
ハ、私ガドレ氏宛一通ハ其処、瑞西領事宛ノモノヲ私ガ彼ノモトニ  
持ツテ来タト證言シタ、ソレカラ、一丁度真夜中頃テアツタ  
一彼等ハ又私ヲ宮打ツタ、ソレテ到頭、私ハ疲弊カト無感情ノ  
状態ニテ彼等ガ欲スルトフロテ、余ヲ承認シタ。

裏面白紙

No. 7

Doc. 5746

私、陪つて居り感嘆ノ鋭イ状態ニテハ之等ノ為ガ全テニ具実  
 テアルト白状スルヲ少シモ意ニ介シテウツタ。通訳ノ「カツマ」ハ  
 私ノ著クベキコトヲ口授シ、私ハ機械的ニソウシタ（其ノ後、一九  
 四三年昭和十九年二月、「コルサア」テイソク）私トモウ一人、名前ヲ  
 忘レテシマツタガ、三人ハ「ボガード」文官ニ対シテ證言スル為「バクウヤ」  
 ニ連レテ来ラシク其処テハ我々ハ單獨ニ手紙テ其ノ内容ニ関  
 スル話ヲ全部否定シタ。其レクラ又我々ハ「セマランケ」ニ送リ  
 歸サレ、再ビ金子「カツマ」ノ手中ニ陪チ、苦ミハ又新ク繰  
 リ返サレタ）

此ノ様ナ嫌疑ノ為私ノ審問ハ十五ヶ月以上モ長引イタ。  
 （一九四三年昭和十八年十月一日—一九四三年昭和三十年一月十日）  
 純ニ私ハ憲兵隊ノ愚カヲ残忍ニ行動ノ犠牲者トシテ收  
 容サレテクル人々ヲ見タ。

X X X X X

裏面白紙

Doc 5746

208

之等ノ傍同ハ●第三等艦ヲ溺死ニテ到ルニト●ルヲ證テモ  
 最モ空想的ト云登中モ自執スルコトヲ余儀ナトサレ名私ノ信スル  
 トコロハ「セマラング」ノ宣兵ニ依リテ無理ニ為サレテ告白  
 結果鉄道業員「スミソン」鉄道會社從業員七名ノ生命  
 カスハレタノデアリテ彼等ハ十中八九「バクダグ」軍法會議  
 ヲ死刑ニ宣告サレテ首ヲ斬リテ事ト思フ。此ノ悲劇ニ私  
 自身出席シテ居タノデモ夕(上述法廷ニヨル裁判並ニ宣告)  
 儀程者ハ「カウエン」ホロド「ウオルフ」アリワナ「バステアニス」  
 (皆歐洲人)「スウィツ」(中國人)ト「スウリベル」(ケモール人)デア  
 夕彼等ハ倉庫ニ火ヲ付ケルニトテ煽動シテ居テ「エホト」ジニ「四罪」  
 犯シタコトヲ白狀スルコトヲ余儀ナクセラレタ。實際「鐵道倉庫」  
 ノ放火カ行ハレタガ之等ノ人々其ト何等ノ關係モテカワラズ唯  
 監視「スウリベル」カ火ヲ消サウト切カシムルヲデアリタ。之ガ彼ノ  
 演ジテ所謂「サホター」エ「テ」コトナルデアル。  
 「バクダグ」軍法會議ノ監獄へ來ルト我々ヨリ數週同スキニ  
 其處ニ連テ來ラレタ「スウリベル」ハ死刑ヲ宣告サレ首ヲ新ラ  
 レ「民間人」死刑執行ノ普通ノ方法ト仲間ノ停屠カラ  
 用カサレタ。ソレヨリ軍法會議監獄ニ我々ト共ニ居テ十八名ノ  
 「セマラング」鐵道從業員中「憲兵」公式報告書ニ依レバ火  
 事事件ニ關係アル前連六名ガ「一」呼出カレ我々ハ  
 今日マデ二度ト彼等ヲ見ノ事カ無イ。

其トカラ或ル日私ハ憲兵隊ノ建物ヲ所ノ監視兵ト共ニ彼等  
 ノ夫ガ拘置(一九四三年)昭和七年(三月)サレテカラハ我々ノ同居人  
 「カウエン」ハルト「夫人」ニ出會ハタ。一「中央市民」病院ヨリ  
 夜中ニ其處へ連テ來ラレタ。氣絶スルマデ苦打タレタ翌早朝

裏面白紙

No. 9

Duc 5746

予は夫れ和ノ記憶スルトシテハ和ハ祖正ニ寝セシテ居タス氣ハ付  
イミ見ルト、和ハ監房ノ前「カイル」張リノ床ニ上ニ寝テ居ス  
リテ和ノ道クニ他ニ數人ノ人カ寝テ居ス、其ノ中ニ和ハ手首ヲ縛  
テ「ミタ」ヒルケルト「イニク」ト其ハ顔ヲ以テ色ニナルマテ「殿」ラレテ居ル  
「シテ、ハルトケ」夫人トテ認メタ。

審問ガ十四日余リモ「續々」通常ノ論理ヲ承認シ得ルヤウナ物語  
ヲ「上」ケル事オボシクニ、公式報告ハ「層」得心「行」マケテ作ラレ  
金子ハ其ノ審問ニ付「魁」大テ報告書書キ上ケテ其ノ何遍モ言  
テ「ヘ」ナル中ニ此ノ所謂「事件」ハ明カニ「ハタ」カセ「シ」テ「官」兵司  
令部ヲ「ア」キ「ク」カセ出シタ。一九四三年「昭」和八年「十」二月  
初旬、彼等ハ司令部ヲ六名バカリ「富」心兵ヲ我々トニコシ「島」越  
シ「彼」等ハ訊問ヲ繰リ「進」テ「後」審問ヲ終了シテ「名」彼等ハ日本  
語及日本語ヲ用ヒ、ソト「短」縮シ「テ」公式報告書ヲ書キ上ゲ我  
々ハ其ノ内容ヲ知ラレシメニ然モ「讀」ハ「ソ」トモ出カナイ、其レ「三」四者  
名ヲモテ「之」後ニテ「ロ」テ其レ「等」報告書ハ我々ノ「法」白書デ  
「ア」タ「ト」カ解シタ、其中「テ」我々ノ「例」ハ「前」ニ「述」ベ「テ」通リ「且」テ  
「道」カラ「彼」等「秘」密ヲ「探」リ出ス為ニ「彼」等ヲ「峻」ス「彼」等ヲ「才」祖母  
サニ「演」シ「テ」モ「之」等ト「言」フカ知キ「非」常ニ「奇」怪「事」ヲ「録」疑フ  
「孫」ト「ラ」レ「テ」居ル。

裏面白紙

124

Doc. 5746

NO. 10

一月十日ニツク件ニ因テ七名ノ人々トモテ我々ハ「バク」  
 (コシカスレイン・ウエス) 軍法會議ニ移シタル我々ノスガ後ヲ  
 ラ更ニ十八名「セマラン」ノ鉄道従業員ヲ送リテ来ル其處  
 予ノ食事ハ可成良クツクヲ監視兵ノ取扱ハ非常ニ悪クツク  
 大功ニ我々ヲ携帶シテ居テ僅クノ衣服類ヲ棄テ中カラ澤山ノ  
 モノヲ盗マシテシマツタ。時ニハ我々ハ風雨ノ中ヲ全ク裸テ働カ  
 ケレハナラナカッタ。石鹼ヲ使用シテ入浴スルコトハ一週ニ一度シ  
 許サレナカッタ。六名カラ十名程ノ着カ四米四方ノ部屋ニ監  
 禁サレタ。ソシテ一日中床ノ上ニ座リ、眞直ク壁ノ方ヲ見テ居  
 ナケレハナラナカッタ。周リヨ見テリ、晝イタリスルト獄レイ此刑  
 ヲ以テ酷ク罰セラレタ。病人ハ彼等ノ部屋ニ入ツテ居ナケレハ  
 ナカッタ。殆ド全ク病ハナシナカッタ。胃腸病ノ蔓延、對  
 策トシテハ彼等ノ部屋ノ隅ニ置イテアル便器ノ上ニ消毒劑  
 ヲ撒イタ。患者ハ效果ノナイ散藥ヲ與ヘヨレタ。  
 此ノ地獄ノヤラナ所ニ三週間ヲ過シ、氣狂シタ。嫌疑ヲ全  
 部否定シ、我々ノ違法行為ヲ否定シ、部令(又日思想ヲ語  
 リ「ナオ」報連ヲ捲布シタ事)ニ追引キ下テテ辯解ト寛  
 大ニ處置ヲ嘆願スル英文ノ手紙ヲ呈セル機會ヲ得テ、連  
 三軍法會議ノ開廷日(一九四五年昭和二十年一月三十日)トナ  
 ル。法廷ノ關係員ハ可成年ヲトツテ將校テアツタ。裁判  
 長ハ大佐ヲ法務官ハ中尉テアツタ。彼ハ自身英語ヲ知ツ  
 テ居タ。彼ハ通訳ノ仲介ニ依ツテ我々ヲ訊問、最後ノ段  
 階ニ到ラセタ。其處デモ亦、私ハ眞實ニ從ツテ私ニナシタ告訴  
 ノ事實ヲ否認シタ。ソシテ憲兵隊ニ依ル審問ノ際、終ニ爲  
 サレタ自白ハ極端ヲ持向ニ依ツテ無理ニサセヨシラモ、テアルト三

裏面白紙

No. 11

Doc. 5746

張シテ  
然レ其レモ拘ラズ一西洋式ノ法ト正義トノ觀念カ見ル  
些カノ証據モ確立カレナイニ一十箇年禁錮ノ宣告カ言ヒ後  
カレズ

軍法會議ニ於ケル全キ續ハ彼等ノ原始的ナ野蠻ナ方法ニ文明  
ノ假面ヲ着セラル為ノ偽善的見セ掛ケテアツラト云フ事ヲ全キ  
事カ明ラシニシテ居ズ  
翌日私ハ「ヤマナシ」監獄ニ移サレ其レヨリ一週向後(一九四三年)昭  
和二十年二月六日私ハ「バンドラシ」近ク「スウカミスキン」近代  
監獄ニ移サレテ之デ日本人トノ私ノ接觸ハ理論的ニハ終ツテ  
私ノ苦惱ハ終ラナク何故ナラバ此ノ監獄デ我々ノ中ノ數名  
ハ餓死シタカラデアル

於「セマランケ」  
一九四六年昭和二十一年三月九日  
「ハ」エー、ホイセウアイ」(署名)

裏面白紙

E 1948

Doc 5745

書類番號五七五号

證明書

下記署名ノ和蘭軍ノMEMPHIS情報部戦争犯罪課長蘭印  
 軍ノRANIA陸軍中尉ケルヤルストヨシヨシニシムルノ正式宣誓  
 上別紙報告書ノ下記題名ノ原本ノ全文ノ眞實完全  
 且正確ナル事ヲ本ナル事ヲ証言ス  
 ナーエムノ五四三五ノ番、在スラバヤノSOUDABAYAノ蘭領印度  
 醫學校ノMEMPHIS齒科生徒、WILHELMヨリドモナノ  
 (一九八等次受考四月十日生)ニシル事、兵隊及ビ軍律會議ニ拘置  
 セラレシ間、本人及其地、赤ノ經驗ニ関スル陳述

且本書類ハ蘭印軍情報部ノ公式記録ノ一部ナリ

MEMPHIS  
 情報部  
 一九四六年六月七日  
 JONGENEEL  
 情報部ノ署名

蘭印軍情報部ノMEMPHIS印

余即チ蘭領東印度總事務總長事務室 配属高級事務官  
 蘭印陸軍中尉ケルヤルストノK.A. DE WERDノ  
 面前ニ於テ署名セラレ且宣誓言セラレタリ

K.A. DE WERDノ署名  
 ナーエムノデ、ワニールト

no 1



no 1

E 1748  
Doc 5745

書類番號五七〇五号

證明書

下記署名ノ和蘭軍ノ三田五五ノ情報部戦争犯罪課長ノ蘭印  
軍ノ刀ノ五ノ陸軍中尉ノケルム・フレリクス・マツケン  
上別紙報告書ノ下記題名ノ原本ノ全文ノ眞實完全  
且正確ナル事ヲ証言ス  
ケール・エム・五五三五ノイ・米海ノ在スラバヤノSOORABAYAノ蘭領印度  
醫學學校ノNISノ齒科生徒ノケルム・フレリクス・マツケン  
(一九八五年三月十日生)ニ流ルニ兵隊及ビ軍律會議ニ拘置  
セラレシ間ノ本人及他ノ者ノ経験ニ関スル陳述

且本書類ハ蘭印軍情報部ノ公式記録ノ一部ナリ

署名

バタヴィヤ/BATAVIA/九四六年/昭和三十一年六月七日

ケール・エム・五五三五ノイノ署名

蘭印軍情報部 NEHISIP

余即チ蘭領東印度檢事總長事務室 既屬高級事務官  
蘭印陸軍中尉ケール・エム・デヴェールト/K.A. DE WEERD/  
面前ニ於テ署名セラレ且宣誓セラレタリ

K.A. DE WEERDノ署名

ケール・エム・デ・ヴェールト

裏面白紙



DOC 5-745

W. S. WILSON / SUIJANAYA / 監理官 (Suijanaya) (1865-1915) (Suijanaya)

W. S. WILSON / SUIJANAYA / 監理官 (Suijanaya) (1865-1915) (Suijanaya)

W. S. WILSON / SUIJANAYA / 監理官 (Suijanaya) (1865-1915) (Suijanaya)

W. S. WILSON / SUIJANAYA / 監理官 (Suijanaya) (1865-1915) (Suijanaya)

Handwritten Japanese notes, likely describing the above names and their roles. Some words are difficult to decipher due to cursive style.

№ 2

Multiple columns of handwritten Japanese text, possibly a list or detailed notes related to the names above.

裏面白紙



No 4

Doc 5745

終ニ彼ハ軍力ヲ疎リ其トシテ拔カズイテ頼リママ私ノ肩ヤ春ヤ臨ヲ  
段々シテ其ハ痛サヲ存シ命ガ危キヲ恐レテ其カニ遠クナリカケマシク  
彼ハ之ニ近ク付イタラシク一時手ヲ止メテシタ彼ハ多クト私ニ命ヲ  
マシク脚ヤ膝ガ熱シク痛シク立ツトガ出来マセン遠トナラシ私ハ  
彼ニツイテ流汗クテ其マシクガ次ニ場面ヲ見テ私ハゾットシマシタ

(KUIPERS VAN STEENBERGEN)  
ライプス ブラン スティーンベルゲンノ機師  
スノ印カガ目大標ニテシテ梯子ノ端ラシテ居マシタ彼ノ(以下ハ見)

裏面白紙

Doc 5745

両手首ハソノ下ノ方ノ段ニ足ハソノ上方ノ段ニ縛ッテアリ  
 コシク其ノ人ハ可哀想ニ頭ハ足ヨリモ低クアリマシタ  
 彼ノ頭ハ布デクルマシ水灌ガ此ノ布ニ差付テラレテキマシ  
 タソノ結果其ノ人ハ呼吸スルバ必ズ水ヲ飲マテケルハナリ  
 コセン彼ハ更シテ縛シメカラ白身ヲ引キ離サウトシ  
 タガ綱ガ非常ニ細クテ容易ニ彼ノ肉ニ喰ヒ込マシ  
 タ後ニ彼ハ私ノ室ニ連レテ居サシエタガ私ハ彼ノ手首ト  
 足首ニヒドク傷ムアルヲハツキリ見マシタ  
 其ノ受難者ガ氣絶シタ時ニ再び水ヲ吐キ出サセル為  
 ニ誰カガ彼ノ腹ニ水ヲ入リマシタ彼ガ吐キ出サセル時彼  
 ハ白狀スル様ニ言ハレマシタ彼ハ大癡ハイツウカテスレ  
 ト言ヒマシタガ然レテ後テ再び其ノ室ニ連レマシタ

……(私々ハ憲兵ノ下士三名ト兵三名ニ護送サ  
 レテ夜間ノ多行列車ニ乗リマシタ)……

No 5

此ノ旅行ノ間我々ハ線路通りニ待過サレマシタ  
 憲兵ハ我々ノ食物ノ世話ヲ見テくれ自分等ガ買フコ  
 トヲ許サレタ果物ヤ卵ノ様ナ餘分ノ食物モ喰ベシ  
 タ我々ノ輸送サレ方ハ男ニテ女モ手錠ヲハメラレ所  
 ニ綱ヲカケテ背中ヲ縛リ同ジ綱ヲ座席ニ縛ラレテ  
 居タ他ノ囚人カラ見レバ例外デシタ。獄スフトハ禁ホセ  
 ラレマシタ。彼等ノ食物ハ餓ガケテシタ。BATAVIAニ於  
 テ我々ハ憲兵ニ乘用車ニ乗セラレテ以前佛國領事

Doc 5745

No 6

館ニ設ケラレタリ日本軍下カ事裁判所ニ連レテ行  
 カレコシタ。拘禁中ノ人々モ亦此ノ建物ニ留置サレテ  
 マシタ。我々ハニツノ狭イ室ニ入レテ、自分等ノ荷包ニ  
 入ッテオキタモノノ中カラ各品一組タケテ受取リコシタ。  
 汽車ノ中デ一晚中眠レテオワタノデスガ此處デモ又  
 懲レカナル物共ニ坐ッテ居ラヌバナリマセンデシタ。  
 ヤット鈴ガ鳴リテ敷物モ布團モ並ク然モ頭上ニハ  
 光リノ強ク電燈ノ照イテ居ル板敷ノ床ニ寝ルコト  
 ラ許サレタ。時ハ答フ救ハシタ。トイフ吐息ヲ吐キマシ  
 タ。板ノ間ニ南京虫ガ居タノヲ、アマリ眠ルコトガ出来  
 コセンデシタ。規則的ニ窓ノ外ヲ通ル番兵ノ重イ靴  
 音ガ更ニ眠ルコトヲ不可能ナラシメマシタ。  
 我々ノ到着以後一九四三年昭和十八年三月八日迄  
 憲兵ガ我々ノ番兵ヲマソノ後裁判ヲ受ケルマデ  
 ハ「キギンダヨ」即チ率兵士ガ番兵トナリマシタ。  
 / TAKINOTO

法廷ニ於ケル憲兵ノ取扱ヒ……………

……………  
 ……〔我々ハ房内ノ特別ノ規程ノ下ニ喋ルコトモ出来  
 ズ、壁ニ倚リカナルコトモアキズ、一定ノ時々ニ横ニナレル  
 タケテ、生ツテ居ナレバナリマセンデシタ。〕  
 此ノ憲兵ノ番兵對テニ誰カが見張リミシタ。番  
 兵ガ近附コト警告ヲ發シテ、我々ハ時々僅カク  
 ドウニカ休息スルコトガ出来マシタ。終日正面ヲ見ツ

裏面白紙

Doc 5745

メテ居ルノテ我々ハ氣絶連ヒニナランバカリデシタ。  
終ヒ頃ニハ我々ノ中何人カハ本名ニ氣が少シ友ニ  
ナリマシタ。

午後一時ニ約一時間体操ヲスルガニ我々ハ房ヲ出  
マシタ。ソノ体操ハ主ニ庭ノ周リヲ馳ルコトデシタ。  
日本兵々之ヲ運動時間ト言ヒマシタガ我々ハ「持問  
時間」ト呼ビダガ方カ好イト思ヒマシタ。

ト言フノハ我々ハ百回殆ンド六折ニ相及スル距離ヲ  
馳足ノ速サヲ廻ラネバナラナカッタカヲ知ヌ。

老人達モ亦之ニ加ハラネバナリマセンデシタガ唯列外的  
ナ時ハ之カラ除外ナシマシタ。我々が列カラ一伍五ニル  
ト藤デ叩カレマシタ。

番兵達ハ好ンデ我々ノ生後ヲ出ヌルカケ悲慘ノナラシ  
メマシタ。

＊

＊

＊

……我々ハ西藤ヲ立テ雨午ハ身体ヲ支ヘナイ様  
ニ前方ニ伸バシテ坐ル様ニ強制サレマシタ。我々ハ  
顔ヲ慮ニ面セズ。側面ノ壁ニ向ケサセラレマシタ。

我ノ左右ノ者ハ物ヨリアシ前カ後カニナツテ耳マシ  
タ。断様ニシテ少シモモ語ガ出ヌサウナコトハ  
防止サレテ居マシタ。

207

自分ノ房ニ歐洲人が居リマシタガ彼等カ何  
處ノ生レカ全知リマセンデシタ。  
唯姓名カケハ黙呼ノ時ニ判リマシタ。

裏面白紙

Doc 5745

No 8

（詔ヲシタコトヲ否定シタスMITIN）某ハ容赦ナク  
鞭打タレタリ蹴ラレタリシタ場句、終ニ分外ニ運ビ  
出ガレマシタガ、彼ハ一時間後ニ其處ヲ死ニセシタ  
日本兵ト之ヲ「心臓麻痺」ト報告シマシタ、……

……（我々ノ生命ハ日本兵ノ意儘ニサレマシタ。  
彼等ハ死刑ヲ宣告サレタ者ニ、ソノ最後ノ時ニ  
サヘ、何等ノ恩ヒヤリモ示シマセンデシタ。我ハ死刑ヲ宣  
告サレタ最後ノ人ニソイツテ正確ナ敘述ヲセヌバサ  
ラヌト思ヒマス。

開廷中ハ被告ハ手錠ヲ掛ケラレ何等ノ辯  
護ノ權利モ與ヘラレマセン。

検事ノ求刑後、ソノ囚人ハ手錠ノ儘待ツテ  
居リマス、ソレテ殺時間後ニ、囚人連ハ自  
介等ノ判決ヲ聞ク為ニ法廷ニ再ヒ引キ出  
サレマス、ソレテ監獄ニ連レ居サレマスガ、午  
錠ハ入ル前ニ兩リ外イレマス。

死刑ノ宣告口ヲ受ケタ者ダケハ手錠ノ儘止リ  
テ、房ニ連レ居サレマセン。此レハ其ノ友達ニ知  
ラセルノ妨グクメデアリマス。

我ノ房ヲ死刑ヲ宣告サレタ者ハ三名アリマシタ、  
（KANDONG ORGANISATION）  
（KANG）陸軍大尉（ランゲ）ノステ訳註A. O. 彼ニ對スル  
DE LANGE/

裏面白紙

取扱ハ死刑ヲ宣告サレタ地ノ總テ若ト同様ナリ

一九四三年/昭和十八年/四月十日  
DOKUJANGAN 大尉ハ死刑ヲ

宣告サレタナリ 午後二時頃 手錠ヲ掛ケテテ儘カ

テハ私ノ室ニ連レテ来ニシマシタ 彼ガ我々ノ房ニ押

シ入リテ時ニ 彼ノ顔ハ蒼クナリテ 痲ノ果テハ見エシ

ル 彼ハ窓ニ面シテ坐ル様ニ 命セヨレマシタ 此レハ裁判

官セヨレトイフガ 彼ノ最初ノ一言 案ナリ 彼ニ我ニト

語サセヨトイフニ 一人ノ者共カ窓ノ前ニ置コレマシタ 此ノ

兵士ガ彼ニ 死刑ヲ 宣告サレタト思フトドシテ受持ガスルク

ト尋ナク時 彼ハ 詰捕ノコトヲ云ハタ合ヘマシタ 人々ガ 彼

ニソノキマヤ子供ノ事ニツイテ然ラカワルヤイ旨 問フシマシタ

結ハ何時デモ非キテ 罪ニシテ 調子ヲ合ヘマシタ

四月十一日 報ハ死刑執行ノ場所ニ連レテ 行オレマシ

タ 手錠ガ 痛イカラ 手錠ヲ 緩メテ 呉レト

頼ム時 吾共ハ 司ノレハ 穢ニテキテ 合ヘマシタ

飲食モ 其地何デモ 手錠ノ 儘デヤ 合ヘマシタ

シラ 彼ハ 極ニ 許サレマシタ

我々ハ 後テ 彼等ガ 死刑ヲ 執行サレタコトニ 疑ナ

Doc 5745

No 9



Doc 5745

No 10

一、カウパー 氏（印度よりシテ登陸最古者）所カ  
 ラ報告ヲ受テ又次ノコトヲ聞キマシク。即チ小ナ  
 ナ緑色ノ自衛軍ガ カウパー 小ナ草地マデ死  
 刑宣告ヲ受ケテ着テ連レテ行ツタコト。彼等ハ自ラ  
 ノ墓一復手三人ニ付シ。一ノ墓穴ヲ掘キネバコト  
 ナラシメ、ソニテ墓ノ後、ソノ墓穴ニ胸ヲ両手ヲ縛キコレ  
 日隈ニテヤシラシト。指揮官、合図ヲ彼等ハ首ヲ  
 別トニシ、其ノ死骸ハソノ墓穴ニ蹴込ミシタコトヲド  
 デシタ。

一、カウパー 氏 彼ニ自狀サセルニ次ノ手段ヲ用ヒマシタ。  
カウパー 氏ハ頭ヲ卓子ノ角ニ突クセテ床ノ上ニ坐  
 シテバニテセシメシタ。彼ガ甚定シタ時ハ彼等ハ彼ノ後  
 頭部ヲ段リメシク割リ、結果彼ノ頭ハ卓子ノ角ニ  
 ぶツクハシマシタ。此レガ續ケラレテ遂ニ血ガ彼ノ顔ニ  
 流レマシタ。

二、毎日ゴムノ線ヲ以テ丘脊ヲ叩キ、何時ク同ジ場所  
 デアリマシタ。終ニ彼ノ肩ハ七色ノ虹ノ様ニテ、彼ノ腕  
 ハ最早後ニヒリキリ痛ニテマシタ。  
 三、彼ハ顔ヲ下ニ向ケテ椅子ノ段ニ縛ラレマシタ。首ガ  
 彼ノ頭ニマキツケシ、水管ガ此ノ首ニサシツケニシマシタ。  
 此ノ桶ニシテ彼ガ呼吸スル水ヲ飲ミ溺レル時ト

裏面白紙

NO 11

Doc 5745

同病ヲ苦痛ヲ感ゼシヲ 彼が意識ヲ失フト  
 証トシ 膝ヲウツリ上ニ乗ルテ水ガ口カラ出マシキ 彼  
 ガ意識ヲトク辰スト日水スニ様ニ言ハレマシキ  
 言ハレ 彼が逆吞スルト再ニ此ノ水責ヲ受ケマシキ  
 意識ヲ失ヒ 叩クレテ腫レ上ニテ 彼ハ私ノ寫ニ連ヒ  
 込レルデシキ 自分ハ此ノ眼デ此ノ擧同ヲ見マシキ  
 ナシキ 尿管ガ級ノ頭部ニサシキケレタ時 外傷ハリス  
 ガ手足ヲ引キケモガフヲ見マシキ 彼ノ手足ト足  
 首ノ細キ紐デ椅子ニ縛ニレテ居タノデソノ紐ガ級  
 ノ肉ニ深ク喰ヒ入りマシキ 彼ハ長イ同此ノ擧  
 同ニ耐ヘマシキ 彼ハ此ノ水責ヲ續々務ニ三  
 日間受ケキキバナラマセンデシキ  
 四 彼ハ理髪椅子ニ腰掛ラセシレ六人ノ憲兵  
 將校ガトリマシマシキ ソノ椅子ハ廻転サセラ  
 レ椅子ガ止ムラニ彼ニ面シテ居ル將校ガ彼ニ  
 評同シマシキ 各ガ不満足ガト彼ハ再ニ椅子  
 ント廻転サセシキ 次ノ日本兵ガ彼ニ腹同ニ同  
 ケマシキ之痛ガ余ヲ具合ガ悪クナリ武絶スル迄此  
 ノ教時繼續サレマシキ

一九四三年/昭和十八年/十月二十三日 彼ハ全身衰弱シ  
 ラメ入院サセシレ 一九四三年/昭和十八年/三月ニ死ニシマシキ

裏面白紙

No 12

Doc 5745

... / KUKPERS / 携向ヲ目撃シテ者ハ...  
 ... / SAKURABAYASHI / エフ・サイワニシテ...  
 ... / IMAKAWA / ...  
 ... / VAN HUTTEN / ハ小サナ風呂槽(ミンデバツ)ニ  
 入レテ四ツ目格子ノ蓋ヲ蓋テサレマシタ。彼ハ  
 此ノ風呂槽ニ跨リテヤットスルコトガデキルヲケテシタ。  
 SAITO / ハ蓋ノ上ニ腰ヲ掛ケ槽ガ水ヲ見タサレマ  
 シタ。VAN HUTTEN / ガ呼吸スルヲメニ格子ニ顔ヲ  
 寄セルト、SAITO / ハ煙草ノ火ヲ此ノ受難者ノ  
 臉ヲ焼キマシタ。

裏面白紙

E1749  
DOC P5748

文書第五七八號

證明書

下記署名 加爾各答情報部 戦中犯罪課長  
チャールズ・ジョージ・ネル / CHARLES TONGERWELL / 加爾各答情報部中尉  
初めに正式の宣誓を行つた所書類の左記題名 書類原本 全文 真実  
完全且正確に寫すことを證明し且陳述す

記

加爾各答情報部情報少佐チャールズ・ジモン / ZIMMERMAN / 上記記述サレシ

チャールズ・ジョージ・ネル (1917年)  
式記録の一部ナリ

一九四六年 昭和二十一年 六月七日

情報部 署名

余 加爾各答情報部 情報少佐 チャールズ・ジモン 高次職員  
加爾各答情報部情報中尉 カール・デ・ウェード / K. A. DE WEERD /  
面前三於て署名し且宣誓す

カール・デ・ウェード / 署名  
K. A. DE WEERD

E1749  
DOC P5748

文書第五七八號

證明書

下記署名、和蘭軍情報部、戦中犯罪課長

チャールズ・ヨシゲネール / CHARLES JOHNSON GENEEL / 和蘭領印度軍中隊軍中尉ハ

和、ニ、正式、宣誓、行、添附書類ハ左記題名、書類原本、全文、真実

完全且正確ニ寫、ト、証明、シ、且、陳述、ス

記

和蘭領印度軍中隊軍中尉、ZIMMERMAN / 三ノ一記述、カ、ト、シ、ン

日本急昇隊、ヨシ、務、同、報告書、番号、OM、二三五、E

右書類ハ和蘭軍情報部、公式記録、一部ナリ

署名

BRITANIA / 九四六年、昭和二年、六月七日

和蘭領  
情報部  
印

CHARLES JOHNSON GENEEL / 署名

和蘭領印度、検事總長、支勤務、高級職員、

和蘭領印度軍中隊、カ、ロ、シ、ヨ、シ、ゲ、ネ、ール、KATE WEEERD /

面、可、ニ、於、テ、署名、シ、且、宣誓、セ、ル

カ、ロ、シ、ヨ、シ、ゲ、ネ、ール、署名

K. A. DE WEEERD

裏面白紙

DOC 5748

文書第五七四八号

一九四三年/昭和十八年/二月四日午後一時憲兵隊に逮捕された...

〔管理、次、二点、三本中サト、第一ハ私が實際に活動スルスバイザルコト、  
及ビ又ハ彼ニ私が「ライオンズクラブ」/ BUTLERNOR等ニ発注シテ、情報ヲ提供セルスバ  
イ團ノ團長ヲアルコト、彼等テモハ私が最モ優秀助手ノ姓名及ビ住所ヲ知ツ  
テ居ルト云々事實ヲ云々此ノ二ニノ事實ヲ憲兵隊ハ余ヲ引キ出サシムル所  
ナリ。

WANGSFLIN/KONINGSFLIN/於ヤル憲兵隊に於テ/吉田/YOSHIDA

私支那人ノ助手ニ用キ訊問シテ、マウキキ私ヲ逮捕セシムル時ニ憲兵隊ニ知ラセ居  
ツ事、實ニ此ノ所ニテ(テヨ)ア(HI)ニコソテ船中ノ中庭人ノスバイ  
ヲ知ラシメ、認ニ皮毎ニ木ノ根柢ヲ私ノ背中ヲ腎臓ノ近ク其ノ上ノ辺ヲ  
打テシ、其ノ打方モ新ニ打撃ヲ前ノモノノステ側ニ當ル様ニ組織的行  
ハシテ、對テ、若クハ法ヲ(吉田)ハニ三十ノ打撃ヲ余ニ加テ、皮下出血及ビ  
打撲傷ニ致シ、其ノ後、打撃ノ人々ヲ看ガシ、又少クトモ三月を跡  
カ残ツ居テ、皮層ニ青々黒ク痕ガテヤリ。

本訊問が終ル後ニ/吉田/ハ「テイレス」/ THEIRONS/ヲ、彼等モ本  
劇痛ノ痛ヲ苦シム也、同様ヲ方テ取扱フ...

二月三日、日暮近ク、私ハ監房ヲ出サシ、再ビ吉田ニ訊問シ、  
私ハスバイノ「味」ヲ知ラシ、私ハ中國人ノスバイヲ知ラシ居ル事ヲ私ハ確信スルノ  
ヲ拒否シ、其ノ後、吉田/ハ「私ヲ吊ルニエール」積リトト云ヒ、  
私ヲ他ノ監房ニ送リテ行ワシ。

裏面白紙



DOC 5748

764

Water-test (加爾各答 Water-Proof) 本行ツラ此水責ハ  
約三分の三に濕壞シト思フ其後五日ハ海に於て波に暴に遊ト行ツ山

一(椅子)脚ヲ木頭ニ置キテ最後トシテ私ハ監房ニ遊シ度クシテ一月三日私ハ  
監房ニ入りテ其ノ意ハ其日長クシタリ

Empress's Gung (トシテ居テ) 面所ニ遊シ行カシテ彼ハ他日本人  
タラシク TAMAMINI 通訳ト共ニ第三回ノ水責ヲ私ニ行カシテ

行ニ般ノ方ホ信時モ用シテ益々多小詳細ニ至リ其ヲ記述スルハ日約ニ遊  
一手ヲツカシ思フ

本行回リテ木製長椅子ニ種ニ度クシテ 繩ハ使用サシテ崩キ心ニシテ此  
電線ハ板屋者ノナシト動カ事ノ出来テ種ニ足リテ方ハ肩ニテ身体廻リ

急カシテ 喉ニシテ被害者ノ自今 喉ヲ印ルカキシハ腹ヲ動かサ事ノ出来テ種  
細イ針金カ蓋カシテ之レトスルハ口ヲ持テテ私カヤノ開シテ事ノ出来テ種ニハナリ

テツカ使用サシテ此ノ場合流河者ハ此トタマニニ 可ニ遊ベノ中國人ノ助  
手ニ用シテ私ハ精夜ヲ得セト試シタリ

本行回リテ手打シテ此トシテ余ハ幾別のニ行ハルルテ誰カモ幾度行ハルル志レ  
ル位ナリ(後)被害者ハゴハルルニ答テ私ハ前感同ニ稱シテ事ヲ終リ用イテ水責

取ル様カス(ゴハルルニ答テ)此ノ様ニ使用サシテ幾度カシテ新様ノ方ホ  
私ハ知ントシテ事ノ出来テ種ニ水責ヲ注シテ之ノ用語ハ正確ニテイカモ知レシカ  
要スルニ彼等ハ事ヲ窮セヨムト試シテ私ハ意識不明ニ陥ラシムルカヤヤ彼等

公取ラシメテ私ハ其ノ意ヲシヨウニスルト其ノ期問再ビ檢リ用シタリ

裏面白紙



Doc 5748

265

時々彼等八日、早、午、水、注、手、控、後、殺、分、子、( )、マ、ラ、シ、テ、水、ヲ、シ、テ、  
息、ム、ク、同、隙、ヲ、得、ル、途、路、ハ、「申、シ、下、カ、ス」ト、叶、テ、事、ヲ、シ、テ、其、処、ヲ、彼  
等、ハ、水、ヲ、シ、テ、シ、テ、和、カ、殺、シ、テ、事、ヲ、何、モ、語、ラ、ズ、ト、利、ト、又、再、ビ、殺、ス、  
疑、度、カ、和、「例、支、那、人」ト、名、前、ヲ、住、所、ヲ、既、ニ、知、リ、居、ル、シ、テ、イ、テ、カ、ト、一、切、同、カ、  
操、送、カ、ル、シ、ラ、シ、テ、和、カ、中、國、人、ト、同、キ、ハ、何、モ、知、ラ、ズ、送、事、ニ、ル、テ、殺、シ、テ、後、等、ハ、殺、  
再、心、同、カ、ル、

彼等ハ和、助、手、ヲ、ト、懸、疑、コ、シ、居、テ、中、國、人、ノ、寫、眞、ヲ、各、見、セ、テ、時、和、  
以、前、ニ、殺、害、シ、タ、事、ヲ、イ、ト、否、認、シ、タ、其、事、ク、TANAMINI  
二、顔、コ、ト、打、テ、ル、ト、イ、フ、結、果、ト、シ、テ、其、二、時、同、カ、ル、私、ハ、ソ、レ、程、苦、痛、  
ニ、感、シ、タ、リ、其、打、撃、カ、ト、シ、テ、劇、ク、シ、タ、リ、事、ハ、眼、ニ、テ、少、ク、シ、タ、リ、モ、其、  
後、一、週、間、モ、背、患、ヲ、シ、テ、檢、テ、シ、テ、事、實、ニ、シ、テ、明、ニ、シ、タ、リ、  
若、シ、キ、時、ニ、周、ニ、感、シ、タ、リ、正、シ、ク、シ、テ、水、責、ハ、一、時、間、ヲ、経、テ、カ、ラ、シ、タ、リ、和、論、カ、  
テ、中、國、人、ノ、助、手、シ、テ、在、所、ヲ、言、ハ、カ、ル、水、責、ニ、テ、シ、テ、殺、害、者、カ、和、  
語、ラ、シ、テ、和、カ、未、務、同、カ、ル、偵、察、官、兵、隊、ヲ、務、同、カ、ル、大、キ、イ、テ、居、ル、卷、煙、車、ノ、火、  
被、害、者、ノ、身、体、ニ、殘、イ、テ、面、白、カ、ル、常、ト、シ、テ、居、ル、和、カ、此、レ、カ、為、シ、テ、家、ノ、水、泡、ト、シ、テ、  
告、シ、シ、居、テ、此、等、ノ、務、同、カ、ル、被、害、者、ヲ、見、タ、リ、

一、(務、同、カ、ル、周、ス、ル、殺、害、者、見、  
實、年、序、ノ、務、同、カ、ル、方、ハ、カ、ラ、シ、タ、リ、PUHENZONG、ノ、ス、ル、疑、テ、東、門、ト、シ、テ、  
繩、段、ヲ、テ、一、ノ、線、ヲ、カ、ル、曹、田、ハ、和、カ、ニ、テ、腎、臟、打、テ、シ、テ、右、手、ヲ、シ、テ、  
昭、和、十、八、年、三、月、八、日、ニ、和、カ、水、責、ニ、シ、テ、時、一、切、ニ、殺、ハ、水、責、コ、ス、ル、線、割、ヲ、シ、テ、  
ホ、カ、PANG、ハ、和、カ、ニ、テ、格、ヲ、シ、テ、和、カ、ノ、新、ル、東、門、ノ、東、門、ノ、一、方、ノ、水、責、  
其、ノ、身、体、ニ、和、カ、知、ラ、ズ、居、ル、和、カ、其、際、當、リ、TANAMINI、ニ、テ、手、持、

裏面白紙



No 9

Doc 5742

... (A. ZIMMERMANN) / A. ZIMMERMANN  
 蘭領印度陸軍歩兵少佐

姓	名	水責	電氣責	産持	吊上	癩瘡	生死
ウエレンガ大尉	VELLENGA	?	有	有	無	無	打首
イヒクモニムル博士	Dr. I. KRAMER	有	有	有	無	無	打首
イヒノスアノ	Dr. COSTER	無	有	有	無	無	打首
エイチ ドナルスマ	H. DRIELSMAN	無	有	有	無	無	打首
オムシク博士	Dr. O. MUNCCK	無	?	有	有	有	打首
カトウエヒラー	K. WELTER	有	有	有	無	無	打首
ペトリ	PETRI	無	無	有	無	無	打首
デロイ	De ROOY	有	有	有	無	無	打首
バクアイス	BAKHUIS	有	有	有	無	無	打首
スリス	SLIS	有	有	有	無	無	打首
ブルツモ	BLUSSE	有	有	有	無	無	打首
コイ	KOY	無	有	有	無	無	打首
パイテルス	PIETERS	有	有	有	無	無	打首
ファンデル	VAN DER VEEN	無	有	有	無	無	打首
ワネルニク	WERNINK	有	有	有	?	?	打首
キヨスネスワト	TSUKA TEK SWAT	有	有	有	無	無	打首
オンキヤンキイ	ONG TJANG HIE	無	有	有	無	無	打首
ムルダ	MULDER	無	有	有	無	無	打首
イハエヒラ	IV. BEUGEN	有	有	有	無	無	生存

裏面白紙

14

408

Doc 5748

姓	名	水責	密書	居持	留上	療瘳	生死
ミラー	MISS THOMAS	無	無	有	有	無	生存
カシム	MAT ZIMMERMAN	有(○)	無	有	有	有	生存
リベ	LIEBENH GIGK	有(○)	有(○)	有(○)	有	無	生存
ウィル	WILHELM ROBERT	有	有	有	有	有	無効

守 自然的原因により死亡(持内) 其他により衰弱(為)  
 右ノ表ハケンメルマン少佐/MATTOLE WILHELM ROBERTノ及ビウレ、ンギョ  
 /LEIBENH GIGK等ノニヨリテ提供サレタ情報ニ基キ、兩人夫被害  
 者ノ大部分ニ直接會シ、又、憲兵隊ノ監房内テ彼等ヲ見  
 而シテ直接ノ情報ヲ得タリテアル。表ハ不完全デアル。即チ他ニモ多  
 クノ事件ナリ。  
 右ノ表ノ先大テ燒、事ハ此ノ表ニハレテナシ。  
 諸導視同ハ親向ノ際殆ント心ズ行ハレタリ。

裏面白紙

E1950

DocP5747

証 明 書

下名 CHARLES HONGENHEE、チャールズ・ホンゲネール、前領インド軍  
 中尉、THE PRINCE OF WALES 軍情報部 砲台 犯罪課 課長ハ最初ニ正  
 式ニ宣誓ノ上左ノ如ク証言シ且陳述ス  
 添附セル報告書ハ下記匿名ノ原書類ノ全キ、眞實ナ  
 ル完全且正確ナル寫シナルコト  
 「THE PRINCE OF WALES」キイオツク、ニヨツテナサレタル  
 原書類 Q. 236 / 目録  
 本書類ハオランダ軍情報部ノ公式記録ノ一部ナル  
 コト

署 名

（前年海軍省事務官）  
 大塚 隆夫  
 大塚 隆夫

チャールズ・ホンゲネール / 署名  
CHARLES HONGENHEE  
 1946年 / 昭和廿一年 /  
 日  
W. A. de WEEARD

前領京インド檢事總長室附高級將校  
 前領インド軍陸軍中尉ノ面前ニ於テ署名サレ且宣誓  
 サレタリ

署 名

ケー・エー・デ・ウェールド / 署名  
W. A. de WEEARD

E1950

DocP5747

題 明 書

下名 ~~CHARLES JOHNSON~~ ス・ヨングネール、自領インド軍  
 中尉、~~CHARLES JOHNSON~~ 軍情報部長等犯罪部長ハ最初ニ正  
 式ニ宣誓ノ上左ノ如ク証言シ且陳述ス  
 添附セル報告書ハ下記題名ノ原書類ノ全キ、眞實ナ  
 ル完全且正確ナル寫シナルコト  
 「~~THE BENGAL CHOK~~」キイオツク、ニヨツテナサレタル  
 陳述第〇五ノ二三〇ノ目録」

本書類ハオランダ軍情報部ノ公式記録ノ一部ナル  
 コト



署名 署名  
 署名 CHARLES JOHNSON / 署名  
 バタヴィア 一九〇六年 / 昭和廿一年 /  
 六月七日

余ケル・エー・テ ウエールド / K.A. de WERRD /  
 自領東インド軍情報部長室附高級將校  
 自領インド軍陸軍中尉ノ面前ニ於テ署名サレ且宣誓  
 サレタリ

署名  
 ケル・エー・テ ウエールド / 署名  
 K.A. de WERRD

裏面白紙

裏面白紙

巻頭第五七四七號

「リリー・ベング・ギオク」ニヨル時述

住所 「バタビヤ」市「ペットジエノンガン」  
四八B

Doc 5747

「私ハ一九四二年／昭和十七年／十一月十日  
四日早朝、  
四八Bノ自宅デ憲兵隊ニ逮捕サレタ」

「午後一時吾々ハ一台ノトラックニツミ込マ  
レ（吾々が手錠ヲカケラレタ後）  
ニ送ラレタ、其處テ吾々ハ憲兵隊事務所ニ入レラ  
レタ」

「十二月十五日」

「午後再ビ訊問ガ行ハレタ。  
私ガ「  
ヲ誰カ知ラヌカドウカラ知り度イト云ツタ。  
私ハ「  
レヲ聞イテ「  
ツテ手ト云ハズ、頭ト云ハズ、頭ト云ハズ、  
ハズ私ヲ殴リ出シタ。到々其ノ竹ガリボンノ様ニ

2.

Doc 5747

3

鐵茶ス々ニナツテシマフト、後ハソレヲ水ノ中ニ  
 投ケ、尙モソレテ置リ置ケタ。ソノタメビドク苦  
 シンダリ信ツイタリシタ。後日再ビ訊問ノ時ニハ  
 ソノ竹ノ代リニ紅ノ棒トゴムノ術ノ幹ガ使ハレタ。  
 コノ漢ナ訊問ハ數日モ後日モ續ケラレタ。  
 進日私ハ「バング」ニ置ラレタ。毎日私ハ自分ノ  
 室カラ二度或ル時ハ三度モ進出サレ「バイテンゾルグ」  
 ノ親戚、友人ニツイテ訊問サレタ。又イツモノ手  
 ラ獲ヘルタメ彼ハ私ニ電氣ヲ仕立タソシテ大シテ  
 問違ハナイト思フガ全部テ三十九回ヤラレタト思  
 フ。

私ハ殆下凡テノ事ニツイテ訊問サレタ。即チ  
 「BAHVIYA」ヤ「BHEHNOHO」ニ於ケル私ト「バ  
 KAHUIS」ノ關係、私ト「WERHEIK」(「ザア  
 DAM」トノ關係、聯合關係ノスバイ、重クヨリノス  
 バイトノ關係ニツイテアツタ。私ハ自領東印度  
 デ備イテキタ諸國ノスバイノ三波ノ寫真ヲ見セ  
 ラレ、ソシテ一度モ見タコトガナイト否定スルヤ  
 イナヤ又一ツ置ラレタ。  
 「バング」ハ私ニナニカ吐出サセヨウトシテソ  
 レニ失敗スルト今度ハ水賣ニカケタ。コレハ「バング」  
 ニヨツテナサレ「タマミニ」及ビ他ノ二名ノ日本

裏面白紙



Doc 5747

4.

兵ガ手傷ツタ。コノ二名ノ君ノ名前ハ解ラナイ。  
 私ハ後手ニ手傷ラレテ病子ニ轉リ付ケラレタ。  
 或ル時ニハ非常ニ苦痛ガ以テ同エ手傷ヲシテ  
 シマフ程デアツタ。又一日卒兵ハ私ノ腹ニ是ヲ割  
 ケ口カラ水ガ出テ來ル程長イ同痛ミツケヤウトシ  
 タ。ソレガ成功スルト今度ハ私ヲカラカヒ結メ又  
 彼等ノ火ノツイタッガレツトノ先デ私ニ火傷ヲサ  
 セタ。

「KIMURA」スノ君待看ハ「KIMURA」デ彼ハモウ一度  
 私ニ電氣ヲ仕掛ケソノタメ私ハ脚面ニ倒レタ程デ  
 アツタ。「KIMURA」ハナニカノ秘密デアツタ様ニ  
 思ハレルト云フノハ彼ハ公式報告ヲ作ツタカラ  
 デアル。又テ私ハ一週間ノ休職ヲモラツタ。

其ノ時ガ終ルト私ガ其満中ニアリ且「BURBANK」  
 「MURPHY」氏ニ報告シテキル他ノ一事件ノタ  
 メ、私ハ「ROBERTS」ニ引渡サレタ。私ハ其ビコノ  
 問題ニツキ全然知ラナイト否定スルヤ「ROBERTS」  
 ハ私ノ談話ノ所ヲツリ上ゲタ。シカシ私ノ腹ハコ  
 ノ疑問ニヨリ不眠ニハナラナカツタ。シカシ私ハ  
 善問ノ結果報告者ノ腹ガ不眠ニナツテシマツタ様  
 ナ都合ヲ知ツテキル。  
 例ヘバ「MURPHY」博士ヤ「WILSON」少佐ノ如キ

裏面白紙

Doc 5747

テアル。

私ハ二度水寅ニアツタ。二度目ハ私ガ「ヤマダ」

ノ手ニアル時デアツタ。シカシ彼ハコノ水寅ヲヤ

ラセルタメ私ヲ「BANG」ニ引渡シタ。

コレ等ハ「BENGEORGE」ニ后タ時私ガ送ケタ荷

間デアアル。其後私ガ「BAVIA」ノ軍法會議ニ送

ラレテカラハ其是テハ最早余リ領領ナ書開ハナカ

ツタ。此軍法會議ノ監視官ハ柔術ノ手ニヨリ彼等

ノ監視ニ人ヲ彼等ノ事務ナ制度ヲ持ツテキタ。ソ

シテ彼等ノ一人ハ此等テ私ノ左腕ヲ折ツタ。

裏面白紙

Doc 5747

6.

其ノ他私ノ知ツテキル者同ハスノ如クテアル。  
 ロイアル／ROYAL／印軍参謀本部付「ヴェレンガ」  
 VELLENGA／大尉（新首ツレタ）ハ「ヨシダ」ニヨ  
 リ取扱ハレタ。「ヴェレンガ」／VELLENGA／大尉ガ「  
 ヨシダ」ニヨリ吊死同ニアツタカドウカハツキリ知  
 ラヌガ、「ヴェレンガ」／VELLENGA／大尉ガヒドク  
 ラレタリ、気ヲ仕替ラレタリシタノハ確カニ知ツ  
 テキル。

「クラマー」／KRAMER／學博士ハ「バンダ」／BANG  
 及ビ「タマシニ」／TAMASHINI／ヨリ水責ニサレ  
 「バンダ」／BANG／ヨリ氣ヲ仕替ケラレ、「バン  
 ダ」／BANG／及ビ「タマシニ」／TAMASHINI／ヨリ  
 吊死同ナク「デイベンタイン」／DIEN-  
 TERN／ニヨリ死ス。

「コスター」／COSTER／兵士ハ「ヨシダ」／YOSHIDA  
 ニヨリヒドク殺ラレ、氣ヲ仕替ケラレ、死刑  
 ニ處セラル。

「ドリールスマ」／DRIELISMA／ハ毆打サレタルモ、  
 他ニ持問ラセケス。死刑ニ處セラル。

「ムンク」／MUNK／兵士ハ「ヨシダ」／YOSHIDA／ノ  
 吊死同ニアト、兩脚完全ニ不固、暴々毆ラレ、死  
 刑ニ處セラル。

「ド・ルイー」／DE ROOY／ハ毆打ヒドク殺ララル。

裏面白紙

Doc 5747

7.

懇ト加ニ何種所カシガレットノ火槍ヲ受ク。「バン  
 グ」/BANG/ト「タマミニ」/TAMAMINI/ニヨリ水責  
 ニ赴フ、取扱電氣ヲ仕掛ラレ死刑ニ處セラル。  
 「バクローイズ」/BAKHUIS/ハ全課程ニ處セラル。  
 昂シ務向ナシ死刑ニ處セラル。  
 「ツインメルマン」/ZIMMERMAN/ハ昂シ務向ヲ受ケ、  
 捕縛不始トナル。水責二度及び「ヨシダ」/YOSHIDA  
 /ニ依リヒドイ陰打ニアフ。  
 「スリス」/SISIS/ハ水責、陰打、感電、死刑ニ處  
 セラル。「ブルツセ」/BURTSSE/ハ右ニ同ジ死刑ニ  
 處セラル。  
 「クローイ」/KROO/ハ水責ナシ、感電、ヒドイ陰打、  
 死刑ニ處セラル。  
 「ピーターズ」/PETERS/ハ水責、感電ナシ、度々  
 ノ殴打、死刑ニ處セラル。  
 私ノ従兄ハ「チヨア」テク「スリット」/TTOA TRE  
 SWAT/ヒドイ陰打、時々感電、水責二度、而ルは、  
 斬首サル。  
 「ジエーヴァン」/J VAN EUGEN/技師  
 ハヒドイ陰打。  
 「オング」/ONG TANG KIE/ハヒド  
 イ取扱ヲウク、尙生存ス。モシ證人トシテ必要ノ際  
 ハ、コノ男ヲ出頭サセルコトカ出来ル。

裏面白紙

153

8

Doc 5747

「ヴアイン テル ヴーリン」ハ吾々ノ目的ニ對スル反  
 逆者、日本軍ガ知リタイト思ツテキタコトヲ一部始  
 終詰シ、監察サレテキル仲間ノ捕縛ノ情状ヲ日本  
 軍ニ報告セリ。後日本軍ニヨリ斬首サル。  
 「ムルダール」/MULDER/ノ持向ハメテ少イ、斬首サ  
 ル。  
 「ヴェルンインク」/WERNINK/ハ私ノ知ツテ居ル限  
 リテハ非特ニヒトク取扱ハル。  
 執向中十二回矢射ス。日本軍ニヨリ斬首サル。  
 ソノ他多クノ集合、イチイチ救へ上ダナラ  
 限リガナイ。  
 天啓コレ迄ノコトテ「バイテンゾルグ」ノ兵兵カ  
 シタヤリ方カトシナモノデアツタカヲ知ツテ其アニ  
 充分デアルト思フ。

署名

リ / LIE BENG GIOK /  
ベング・ギイオック

裏面白紙

宣誓口供書

九〇  
〇  
世

EVIDENTIARY DOCUMENT 5750

本日一九四六年昭和二十一年六月二十八日金曜日余南仰軍特務  
大尉兼一九四六年六月二十三日附司法大臣ノ任命ニ依ルニ警務  
寮官在海牙ブライン一春地イキヘーベンデルスノ面前ニ在リ  
者ガ去頭シ質問セル所次ノ如キ者トシテ言明セリ

氏名 教授 エフベルト・デウ・フリース エル博士  
民間ニ於ケル職名 農務部大子教授  
住所 コースワートンハルト街四七番地

由五 貴下ハ貴下ニ他ノ人ニ知ラレ 貴下ガ自致シタル暴虐  
行為ニ因リテ情報ヲ提供セテス  
私ハエ方ト博士ノアライマシ氏ノ指導セル地下運動ニ協力  
セリトシテ宣誓ス

（本署内）  
（本署内）  
（本署内）

ニ位長濱田音記及ヒ台湾合道隊  
顧問ノ間ニ私ガ受ケテ虐待ハ甚ク

モテハテク 蹴ツタリ 散歩杖位ノ太テ棒ヲ打ツコトデアリタリ。  
一度一九四三年昭和十八年十一月 松ハ水責込ニ苦シマエバテラ  
ナカツタ。ソノ時私ハ頭ヲ動かセテイ様ニベンケニ後向ニ轉リ  
附ラレ同時ニ私ハ口ト鼻ト水ノ連續的ニ注カレタ。コレカ總テタリ。

最モ例ニツハウエニシク大尉ニ同係スル。彼ハ四七回拷問セラ  
レタ。私ハコレヲ「フラーミー」團ノ彼部トテ後ニ軍法會議ノ宣誓  
ヲ受ケテ「ウエニシク」其他十二名ト共ニ一九四四年昭和十九年

No.1

裏面白紙

宣誓口供書

本日一九四六年昭和三十五年六月二十日金曜日余南仰軍特務大尉兼一九四六年六月二十日附司法大臣、任命ニ依ルル在籍警察官在法牙アイン一春地、イニヘーベンデルス、面前ニ一名、者、出頭シ質問セル所次、如キ者、トルコトテ言明セリ

氏名 教授、エフベルト・デウ・ワリス、エカニ博士  
民間ニ於ケル職業 農事、却大子教授  
住所 フリース・ワーン・ハルト街、四七番地

EVIDENTIARY DOCUMENT 750

内五 貴下ハ貴下、茲ニ他人ニ加ヘテ、貴下ノ目撃シテ、暴走セシ、行方ニ向テ、情報ヲ不詳セテスリ  
答 余ハエカニ博士、ワリス、氏、指導セル地下運動ニ協力セリトシ、廉デ、バイ・イン・ブル、(ロマ)ニ、憲兵隊ヘ引致セラ

「バイ・イン・ブル」ニ於テ、私ハ、直ニ、伍長、瀧田音、認及ビ、在法、合通、特務大尉、ニ、取調、ベラレタ、親向、向ニ、私ガ、受ケテ、虐待、ハ、甚ク、モ、テ、テ、ク、蹴、ソク、テ、散、歩、杖、位、太、テ、棒、ヲ、打、テ、エ、ト、テ、ア、ク、タ、一、度、一、九、四、三、年、昭、和、十、八、年、十、一、月、私、ハ、水、責、ム、キ、マ、ネ、バ、テ、ア、ク、オ、ツ、タ、ソ、ノ、時、私、ハ、頭、ヲ、動、カ、セ、テ、イ、様、ニ、ヘ、ン、ケ、ニ、後、向、ニ、轉、リ、附、ク、ラ、レ、同、時、ニ、私、口、ト、自、身、ヘ、水、ヲ、連、續、的、ニ、注、カ、レ、タ、コ、レ、カ、認、メ、タ、ク、

最、是、ノ、例、一、ツ、ハ、ウ、エ、ル、ニ、シ、テ、大、尉、ニ、同、係、ス、ル、彼、ハ、四、七、回、拷、問、セ、ラ、レ、タ、私、ハ、コ、レ、ヲ、フ、ラ、イ、マ、ー、團、ニ、彼、部、下、テ、後、ニ、軍、法、會、議、ニ、宣、告、シ、受、テ、ウ、エ、ル、ニ、シ、テ、其、他、十、二、名、ト、共、ニ、一、九、四、四、年、昭、和、十、九、年、

No.1



裏面白紙

Doc 5750

十一月二十日、アムステルダムに於て新官上りの...

ノボト人(ババ)軍曹をホソノ園休員トシ、同軍曹...

版ヤ御、導り所... 是、實際版ヤ御、...

向通、本行、アムステルダム、モホ、...

No2





No 4

5950

此町丁被殺ノ處ヲ結果起シ、内野、相野等及ニ肝臓病、海ニ  
 度、シト、ビ、セ、ト、(誤着註中、史中、民、約、院)ニ入リ、又、イ  
 六ハコロ、医師、意見、見、ト、シ、テ、私、ニ、語、テ、飯、ヲ、教、務、現、定、食、テ、全、ク  
 先、食、テ、飯、ヲ、必、要、ト、シ、合、合、物、ヲ、與、ヘ、ラ、シ、テ、飢、ニ、振、テ、テ、花、シ、テ、  
 飯、等、ニ、更、ニ、飯、等、ヲ、又、マ、ラ、シ、テ、其、兵、隊、ヲ、與、テ、送、テ、送、テ、送、テ、  
 先、食、テ、ニ、シ、テ、又、水、ヲ、買、テ、シ、テ、腕、ト、脚、ヲ、中、ラ、シ、テ、私、ニ、語、シ、テ、  
 不、シ、テ、シ、テ、私、ニ、語、シ、テ、所、在、合、物、ヲ、紐、續、的、ニ、與、ヘ、ラ、シ、テ、一、ラ、飯  
 食、後、ニ、送、捕、ヲ、飯、ノ、自、然、マ、テ、七、海、ニ、處、待、カ、レ、テ、飯、ニ、テ、  
 此、後、食、テ、モ、私、ニ、語、シ、テ、私、自、身、一、九、四、三、年、(昭、知、十、八、年)  
 四月、乃至、五月、約、二、回、水、ヲ、買、テ、シ、テ、道、ヲ、シ、テ、結果、私、ニ、重、重、  
 一、中、一、耳、大、ニ、シ、テ、又、段、打、ヲ、シ、テ、齒、ニ、本、食、テ、  
 年、輕、獲、一、包、一、九、四、四、年、(昭、知、十、九、年)全、期、間、私、リ  
 意、義、隊、一、種、之、危、業、的、精、神、作、用、ヲ、シ、テ、ア、ラ、シ、シ、シ、  
 ヲ、行、動、シ、テ、ア、ラ、シ、シ、シ、テ、又、シ、  
 餅、一、二、九、四、四、年、(昭、知、十、九、年)二、日、又、マ、ラ、シ、テ、係、車  
 場、繩、子、藏、ヲ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、  
 自、然、的、ニ、シ、テ、又、シ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、  
 一、日、シ、テ、生、キ、ル、テ、飯、ヲ、買、テ、シ、テ、私、ニ、語、シ、テ、私、ニ、語、シ、テ、  
 ラ、シ、テ、意、義、隊、ニ、依、テ、我、ニ、相、商、人、ガ、放、ス、ニ、對、シ、テ、五、〇、〇、  
 比、リ、一、日、一、日、自、然、的、ニ、シ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、テ、  
 又、飯、等、ノ、中、一、人、ハ、偶、々、又、マ、ラ、シ、テ、エ、ス、ア、イ、エ、ス、(誤  
 着、註、蘭、領、印、度、鐵、道)ノ、從、員、バ、ス、ケ、ア、ン、又、ノ、名、ヲ、知、リ、  
 テ、居、テ、飯、ニ、他、ノ、主、名、ト、シ、テ、建、捕、リ、全、十、五、名、ノ、者、ハ、シ、  
 七

裏面白紙

1105

5750

本館に送られたる新聞の紙面を  
 見たるに、軍法會議の同僚監房に  
 居るに、知事等キルノ  
 斬首せられたル、ヒエレヒ、及前  
 國民參議院議員、ヘ  
 ウントト長ニ處刑場へ連レテ  
 行カレタリ。

今一針、一九四四年(昭和十九年)五月二十日、ワシントン近  
 近らヨシキルベレド、日本軍園、アバ、コ、屋(諸君註、砂  
 踏、本、陣、野、藏、用、用、ヒ、ラ、ル、小、屋)の、固、然、シ、タ、タ、ス、又  
 二、依、テ、證據、セ、レ、ル、ト、デ、リ、官、憲、兵、隊、ニ、三、十、名、改、羅、巴、ン、ヤ  
 ヲ、ア、シ、テ、人、由、長、園、恒、業、員、ヲ、送、捕、シ、テ、六、名、ハ、斬、首、シ、レ、タ、ス  
 ツ、中、ニ、三、名、管理、人、ヲ、ア、シ、テ、カ、ド、ト、テ、入、ラ、テ、居、タ、レ、他、三、名、ハ、助、手、ヲ、殘  
 リ、着、て、收容、所、ヲ、病、ヒ、ト、シ、テ、養、護、不、良、為、り、死、亡、シ、タ、レ、私、者、是、レ、知、ル、ト、  
 ア、レ、ル、ハ、假、等、ノ、断、罪、刑、ヲ、軍、法、會、議、ニ、送、ラ、レ、付、刑、期  
 二、就、此、人、ハ、カ、ク、一、編、ニ、居、ル、ト、デ、リ、假、等、ノ、断、罪  
 後、假、ニ、テ、ヒ、ナ、ン、ト、及、ビ、ス、ロ、ニ、ス、テ、刑、務、所、ヲ、假、等、ノ、一  
 部、ニ、送、リ、テ、見、ル。

本館に送られたる新聞の紙面を  
 見たるに、軍法會議の同僚監房に  
 居るに、知事等キルノ  
 斬首せられたル、ヒエレヒ、及前  
 國民參議院議員、ヘ  
 ウントト長ニ處刑場へ連レテ  
 行カレタリ。

裏面白紙

119

5750

更ニ私ハ「スマラン」實兵隊ニ因テ、一九四四年／昭和十九年  
六月末、交通治水省長官、フリスマン、ハフテン、技師  
ガ其處、テ虐待ト栄養不良、タメ死ニシタリヨ、報告スルヨ  
カ出来ル、金子、伍長ガ此ノ責任ヲ負ハサルベキデアル、彼ハ後、  
降服後、我々が尚ホ生キテ居ル事ヲ聞クニ自殺シタリ。

スマラン「實」兵隊ニ於テハ、我々ハ奥行、一四〇米、間口〇四〇  
米、場所ヨ持ツシ過、下ナカリ、食テ、四月、経過中、私、体  
重、八四磅カラ四九磅ニ低、テシテ、程ノモノデアラフタ、衛生状態ハ五  
週間モ、向要求シタ後、ニキト私ハ全身、疥癬、十二、腫物、  
復合、癩癩、壞血病、視盲症及ビ衰弱、為、心博亢進、  
患ツテ、シ、ビーゼツト、（誤着註、中央市民病院）ハ入ルニテ、許  
サシテ、程デアル、是等、然、テ、予ハ粗悪且、不充分テ食テ、結果、テ、ア、  
更、居、モ、居、カ、ツ、シ、環、モ、無、ケ、ル、看護人、モ、居、ナ、ク、死、者、数、ハ、スマラン  
ニ於テ、比較的、少カラ、バ、ビ、ヤ、ニ於ケル、各、收容所、ニ於テハ、スト、カ、ツ、タ、四  
千人、收容所、居、ル、キ、ビ、ヤ、ニ收容所、下、五、千人、ガ、所謂、死、部、屋、ニ  
横、ハ、ツ、テ、居、タ、生、キ、テ、出、テ、来、タ、カ、ラ、二、人、者、ハ、マ、ケ、ラ、ン、一、支、那、人  
「ケ、ヨ、ベ、シ、キ、ト、私、自、身、テ、ア、ラ、タ、一九四五年、昭和二十年、ノ、日、取、初、半  
年、向、六、月、間、ニ、全、体、一、割、ガ、死、ニ、タ、リ、  
病院、ハ、イ、ド、ネ、シ、ア、人、者、護、人、長、ハ、誇、ラ、シ、ク、此、處、ハ、全、ク、  
ワ、中、テ、最、良、ノ、收容所、デア、ル、ト、私、ニ、語、リ、彼、ハ、是、ヲ、他、ノ、收容所、

206

裏面白紙

207

5750

親察旅行ヲ行カレテ知ツテオキ、彼ニ係ルセラシメテハ終計  
ニ。名ノ中一日五名ゾシ死ニシタ。死因ハ主トシテ栄養不良  
ト下痢デアリ、コレニ対シテ何ノ医藥モテオキ。

裏面白紙

本人の證明

5750

上述下記署名人名余、エフベルト・フリークス、余が案内マラレ  
官指テ上訊問者ニ依リ審問マラレタルコトヲ茲ニ言明ス。  
訊問者ハ予、オセロ宣誓ニ尚ホ余ヲ拘束ニモナラトコトヲ余ニ告ケ  
タリ、爾テ予、女國語ヲ諳ルニ且余ニ示テタル。余が官一節、下  
ニ示レル右陳述ヲ用テ、予ノモ眞実正確ナルモノナルコトヲ言明ス。

一九四六年／昭和二十一年／六月二十八日

前記証人

署名／エドワ・フリークス

右陳述ハ余、爾前、予署名サレタリ而シテ予、調書ハ眞実ニ從フ  
ヲ調書表マラレ訊問者タル余自身ニ依リ署名マラレタリ

一九四六年／昭和二十一年／六月二十八日、ハイグニ登テ

前記訊問者

署名／イモハ・ブレンダー

寫本、モ眞実ナルコトヲ證明ス。

署名／イモハ・ブレンダー

大尉 イモハ・ブレンダー

268

Evidentiary

E 1752  
Doc. P575/22

No. 1

署名

和蘭軍情報部 戦時記者部長 蘭領印度陸軍少尉  
下署名セル「ナヤール」ヨングゼルハ先ノ兵ヲ宣誓シテ、漆門セル  
報告者ハ此ノ物ノ原文ノ十分ニテ眞実、完全且正確ナル爲本セル  
事ヲ立證シ陳述ス。

ハ「バンドン」ニ「フロン」ニ「博士」ニ「手紙」

ニ「ト」ニ「附」セル前記「ヨラ」ニ「博士」ニ「報告者」ニ「通」

「ノ」ニ「紙」ニ「報告者」ニ「和蘭軍情報部」ニ「公文記録」ニ「部」ニ「手紙」

署名

一九四六年六月一日「バタヴィヤ」

和蘭軍情報部 / 捺印 /

C. H. ヨングゼル / 署名 /

蘭領東印度陸軍少尉長官事務所

「ド」ニ「ル」ニ「本」ニ「官」ニ「面」ニ「前」ニ「シ」ニ「テ」ニ「署名」ニ「且」ニ「宣」

高野(1945) (署名)

文書第...

K. A. デイールド / 署名 /

「R」ニ「フ」ニ「ロ」ニ「ン」ニ「シ」ニ「博士」ニ「ハ」ニ「フ」ニ「ニ」ニ「タ」ニ「オ」ニ「フ」ニ「レ」ニ「イ」ニ「四」ニ「号」

「バンドン」

「ニ」ニ「九」 P. M. 九五 / E

「拜」ニ「啓」 夫禮下ラ自己紹介中ニシテニス。

「私」ニ「ハ」 「R」ニ「フ」ニ「ロ」ニ「ン」ニ「シ」ニ「博士」ニ「人」ニ「デ」ニ「九」ニ「四」ニ「年」ニ「五」ニ「月」ニ「三」ニ「日」ニ「瑞」ニ「西」ニ「ニ」

「歩」ニ「レ」ニ「シ」ニ「テ」

職業 - 化学教師ニシテ「ヘ」ニ「ネ」ニ「リ」ニ「ッ」ニ「セル」ニ「瑞」ニ「西」ニ「領」ニ「事」ニ「務」ニ「高」ニ「等」ニ「工」ニ「業」ニ「学」

校ノ工学博士イリス。

Evidentiary

E 1752

Doc. P 575/22

No. 1

説明書

和蘭軍情報部或軍紀罪部長 蘭領印度陸軍少尉  
F. 署名のル P. ヤーリス ヨンゲルハ先ノ兵ヲ宣誓シテ、陸軍  
報告者ハ次ノ物ノ原大ノイ合ニテ、真実、完全且正確ニ爲本  
軍ノ支隊ヲ探速ス。

ヘ、バンデンレ、フラスニエ博士、年致。

六ノ三ノ内府セル前記「フラスニエ博士」報告者ニ通即チ本軍  
ノ年致並ニ報告者ハ和蘭軍情報部ハ公文記録ノ一部イタル。

署名

一九四六年六月十一日、ハフワール

和蘭軍情報部 / 捺印

C. H. ヨンゲル / 署名

蘭領印度陸軍少尉、蘭領東印度陸軍少隊長事務所  
阿上级官吏、K. A. デアールドナル本官ノ面前ニテ署名且宣  
誓セリ。

文書第 575 号

K. A. デアールド / 署名

R. フラスニエ博士、フラスニエ博士、二十四号

「バンデンレ

ニ、九 P. M. 九五/E

拜啓、失禮下ラ自己紹介由ラシマス。

私ハ、R. フラスニエ博士、瑞西人、一九四四年五月三日瑞西ニ  
生レシマシ。

職業 - 化学教師、フラスニエ博士、瑞西聯邦高等工業学  
校ノ工学博士イリス。

裏面白紙





No. 3

Doc. 5751

移前二和ハ約一時間経ノ言ニ昇ホクニ床止ニ跪イテイナシバノカ  
ツク、ソノ整房ハ爲メツキ六ツツ人旅<sup>人</sup>ヲ入<sup>ル</sup>テイナカツク。然シテ  
ラツク長ノ間経カズ。三、四時間ノ間ニ僅カハ人ノ入<sup>ル</sup>所ノ場所ニモ  
ソノ整房ハ十四人モノ居住人ヲ送<sup>ル</sup>ルヲニセクノデアル。

x x x x x

(A) 食物

夕下七時頃ニ約五六寸<sup>ノ</sup>少量ノ乾シ米ヲ汚<sup>レ</sup>錆<sup>レ</sup>エテメ<sup>ル</sup>ノ  
聖<sup>ク</sup>多<sup>ク</sup>腹<sup>ヲ</sup>廻<sup>シ</sup>テ、此ノ食ヲハ翌日ノイ所ノ同<sup>ノ</sup>様<sup>ノ</sup>イテ味<sup>ヲ</sup>オウ<sup>テ</sup>移  
テ同<sup>ノ</sup>ニ少量<sup>ヲ</sup>出<sup>シ</sup>テ、ソノ時ニ又<sup>ノ</sup>味<sup>ヲ</sup>返<sup>シ</sup>テ、斯<sup>ク</sup>シテ一日  
ノ食糧<sup>ハ</sup>、乾シ米ノ純給ニ四、合計約百グラムカ高<sup>ク</sup>シテ、夜ニテ  
テ厚<sup>ク</sup>ニテ時間<sup>ハ</sup>ハノレ<sup>ニ</sup>エ<sup>テ</sup>一<sup>ノ</sup>間隔<sup>ヲ</sup>オク<sup>テ</sup>テ<sup>テ</sup>、三<sup>ノ</sup>週<sup>間</sup>夜<sup>ニ</sup>臥  
テ湯<sup>ヲ</sup>入<sup>レ</sup>テ<sup>テ</sup>イ<sup>ッ</sup>テ<sup>テ</sup>夜<sup>ニ</sup>起<sup>リ</sup>テ<sup>テ</sup>爲<sup>メ</sup>我<sup>々</sup>ハ實際<sup>ニ</sup>四<sup>ノ</sup>六  
時間<sup>ノ</sup>間<sup>ハ</sup>、食物<sup>モ</sup>ト<sup>ク</sup>ナ<sup>カ</sup>ツ<sup>ク</sup>。其<sup>レ</sup>爲<sup>メ</sup>仔<sup>房</sup>一人<sup>ニ</sup>付<sup>キ</sup>、オ<sup>レ</sup>ニ  
(印度<sup>ノ</sup>爲<sup>メ</sup>食<sup>糧</sup>)ガ半<sup>分</sup>ト<sup>ク</sup>外<sup>ニ</sup>我<sup>々</sup>ハ實際<sup>ニ</sup>四<sup>ノ</sup>六<sup>ノ</sup>時間<sup>ノ</sup>間<sup>ハ</sup>、食物<sup>モ</sup>ト<sup>ク</sup>  
ナ<sup>カ</sup>ツ<sup>ク</sup>。之<sup>レ</sup>三<sup>ノ</sup>週<sup>間</sup>、向<sup>テ</sup>我<sup>々</sup>ガ飢<sup>シ</sup>テ<sup>テ</sup>後<sup>ニ</sup>イ<sup>ッ</sup>テ、斯<sup>ク</sup>我<sup>々</sup>ハ水<sup>ヲ</sup>漬  
キ<sup>テ</sup>野菜<sup>ヲ</sup>茶<sup>匙</sup>一<sup>ノ</sup>杯<sup>程</sup>ヲ<sup>テ</sup>ヘ<sup>ラ</sup>レ<sup>タ</sup>。然<sup>レ</sup>シ<sup>テ</sup>之<sup>レ</sup>ハ規則<sup>的</sup>テ<sup>ハ</sup>イ<sup>ッ</sup>カ<sup>ツ</sup>タ<sup>リ</sup>  
仔<sup>房</sup>達<sup>ハ</sup>非常<sup>ニ</sup>飢<sup>シ</sup>テ<sup>テ</sup>煉<sup>炭</sup>齒<sup>磨</sup>キ<sup>ヲ</sup>等<sup>間</sup>ガ捨<sup>テ</sup>テ<sup>テ</sup>ハオ<sup>レ</sup>ノ友<sup>ヲ</sup>  
食<sup>ベ</sup>ル<sup>テ</sup>

以下次頁

裏面白紙

No. 4

Doc 5751

三十五日後ニ親類ノ者ハ一人ニ付六十セントノ金ヲ出  
セバ俘虜達ノ供給食糧ヲ増スト言ハレテ、コノ事  
ハ同意サレタガ、實際ニハ分量ハ僅カニ殖ヘ野  
菜ガ余計ニワイテ、バナナガ一日一本ワイタ。

然シ乍ラコレハ依然トシテ成人ノ必要量ヲ満  
スニハ不充分デアワタ。警察ハコノ爲ニ少シモ金  
ヲ異レナカワラ、テコノ食糧ノ増加分ハ我々自  
身ノ金ヲ支拂ハネバテラナカワタ。コノ好意ハ  
多分病氣ト充分ナ食糧ノ缺乏ノ爲ニ恐  
ロシク衰弱シタ澤山ノ俘虜ガ彼等ノ手  
中ニアル中ニ死ヌノヲ心レテ興ヘラレタデアワタ。

x  
x  
x  
x  
x  
x

最初ノ三十五日間ハ食物ニ含マレテイル「カワ  
リ」ヲ科學的ニ且樂觀的ニ計算シテ  
ミルト一五六〇「カロリー」

裏面白紙

Doc 5751

No. 5

必要量●計シ六五〇ツカセリシヲ●エナカッタ。親戚ノ者カ支拂ヨシクテ二期ニ於テハツカセリシハ且最ニ向一ニニ。迄ニナツタガ、ソレテモヤ向實際ニハ脂肪ト骨ヲ白トガ全死ナカッタ。

(C) 保健

遂ニ殆白入ニ達シ保薦ノ全部ニ於テ便所ト水ノ谷口ハタツタ一ツツカナカッタ。コノ谷口ハ殆一未ノ高サノ所ニ兩リ居ケラシテアリシコソトシテ便所ノ便所ノ味然ハ筆談ニ盡シ難ク程多ク悪臭ハ酷工難クシテ。殊ニ赤痢ヲ起ソツタ後ハサレテアツタ。保薦ノ一人ハ便所ヲ使用セシメテナカッタ。一人ノ人カタツタ分向ヲ要ムト假定シテモ全保薦カハ必要トスル所向ハ文。分向ヲナカトナシ。然レ便所ヤリノ他ノ便所ヲ使用スル事ハハハカウ午後八時迄許サレテ居リ。一方 婦人ハモウサレ長イ時向カ許サレテイタノデ各保薦ハ二十回以内ニ一日レカ便所ヲ使用出来テカッタ。監房ノ中ノ不潔カ非常ニ危険ナ事ハ言フニ及バズ、之善ノ嫌悪スベク状態ノ許ニ居タ赤痢患者ハトシナキ持テアツタカハ想像モ及バナイ事デアル。着物ヲ換エル事カお来ナカッタ人々ハ 殆ニ不潔カウ来ル危険カ差ト迫ッテ居リ。サウイフ人ハ沢山居タ。營養不足ト赤痢ニ基ク血液ノ衰夫ノ為ニ傷甚ハ非常ニ弱リテ了ツタノテ其処ノ規則ニ反シテダクニ若干ノ者ハ病室ニ連シテ行カシメ、其処テ

裏面白紙

Doc 5751

多クノ者ハ疾病ト被害ノ一般ニ衰弱シテ身体状態ノ結果死  
モシク。

(D) 衛生

我々ノ監房チ一人ノ監視者ガ絶ニ不味ヲシテ血ヲヒイラ  
イタモウ一人ハ空室瘡病ヲ監視ガ一部分直リソノ時ニハ早  
早停業シテラフタケレ共片解ノミテ生キテイタ。彼ハ三週同  
牢獄ニイタガ非常ニ衰弱シテ早早起キ上ル事ハ出来ナカ  
ラ。他ノ監房ニモ亦強硬者ガイタ。

(E) 警察ノ取調

六月二日ニ逮捕サレタ私々合々係属全部ハ番子ヲ與ヘラ  
シタ。私ハ三ナリテアツタ。逮捕ノ三日後ニオ一ニ、五ナリ  
者ガ呼出サレタ。コレハ一人ノ共謀者ニヨリテナサレ彼ハ警察小  
官ニヨリ署名サレタ書状ニ依リ番子ヲ呼シテ。五ナリ者  
ハ他ノ人ニト同称ニ自分ノ要旨ヲ堅ク信じテイタ。ソレテ  
短イ取調ヘカメバ自由ニナルデアリト想依テイタ。然レテ  
十時ニ監房ヲ出テラシメハニナラモ帰ッテ来ナカッタ  
ノデ准モガ然ガ釋放ニナラフノカラウト想ッテイタ。然レド  
ソレカラ一時間後ニ彼ハ血ヲケケテ現ハレタ。ソレニテ  
ソド要直ニ立ツ事ガ出来ナカッタ。二人ノ日本ノ特校(一番ト  
二番)ト二人ノ「イン」ニシアシノ特校(一人ハ三番)トが同様  
彼ヲキヒドク取リ扱ッテアツタ。斯クノ如キ一ヲ衰弱トナ  
リ情ニアツタガ然ハ流スルカ出来ズ従ッテ残セハ次ノ日ニ  
ナツテ始メテ解ガ甚シムラシク事ヲ聞イタノデアリタ。ソレ

No. 6

裏面白紙

No. 7

Doc 5751

テソノ解送ニハ十九号ノ若モ再呼びおサレテイタク。各々  
 ノ場合ヲ別々ニ列挙スル事ハ條リニモ長イナルカウ私に  
 此処ニハ唯祝向カ行ハシタ方法ト用ヒラシタ後得ノ往來  
 ノミヲ記叙スル事ニスル。呼ビ出サレト係屬カ「何故  
 オ前ハ速舞サカカシト尋ネラレタ、ソレニ答ヒテ不従ノ係  
 屬ハ知ラヌト答ヘタ。コウ答ヘルト不従ニテ三回ノ  
 鞭ノ政打ガ續イテ起ツタ。コノ呵責ニ用ヒラシタ道  
 具ヲ私ハトニ記叙シテク。若シモ係屬ガ尚強情ヲ  
 張ルト、即チ白状シテイト百ニ倍刑ガ加ヘラレタ。之等  
 ノ罰ハ如ク類別サシ得ル。

(a) 「鞭打ノ方底」。之ニムク種アツテ、唯一ノ棒カ  
 169

裏面白紙

No. 8

Doc 5751

裏面白紙

始マリソレカウ太サノ異ナル様トナリ、次ニ先ニ金属ノ球  
ノ重シガツケテアル草紐ヲノ鞭打ケトナル、然レテ最モ重  
方ノ道具ニ就イテ云ヘバソレハ鞭テアツタ、其ノ鞭ニハ鉄ノ  
鉤ガ草紐ニ付イテ斗テ鉤ハ雜作モナク肉ヲ小サク引テ裂  
イタ、拷問ニカケラレテイル伴虜ノ叫ビ聲ノ聞エナイ様  
ニスル為最モ酷イ處待ハ、警察ニヨリ防空壕トシテ  
モ使用サレタ地下室、中ヲ行ハシタ、普通伴虜ハ警察  
ノ者ニ手向ハナイ様ニ柱ニ縛リツケラレカ、或ハ笠ツタ場  
所テ手錠ヲハメラシタ、初メ頃ハ伴虜ガ罰ヲ加ヘラシテ  
狂氣ニツテ手向ツタ事ガアツタカラデアアル。

(b) 第一罰ハ「電流」ニヨルモノデアツタ、一ノホルトノ普通ノ  
交流ガ用ヒラシタ、ソシテ一方ノ電極ハ例ヘバ脚ノ所ヘ緊金  
ヲ持ツテ来テ動かナイ様ニサレ他ノ端ハ自由ニツツテイタ、  
男ノ場合ハ第一電極ハ腕ニ接觸サレ依然トシテ白狀シ  
ナイ時ニハ鼻孔ニ接觸サレタ、婦人ノ時ニハ唇々第一ノ  
電極ガ胸ノ乳頭ニ接觸サレタ。

(c) 罰ノ第三段階ハ、水浸シニヨル窒息シテアツタ、手杖ガ頭  
ノ下ニオカレテ頸ノ上ニ被セラシタ、ソレカラバケツニ何杯モノ水  
ガ手杖ニソソガルト水ハ段々ニ口ニ達シ更ニ上ツキ最後ニ  
ハ鼻孔ニ達シタ、カクテ伴虜ニ息ヲナセナイ様ニシソノ結  
果伴虜ハ人事不省ニナリ溺死スル様ニ倒レタ、コノ方法  
ハ時折大回續イテ繰リ返サレタ、伴虜ガ白狀シナカワ  
タナラバズ抵ノ場合監房ニ連シテ床サレ濡シタ儘ノ着物  
ヲ脱テ過アサネバナラナカツタ。

No. 9

Doc 5751

- (d) 次ノ罰ハ各々ノ指ノ間ニ棒ヲ挟ンテ指ヲ端端ニテ結ビ付ケテ了ラフ事ヲアツタ。棒モ亦結ビツケラレテ更ニ繩ヲ用ヒテ緊メラレル様ニナツテ平々。コノ罰ハ耐エ難イ吾痛ヲ生ジタラシム。指ハ數日間腫レ上リ醫ラウ使ヘナカウタ。
- (e) 此ノ監房ノ同居人ノスガ苦シメルコト背カサレタ他ノ罰ハ頭ヲ刺リソノ後ヲ剃刀ヲ頭ニ多ク傷ヲツケル事デアアル。之等ノ傷ハソレカラウヨケムキヲ塗ラレルコトデアアル。
- (f) 巻煙草ヤ葉巻ヲ体ノ凡ユル部分ニ當テテ消スノハ最モ普通ナ罰デアアル。通常抑留者ハ煙草ガ欲シイカドウカト云フネラレ。然レ返事ガ「ハイ」デアツテモ「イイエ」デアツテモ火ノ付イテイル煙草ヤ葉巻ガ耳ノ後ヤ鼻ヤ顔ヤ体ノソノ他ノ部分ニ突キ出サレル。コレハ痛常々ダレ傷トナリ。此ノ様ナ罰ヲ受ケタ者ニ列シイ言痛ヲ惹キ起スモノデアアル。
- (g) 之等ノ凡ユル罰ヲ加ヘテ後モ尚白垢ニナカウタ最モ不從順ナ者ハ例ヘバ指ヲ折ラレタ。私ハ親ウ仲間ノ辱カノ脱白シタ又折レタ指ヲツギ直シタ事ガアル。
- (h) 最モ卑劣極マル罰ノ一ツハ抑留者ガ縛ラレテ床ノ上ニ坐ツテイル間ニソノ体ノ柔ラカイ部分ヲ底鉄ノ打ツテアル軍用長靴ヲ蹴ル事デアツタ。大抵ノ場合内出血ガ起ワタ。此ハ仲間ノ抑留者達ガ數週間便通ニヨリ出血シテ又激シク胃ノ出血ヲ患ツテイルノヲ目エタ事ガアル。
- (i) モウ一ツノ罰ハ四日四晩食物モ水モナク立々續テ共謀者ニ四時間毎ニ鞭打タル事デアツタ。

裏面白紙



No. 10

Doc 5751

(k)

二人日本人(番ト番)印々發音(察部長ト彼ノ副官トハ矢  
鱈ニ柔道(柔術、日本相撲)ヲヤツテハ悦入ツテホタ、五ノオニ  
ナル仲間ノ抑留者ハトテ風ニ彼ガ球ノ様ニ部屋ノ隅カウ  
地ノ隅ヘト投ヤラシタカ又非常ニ手際ヨク又幸運ニ落カ様  
ト思ハシテ腕ヤ脚ヤ頭ニ被言ヲ反ヤナカウカト述ベタ  
其後凡一年間マダ彼ハ胸ノ痛ミヲ感シルニ又之等ニ人ノ發音  
美良ヲツプリノ連中ガ投ヤトバサレテ遂ニ人事不省ニナリタ  
エ細ツテイル男ニヤツタ事ヲ思ヒ起スト彼ハ戰慄ヲ催スノ  
デアアル。

X X X X X

通商四人カラ夫人ノ停居ガ同時ニ呼ビレタガ地下屋ハ部屋ニナ  
クソハ特ニ危慮ト思ヒタ人々ヲ取扱フ為ニ同トウコトイラシクテ他ノ者ハ警  
察本部ノ普通ノ部屋ニ居待セシタ。之等ノ部屋ハ監房ニ隔接  
シテイタテ拷問ニ耐サレイル人々ヲワメキ聲ヤ呻キ聲ハヨク聞エ  
タ。之等ノ訊問ハ屢々朝ニ時四時迄續イタテ抑留者ハ怒ト  
眠ラシカウタ。番ヲノ呼ビ出シハ床ニ自分達ノ頓着カ来タト  
思フ抑留者ノ間ニ戰慄ヲ捲キ起シタノテ總ベテノ抑留  
者ハ絶エズ動搖シラニ氣持ヲ甚チシテイタ。  
ソノ氣持ハ除クニシカモ確實ニ神經障害ヲ起シツ  
コアツタ。

X X X X X

更ニ取調ベガアツテ後、私ハ「マレー」語ヲ書カレ  
タ公文報告書目ニ署名シタ。ソレヲ私ノ場合ノ發音  
察ノ取調ベハ終ツタ。コレハ私ノ逮捕ノ日

裏面白紙

カラキハ日續テ●カニ月半後ニ海軍兵士指紋コトクミシカテ私ハ他ノ  
四人ノ押留者ト一編ニ同シテ一庫ニ連シテ行カシク  
四ノバンジー一庫獄

DOC 5751

「バンジー」テ我々ハ男子用監房ニ連シテ来ラシクモンシテ約三十人ノ婦人ハ  
婦人ノ部ニ連シテ来ラシク三人ノ男子ハ三人ノ押留者ヲ收容スル庫ニ作ラ  
シク監房ニ入ラシク後ハ三十人ニテ規則ニ係リ各押留者ハ毛布ニ被  
ヲ禦ヘラレルコトニシテ中々然シテ乍ラ之ヲハ監獄ノ指圖ヲ全然配給  
サシズ、我々ハ皆「ヤメン」レノ床ニ寝テヤレバナラナカッタ後ニナツテ我々ハ自費テ  
是ヲ携帶スル事ヲ許サシク

「バンジー」ニ於ケル衛生状勢ハ嫌疑スベキモテ監獄本部ヨリ悪心カ  
飲料水ハ褐色ヲ深クハ米飯ノ六分取ラシク取ラシク同ジハテ  
バケルス赤劑ヲ死ニガ毒ヲ洗ハシテ局ノ各自ハ一日一回コノ同ジ  
水ヲ入浴スル事ヲ許シテ中々ソレハ理論大イタルヲ何故ナラ入浴ノ  
機會ハ四五日置キニ一回ニカナカッタカラデアル

食物ハ監獄本部ヨリ更ニ悪心カ朝八時ニ米ヲ作ラシク全然米  
養價値ナシ水もボイ粥が名目シ難イ位汚イ皿ニセラシク我々ニ渡  
サシク土時ニハ米が収メ玉蜀黍ノ粒ト混ツタホソノ少クノ乾米ヲ渡シ  
レ午後四時ニハ土時ノモト同ジ物ヲ再ビ出サシク

僅カ許リノ水もボイ野糞モ出サシク之ヲ一節ニハ用エシヤバヤシノ  
葉ノ如キ有毒土植物ヲ含マシテ中々粥ノ如ク半分液体ニシタメ食物  
ヲアヘソレ入食ヘル刃物類ガナカッタテ指テ口ヘ運バテシテラカワタ  
又「オ我々ハ始終始末ノ上ニ坐ツテ中々ソノ結果ハ果シテ現ハシク

No. 11

既ニ約六日後ニ仲間ノ傍者ノオノ者ガ衰弱トバケルス赤劑ヲ死ン  
デ、彼が横タハシテ中々排泄ス様ニシテ始メテ彼ハ所謂病院

監房を連して行かざるコト彼ハ二日後ニ於テ監房全体ハ汚して收束  
中ノ医者モ合ム誰シモカバケルス赤痢ニ感患スルコト

然ラニ興ヘラレル食料ノ数量ハ最高一日ニは七五〇カロリ・デアツク他  
腐ラハ熱イ太陽ノ下デ一日六時間働カネバナラナカウコト最良ノカロリ  
數量ハ五〇〇デアルベキデアツク

A. 病院監房及び医療部

医療部ハ人ノ監獄運上人ノ男ノ看護人ト其他ニ捕虜ノ中カラ選バシテ  
正式ハ部員ニ屬スナイ少數ノ男ノ補助看護人トノ助手ヨリ成テ成ル

医者ハ医療器具ノ設備不充分ノ部屋ヲ僅カニツシカ住居ニ使ヘナ  
ツタメテ診療時間ハ一週間に三回デアツク然レテラ之ニハ如何ナル患者  
モ滅クニ入ルコトシテ藥モ極ヤキコト患者ノ須向ニハ汲テモシテ  
出シテカツクニ医者モ何モ言マテハ受シカツク又診断モナサレカツク  
出サレル唯一ノ藥ハ「イヤー」モ「デアリ」其ハ木ノ皮ヲ粉ニシタモノデ赤痢ニ  
用ヒラレ粉ニシテ親那樹ノ皮ハマラリヤニ用ヒラレタ

No. 12

同側ニ東瀋園ガ並ベタル約一ニ鉄ノ寢台ガ附イテ居ルツノ少ヤナ  
狭イホールガ病人監房デアツク此ノ部屋ニハ便所ハ在ツクガ手洗  
ノ水ガ熱カウタメシテ其レハ主ニ赤痢患者ガ收容サレ居ルコト  
辛イ臭氣ガ蔓延シ其ノ存幾ウ 積積ツキモ五分間以上我慢又  
ス事ハ不能デアツク私ガ「ハンコ」ニ居タケ月ノ間医者モ看  
護人モ一度トシテ病室ニ居タ事ハカツク二人ノ病人ガ赤痢ヲ病シ  
テツ寢台ニ寝タリ無意識ニ寢台中カ又ハ床ノ上ニ排泄スル事

No. 13

DOC. 5751

去りて居る處に場所の變りて病氣アリコニ連レテ  
之ヲ新ラシク患ホシテ示向ニ感ホシテ了ラシト云フ人ト夫  
トハオカニ障リ合ツテ復テ居ル人何故ニ此ノ病室ニ入ルニ  
死ノ部屋ト呼バテ居ルカハ此ノ其ノ其ニ入ラシキ者アリ  
テ去テ行ク者ハ少カラザル

病室ハ紀律ハナシク善道前科者ノ泥棒ト其他ツマナイ人同  
トカラ成ツテ居ル人ノ看護人ガ好キ勝手ニ事ヲシテ死人ガ  
クナラヌ中ニ彼等ノ意圖シタ体ニラハミスホラシイ意圖ガ  
アリタ。此等ノ許諾者ノ看護人ノ人ノ金貨上金ノ物ヲ取  
ツマツテ居ルコトヲ許シテ居ル者ハ其ノ分彼ハ機命目カ  
値打テ賣ラウトシキルラシキタ。此ノ様ト事ハ監獄区……

以下次一身

裏面白紙

doc 5751

ニヨル監獄 ● 今更ナカレテカテマシ ● 起リ得リシテ  
私仲間ノ作序アル醫者ハ數回病室ヲ醫治シテ診察  
室ニ入ル許可ヲ得ヨト努カシメ然レ成功シナカレタ  
彼ノ有名ナリ内科醫デアッタケレドモ何人ニ對シテ  
モ醫治的援助ヲ與ヘル事ハ嚴禁示サレタ然レ監獄  
者ト看護人ガ居ナクナルヤ否ヤ我々ハ其ノ境過  
下ナレ得ル限リノ援助ヲ與ヘニガ爲ニ密ニ病室  
ニ入り込ミタリ

B 食物

食糧状態ハ非常ニ惡カクテ肉体的ニ強イ  
達来ノ得ル勝天間テナリ瘦衰ハノ様ニ見エ速  
ニハ飢餓ニ死シタリ時ニハ一ヶ月半カニヶ月ノ様ニ  
短キ期間ニ死シタリ死因ハ監獄當局ニヨリ  
衰弱症トサレタ脚氣ト飢餓治癒トハ一見  
ナ病氣デアリスノ場所ハ氣ト南京虫ガ横  
行シテオクテ疥癬ヤソノ他ノ皮膚病ニ病ヤ  
重イ傳染病ガ流行シテイタカ手當ラサレナ  
カクソトイフ事ヲ私ハ見テ知ワテキル今テマシ  
榮養食不良ノ爲ニコシハ治ラナイ代膿瘍ヲ  
呼ビ起シタリソニ爲ニ少クトモ傷ハ三割ハ  
代膿シタリ傷ヲ持クテ何ノ繃帯モ高月葉  
モナリ他人ニ感染サセテ止歩キ廻ラテキ

No. 14

No. 15

既ニ記叙サレ且警察ニヨリ用ヒラシキ拷問ノ手  
 段ハサテオキ彼等ハ持テ首吊ガ好キデアリト。  
 警官ニヨリテ指ヲ折ラシク同ジ位痛ハ人事  
 不省ニナルマデ首ヲ吊サレソシカラ降サレ水ヲ蘇  
 生サセラシテ又吊サシタ。コレハ続イテ五回行ハレタ。  
 数回ニ亙ツテ殆んど死ニ至ル位毆打サシタ。既ニ  
 他ノ拷問ニヨリテ非常ニ苦シク此ノ男ハ全ク生  
 キテ申ルルカ厭ニナリタ。最後ニ彼ハ便所ノ水ヲ  
 飲リテ事ヲ強制サレソシカ爲直ニバチルニ至リ  
 三感染シタ。

x  
x  
x  
x  
x

Doc 5751

屢々患者ハ一死又ノニ病院ニサヘモ速シテ行カレ  
 ナカウテ衰シモ衰弱シタタ氣ノ毒ナ人々ハ  
 時折彼等ノ居ル場所テ死ニダマニナリテキ。  
 之等ノ憐シキ者ノ一人ガ必死ニナリテ米ノニニ  
 粒ヲ掴マラトシテ監督人ニ見ツカリテモシタラ  
 彼ハ引レテ踏ラシテ衰弱症シテ死ニダリ者ト  
 サシタ。

C 罰

x  
x  
x  
x

コバンツエウレニハ日本ノ憲兵モ少々居リ若干  
 ノインドネシアノ將校ガ時折訊問ノタメヤツ  
 テ来タ。

裏面白紙

doc 575-7  
 牢獄の舎舎の床は木製、十字架がセメ  
 ニトデツケテアツムソ、上テ囚人の二十四時間或  
 ハソレ以上モ手頭ヤ脚ヲ十字架ニ縛リツケラシム  
 若シニ三時間ノ後ニ白狀シナイト十字架ニ吊サ  
 レテホル間鞭打タレタリ。  
 我々ハ多クノ哀レナ者ガソコデ暑イ熱帯ノ太  
 陽ノ下デ是取後ニヤツト降サレルマデツルサレテ母  
 タノヲ見タリ。

集田的鞭打チモ亦ヨク行ハシタ。然レソレハ  
 「インドネシヤ」ノ場合ガケテアル。若シモ例ハバ  
 或問題ガ起リテ罪人ガ発見サレナイト鋭エイル傷  
 達ハ三列ニ坐ラセラシム。ソレカラ彼等ハアリト足  
 ル思ヒ附ノ器具即チ藤ヤ棒ヤ革ノ鞭ヤ刀ノ幅廣  
 一面カレワシム。テ彼等ノ主人ノ監視人ニヨリテ  
 主トシテ頭ヲ殴ラシマ、彼等ノ多クハ此ノ際打テ最初  
 ニ五分サレタ後ハ既ニ氣ヲ失ツテタリ。時トシテソレハ一時間  
 カラ一時間半モ続イタリ。

No. 16  
 私ガ反對訊問サレル前、丁度十ヶ月ト一週間間、  
 察ヨウテ捕ヘラレテ係上席トナリ又、  
 抑留サレマシム。酷ク健康ヲ損ネテ殆んど生命  
 ヲ失ヒサウニナリマシム。

証人署名 R. フラツシヌ



E 1753

Doc P 5754

72

H. E. エンゲレン夫人ノ訊問復書

職 業 ナシ

住 所 スラバヤ・バルメンライオン五六

正式ニ宣誓シ歸郷ス。私ハ三十才、和蘭國籍デ、タ  
ンジヨン・カラン(スマトラ)デ生レマシタ。

私ハ現在スラバヤ・バルメンライオン五六ニ居住シ  
其處ガ亦永積ノ住所デモアリマス。

一九四三年一月八日 P I D カラ二人ノ「インドネ  
シア」官吏ガ私ヲ逮捕スル爲スラバヤ・バラメンラ  
イン五六ノ私ノ家ニ來マシタ。私ガ直グ P I D ト意  
兵隊ニヨツテ使用サレテキタ「ウエルフストライト

21-12-26 (1h)  
高橋ノ音譯ノ  
(高橋ノ音譯ノ)

ト直テニ  
ソレハ、

「オリシヤマ

マ」ト高原ノ音譯ノ及ビ憲兵隊

員高橋ノ音譯ノト「イズラ」ニ

ヨツテ行ハレマシタ。コノ訊問

ハ長イ前讀キマシタガ尋問ハ行

ハレマセンデシタ。此ノ日私ハ

全然食事ヲ與ヘラレマセンデシタ

一九四三年一月九日私ハ再ビ上述ノ四人ノ日本人

及ビ数人 P I D ノ「インドネシア」官吏ニヨツテ

訊問サレ更ニ一月十一日ニモ訊問サレマシタ。兩回



E 1753  
Doc P 5754

22

日・E・エンゲレン夫人ノ訊問様書

職 業 ナ シ

住 所 スラバヤ・バルメンラ 五六  
正式ニ軍醫シ 職 務 ス。私ハ三十才、和蘭國籍ヲ、タ  
ンジヨン・コラン（スマトラ）デ生レマシタ。

私ハ現在スラバヤ・バルメンラ 五六ニ居住シ  
其處ガ亦永續ノ住所デモアリマス。

一九四三年一月八日 P I D カラ二人ノ「インドネ  
シア」官吏ガ私ヲ逮捕スル爲スラバヤ・バラメンラ  
一五六ノ私ノ家ニ來マシタ。私ガ直グ P I D ト意  
兵隊ニヨツテ使用サレテキタ「ウエルフストライ」ト  
監獄ニ送ラレマシタ。

私ガ其處ニ到着スルト直チニ  
訊問ガ始マリマシタ。ソレハ、

P I D ニ屬シテキタ「オリシヤ  
マ」ト高原ノ音譯ノ及ビ憲兵隊  
員高橋ノ音譯ノト「イズラ」ニ  
ヨツテ行ハレマシタ。コノ訊問  
ハ長イ商議キマシタガ尋問ハ行  
ハレマセンデシタ。此ノ日私ハ  
全然食事ヲ與ヘラレマセンデシタ

一九四三年一月九日私ハ再ビ上述ノ四人ノ日本人  
及ビ彼人ノ P I D ノ「インドネシア」官吏ニヨツテ  
訊問サレ更ニ一月十一日ニモ訊問サレマシタ。兩國

裏面白紙

Doc 5754

2.

トモ打タレマセンデシタ。彼等ハ私ガ反日秘密結社ニ關シ、外國ノ無量放銃ヲ聽キ聞イタニユ！スラ流布シ又若干ノ武器及彈藥ヲ隠匿シテキルト自白サセヨウトシマシタ。私ハ總テテ否認シマシタ。

次ノ訊問ハ一九四三年三月二十三日、上述ノ四人ノ日本人ト称人ノP I D ノ「インドネシア」人官吏ノ居ル訊問室ニ進行サレテ行ハレマシタ。私ハ陳述キダト言ハレ兩手ヲ背中ノ後ニ縛ラレマシタ。私ハ腰掛ノ上ニ登ラサレ私ノ手ヲ縛ツタ。額ハ紐ニ結ビ付ケラレタ。額ト結バレ次デ私ガブラサガル様ニ腰掛ガ移動サレマシタ。私ガブラサガツテキル間日本人トインドネシア人官吏ノ全員カラ交々審問サレ私ノ返事ガ彼等ヲ満足サセナカツタ。デ彼等ハ竹竿テ私ノ身体ヲ所懸ハズ打ち始メマシタ。私ハ殆ンド一時間半モ吊サレタ後氣ヲ失ツテ了ヒマシタ。私ハ正氣ニ覺ツタ時彼等ガ腰掛ヲ元ノ位置ニ戻シテキタ。ニ氣付キマシタ。ソコテ私ハ自分ノ部屋ニ送レ戻サレマシタ。

翌日私ハ水療法ヲ受ケマシタ。私ハ梯子ニ寄り付ケラレ口ト鼻ニ布片ガ縛リ付ケラレ次テ水ガ口ノ中ニ注ガレマシタ。此ノ拷問ハ約一時間半續キソノ後私ハ氣絶シ氣ガ付イタ時ハ再び自分ノ部屋ニ送バレテキタ。ノヲ知リマシタ。コノ療法ハ湯レテキル様ナ息ガ喘グ様ナ感ジラサセマシタ。

裏面白紙

3

Doc 5754

其後一週間程シテ日本人ハ私ヲ再ビ呼ンデ私ト同  
ジ持社ニ歸スル能ノ人ヲ選ツノ際達替ラ私ニ口マ  
セタ。此等ノ陳述書ハ彼等ノ言ハラ合ミ、私ノ名前  
ガソノ中ニ述ベラレテアツタ。私ハソノ陳述ノ中ノ  
私ニ關スルモノガ皆眞實デアルト認メルカドウカ尋  
ネラレタ。私ハ之ヲ承認シタ。ケレドモ私ガ實際ニ  
ヤツタコトハソノ陳述ノ中ニ述ベラレテキタコトヨ  
リズツト多カツタ。

ソノ後私ハ高橋ノ音譯ノ、イ  
ズラ及ビ之モ憲兵隊ノ一員ノ佐  
藤ノ音譯ノカラ三度訊問サレマ  
シタ。ソノ訊問ハ短時間ニ過ギ  
ズ一度ハ又モ吊リ下ゲラレマシ  
タ。ソレモ短時間丈ケデシタ。

監禁サレテキル間ニ私ハ一度ベルテユ夫人ガ佐藤  
ノ音譯ノニ吊下ゲラレテキルノヲ無理ニ見セラレマ  
シタ。

監獄ノ食事ハ量モ質モ不充分デシタ。然シ我々ハ  
家カラ食物ノ包ヲ受取ルコトヲ許可サレテキマシタ  
シカシ包ヲ開ベルベキ人選ガ明カニ澤山ノ品物ヲ盜  
ミ取りマシタ。  
インドネシア人ノ醫者ハ日本人ヲ慰レテ適當ナ醫療  
ヲ施スコトヲ傳ツテキタカラ監獄ニ於ケル醫療手當  
ハ惡カツタ。

裏面白紙

一九四三年五月六日私ト他ニ六人ノ人達ハ手袋ヲ  
掛ケラレ背中ニ肘ヲ縛ラレテ「バタヴィア」ヘ送ラ  
レマシタ。航海中我々ハ殆下何ノ食物モ飲物モ與ヘ  
ラレナカッタ

日・E・エンゲレン / 署名ノ

通譯官

證人ガ右ノ自己ノ署名ヲ爲ス前ニ右親筆ヲ證人ノ  
自國語ニ余ハ正式ニ據譯シタルコトヲ證明ス。

通譯官

署名判讀不能ノ

一九四六年五月二十一日余ノ面前ニテ宣誓サル。

バートン大尉 / 署名ノ

東南アジア聯合國軍總指揮官ニ依リ上記ノ調査ノ爲  
添達サル。

Doc 5754

4.

Doc 5754 (cont)

證書第五七五四號

證明書

署名者、和蘭軍情報部（H・E・F・I・S）戦争  
 犯罪課長、R・H・I・A中尉チヤールス・ヨンヘ  
 ネールハ先ヅ正式ニ宣誓シ添附セル左記添添ノ報告  
 書。

「O.E. / 七五六四 / E 號 タンジョン・カラシマ  
 トラ）生レ、年約三十才、H・E・E・エンゲレン夫人  
 ノ宣誓セラレタル訊問ノ複製」

ガ源本ナルコト及ビ該源本ハ和蘭軍情報部 / N・E・  
 F・I・S / ノ公式記録ヨリ採ラレタルコトヲ證言  
 陳述ス。

署名 C・ヨンヘネール / 署名 /

和蘭軍情報部 / 印 /

於「バタヴィア」一九四六年六月七日

余、蘭領東印度検査局附高等官 R・N・I・A 中尉  
 K・A・ダ・ウエールドノ面前ニテ記述サレ宣誓サ  
 ル。

K・A・ダ・ウエールド / 署名 /

401

E 1754

Evidentiary Document # 5741

証 明 書

下記署名、和蘭軍情報部、敵犯謀長、蘭印軍陸軍大尉  
「ケマールス・ヨンゲネール」ハ先ア正式ニ宣誓シ、上左記標題ノ添附  
原本（英語、英文附）ハ和蘭軍情報部、公式記録ヨリ得タルモ  
ナルコトヲ証言ス

記

一九四六年、昭和二十一年二月四日附書姓「マウレアウ」  
夫人、宣誓口供書第五六〇/R号

署名「ケマールス・ヨンゲネール」

一九四六年、昭和二十一年七月九日

「バタビア」ニ於テ

余、和蘭領印度檢事總長事務局附高等官  
蘭印軍陸軍中尉「カア・ウエールト」ノ面前

カア・ウエールト (1946)  
本署(00)ニ於テ  
(物事(00)ニ付テ)

「カア・ウエールト」

104

401

E 1754

Evidentiary Document # 5741

証 明 書

下記署名、和蘭軍情報於歐犯謀長、蘭印軍陸軍大尉  
「ケヤルス・ヨンゲネール」ハ先ヅ正式ニ宣誓シ、上左記標題ノ添附  
原本（英語訳文附）ハ和蘭軍情報部、公式記録ヨリ得タルモ  
イハルコトヲ証言ス。

記

一九四六年、昭和三十一年、二月四日附書姓「マウレアラウ」  
夫人、宣誓口供書第五六〇/R号

署名「ケヤルス・ヨンゲネール」

一九四六年、昭和三十一年、七月九日

「バタビア」ニ於テ

余、蘭領印度檢事總長事務司附高等官  
蘭印軍陸軍中尉「カア・ウエールト」ノ面前  
ニテ署名宣誓セルモノナリ

（署名）「カア・ウエールト」

裏面白紙

Doc 574A

正義の存

戦争犯罪捜査局

五二〇/R

調書

本日一九四六年/昭和二十年/二月四日、余即ケテ閣下印度ニ於ケル  
戦争犯罪人捜査班當ノ奉付「ロベルト・メイナルス」ノ面會ニ  
出席マシタリ。ア、デイ・マンモークト夫人出席シ其ノ宗教的信念ニ從  
ヒト眞實ヲ述ベ且ト眞實以テ何等モ述ベズト旨宣誓シテ後次ノ通  
リ述ヘタリ。

一九四三年/昭和七年/九月十日「ハノビア」憲兵部隊(法科大学ノ建  
物)ニ於テ、親河後、私ハ親シクシヨウ以テ、互本ノ親イカサヤ行  
ハ、腔ヲ後ノ角ニ準ル様ニ日本流ニ坐ラセシメタリ。……  
私ハ予前ノ時頃カラ午後一時迄、食物モ飲物モナシテ其處ニ坐  
テ居マシタリ。之ハ翌日モ午後二時頃カラ午後五時迄、靜養ヲサシメシタリ。

翌日ニ度々シテ、水責ニ傍河ニ受ケマシタリ。コレハ「時河邊」ヨリ  
翌日、午後モシ「大木責傍河」カアリタシム。……  
録了後出頭人ハ其ノ陳述ヲ固持シ、私ト共ニ四者名スル。

証人(署名)「ア、デイ・マンモークト」

本調書ハ一九四六年/昭和二十年/二月四日 作成サレ

署名サシタリ。

調書作製人

(署名)「エル・メイナルス」

102



E 1955

Evidentiary Document 742

説明書

48

下記署名者、蘭軍情報部、戦犯課長、蘭印軍大尉、  
カール・デーブ、先づ正式に宣明の上、カール・デーブ、  
一九四六年二月四日附言、陳述書、主題、添附、  
不、蘭軍情報部、公文記録、得、カール・デーブ、  
署名者、カール・デーブ、ヨシ、カール・デーブ、

於、バタヴィヤ、一九四六年七月九日

全、大、蘭、領、東、印、度、検、事、總、長、事、務、局、附、高、官、官、蘭、  
軍、中、尉、カール・デーブ、カール・デーブ、面、前、於、テ、署名者、宣、明、言、  
、

カール・デーブ、カール・デーブ

2/1/1946 (1/1)

(1/1/1946)

一九四六年三月四日、戦犯罪人関係資料調査  
信、カール・デーブ、カール・デーブ、カール・デーブ、  
一九四六年三月十六日、午前八時、私、カール・デーブ、  
、宣、明、言、上、次、如、陳、述、書、  
、宣、明、言、上、次、如、陳、述、書、  
、宣、明、言、上、次、如、陳、述、書、

一九四六年三月十六日、午前八時、私、カール・デーブ、  
、宣、明、言、上、次、如、陳、述、書、  
、宣、明、言、上、次、如、陳、述、書、

No. 1

一九四六年三月十六日、午前八時、私、カール・デーブ、  
、宣、明、言、上、次、如、陳、述、書、  
、宣、明、言、上、次、如、陳、述、書、

説明書

48

E 1955-  
25742

Evidentiary Doc.

下記署名者蘭軍情報部戦犯課長蘭印軍人尉  
宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を  
宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を  
宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を  
宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を

署名

於バタヴィヤ 一九四六年七月九日

宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を  
宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を  
宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を  
宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を

カーリーターガ・ウニールト

正三六馬

蘭二戰三子紀事捜査局

口式記録

宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を  
宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を  
宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を  
宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を

宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を  
宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を  
宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を  
宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を

宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を  
宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を  
宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を  
宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を

宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を  
宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を  
宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を  
宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を

No. 1

宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を  
宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を  
宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を  
宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を

宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を  
宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を  
宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を  
宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を

宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を  
宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を  
宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を  
宣旨を先づ正式に宣旨の上から宣旨を

裏面白紙

Doc. 5742

如右ト云フト欲言ハ私ラ産行シ始メタ  
 コトヲ私ラ先務流語ニ據テキリ上ハ勝手切テ生ラシメテ固ク縛ラレ  
 人オモ私ラ前ニカサレタリシコトヲ私ラ編トシテ口ニテ控テシラセ  
 今持テテトシテ管中ニ打テレシコトヲ暫ク聞録キ私ラ此月申合  
 破碎シテ……ソレヲ私ラ仰向ナシレ上記板(泥函)ノ内  
 既ニ縛リテ……後利用物オモシ合テ一器具カツノ煙掛トシテ  
 今更ニ一不……煙掛ニ結ビ着テ前様引張レタリソノカ  
 定合ニ脱日……是等全テ……朝ワケ一セロ時迄続キ  
 私ラ此ニ多聞……サレシニ文物今尙私ラ……其處ニ  
 又……中国人通譯又居合セ……此ノ産行……新……  
 異……持枝小野一者譯下……フ……私ハ五日間  
 産行……間……事カ私ラオレカ……例ヘン……  
 爪下……傷ヲ……軟……煙草……  
 上……コトカ……奴等ハ……  
 致……私ラ……

167

且然……私ラ監房ニホテ……天人ノ住所……  
 ……自カカノ平身……地面ニ改リ付テ  
 ……過シ敷目……  
 ……日午後……向側……  
 ……此處私ラ……  
 ……此……故意……  
 ……又……  
 ……  
 ……陳述……固執……

No. 3

Doc. 5742

謹へ 署名 二スニヨリエーイニフンケルパーマインテホ  
コト全クシテ本公式記録ヲ作成終結シ一先四ツキニ申付日正記  
印  
印

記録者

署名

マシアアハ

裏面白紙

EVIDENTIARY

E 1756  
Doc P 5743

書類第 743 号

證明書

下名和蘭軍情報部戦争犯罪課長、R. N. I. A 中尉「チャールズ・  
ヨングニール」ハ正當ニ宣折言ヲ爲シタル上別紙添附ノ書類即チ「ブリック・  
ヘンドリック、ロカバティ」事務員、年齢ニテ六十、OM/五一五三/E  
ミスター、コウネリス生レ、一九四六年三月十一日附、調査ノ要約ナル  
題名ノモノガ該書類ノ原本ノ全文ニシテ真実完全及ビ正確ナル寫  
シナルコト並ビニ該書類ガ和蘭軍情報部ノ公式ノ記録ノ一部ナル  
コトヲ證明ス。

和蘭軍情報部

ノ印

ハタビヤ一九四六年六月七日

Ch. ヨングニール / 署名 /

右ハ手職 R. N. I. A 中尉 N. E. I 法務廳附高等官タル K. A.  
「ダ、ウチアード」ノ面前ニ於テ署名及宣折言ヲナシタリ。

K. A. 「ダ、ウチアード」署名 /

バンティ

（此ノ書類ハ和蘭軍情報部ノ所有ナル）

職名

現住所 「アンボン」人「キヤンブ」 M. V. O.

正當ニ宣折言ヲシタル上陳述ス。私ハニテ六十、和蘭國籍ヲ、

「ミースター、コウネリス」テ生レマシタ。

永住地 「アムボン」人「キヤンブ」 M. V. O.

一九四三年五月十二日、私ハ「タンチオン、ブリオック」日本憲兵隊ニ  
逮捕サレ、地下運動ト、和蘭兵ヲ援助シタル罪ヲ問ハレマシタ。  
私ハ監房ニ監禁サレ時々引張り出サレテハ小野寺 / 音譯 / ト「マヤマ」

No. 1

E1756  
EVIDENTIARY Doc. P5743

No. 1

書類第4の3号

證明書

下名和蘭軍情報部戦争犯罪課長、R. N. I. A 中尉「チャールズ・  
ヨンゲンニール」は正當ニ宣誓ヲ爲シタル上別紙添附ノ書類即チ「フリッツ・  
ヘントリック、ロウバツテイ」事務員、年齢ニ十六才、OM/五一五三/E  
ミスカー、コウネリス生レ、一九四六年三月十一日附、調査ノ要約ナル  
題名ノモノカ該書類ノ原本ノ全文ニシテ直書員完全及正正確ナル寫  
シタルト並ビニ該書類カ和蘭軍情報部ノ公式ノ記録ノ一部ナル  
コトヲ證明ス。

バタビヤ一九四六年六月七日

イ、 ヨンゲンニール / 署名 /

和蘭軍情報部  
ノ印

右ハ手職 R. N. I. A 中尉 N. E. I 法務廳附高等官タル K. A.  
「ダ、ウチアード」ノ面前ニ於テ署名及宣誓ヲナシタリ。

K. A. 「ダ、ウチアード」署名 /

「フリッツ、ヘントリック、ロウバツテイ」

調査要約

職業 事務員

現住所 「アンボン」人「キヤンブ」 M. V. O.

正當ニ宣誓ヲシタル上陳述ス。私ハニ十六才、和蘭國籍ヲ

「ミースター、コーネリス」デ生レシタリ。

永住地 「アムボン」人「キヤンブ」 M. V. O.

一九四三年五月十二日、私ハ「タンチョン、ブリオック」日本憲兵隊ニ  
逮捕サレ、地下運動ト、和蘭兵ヲ隠シ援助シタル罪ヲ問ハレシタリ。  
私ハ監房ニ監禁サレ時々引張り出サレテハ小野寺 / 音譯 / ト「マヤマ」

Doc. 5743

No. 2

ニ訊問サレタリ。私ハ訊ラレタリナクテアレタリ。一九四三年六月二十日  
釋放サレタリ。 \* \* \* \* \*

一九四三年十一月十三日ウ其ノ頃ニ小野寺ノ音譯ノ家ヘ来マシタガ  
私ハ留守テシタ。併シ彼ハ傳言ヲ置イテ行キ、私ニ通譯ノ役割ヲ  
シテ昔ハヒタイカラ翌日官憲兵隊ニ報告スルヤウトノコトデアリマシタ。

依ツテ私ハ翌朝、七月十四日(?)官憲兵隊ニ出頭シマシタトコロ訊問官ニ  
入ルナク命ゼラレ、待ッヤウニ言ハレセシク。數分後一婦人がイントネシア  
人ノ警官ニ連レラレテ来マシタ。私ハ彼女が以前一度部下テ見  
タコトノアル婦人デアルコト判リマシタガ私が見タコトハ顔及ビ体ノ見エル  
トコロ方々ニ澤山青黒イ痣カアリマシタ。數分後十時頃ニ小

野寺ノ音譯ノ部屋ハツテ来テ、其ノ婦人ニ坐ルヨウ命ジマシタ  
彼ハソレニ私ニ彼女ニ質問スルヤウ命ジマシタ。私ハ彼ニ、コノ婦人ノ名前  
ヲ私ガ彼女ニドシテ質問スベキカ聞キマシタ。彼ハ此ノ女ハ「ウァン」  
ワケエレン。夫人デ彼女ガ教徒ノ拳銃ヲ何ウシタカヨテ尋ネルヤウ答ヘマ

シタ。(彼女ハ「マヌアット」イフヨウニ依ツテ此ノ武器ニ關係ヲ持ツテチクモ  
ノデ、此ノ男モ亦憲兵隊ノ犠牲トナツテチク)私ハ實際ニ質問ヲ行  
ツタ前ニ小野寺ノ音譯ノ「ウァン」ワケエレン。夫人ノ脚ノ邊リヲア  
リ始メテ、ソレテ彼ハ長靴ノ踵デ彼女ノ足ノ上ニ立ツテ、ナグリ續ケマシタ。

「ウァン」ワケエレン夫人ハ拳銃ニ就イテハ何モ知らナイト言ヒマシタ。ソコデ  
私ハ小野寺ノ音譯ノ「ウァン」ニ知レナイヤウニ、甚シ彼女ガ何ク知ツテ居ルナラ、ソレ  
ヲ訊ノテ打タレルノヲ免レフ方カ得テアラウト彼女ニ話シマシタ。然シ彼

女ハ尚モ武器ニ就イテハ全く知らナイト言ヒマシタ。此ノ時ニナツテ小野寺  
ノ音譯ノハ未ダ女ノ脚ノ上ニ立ツテ居テ、女ノ首ノ後ヤ腕ヤ肘ヲタ、キ續  
ケテ居リマシタ。遂ニ「ウァン」ワケエレン夫人ハ拳銃ガ自分ノ家ノ側ノ

裏面白紙

Doc. 5743

No. 3

裏面白紙

井ノノヤニ隠レテアルト言ヒマシタ。小野寺ノ音譯ノハ捜索隊ニ井ノヤヲ探  
スナカ命ジマシタ。捜シテ居ル間中ハ「ウアン、ワウエレン」夫人ハ何モサレマセン  
テシタ。暫ク経テ捜索隊が歸ツテ來テ何モ見付カラナクツタト言ヒマシタ  
ノデ、「ウアン、ワウエレン」夫人ハ一層ナクラレマシタ。

午後一時ニ食事ノ休憩ガアツテカラ、午後二時半ニ再び訊問ガ開始サレマシタ。

「ウアン、ワウエレン」夫人ハ部屋ノ床ノ上ニ仰向ケニ寢カサレマシタ。小野寺  
ノ音譯ノハ彼女ノ向腰ノ上ニ立ツテ居リマシタ。ソレカラ彼ハ両手ニ握ツテ居タ

竹ノ棒ヲ女ノ体ノ到ル處ヲ特ニ胸ヤ腹ヤ腔ノドヨ交ヨマシタ。外ノ時ニハ  
彼ハ竹ヲセドク厭ニシタノデ彼女ハ時々呼吸ガ出來マセンデシタ。彼ハ又時折

モット痛ミヲ感ジサセル爲ニ、女ノ脚ノ上テ強イテ足ヲ動カシマシタ。残りノ質  
問ヲシテ居ル間中彼ハ此ノ方法ヲ續クケマシタ。シバラク一人テ置キ去リニサレ

タイタメ「ウアン、ワウエレン」夫人ハソノ拳銃ガ自分ノ家ノトランクノ中ニ隠  
シテアルト言ヒマシタ。ソレデ小野寺ノ音譯ノ一人ノ「インドネシヤ」人ト私ハ

ソノ家ヘ參リマシタ。ソノ家ハ「ニウ・ギニヤ」街ニアッタト思ヒマス。シカ  
シ何モ發見シマセンデシタ。我々ハ戻ツテ來タ時同ジ處置ガ採ラレマシタ。其ノ時

「ウアン、ワウエレン」夫人ハソノ拳銃ヲ一支配那人（氏名不詳）ニ賣ツテシマッタト  
言ヒマシタ。此ノ時ニ至リ女ハ衣レナ状態ニテリマシタ。彼女ガ私ニ言ヒマシタ。

「彼等ハナゼ私ヲコシナニ取扱ノテスカ、彼等ハナゼ私ヲ殺シテシマハナイノテスカ  
ト。彼女ハ澤山ノ擦過傷カラ出血シテ居リマシタ又訊問シテ居ル間ニ、着

物ハ取亂サレテシマツテ、其前ニ打タレタタメニ出來タ打撲傷ヤ傷痕ヲ見  
マシタ。着物ハ血デヒトク汚レテ居リマシタ。「ウアン、ワウエレン」夫人ガ名

指ヲ支配那人ハ捕ヘラレテ酷クナグラレ、ソレハ午後五時半カラ七時マデモ續キマ  
シタ。

此ノ間中他ノ部屋ニ居タ「ウアン、ワウエレン」夫人ハ訊問サレマセンデシタ。午後

此ノ間中他ノ部屋ニ居タ「ウアン、ワウエレン」夫人ハ訊問サレマセンデシタ。午後



No. 4

Doc. 5743

七時 我ハモウ明カナイト言ハレシタノテ家へ歸リマシタ。我ハ「ウァン、ウァン」  
夫人トコレ以上ノ關係ハアリマセンデシタ又其後約一ヶ月經過スル迄彼女  
カドウシテ暮シテ居タヲ知リマセンデシタ。私ハ憲兵隊ニ雇ハレテ居タヲ使  
ヨリ「ウァン、ウァン」夫人ハ死ンデシタト聞キマシタ。私ハ彼女ノ死ンカ日  
附ハ知リマセンガ一九四三年十一月頃デアツタト思ヒマス。

證人ハ署名セリ F. H. 「ロウバツテイ」

通譯者

私ハ、右ニ記サレタ署名ヲ爲ス迄、證人ニ對シ證人ノ自國語ヲ右要約  
正式ニ翻譯シタルコトヲ證明ス。

面前ニテ宣誓セリ 通譯ハ署名セリ

訊問者ハ署名セリ (判讀不能)

英國軍無兵科名簿

大尉 E. 「バートン」

一九四六年 三月十一日

東南アジヤ聯合軍陸軍總司令官ニヨツテ調査ノ爲派遣サル

裏面白紙

No. 1

E1757  
EVIDENTIARY DOCUMENT # 57744

證明書

下名、和蘭軍情報部 (M E F I S)  
戦争犯罪課長 R. N. I. A 中尉チャールズ・スミス  
正式に宣誓した後、別紙報告書に左記標題文書、原本、完全無缺真正、正確に写す事、証言陳述ス。

一九四六年三月八日附 O.M. / 五二五三 / E. アンボン・オマ  
生レ三十三才、書記、サント・パウル・マ、訊問概要  
本文書、和蘭軍情報部、公式記録ノ一部ナル。

和蘭軍情報部  
1 印

一九四六年六月七日、在バタヴィヤ  
C. ヨンゲニール / 署名

和蘭軍情報部  
（和蘭軍情報部）  
和蘭軍情報部

後検事総長事務局付  
中尉 K. A. デウイアード / 西前ニ  
K. A. デウイアード / 署名

✓0.1

E1757  
EVIDENTIARY DOCUMENT # 57744

證明書

下名、和蘭軍情報部 (N E F I S)  
戦争犯罪課長 R. N. I. A. 中尉チャールズ・ミンゲニールハス  
正式に宣誓の後、別紙報告書に左記標題文書、原本、完全  
無缺真正、正確に写す事ヲ證言陳述ス。

一九四六年三月八日附。O. M. / 五二五三 / E. アンボン・オマ  
生レ三十三才。書記。カイモン・バウチマ、訊問概要  
本文書、和蘭軍情報部、公式記録ノ一部デアル。

和蘭軍情報部  
ノ印

Ca ヨンゲニール / 署名  
一九四六年六月七日。於バクビヤ

本官、即チ和蘭領東印度検事總長ヲ務局付  
高等官 R. N. I. A. 中尉 K. A. デウイアードノ面前ニ  
於テ署名。宣誓書サレタモ、デアル。

K. A. デウイアード / 署名

裏面白紙

Doc 5744

Vo. 2

書英番字ヲ五七四四

サイモン バツキナマレノ 新聞概要

職業 書記

現住所 フォンテンダエグニ 峇地

正式ニ宣誓シテ復返スル。 私人知蘭國人デアンボンノオマ

登レ。三十三オデアル。

永續地ハフォンテンダエグニ 峇地 バタビヤデアル。

一九四三年十月二十三日 私人バタビヤジョング、グリオウラ、憲兵

隊ニ逮捕サレタ。 私人第一 船着場ニ近イ、ダンドヴオートト大

通りニアル R. P. M. 元海軍兵 廳令 監房ニ留置サレタ。

此ノ建物ハ憲兵隊ニヨツテ、予 経所 姓ニ留置所トシテ使用サ

レテ中ス。

私ニ逮捕サレタ後、私ハ三人ノ婦人、即チ修道尼、ロテンスタイン

ト、ヴアン、ヴエレン、夫人トガ逮捕サレタ事ヲ知ツタ。

一九四三年十月二十日、午前九時半頃、私ハ訊問室カラ、約

八丈高シテナル内庭ヲ水道橋ノ所、テ身体ヲ洗ツテ予ヲ見、其時

一人ノ婦人が廊下ヲ連レテ、約十ノヲ見、ソレガヴアン、ヴエレン

夫人デアル事ヲ知ツタ。 彼女ハ訊問室ニ入レラレ、向エテ、ソノ部

屋ヲ小野寺トシ、見シキ事ヲ聞エテ来タ。 私モ彼ニ居テオレタ

一人ナルヲ、彼ノ居ヨク、見エテ居リ、彼ガ其部屋ニ入ルヲ見タ

一人ナルヲ、彼ノ居ヨク、見エテ居リ、彼ガ其部屋ニ入ルヲ見タ

一人ナルヲ、彼ノ居ヨク、見エテ居リ、彼ガ其部屋ニ入ルヲ見タ

一人ナルヲ、彼ノ居ヨク、見エテ居リ、彼ガ其部屋ニ入ルヲ見タ

裏面白紙

Doe 5744

203

誤すハナラバ、小野子ヲアツマシ、ハ同違ナイト思フ。訊問ハ  
 事前六時四十分ニ始メ、訊問中、改訂ノ旨ヲ悲鳴ガ聞エテ、  
 小野子ノ声ハ非常ニ大ナリ、嗚ッケ、白状シ、歐洲人ニハ  
 孫ナド居テ、白状シナセリヤ殺シテマツゾ、打殺シテヤルニト  
 ト言フ、ガ聞エテ、改訂シテヤル改訂ノ旨ヲ判断シテ、行  
 フ使用シテヤルヲ解ツテ、ザアソ、ワケエレン夫人ハ痛サニ  
 悲鳴ヲテ、私ハ女ガ許シテ下サイト言ウテヤルヲ聞イテ、  
 事ナラバ、事ナラバ、私ハ再ヒ監房ニ同テ、シラレ、併シ、ソレモ  
 悲鳴ヲテ、改訂ノ旨ヲ聞エテ、私ハ監房ハ訊問室カラ約二十米高レテ  
 中ノ改訂ノ旨ハ、ハツマリ、聞キ取レテ、午後一時頃、訊問ハ、ソ  
 ンガ、午後一時頃、又、改訂ノ旨ヲ聞、ガソ、ワケエレン夫人ハ訊問  
 室ニ、強サレテ、午後一時頃、訊問ハ、終ツテ、私ハ小野子ガ  
 ツアソ、ワケエレン夫人ハ、証據ハ、ヤマト、譽ガワテヤルン、白状シ  
 ナセリヤ、打殺シテヤルン、ト言フテヤルノ、聞イテ、  
 コノ日、訊問中ニ、ワケエレン夫人ハ、二百六十回改訂ヲ打ケテ、  
 私ハコレヲ自分ガ、裁ヘテ、監房ノ、聲ニ、言イテ、訊問ノ、末ニ、ウツソ、  
 ワケエレン夫人ハ、部室カラ出サレ、廊下ノ、柵カラ、五十センチメートル  
 程高レテ、私ハ、部室ノ、前ニ、横タラレテ、彼女ハ、華ハ、史、神、能、能、デ  
 アツテ、彼女ノ、身体ノ、露ハ、ニ、ワ、タ、部、分、ハ、上、ニ、ナ、ツ、テ、キ、テ、  
 着、衣、ハ、乱レ、服ハ、身体ノ、上ニ、マ、ケ、レ、ズ、ロ、ス、モ、マ、ケ、レ、エ、ガ、ツ、テ、  
 見、エ、ル、ヨ、ク、ナ、ワ、テ、キ、テ、  
 監房ノ、結果、テ、アル、カ、ド、ウ、カ、私ハ、知、ラ、ナ、イ、  
 午後、小野子ガ、ウツソ、  
 ワケエレン夫人ヲ見ニ、来、テ、ガ、彼女ノ、状態ヲ見テ、  
 言、ウ、テ、  
 ソレカラ、彼女ノ、着物ノ、乱レ、エ、合ニ、氣、付、イ、テ、  
 足、デ、直、ソ、ウ

裏面白紙

D.e 5744

no. 4

トシテ、予見ラテ、ソレハ恰度彼女ノ生誕忌ヲ祝フテキル後ニ見  
エラテテモウガ、コレハソウデハナクワス。 彼ハ露出ニ敬ヒキ、手ヲ触レル  
ノハ彼ハ威厳ニ係ルモ、是ヲ直ッウトシテ、ダト思フ。

ウアン、ワウエレン夫人ハ一晩中、ソシテ翌日ノ日中モ夜モ、ソノ場所  
ニ横タハツテキル。 夫ト彼女ハ甚ハ失神状態デアツタ。 話シカケラレ  
ルト谷ヘハ、モアアリ、谷ヘナイモアワタ。 三日目ノ朝、彼女が便所ヘ  
連レテ行ッテ下サイト、頼ニテキル。 南イタ。 インドネシア人ノ守  
衛ハ去ツタ。 ソレハ許サ、受ケル為ニウツラシタ。 三人ノ日本人ヲ  
連レテ戻リ、日本人連ハ、ムエタモ、バツテ、スールスブ、エ  
ウアン、ワウエレン夫人ガ命ヲイノテ、彼女ヲ便所ヘ連レテ行ッテ、  
目ヲサマシテ、臥房カラ出ルヨウニ命ジタ。 彼等ハ彼女ヲ抱ヘ、エテ、  
救メ、イテ後、彼等ガ、モウ死ニテキルソト言ッテ、開イタ。

彼等ハ引連シテ、彼女ヲ元ノ場所ニ置キ、インドネシア人ノ守衛ニ知  
シセタ。 守衛ハ去ツテ、間ニテ、小野手ヲ連レテ帰ッテ来テ。  
小野手ハ、彼女ヲ見ルト、死ニテ、氣味ガ下言ツテ、私ハ思フ。

ウアン、ワウエレン夫人ノ死体ハ、私見テ、妙ニ運ビ、去レ、ソノ日、運  
送ガ運ビ、込マレ、曾リシテ、命カカリ、運ニ、包ンダモ、私ノ監房ノ前  
運ビ、去レタ。 私ハソレヲ、ウアン、ワウエレン夫人ノ死体ガ、ダト思フ。

私ハ誰カガ、死体ハ、長官ニ、渡シ、ト言フテ、キル。 開イタ。 私ノ考テ、ハ  
シヤムバクシ、チンギノインドネシア人ノ長官ノ所ガト思フ。 則ニ迷ベ  
通り、私ハ出来テ、ラ、監房ノ壁ニ書イテ、置イタ。 故カラ、ウアン、ワウエレン  
夫人ガ、一九三三年十一月十三日ニ、死ニシタ。 予ハ、確実デアルト思フ。

證人ノ署名  
S. バツチナマ

裏面白紙

No. 5.

Doc 5744

通訳

私ハ右ノ証人ノ署名ニ先立テ、右概要ヲ証人ニ対シテ、證人ノ自國  
語ヲ正當ニ録シテ、之ヲ證明スル。

通訳

署名

(判讀不能)

本官ノ面前ニ於テ宣誓セシメ

署名

英國軍無名兵科名ハ簿 陸軍大尉

E. バートン

一九四六年三月八日

南東アシア聯合軍陸軍總司令官ヨリ上記ノ調査ヲ命  
じラル。

裏面白紙

E1958  
DocP5733

27

宣誓口述誓

一九〇六年五月二十九日、シンガポール、チ  
ヤンキ監獄ニ於テ陸軍中佐ヨデーメン博士ノ前ニ現  
現ハレ、

山本 茂 一 郎

右ノ者ハ、凡テノ眞實ヲ語リ眞實ナラザル事ハ  
語ラザルト宣誓ヲ爲シタル後、復ニ出サレタ誓詞  
ニ對シテ次ノ如ク答ヘタ。

問、貴方ノ姓名、生年月日、教育及ビ服役ヲ述  
ベヨ。

山本 茂 一 郎  
（前年大坂市大塚町在住）

十月八日本州和歌山縣、大  
住ンデキル貧シイ百姓ノ

私ノ宗族ハ御殿デ私ハ日本帝國陸軍ノ少將  
デアル。私ハ八才ノ時伊藤村尋常小學校ニ  
行キ十四才迄ソコニ在リシタ。

×××  
×××

問、貴方ノ仕事ハ一説民間人トモ關係ガアツタ  
カ

答、否、私ノ仕事ハ全ク軍事的ナ性質ノモノデ



E1958  
DocP5733

27

宣誓口述書

一九〇六年五月二十九日、シンガポール、チ  
オンキ監獄ニ於テ陸軍中佐Bデーメン博士ノ前ニ現  
現ハレ、

山本 茂一郎

右ノ言ハ、凡テノ眞實ヲ語リ欺實ナラザル事ハ  
語ラザルト宣誓ヲ爲シタル後、復ニ出サレタ誓詞  
ニ對シテ次ノ如ク答ヘタ。

問、貴方ノ姓名、生年月日、教育及ビ職歴ヲ述  
ベヨ。

答、私ハ一八九八年十月八日本州和歌山縣、大  
阪近クノ伊藤村ニ住ンデキル貧シイ百姓ノ  
家庭ニ生レタ。  
私ノ宗教ハ佛敎デ私ハ日本帝國陸軍ノ少將  
デアル。私ハ八才ノ時伊藤村尋常小學校ニ  
行キ十四才迄ソコニ滞在シタ。  
×××  
×××

問、貴方ノ仕事ハ一浪民間人トモ關係ガアツタ  
カ

答、否、私ノ仕事ハ悉ク軍事的ナ性質ノモノデ

裏面白紙

Doc 5733

2.

アツタ。一九四二年三月支那カラ東京へ歸リ  
 ソコテ私ハ陸軍軍事訓練教育局ノ課長トナツ  
 タ。一九四三年八月、私ハ少將ニナツタ。コ  
 ノ年ノ三月バタバアノ軍政部ノ民政長官トシ  
 テ爪哇ニ派遣セラレタ。  
 オランダジ・ブルグアードノ(前オランダ軍醫尉  
 波ノ家)  
 波ハコノ資格テ一九四四年十一月迄在任シ次  
 私ハ軍ノ參謀長トナリソノ資格テ爪哇ノ軍政  
 官トナリ、バタヴィヤ、ニ任ンデ居タ。當時  
 ノ陸軍司令官ハ藤田中將デアツタ。彼ガ現在  
 何處ニキルカ知らナイ。

×××××××

問、死刑宣告ニ關スル事ニ何等カノ責任ガアツタ  
 カ又ハ總對ノ自由ヲ以テ行動シタカ

答、私ハ軍法會議ニヨル死刑宣告ニ何等ノ關係  
 ガナカッタ。民事裁判所ニヨル死刑宣告ハ陸  
 軍司令官ノ定メタ規則ニ依ツテ行ハレル事ニ  
 ナツテキタ。此等ノ宣告ハ、私ノ下デ爲イテ  
 居タ治安部長ニ依ツテ調査サレネバナラナカ  
 ツタノデ普通ニ私ハ調査ノタメニ此等ノ宣告  
 ヲ受理シタコトハナカッタ。

裏面白紙

Doc 5733

3.

問、長刑ヲ止メル期限ハ貴方ニアツタカ

答、アツタト思フ、然シ私ハ、ヨーロッパ人カラ  
一度モ勅命復原ヲ受ケタコトガナカッタ、コ  
レガ私ハ尋常ニ知ラナイ。

問、日本ノ長伏後貴官ハ一スラバヤル在住ノ若干  
ノオランダ臣民ノ長刑執行ヲ而モ日本ノ長伏  
後認許シタ旨認メラレル手紙ヲ、逕差幕カン  
バーランド駐米館ノ、バータイソン海軍少將  
ニ差ツタ。

答、サウデス、然シソノ手紙ハ私自身ガ誓イタモ  
ノデハナカッタ私ノ部下ノ將校ノ一人ニ依ツ  
テ啓カレタモノデ私ガソレニ署名シタ。實際  
ハ治安部長ガ更爪陸ニ於ケル若干ノ人同ニ  
スル長刑ノ認許ヲシタ、私ノ記憶ガ正シケ  
レバ、彼等ノ長刑ハ延期サレテアツタ。彼等  
ハ一九四三年一月民事裁判所ニヨツテ宣告サ  
レテキタノデアツタ。

問、然ラバ貴方ハ爪陸デ生殺ノ權ヲ有スル長デア  
ツタノカ。

答、ソウデハナイ。

Doc 5733

4.

問、貴方ノ軍政官時代ニ施行サレタ凡テノ處刑ニ對シ責任アルコトヲ認メルカ。

答、サウデス、私ハ認メマス。軍政官トシテ私ハ此等ノ處刑ニ關シ管ニ私ノ行為ノミナラズ、私ガ知ツテキタ時ニハ、治安部長ノ活動ニモ責任ガアツタ。ソノ限リニ於テ私ハ責任ガアツタ。若シ死刑宣告ヲ受ケタ者ノ處刑ガ私ガ知ラズニ實行サレタトスルナラバ私ハ自ラ責任アルトハ信ジナイ。

問、現在貴方ハ、自分ノ部下ニ對シ、彼等ヲ監督スベキ上官デアツタガ故ニ、貴方ノ責任ヲ認メルカ。

答、然リ、私ハ現在認メマス。私ハ處刑ヲ止メサセル事ハ出來タシ且ツ刑ノ宣告ヲ減刑スル權限ヲ持ツテキタ。凡テガ軍司令官ノ認許ノ下及ビ彼ノ名義ニ於テ爲サレタ。法規ニヨレバ助命願願ガ爲サレタ時ハ凡テノ死刑宣告ハ治安部長ニ依ツテ調査サレネバナラナカツタ。ソレハ目下「ガラング」ニキル官野ノ審判ノデアツタ。

問、此等ノ者ガ何テ告發サレタカ記憶シテキルカ  
答、私ハ正確ニ記憶シテ居ナイ、私ガコノ事件ニ關シテ言ヒ得ル唯一ノ事ハ提案サレタ處刑ガ施行サレテキナイト私ハ思フト云フ事デアル。

裏面白紙

5.

Doc 5733

××××××××

問、勞務者組織ハ如何ニ活動シテキタカ  
答、瓜哇以外へ勞務者ヲ移送スルト云フ事ハ常ニ  
第七地區總司令官、シンガポール居住ノ板垣  
將軍ニ、依ツテ命令サレタ、私ハソレニハ何モ  
關係ガナカツタ、然シ瓜哇内ニ於テハ狀況ハ  
別テアツタ、産業、糖、長等ノタメニ、  
日本政府ハ私ノ到着以前ニ勞務者團體トシテ  
知ラレタ勞務者ヲ開始シテキタ、コノ組織

ハ、小規模デハアツタケレドモ、私ガ瓜哇ニ  
來タ時既ニ活動シテ居タ、私ハソレノ長デア  
ツテ私ノ下ニバタヴィア、内政部ノ勞務局ガ  
軍島高橋ヲ長トシテ活動シテ居タ、彼ハ目下  
ガラングニ居ル、彼ハ私ノ名義デ前記目的ノ  
タメニ充分ナル勞務者ヲ調達スル爲ニ命令ヲ  
發シタ、勞働ハ自發的デ給料モ拂ハレタ、高  
橋ハ其筋ノ民間人ニ命令ヲ發シ次イデ彼等ハ  
「ウエダナス」及ビ「ロエラス」ヲ命ジテ特  
定産業ノタメニ要請サレタル人方ヲ集メル様  
強引サレタ、仕事ハ工場、鐵道、織物工場等  
デナサレタ

問、コノ勞働ハ住民ノ凡テノ階級及ビ凡テノ民族  
ニヨツテ實施サレネバナラナカツタカ

裏面白紙

6.

Doc 5733

裏面白紙

203

答、誰デモ仕事ニツク事カ出来タ、ソレハ強制労働デハナカツタ、彼等ハ日本陸軍ノタメノ防禦工事ニモ働イテモタ、然シ労働者ノ数ガ不充分デアツタノデ組織ハウマク働イテモナカナカツタ、特ニ我々ノ降服前ノ数ヶ月ハ事情ガ一層混亂シ労働者ハ最早ヤ使用サレナカツタ、私ハコノ労働ガ強健デハナカツタ事ヲ斷言シテ憚ラナイ、我々ノ飛行機用ノ脂肪ヲ得ルタメニ住民ハ道路ニ沿ツテ何處デモ「ドヤラタ・ケリキ」ヲ積エル様ニヤサシク依頼サレタ、コノ栽培ニモ金ハ支拂ハレタ、私ニ依ツテ發セラレタ凡テノ命令ハ、コノ労働ガ自由労働デアルト指示シテモタ、優秀ナ仕事ニ對シテ給料ヲ拂フ労働協會モ存在シタ

問、然シ住民ハ労働ヲ強制サレタ事ヲ我々ハ知ツテ居リ從ツテコノ労働ガ實際ニ自由デアツタカドウカ私ハ疑フ

答、私ノ命令ハ自由労働ヲ考ヘテモタ、然シ私ノ部下ガ起程シタカドウカ、且ツソウイフ事カアリ得タカ私ハ知ラナイ、トニカク私ハソナ事ヲ知ラナイ

問、貴方ハPノ労働者組織ニ對シテ満足シテ居タ

7.

Doc 5733

答、否、モツト仕事カヨクナサレルベキダト考ヘ

ル、私ヲ惱マズツノ問題ガアツタ

一 労働者ハ食事ガ不足シ衣服及ビ住居ガ不充

分テアツタ

ニ一定ノ仕事ニ對スル労働者ノ特殊技能ガ充

分調査サレテ居ナカツタ

ソコテ私ハ食物、衣服及ビ住居ノ改善ヲ命

ジタ、結局労働者問題ガ満足スベキデアツ

タトハ言ヘナイ、繰返シテ言ヒマスガ私ハ

待遇ヲ好クスル爲ニ命令ヲ出シテオマシタ

ソレテ自分自身ノ眼テ状況ヲ見ルタメニ度

々工場及ビ造船場ヲ視察シマシタ

××××××××××××××××

裏面白紙

Doc 5733

8.

上記ノ叙述ハ近シニヨツテ私ニ頼ミ送アレ且ツ、  
私ノ旨ツダ等ノ真實ニシテ正確ナル書本テアル、  
ソノ叙述ノ全文ニ對シ私ハ今特ニ添ヘル。  
一九一六年六月一日　チヤンギ駐日ニテ署名セ  
リ

署名  
山本茂一郎

(印刷ニヨル氏名)　YAMAMOTO MOICHIRO

余、日本甲佐B・ターメン博士ノ前ニテ宣誓セ  
リ

署名——(署名註・列讀不能)

指原　田中佐

記述、R・E・H・V　一九一六年(昭和二十一年)

六月一日

東南アジア、聯合軍陸軍總司令部ニ在ツテ上記  
ヲ調査スル為ニ派遣セラレタ將校ナリ。

(ALFSEA / 東南アジア聯合軍陸軍陸軍等規

則令第一、第二版一丸(A) 信ノ書原)

通譯者ノ署名

私、キム、イル、ナンハ宣誓シテ叙述ス。

私ハ陸軍人山本茂一郎ニ對シ上記署名書ノ言葉ヲ真

205



9.

Doc 5733

宣五ツ正額ニ編譯シ銀方ソコテ發行銀額シテスベ  
 ク通ヒ正式ニ發行シタル事、及ビ銀方銀額ヲテシ  
 英ラ銀ハ銀貨且ツ正額ニ英銀ニ編譯シ、L・M・  
 シユリアブ銀ニ依ツテ發キトラレノヲ見タル事  
 及ビ、銀ハ日本銀テ銀人ニ發シ、百圓銀額ヲ發文  
 額ンデキカセ、銀ハソレガ正額ナル事ヲ銀メ銀ノ  
 額前及ビ但單中在B・デーメン銀士ノ百圓テ正式  
 ニモ發シタルモノデアル。

キム・イル  
 サンノ  
 署名ノ

裏面白紙

206

No. 1

E 1759

EVIDENTIARY Doc. # 5734

22 書目表 五七三四号  
證明書

下名 R. N. I. A. 中尉和蘭軍情報部 (NEFIS)  
戦争犯罪課長、チャールズ・ヨンゲニールハ止並ニ宣撫書ヲ  
爲シラル上、別紙添附、書表、即チ、和蘭領印政府政  
治顧問、バタヴィア、在任 Ch. R. ヴァン・デア・プラス博士ノ  
陳述、一九四六年六月二十日、上ル題名ノモ、右和蘭  
軍情報部ノ公、記録ヨリ採録セラレタルコトヲ證明ス  
チャールズ・ヨンゲニールノ署名  
一九四六年六月二十五日

和蘭軍情報部ノ印

右ハ本職 R. N. I. A. 中尉 N. E. I. 法務廳 附 上席官クル  
K. A. ヲダウキアード、法學博士ノ面前ニ於テ署名ト宣撫書ト  
ヲ爲シ

チャールズ・ヨンゲニール  
宣撫書  
(和蘭領印政府ノ印)

アードノ署名

207

No. 1

E1759 EVIDENTIARY Doc. #5734

22 書類 ● 五七三四号  
證明書

下名 R.N.I.A. 中尉和蘭軍情報部 (N.E.F.I.S.)  
戦争犯罪課長、ケヤールス、ヨンゲニールハ正造ニ宣哲言ヲ  
為シタル上、別紙添附、書類、即ケリ和蘭領印政政府政  
治顧問「バタヴィア」在任 Ch. R. ヴァン、デア、プラス博士ノ  
陳述、一九四六年六月二十三日ケル題名「モノガ、右和蘭  
軍情報部ノ公、記録ヨリ採録セラレタルコトヲ」証明ス  
ケヤールス、ヨンゲニールノ署名  
一九四六年六月二十五日

和蘭軍情報部ノ印

右ハ本職 R.N.I.A. 中尉 N.E.I. 法務廳 附 上席官タル  
K.A. ヲダウキアード、法學博士ノ面前ニ於テ署名ト宣哲言ト  
ヲ為シタリ

K.A. ヲダウキアードノ署名

裏面白紙

書券 五七三四号

陳述書

蘭領印支政府政治顧問「バクスター」在任

「Ch. D. V. van Dijk」博士

Ch. D. V. van Dijk, 博士ハ正堂ニ由リ誓ヲ爲シタルニ、先

通リ陳述ス。

一九四五年オランダ領印支政府ノ若クハ、私ノ私任ノ家ハ  
バクスターニ由リテ起リ、現在在任ニ居リマス。

一九四五年九月十五日ニ、私ハ英國巡洋艦「カンバランド」  
乗リテ、バクスターへ南領印支政府ノ代表タル職ヲ務メ以テ、

C. S. 5「バクスター」海軍少將ト共ニ到着シマス。同日山本  
陸軍少將ハ參謀本部長トシテ、日本側ガ傳書トシテ、

柳留ヲ受ケタル準備ニ関シテ指示ノ受領、爲メニ右軍  
艦ニ乘リシタ。

數日後、亦十一月、多ク分「ギアム」ノ英國赤十字ト思フ  
ガ聯合軍指揮官「バクスター」英海軍少將ニ日本ガ所収

シテ八月十五日以後、日本側ニ反対シテ政治活動ヲ爲シ、島  
多數ノ和蘭人及支那人ガ「スラバヤ」ニ逃利ナレタコトニ関

シテ調査ヲ懇請シマス。

情報ヲ悉ク英國側ノ要請ニ答ヘテ九月二十三日ト二十六日  
間ニ山本少將カラ一書ガ奉リマス。ソレニハ若クハ同封シテ

山本ハ逃利ノ事實ヲ承認シ、又八月二十日ト二十五ノ間、期  
ニ於テノ逃利ニ対スル正式認許(命令)ヲ與ヘタコトヲ述

ベテアリマス。此ノ手紙ト若クハ私ニ示サレ、私ハ之ヲ讀ミ  
マシタ。

Doe 5734

Doc. 5734

私ハ山本ヲ其ノ名ニ以テ試メテ其ノ愛護ヲ加ヘンガ三馬ニ其ノ  
手紙ノ取戻ヲ要スルコトヲ以テ九月三十七日以テ承知シテ其ノ  
私ハ山本少將カラテ新テシイ名ニ以テ護シテ居リマセン。  
然レシババクスン海軍少將ノ秘書カラ 傳ノ直及更ノミガ  
名以テ薄ニ加ヘラレタトイフコトヲ聞キマシク。

右ノ通告ハ九月下旬ノ或ル日迄ニ角。十月四日以前ニ  
私ニ付シテ爲サレマシク。

私ハ名簿ガ大部分ハ和蘭名ヲソシテ、少数ノ支那名ヲ  
含ム。テオクト、最初ノ名簿ノ中ニ其ノ犯行ガ政治  
的動機ハナク、通常ノ犯行ノ即チ強姦ト不慮致死ノ者  
ガ一人現レテオクトヲ意ニテヤマス。之ハ又支那人デアリマシク、  
処刑セラレタ者ノ數ヲ私ハ確實ニハ知リマセン。然レシ九名  
デアクトトモテハテキルヤウニ思ヒマス。

\* \* \* \* \*

右ハ一九四六年六月二十日バタビヤニ於テ完全手次ル真  
實ニ基キ作製板セリ。

ウアン、デア、グラスノ署名ノ

右ハ本職 R. N. I. A 中尉 N. E. I. 法務廳 附 上席 官ラル  
K. A. ヲダウキアードノ 面前ニ於テ宣サト署名トヲ  
爲シタリ。

ト、A. ヲダウキアードノ署名ノ

263

E 1960  
Doc 95756

No. 1

證明書

和蘭軍情報部 (N.E.F.I.S.) 戦争犯罪謀長タル左記署名ノ蘭印陸軍中尉「チャールズ・ヨンゲニール」ハ、先ツ正當ニ宣誓セル後、別紙報告ガ左記表題ノ原文書ノ完全、真実、無欠、正確ナル高ナルフトヲ證明ス

- 一、「ジエイヴイント」報告書 三一〇六ノ三
- 一九四五年ノ昭和二十年ノ十月二十日附 (OM/ニ三ニ/E) 勝利宣言兵少佐ノ陳述書ヲ含ム
- 二、「ジエイヴイント」報告書 三一〇六ノ一

右ノ関係セル事件ニ関ス

右文書ノ高ハ和蘭軍情報部公式記録ノ一部ナリ

署名 和蘭軍情報部

一九四六年ノ昭和二十一年ノ六月七日於「バタヴィア」蘭領東印度検事總長事務室附屋上級官吏、蘭印陸軍中尉ナル「K.A. ヲデ、ワイアード」ノ面前ニ於テ署名シ宣誓セラレタリ

(署名) K.A. ヲデ、ワイアード

E 1760

Doc 95756

No. 1

證明書

和蘭軍情報部 (N.E.F.I.S.) 戦事犯罪課長タル左記署名ノ蘭印陸軍中尉「キヤールス・ヨングニール」ハ先ヅ正當ニ宣誓セル後、別紙報告カ左記表題ノ原文書ノ完全、真実、無欠、正確ナル高ナルフトヲ證明ス

一、「ジエイトウイント」報告書三一〇六ノ三

一九四五年ノ昭和二十年ノ十月二十日附「O.M./ニニ

ノE」勝利宣言兵少佐ノ陳述書ヲ含ム

ニ、「ジエイトウイント」報告書三一〇六ノ一

一九四五年ノ昭和二十年ノ十月十八日附「O.M./ニニ

E」ヨウ、將校等ノ關係セル事件ニ関ス

× × × × × × ×

右文書ノ高ハ和蘭軍情報部公式記録ノ一部ナリ

署名

和蘭軍情報部

「キヤールス・ヨングニール」

一九四六年ノ昭和二十年ノ六月七日 於「バタヴィア」

蘭領東印度検事總長事務室附屈工級官吏、

蘭印陸軍中尉ナル「キ・A・コデ・ワイアード」ノ面

前ニ於テ署名シ宣誓セラレタリ

(署名) K. A. コデ・ワイアード

× × × × ×

裏面白紙

Doc. 5756

No 2

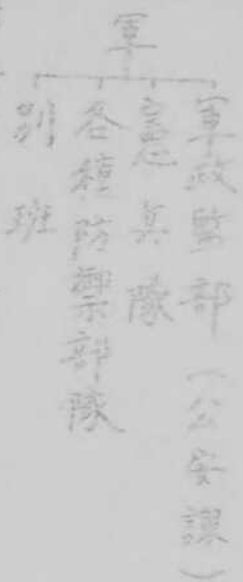
左記ハ一九四五年ノ昭和二十年ノ十月二十日勝利宣言  
兵少佐ヨリ手交セテシタル十五頁ノ陳述書ノ議決  
アリ

× × × × × × × × × ×

二、黄工保(原記者設)黄工保( )ノ実施ノ理由

一九四三年ノ昭和十八年ノ初メ、コスマトラニ於テ、  
對日謀報組織ノ一切ヲ摘奪サレ、本命令々ガコスマト  
ラニ軍將官司令官カラ来タ。コジマウツヨリモ本  
事件詳細報告、タメ調査員系、軍ハ聯合軍  
及數子ニ先立テ一切ヲ除去シ損害ヲ未然ニ防グタメ  
ニ必要ナル内郭的防備ヲ組織シタ。

軍ヲ中心統制力トシテ、左記ノ調査組織ガ  
実施サレタ



右工保ハコジマ工保トシテ知ラレ、一九四三年ノ昭和十八  
年ノ八月ヨリ一九四四年ノ昭和十九年ノ三月ノ間ニ行ハレタ。  
當時多クノ容疑者ガ検束サレ、富心兵隊ノ各部  
隊ニ留置サレテナリ、ソノ數ト場所トノ關係ニ  
鑑ミ、軍法會議ニハ送ラレナクツタ。何故ナラ送ラ

裏面白紙



No. 3

Doc. 5756

レタトシタラ、軍法會議ハトテモソノ仕事ヲヨマリ  
 切レナカツタデアラウ。  
 カクテ迅速ナ解決ハ困難デアツタ。一方、戦  
 況ハ日ニ日ニ我ニ不利トナリ、聯合軍上  
 陸ノ可能性モアツタノデ、犯人ヲ出来ルダ  
 ケ速カニ處置スルコトニ決定ヲ見タ。ソノ  
 結果、犯罪ガ明ラカニ證明カレ、死刑ガ  
 適當ト考ヘラレタ場合ニハ、軍ノ決定ニ  
 從ツテ、犯人達ハソレゾレノ場所デ處  
 刑サレタ。

右ハ各分隊ノ各分遣隊ニヨツテ、軍ノ  
 命令ニ從ヒ軍法會議規則並ニ同種形  
 式ニ則リ、二週間日毎ニ實行サレタ。

右ノ場合、秘匿ヲ保持スルマツニベテ  
 令サレ、コノ目的ノタメ、人ノ眼カラ遠ク  
 離レタ場所ト、早朝又ハ夕暮ノ時間  
 ヲ選ンダ。

(以下次頁)

裏面白紙

404

三、死刑執行後ノ處置

死刑執行後、ソノ時向ト場所トガ直ニ司令部ニ報告ナシ、司令部ハソレヲ直ニ軍ニ報告シテ、

一〇、シヤウアニ於ケル勝村少佐ノ経歴

四三年一月三日、夕路、バツライ、(中尉)

四三年一月十日、バツライ、司令部ニテ、シヤウアヲ研究セシマリ

四三年一月二十日、バツライ、憲兵分隊ニ轉属、上級庶務科校ト

シテ、憲兵隊ノ実地工作ヲ研究

四三年三月一日、憲兵大尉ニ進級

四三年三月五日、憲兵分隊長、シテ、ボゴールニ轉属

四三年三月十日、ボゴールニ於テ、四年、前件者ニヨリ決定済、故

事件ノ南ニ報告ヲ送リ、軍ニシテ、工作開始ニ付、左記調査ヲ

始メ

故務團、民政部ヨリ小事件トシテ取扱ハシ、軍法會議ニ送

致サレズ、「キバ」曹長調査

「ウニニ」秘密組織(本件未了)、南領東印長奪回計画

活動(調査殆ド完了シアレド、本件未決ナリ)、濱田曹長調

査

「ニボン」秘密組織(欧印混血人及ビ「アンボ」人ニヨリ、又日

秘密組織)「ボカ」曹長調査

再建「ウエター」秘密組織、浜田曹長調査

四三年十二月二十日、谷口中尉ヲ後継者トシテ「スマラン」憲兵

隊長ニ轉属

裏面白紙

No 5

Doc 5756

裏面白紙

四三年十一月二十三日「スマラン」誌。スマラン市長謀報事件ヲ引継グ。(金子曹長調査。四四年十二月頃終了。但シ終リニ近ク調査者ヲ変更セリ)

鐵道營業事件(四四年二月ヨリ七月迄。但シ、勝村大尉ハ陸軍大學受験ノクノ勉強中ニシテ本件ニ深ク関係セズ。「スマラン」曹長調査)

「スマラン」共産党事件。「スマラン」共産黨員。本件司令部ヨリ指令ヨリ終ルニ至ル。田中軍曹調査

「スマラン」多スミシニ在任中流言造謠並ニ放送法規違反ニ関スル事件モアリタリ。

四四年十二月一日、憲兵少佐ニ進級

四五年一月十五日、憲兵司令部ニ轉勤

四五年二月二十日、「バタヴィア」司令部着、訓練部長ヲ引継グ。現在、軍部並ニ訓練部部长トシテ憲兵隊司令官ヲ補任シタリ。

十五、爪哇ニ於ケル治安ノ一般概況及ヒ「赤」工作

一、四二年三月日本軍が攻勢ヲシテ際ニハ凡テノ人民殊ニ和蘭人退血人ヲシテ人ヲナド人ヲバ和蘭ノ宣傳ヨリ強ク感化ワレテヨクタメニ三月以内ニハ和蘭ハ高ク再討撃スル事ヲ信シテエズ。兵士市民モ彼等ノ援助ナクバ和蘭軍ハ反攻ヲ始メルコトヲ維持スル事ガ出来ナイト信ス。ソノ準備ヲシテ而シテ強ク愛國心ニ燃エテオタコノ目的ノタメニ元ノ(原)記者註ノ和蘭ノ創設セル設備破壊班、官廳使用人、一般軍隊及ヒ原住民等ヲ利用シテタクノ計画ガナサレタ事實上ヨリ組織ハ無数デアアノ他方ニ於テ日本軍ハ勝利ノ精神ヲ滿シ、防空

Loc 5756

壊すに埋入平和精神ニ守る事ハ何モシヤラズ  
六月と七月の狭ニ一ニ公債組織ヲ發見セシメ大々檢舉コレヲ然  
シトシバ、セントン、パタゴニア、ボコシ、スラバヤ、於テ極メテ局地的ノ亂立  
ヲナル小事件ト見ルベシナク此等ノ事件、露見ト聯合軍、又攻  
進セルト云フ事實ヨリ密偵組織ヲ作ル事、止ム、四二年十二月カラ四  
三年四月迄ハ真ニ平和ヲ静養、時期ヲ續ク事、然レテ四三年四月頃カラ  
南洋太平洋ニ於テ戦況ガ日本軍ニ取ツテ益ム不利ノチカラ、一敵人  
民特ニ和蘭人混血人、アチン人、及、アト人、聯合軍、又攻切迫  
シテ、初メ地下活動ヲ再ビ増加シテ、同時ニ日本軍ハ彼等ノ甘シ自  
信ヲ醒メテ豫期ニシテ、聯合軍、上陸ニ對スル準備ヲ初メテ、  
換言スレバ當時、國內ヨリスル混亂、危機ト外ハ聯合軍ヨリ攻勢ト  
ニ依リテ不慌時期ヲ見テ、NEW PARAGRAPH  
此ノ際、スモトラ下大マウチノ密偵事件ヲ發見セテ廣汎ナル組織ヲ  
露見スル、ソレハ瓜哇、於テ、分同様ノ組織ガアルトテラウト考ヘ  
テ、ソレトテ、胡ハル馬、ニ、ジ、エ、作、初、テ、ラ、シ、テ、早、急、ニ、終、結、  
セ、ル、為、ニ、責、任、ヲ、入、ル、

7A - ACCORDING TO JOINT REPORTS 310/5 AND 310/1, OPERATION NO. 01. NO. 02. SHOULD BE

附 二七

N06

黃事件關係

關係特校

陸軍司令部

參謀特校 (マスタ) (法務部長)

副官野村大尉

野村

Doc 5-756

憲兵隊

村瀬少佐

副官大西中尉

関係セル月隊及分隊指揮官

月隊特高班指揮官(特別秘密班)

月隊捜索憲兵

月隊刑執行官

村瀬  
大西

概要

一、治討査に従ヒ、事件ハ陸軍決定基キ沿ヒ早急ニ處  
理セル爲現地ニテ取扱ヘリ

二、調査將校ハ元刑・處スヘキ否ヲ決定シテ、班長ガコトヲ承認シ  
分隊長承認ヲ得テ上テ書類ヲ司令部ニ提出セリ

三、其書類、初メ司令部ニ於ル教人、高級將校ニ提出セリ次ニ課  
長ニ次ニ憲兵隊長ニテ最後ニ軍司令部ニ廻ワテ野村中尉

手テ参謀將校ニ提出セリ候キレバ、候シガト様ニ決定サレ  
多判ニス(野村大尉ハコノ事ニテ何カ知ラズ居テアラザレトモシ

テモ宜(普通)ニ用言セル旨、命令ガ下サレタ  
三、今N此ノノ、處刑ハ軍法會議ニ經テ方月隊ニテ極秘裡ニ  
執行セリ

理由一般、治安及ニ軍事ニ於テ、本件ノ可及的早急ニ處  
理ニ致到セシムル、聯合軍ニ選警ニ備ルニ急務ナリ

處刑ヲ命令セル將校  
總指揮官代名 原田中將  
但シ此ノ事件ハ参謀將校、マスガ取調ベテ、  
原田

107

裏面白紙

No 8

Doc 5755

事件處理方法

- 一、言々、最初、適当、内、不、事、實、を、明、確、に、
- 二、受、刑、者、の、氏、名、年、齢、及、ビ、人、種、
- 三、調、査、特、許、班、長、分、隊、長、(今、遣、隊、長、)
- 四、三、處、刑、者、の、名、前、を、處、刑、場、所、及、ビ、方、法、
- 五、四、軍、内、部、に、於、ル、送、給、方、法、
- 六、處、刑、の、執、行、期、間、一、九、四、三、年、七、月、一、日、一、九、四、四、年、三、月、
- 七、受、刑、者、の、數、(概、算、)

バンシキワシギ	一五〇人
ヌラバヤ	五〇人
マドヲ	一〇人
セマラン	一〇人
シヨクシヤルヲ	一〇人
ヌラキルヲ	一〇人
バンシキワシギ(アロコヒ)	五〇人
ムシホン	一〇人
バンドン	一〇人
ホゴル	七〇人
サラン	一〇人
シヤアルヲ	二〇人
計	二九三人

裏面白紙

E 1761  
Doc 95732

22

供 述 書

下記署名ノ「バタビア」/BATAVIA / 邦軍軍謀報隊  
戦争犯罪部長、領領印度陸軍大尉「チャールズ・  
ヨンゲネール」/CHARLES JONGENEEL / ハ先ヅ正式ニ  
宣誓ノ後証言源述スル。

即チ上述ノ戦争犯罪部ハ日本軍占領期間中百座ノ「  
ジャバ」/JAVA / 及ビ「マドウラ」/MADURA /  
ノ監獄ノ中三十八ノ監獄ニ監禁サレタ人々ノ中ニ發  
生シタ死亡者ニ付テノ日本軍政當局作製ノ表ヲ所有  
シテ后ルコト取同ノ注意ノ調査ニ依ツテ之等ノ妻ガ  
完全テナク從テ實際ノ数字ハ之等ノ妻ノ数字ヨリ更  
ニ不良ナル様ニ見受ケラレタコト之等ノ不完全ヲ表  
ハ上記ノ監獄ニ於テ一九四二年ノ昭和十七年ノヨリ

（昭和十七年八月）  
（昭和十七年八月）  
（昭和十七年八月）

シ夫等ハ一九四二年ノ昭和十七年ノ昭和十七  
年ノ迄ノ間ニ死亡シタ一七一  
人ノ内ニ於テ一九四三年ノ昭和十八年ノ二、二十

一人、一九四四年ノ昭和十九年ノ二、四百三十二人  
一九四五年ノ昭和二十年ノ一千二百四十一人、即チ  
十八才以下三十五人、十八才カラ四十五才迄一千八  
十五人、四十五才以上五百九十七人デアリ、又之等  
ハ夫々歐洲人五百十一人（右三口ノ年令別デ二十三  
人、百九十七人、二百九十一人）、インドネシア

E 1761  
Doc P5732

22

洪 運 著

下記署名ノ「バタビア」/BEAVIA / 邦軍軍務報隊  
戦争犯罪部長、陸軍印長陸軍大尉「チャールズ」  
「ヨンゲネール」/CHARLES JONGENEEL / ハ先ツ正式ニ  
宣誓ノ後証言披露スル。

即チ上述ノ戦争犯罪部ハ日本軍占領期間中百四ノ「  
ジャバ」/JAV / 及ビ「マドウラ」/MADURA /  
ノ監獄ノ中三十八ノ監獄ニ監禁サレタ人々ノ中ニ發  
生シタ死亡者ニ付テノ日本軍政當局作製ノ表ヲ所有  
シテ居ルコト以同ノ注意ノ詞彙ニ依ツテ之等ノ表ガ  
完全テナク從テ實際ノ数字ハ之等ノ表ノ数字ヨリ更  
ニ不良ナル様ニ見受ケラレタコト之等ノ不完全ノ表  
ハ上記ノ監獄ニ於テ一九四二年ノ昭和十七年ノヨリ  
一九四五年ノ昭和二十年ノ迄ノ間ニ死亡シタ一七一  
七人ノ内ノ各額ヲ記シ夫等ハ一九四二年ノ昭和十  
七年ノ二、三人、一九四三年ノ昭和十八年ノ二、二十  
一人、一九四四年ノ昭和十九年ノ二、四百三十二人  
一九四五年ノ昭和二十年ノ一千二百四十一人、即チ  
十八才以下三十五人、十八才カラ四十五才迄一千八  
十五人、四十五才以上五百九十七人デアリ、又之等  
ハ夫々隊員人五百十一人（右三口ノ年令別デ二十三  
人、百九十七人、二百九十一人）、「インドネシア

裏面白紙



2.

Doc 5732

一人一千百十二人（十二人、八百二十一、二百七十九人）、中一人及びアラビヤ人九十四人（一六十七人、二十七人）デアルコト判明ト死亡トノ間ノ期間ノ記載ノアルモノニツイテハ（即チ四百七十七件ニ付）判決書甚多、一週内ニ二十七人、一ヶ月内ニ六十八人、二ヶ月内ニ七十五人、三ヶ月内ニ五十二人、四ヶ月内ニ三十四人、五ヶ月内ニ三十二人、六ヶ月内ニ四十八人、八ヶ月内ニ三十一人、九ヶ月内ニ二十人、一年後ニ五十八人、二年後ニ二十七人、三年後ニ二十八人、死亡シタ後デアルコト從テ種記四百七十七件中、三百二十六件チ六十八パーセント以上ガ六ヶ月後ニハ死亡シテキタ事。

唯百五十四件ニ付テノミ死亡原因ガ記サレテ居ルコト、即チ赤痢四十九件、瘧疾一件、消結核七件、飢餓五件、衰弱十三件、脚氣五件、小腸炎九件、マラリア十二件、喘息及ビ肺炎十二件、貧血二件、  
 及ビ惡血症二十八件、癩病一件  
 刑務令本部（印印監司司法部ノ一部）ニ依ツテ發表サレタ一九四〇年ノ昭和十五年ノ統計カラ一ジャバ / TAVA / 及マドウラ / MADURA / ノ百〇

裏面白紙

219

Doc 5732

四箇ノ監獄ニ於テ、一九四〇年ノ昭和十五年ノ中一  
日平均在監者四六、三三八人甲種ヲニ八四三人ノ死  
亡、即チ一九四〇統計年度ノ昭和十五年ノ中ノ在監  
人員ノ一、八二一パーセント（一九四〇年ノ昭和十  
五年ノ一月一日現在三九、二九三人、一九四〇年中  
收監四〇一、〇一人、収監三九八、五九四人、一  
九四一年ノ昭和十六年ノ一月一日現在四一、七一〇  
人）デアアルコトガ明カデアアルコト。

此等八百四十三人ノ死亡者中、死因ハ例ヘバマ  
リヤレハ八十一者（九、六二パーセント）、赤痢  
二十八者（三、三二パーセント）、瘧疾七件（  
〇、八三二パーセント）デアアルガ如シ。浮腫、衰弱  
Osteomyelitis 及ビ惡血症ハナカツタコト、從テ日

本ノ安設下ニ於テハ食糧不足ノ結果（瘧疾病、飢餓  
浮腫、衰弱、瘧疾、貧血、Osteomyelitis 及ビ惡血症  
）トシテノ死亡ノ数ハ全死亡数ニ對シ一九四一年ノ  
昭和十六年ノ中ノ〇、八三二パーセント（カラ三五  
、〇六二パーセント）ニ増加シ、衛生管理ノ不備ノ  
結果（赤痢、小腸炎）トシテノ死亡数ハ全死亡数ニ  
對シ三、三三二パーセント（カラ三七、六六二パー  
セント）ニ増加シタ事ガ明カナコト之等ノ数字ガ不  
完全デアアルニセヨ、又日本ノ占領地同中全諸テ何人

3.

4.

Doc 5732

ノ因入ガ死亡シタカ、又因入ノ無級ハ何人デア  
ツタカ分ラナイガ前モ之等ノ不全全テ数字ニ依  
ツテモ既ニ、其ノ期間中期何ニ管理ガ不審デア  
ツタカト云フコト、又日本軍当局ニ依ル因入ノ  
取扱ニ關スル多クノ陳述カラモ既ニ明カニサレ  
タ如ク組織的亂暴ト稱生亂暴ニ對スル意図トガ  
アツタト云ヒタルコトハ明カデアルコト亦既治  
罪トシテ、同級ニ収容サレ、又今日迄其ノ管  
理ノ任ニ當ツテ居ラレル「ワイジチング」/  
VICTIM / 博士ニ依ツテ作ラレタ別紙「トジ  
ビナン」/  
近クニ於ケル従軍狀態及死亡ノ表、此ノ表ハ  
一九四三年/昭和十八年/五月一日カラ一九四  
五年/昭和二十年/五月一日迄ノ期間ノ統計デ  
アルガ、此ノ表カラ將ニ一九四四年/昭和十九  
四月一日以後ニ於テ死亡数ノ添ルベキ追加ヲ示  
シテ居ルコトガ明カナコト、(一九四三年/昭  
和十八年/五月一日カラ一九四四年/昭和十九  
年/五月一日迄ハ平均四二五〇人ノ因入中死亡  
者一六七人、即チ約四「パーセント」、一九四  
四年/昭和十九年/五月一日カラ一九四五年/  
昭和二十年/五月一日迄ハ平均四四〇〇人ノ因

裏面白紙

5.

Doc 5732

入中死亡者二二五七八、即テ五十一「パーセント」  
以上ニ上ル)

CHARTER FORGERY  
「チャールズ・ヨンゲンール」

一九四六年/昭和二十一年/八月十九日余館子印  
造紙局長附先任官印屋算中造法手博士「ケイ・ユ  
イ・デ・ダエールト」/K.A. DE WERD /ノ函  
前ニ於テ右名宣せリ

「ケイ・ユイ・デ・ダエールト」

頁  
印

裏面白紙

TJIPINAN

(トジビナン)監獄收容人員・保釈状数・及び死亡数

Doc 5732

年	月日	全人員	入獄	死亡者
1943年	三月一日	4564	1598	8
	六月一日	4524	178	15
	七月一日	4189	167	19
	八月一日	4197	187	11
	九月一日	4194	171	19
	十月一日	4020	169	7
	十一月一日	4058	161	17
	十二月一日	4182	202	8
1944年	一月一日	4268	184	12
	二月一日	4312	212	10
	三月一日	4481	243	10
	四月一日	4410	191	31
	五月一日	4560	297	43
	六月一日	4562	326	58
	七月一日	4474	670	151
	八月一日	4487	771	167
	九月一日	4342	701	107
	十月一日	4233	632	107
	十一月一日	4226	649	83
	十二月一日	4317	600	125

b.

裏面白紙

Doc 5732

1945年 一月一日	4177	587	167
二月一日	4220	527	222
三月一日	4371	498	296
四月一日	4521	448	315
五月一日	4587	524	416

224

7.

裏面白紙

No 1

E 1762

Doc 5740

准特アサーシーネースブラッマバーン陳述

証人 〃正式ニ宣明シタル高シク、如ク陳述セリ

私ノ姓名ハアサーシーネースブラッマバーン

Arthur Deaford BLACKBURN

私ハ一八九三年、明治二十五年、十一月廿五日、南都

ストリリア州ノウッドヴィルニ生レタリ

私ハオーストラリア國籍ヲ私ノ原籍ハ南部

オーストラリア州ノクラークス CRAIKERS

ニ依リ日本領事ニ去ッタルハ

ニ依リ日本領事ニ去ッタルハ

ニ依リ日本領事ニ去ッタルハ

ニ依リ日本領事ニ去ッタルハ

ニ依リ日本領事ニ去ッタルハ

ニ依リ日本領事ニ去ッタルハ

ニ依リ日本領事ニ去ッタルハ

ニ依リ日本領事ニ去ッタルハ

ニ依リ日本領事ニ去ッタルハ

ニ依リ日本領事ニ去ッタルハ

ニ依リ日本領事ニ去ッタルハ

ニ依リ日本領事ニ去ッタルハ

ニ依リ日本領事ニ去ッタルハ

ニ依リ日本領事ニ去ッタルハ

ニ依リ日本領事ニ去ッタルハ

ニ依リ日本領事ニ去ッタルハ

ニ依リ日本領事ニ去ッタルハ

ニ依リ日本領事ニ去ッタルハ

ニ依リ日本領事ニ去ッタルハ

ニ依リ日本領事ニ去ッタルハ

ニ依リ日本領事ニ去ッタルハ

ニ依リ日本領事ニ去ッタルハ

ニ依リ日本領事ニ去ッタルハ

ニ依リ日本領事ニ去ッタルハ

ニ依リ日本領事ニ去ッタルハ

No 1

E1762

Doc 5740

准特許ノサーティーン・ブラス・ブラス・バーン・演奏  
25

証人ハ正式ニ宣誓シテ  
私ノ姓名ハアーサー・ブラス・ブラス・バーン

Mythor Deaford BLACKBURN

私ハ一八八二年十一月廿五日南オース  
ストリア州ノウッドヴィルニ生レタリ

私ハオーストリア國籍ヲ和ノ原籍ハ南オ  
ーストリア州ノウッドヴィルニ生レタリ

日本ハ前ニ場デレニPresentato云ツタルハ  
シヤクヤノヤマニ於テ日本領事館ニ在リ

日本ノギヤムニ在リニ依リ日本側製  
監製ノガニ作ラシク原フニ依リ作ラシク

デアル

其ノ上原ノガニハ或ハ婦ニセ收ル者達ニ對  
スル日本側ノ待遇ニ就テ捏造ナシク印

シタルニ對シテハ或ハ婦ニセ收ル者達ニ對  
スル日本側ノ待遇ニ就テ捏造ナシク印

シタルニ對シテハ或ハ婦ニセ收ル者達ニ對  
スル日本側ノ待遇ニ就テ捏造ナシク印

シタルニ對シテハ或ハ婦ニセ收ル者達ニ對  
スル日本側ノ待遇ニ就テ捏造ナシク印

シタルニ對シテハ或ハ婦ニセ收ル者達ニ對  
スル日本側ノ待遇ニ就テ捏造ナシク印

裏面白紙



裏面白紙

Doc 5747

ATVA/IA/  
この手紙は、ATVA/IAの事務局長から、日本の関係者へ宛てられたものである。文中には、ATVA/IAの活動や、日本の関係者への依頼事項が記載されている。また、ATVA/IAの設立目的や、その活動の重要性についても述べられている。手紙の最後には、ATVA/IAの連絡先が記載されている。

ATVA/IAの設立目的は、アジアの歴史を研究し、その成果を世界に紹介することにある。また、アジアの歴史を研究し、その成果を世界に紹介することにある。また、アジアの歴史を研究し、その成果を世界に紹介することにある。また、アジアの歴史を研究し、その成果を世界に紹介することにある。

Arthur S. Blackburn

No 2

No 3

Doc 5740

天白六三ノ昭示ニテ三月二十一日  
オーストラリア海軍々艦カミンブレラ号上ニ於テ  
余ノ面討ニテ署名マシテ宣誓スル

COMMANDING OFFICER

司令オーストラリア海軍々艦復機材科中佐

エス エイチ フロイド

S. H. CRANFORD

署名

裏面白紙

E 1763

D0695758

書類五七五

SOAVIA / J. SCHIM VAN DER LOEFF / 陳述書

證人ハ正式宣誓シタルニ次ニ通リ陳述ス

私ハ名ニ前ハ SCHIM VAN DER LOEFF

私ハ和康ノ國籍ヲ本籍地ハ SOAVIA

リマス。私ハ一九〇七年ノ明治四十年ノ九月三十五日ニ和康ヲ去リ

一九〇五年ノ昭和十年ノ九月中旬ニ南洋軍陸軍大尉(豫備)

此等ノフィルム中ニオオムラヤハ招ク Australia Calling

後ニ私ハ東南ノ雜誌通訳部雜誌記者ニ JAVINT

大尉(陳述雜誌)ヲ讀ミヨリカケテ總監督トシテハツパン

昭和十八年ノ六月ヨリ九月中同ニカケテ總監督トシテハツパン

監督トシテ製作サレタリ且該フィルムハオーストリアニ於ケル及戰

想ヲ陳成セシムル目的ヲ以テ作房ノ日常生活ヲ取扱フ意圖ヲ持

權々論議ヲ重ヌル後南洋政府情報於ニヨリフィルムヲオーストリア

101

知リマシム

知リマシム

知リマシム

知リマシム

知リマシム

知リマシム

知リマシム

知リマシム

知リマシム

知リマシム

知リマシム

知リマシム

知リマシム

知リマシム

E 1763  
Doc 5758

書類五七五

BATAVIA / J. SCHIM VAN DER LOEFF / 陳述書

證人の正式宣誓シタルニ次ニ通リ陳述ス

私ハ和康 (WELLESBOONS) 國籍ヲ本籍地ハバタヴィア (BATAVIA) 現任其地ニ住シテ居

リ。一八九七年ノ明治四十年ノ九月三十五日ニ和蘭 (NEDERLAND) 國領事官 (Consul) 於シテ

一八九三年ノ昭和三年ノ九月中旬ニ蘭印軍陸軍入尉 (豫備) トシテ (LIEUTENANT) 提督ノ職任ニ充テテ教人ノ職任ニ充テテ

府情報部 (INFORMANTS) 分遣隊主任トシテ (OFFICER) 到着後同僚ノ吾々ハ日本軍占領中ニシテ

此等ノアル中ニハオーストラリア (Australia) 招クニシテ (Australia Calling) 後ニ私ハ東南 (SOUTH EAST) 諸島

第三一三二ノ二号 (一九四三年) 昭和廿年ノ十一月十四日附ヤナカワ 大尉 (陳述) 讀ミマシカ

昭和十八年ノ六月ヨリ九月中旬ニカケテ總監督トシテ (SUPERVISOR) 第十六軍司令部ノ特別情報課 (SPECIAL INFORMATION SECTION)

監督ヲ兼テ作サレタリ且該アルハオーストラリアニ於ケル及戰中 (DURING THE WAR) 想ニ該處ニ在リテ

種々論議ヲ重クシテ後蘭印政府情報部ニヨリコトアルコトヲ

種々論議ヲ重クシテ後蘭印政府情報部ニヨリコトアルコトヲ

裏面白紙

102

Doc 5958

送付ニ決意ナリタリシハ同地ニ日本軍ヲ送付スルコトニ出渡ニ於  
 別ニ同地ニ出渡者(有)存(者)ニ未トモ日本軍ニ送付存者  
 抑留者ニ送付存者ニ未トモ其地ニ送付存者ニ送付存者  
 取調ラコト日本軍ニ伸入ニシテ存者ニ送付存者  
 存者  
 南印政府情報於テ、改定政府ニ其地ニ改定合道隊  
 一九四三年/昭和二十年/九月十日/送付存者/送付存者/送付存者  
 /第十八段年合内/送付存者/送付存者/送付存者/送付存者  
 /送付存者/送付存者/Dukorosa/送付存者/Semamany/送付存者/Vententius/  
 及同地/送付存者/SATWA/送付存者/送付存者/送付存者/送付存者  
 /Tideng/及/送付存者/送付存者/Kampong Makassar/送付存者  
 送付存者/送付存者/送付存者/送付存者/送付存者  
 又日本/送付存者/勝利/送付存者/戦争初期/送付存者/送付存者/送付存者  
 /送付存者/送付存者/送付存者/送付存者/送付存者/送付存者/送付存者/送付存者  
 /送付存者/送付存者/送付存者/送付存者/送付存者/送付存者/送付存者/送付存者

裏面白紙

No. 3

Doc. 5758

新シム・マサムネ 日本に提供スル「Nippon Press」ハ  
 フノ様ナリテ法ヲ製法ナシマシク、私ハ原日本ニイルムニ挿入  
 サレタ場而カ日本ニイルム、如ク捏造ナシテモノデナク一九四五  
 /昭和二年ノ九月中旬、私自身ノ日殺ナシクハクウイアノ  
 停屠並ニ女子收容所ニ於ケル現況ノ状態ヲ示シテキルモノ  
 デアルコトヲハツキリト申シケルコトガ出来マス。  
 本陳述ハ眞実ヲ述ベ、而シテ眞実以外ノ荷物モ合マ  
 レテ成リマカシ。

署名

/J. SCHIM VAN DER LOEFF/

ジエー・シム・ファン・デル

バクヴィア 一九四六年ノ昭和三十一年九月三日

署名

/K.A. de WEERD/

余ケー・エー・デ・ウェールド

法學博士

蘭印軍陸軍砲兵少佐

蘭領東インド檢査總長

室附高級職員、而シテ署名官印ヲサレタリ

署名

/K.A. de WEERD/ 署名

ケー・エー・デ・ウェールド



裏面白紙

No. 1

E 1964  
EVIDENTIARY DOCUMENT # P 7.5X

2-10-11d (2.1)  
本館所蔵の  
(戦時記録生体写真用)

證明書

於 LEONE 氏 WOODRUFF 氏、余、和蘭部に於て、  
建託有、官給一於、國際核警察部、公的、關係  
し、應、事、和、英、語、之、充分、精通、之、事、也、在、  
皆、核、二、於、日、本、國、紹介、ト、題、ス、ル、イ、ニ、ハ、標題、  
本文、著、之、兵、隊、自、詞、二、同、之、本、所、に、記録、ヲ、能、ク、  
真、實、ニ、作、製、セ、ル、事、ヲ、茲、ニ、證明、ス、

一九四六年十一月八日、東京、於て、署名、セ、リ

署名、LEONE 氏、WOODRUFF 氏

22

23/8

No. 1

E 1764  
EVIDENTIARY DOCUMENT # P575

證明書

社 LEONE 社 WOODRUFF / 余、社員部ニ於テ  
建記者ノ資格ニ於テ、國際警察部ニハ、同係  
ニ居ル事、社ニ英語ニモ精通スル事、並ニ左ノ  
資格ニ於テ、日本國紹介ト題スルライム、標題  
本文英、英語、日語、本所ノ記録ヲ能ク作  
真実ニ作製スル事、茲ニ證明ス

一九四六年十一月十八日 東京ニ於テ署名セリ

署名 LEONE 社 WOODRUFF /  
社員部

22  
23/

裏面白紙



No. 2

DOC

# 5757

國軍陸軍部 陸軍省 陸軍大臣 陸軍少将 陸軍中將 陸軍大佐 陸軍少佐 陸軍中佐 陸軍大尉 陸軍少尉 陸軍中尉 陸軍大士 陸軍少士 陸軍中士 陸軍大卒 陸軍少卒 陸軍中卒 陸軍大兵 陸軍少兵 陸軍中兵 陸軍大士 陸軍少士 陸軍中士 陸軍大卒 陸軍少卒 陸軍中卒 陸軍大兵 陸軍少兵 陸軍中兵

證明書

余 辯護士 カール・スミス Carl Smith 余は東京に於て  
 極東國際軍事裁判所之新入の日本主要戦争犯罪  
 容疑者、告發、準備、爲る以來、書類、目録、特別  
 仕事、以及、南領東印度、陸軍總長事務本局之公  
 的、同僚、在、事、業、に、在、り、於、て、余、の、南、領、東、印、度、  
 情報部より Robert Schuler Robert Schuler Robert Schuler  
 陳述書(檢察部文書) 卷五八号及 Robert Schuler Robert Schuler  
 南領東印度情報部、陳述書(檢察部) 卷五八号(以下、同) 卷  
 二依り言及ナレバ、日本國紹介ト題ニ付、  
 フォルダヲ後テ取リ、余、事、ヲ、茲、ニ、記、明、ス。  
 余、は、更、ニ、コ、レ、ニ、添、附、シ、テ、Carl Smith Carl Smith Carl Smith 日本ニ視、ハ、ル、場  
 面、ノ、解、説、シ、余、は、是、等、ノ、事、ヲ、見、ル、所、ナ、リ、余、ノ  
 全力ト全知識ヲ以テ、書下ニテ、事ヲ證明ス。  
 本日一九四五年十月十八日 東京ニ於テ署名

署名 カール・スミス Carl Smith  
 / K. A. De WEERD /

裏面白紙

5759

書類五七五九号

映画「日本ハ斯ヲ紹介スル」NIPPON PRESENTS 稲字上原文

説明：各場面ハ「JAPANESE / JAPANESE OUTSIDE JAVA / AUSTRALIA /

STUDIO 撮影所映画一式「ALLIED BATAVIA」

「JAPANESE」日本製映画ハ左ノ如キ意味アルモノ。

「JAVA」ジャバニ於テ一九四二年「昭和十七年」日本人ハ作製セル

「AUSTRALIA CALLING」オーストラリアハ招テト題スル日本製フィルムノ場面

「JAPANESE OUTSIDE JAVA」ジャバ以外日本製映画ハ左ノ如キ意味アルモノ

「AUSTRALIA STUDIO」ジャバ以外ニ於テ戦中甲日本人撮影技師ハ作製セル場面

「ALLIED BATAVIA」日本軍降伏後「遠洲映画撮影所」ニ於テ聯合國

撮影技師ハ作成セル場面

「ALLIED BATAVIA」聯合國軍ハタカシテ映画ハ左ノ如キ意味アルモノ

「BATAVIA」日本軍降伏ニテ月後、状況ヲ一九四五年九月ハタカシテ

内外ニ於テ聯合國軍撮影技師ハ撮リタル場面

「日本ハ斯ヲ紹介スル」NIPPON PRESENTS

字幕 太平洋戦ノ初期ニ「KAWA」ヲ蹂躪セル日本軍ハ

如何ニ其位虜ヲ優遇セルカラ示スル為遠洲ノ

被征服地域ニ於テ觀望スルベク映画ヲ製作シテ

此日本映画ハ聯合國軍ノ入手セル所トナリタ。

NO3

5757

英國、濠洲、及和蘭、俘虜及其被抑留者ハ此ノ映画ニ出演  
 7強ヒラレタ。此等ノ俘虜ノ多クハ飢餓、虐待及疾病等ノ為  
 現在ハ死セシ。若干名ノミガ生存シテ居ル。而シテ彼等ノ中ノ少數  
 ノ者ガ自發的ニ又ハ止ミ難キ義務感念ノ下ニ、日本軍ガ此ノフィルム  
 ラドント風ニ製作シタカヲ告ケル為ニ此処ニ進行サレタデアル。日  
 本軍自身ガ提供セル此ノ證據映画ハ獄囚ノ非人間的ナニ心ニ依ツ  
 テ作製サレタモノナトイフコトヲ觀感スル為ニ諸君ハ今此ノ日本  
 製フィルムヲ觀覽見セントシテ居ラレル。而シテ銀幕面ニ於テモ、  
 又此ノ觀感中ニモ出演者ノ中ノ生存者ノ幾人カラ発見サレルテ  
 アロウ。ソノ生存者トハ左記ノ人々デアル。

- 人(濠洲撮影所映画)俳優紹介
- 映画ニ現ハレ又話者:次ノ如ク紹介ス。
- COLONEL BRIGADIER BLACKBURN VICTORIA CROSS, AIF
  - ブランクフバーン准將—濠洲陸軍所屬。ケイクトリア十字章佩用者
  - WING COMMANDER DAVIS R.A.F.
  - デイヴィス准將—英國空軍所屬
  - ISAMPORN LOR SHEPARD R.A.F. D.S.C.
  - アイランド飛行中隊司令—英國空軍所屬。殊勲十字章佩用者
  - 1GRAND CAPT. NOBLE, R.A.F.
  - ノーブル大尉—英國空軍所屬
  - 1CAPT. DR. KINGMAH R.N.A.
  - キングマン大尉—蘭印陸軍所屬
  - 1MRS. E. J. JOHNSON, DUTCH BORN ENGLISH WOMAN
  - ジョーンズ夫人—在蘭生シノ英國女子
  - 1F. O. THOMAS R.A.F.
  - トーマス—濠洲帝國空軍所屬
  - 1PVT. MCNEIL R.N.
  - マクニール兵卒—濠洲海軍所屬
  - 1PVT. MICK FIELD A.I.F.
  - ミックフィールド兵卒—濠洲軍歩兵部隊所屬
  - 1PVT. REED A.I.F.
  - リード兵卒—濠洲軍歩兵部隊所屬

No 4



5759

WING CHOR. DAVIS / 飛行中佐、私に或時貴官が若くは收容  
隊ノ者達ニ出渡スル様ニ許可ヲ下ヘテ貴官ヲ殺  
スト。此月迄サレタコトヲ承知シテ居ル。  
CAPTAIN DAVIS / 貴官ノ中佐ニ然リ、今更ニ通リテアリマス。  
BRANDNER (BRANDNER) / フラックカハーン艦長

私ハ貴官ノ全貌ヲ完全ニ調査シマシタガ、諸君ヨリ、  
私ハ死ニ脅迫ヲ受ケナガラモ、抵抗シヨウト見覚悟ナレタ  
コト、個人トシテ、何等ノ恥ヅベキコトガナイニトスヨリ承知  
シテ居リマス。

特攻隊員ハ此ノ日本剣ヲルハ、割腹ニ際シテ参到シテ  
コトヲ心中ヲ煩悶シテ居ラレマス。  
私ハ彼等ニ舍リ煩悶スル必要ハ無イト言デマシタ。  
彼等ハ英雄的な犠牲、敢テ死スベキトモ同様デマス。  
即チ彼等ハ心助ニ戦友ノ命ヲ救助セシメタケド、屈  
服シテアワテ、出来ル限リテラケノ邪魔ヲシテ、晝  
会休一相、笑劇ニシテ、シマオウト決心シテ居ラレマス。

DAVIS / 海軍中佐

私ハ他ノ特攻隊員トシテトテ論ジテ、日本兵ガ何ヲ企シ  
テキルカハ、或カダケル。ガガ我々ハ考ヘテ、食糧ノ削減ト  
医薬ノ拒否トハ我々ノ仲間ヲ多数殺スベキコト。  
リシテ、我々ハ出渡シテイワケニハ釣チナカラス。  
日本兵ハ晝晝ニ出渡出来ル又次テ居ラレタケルノニ  
彼等ガ不満足ニ聞クベキコトヲナラセテカラス。

No. 6

5759

裏面白紙

227

ソノハ又高折はせろと云フ名サキトモ一収容所ハ  
多敷ノ者ノ、色シイ着物を捲キ集ム、傍ノ傍ヲ去リ  
バレウ人々ニ休養ヲ見エ、十分ノ衣裳ヲ準備シテ  
大際ソノ中ノアルモノトハ合ベル様ニトバナテ追言ラタス

ブラックバーン / BLACK BURN / 黒井

ソレシヤ今カラソノ日本映畫ヲ見ルコトシヨウ。

三、上同シ場面一、再々録幕ニ傍ツテ、壁カ頭元ニ撮影中ノ  
カメラヲ次ニ游泳ノ場面ニ、鴨ノ群ル光景ヲ出テ

声バカリノ辯セガ話シ傳ヒテ

「日本ノカメラマンガ、此ノフィルムニ、作製衣シタノガ、

此ノ映畫ハ、我々軍隊ガ自合テ作製衣シラセトノ  
印をタテテヘルコトヲ組ツテオル。フレン(FLORIN)銃ヲ射撃シ

エルガ、カメラヲ廻ワステリ、銃ヲ程手馴レテ荒武者  
運ガ映畫ヲ作ワラセ見セワケタノガ、ゴランナナイ。

鴨マデガ芝居ヲサセラレテルコト見エルデシヨウ。

四、(日本製衣フィルム)一、ケマヒ / KEMAH / (西ジャヴァ) 近傍、レーウイ

ガンヤ / LERUWIGADJAH / 農場(木造)農場ハ一九四三年

聯合軍停戦料被ガ管理ヲ強ヒラレラ農場

五、(日本製衣フィルム)一、偽物ノ圖書室

六、(日本製衣フィルム)一、偽物ノ外科室

1.7

No. 8

5759

Handwritten Japanese text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in vertical columns and is difficult to decipher due to its faintness.

(次頁へ渡す)

裏面白紙

5757

七(日本製フィルム) - 俘虜科校同室、捕、敵談、場面

「脱して友達同士、滑りしてオオカベ、カカウマンガノ、情景ヲ撮ワテ  
千、間、ク、マ、ス、シ、ラ、」

八(日本製フィルム) - バタヴィア / BATAVIA / 第十大隊俘虜

/ CYCLE CAMP /

収容所 (通稱) オイタク、キヤンパ、(煙、在、昇、フ、テ、キ、ル  
煙、炭)

九(日本製フィルム) - バタヴィア / BATAVIA / ホテルデザント

/ HOTEL DES INDES / 炊事場

カ、カ、リ、ト、キ、ト

「チ、食物! 我、カ、夢、見、シ、テ、結、合、ツ、ク、リ、シ、テ、モ、」

計、算、ヲ、ア、ラ、フ、イ、牛、肉、湯、氣、ヨ、ク、マ、シ、テ、オ、ル、バ、ン、

イ、ヤ、エ、シ、バ、バ、俘、虜、収、容、所、の、炊、事、場、ヲ、示、シ、ル、此、景、場、面、ハ、

日本軍、司令部、シ、ラ、ク、モ、キ、ル、バ、タ、ヴィ、ア、/ BATAVIA / 十、大、隊、華、人

ホ、テ、ル、デ、ザ、ン、ト、/ HOTEL DES INDES / 科、理、場、ヲ、提、示、シ、テ、

ノ、ク、ハ、或、レ、日、敵、人、イ、ス、ト、ウ、リ、ヤ、キ、ヲ、違、シ、ス、レ、ル、

被、虜、ハ、作、業、班、ト、シ、テ、出、テ、行、ク、モ、ト、免、ト、込、ニ、テ、キ、ル、所、ガ、サ、ウ、テ、ハ、ナ、ク、

此、ノ、ホ、テ、ル、科、理、場、ニ、違、シ、マ、レ、ル、ソ、コ、ノ、光、景、ハ、ソ、レ、コ、リ、被、虜、等、ハ、

「ソ、レ、ハ、世、ニ、モ、誇、ラ、シ、イ、眺、メ、タ、ル、カ、」 被、虜、ハ、食、物、ヲ、眺、メ、テ、

「キ、ニ、ソ、ク、ハ、香、ヲ、嗅、ク、リ、タ、」 ガ、ソ、レ、ヲ、キ、リ、テ、ク、リ、ノ、ソ、レ、ヲ、喰、ベ、ク、

「ハ、日本、人、ノ、ク、リ、ト、ス、」

一〇(聯合軍、バタヴィア映画)

バタヴィア / BATAVIA / 第十大隊収容所炊事場

110.9

239





5759

三

「日本製(ルム)―拘テシ場。  
 「イ、オ天気ダニト。今日ハ。  
 「着物モスク乾クデセウネ。  
 「オ茶ハ如何。」  
 「今日ハ結構デス。又今度頂キマセウ。  
 (一行不明)

四

「日本製(イルム)―G号念前、婦人達。  
 「本當ニ私困マヤソノフ。  
 「何ヲ一体兼ニ病ニゲルノ。  
 「エ、此ノ收容所(未タ)時、私瘡セルト思ツテ表シテキタリ。  
 トコロカ、毎日目方が増エル一方ナリヨ。  
 「何ヲ話シテラワシヤルノ。  
 「エ、(不明)又此ノ人体豊ノコトヨ。」

十五

「日本製(イルム)―子供、着物ヨキニ持ツテ婦人が入ッテクル―  
 「部屋ニハ婦人達。  
 「皆サン。今日ハ。スナイプ / SMITH / 奥サン。此ノ服ガデキ  
 エリマシタ。」  
 「マア、有難ウ。トテモ綺麗麗ダワ。」  
 「コチニ早ノ出来セツテ。」  
 「エ、貴方が御急ヤデシタモノ。サア、ジョイス / JOYCE / ニ着セテ  
 ミテ寸法合ッカドウウ見テミマセン。サア、ジョイス / JOYCE / アナタノ  
 立派ア新シイ服ヲ皆サニ見テ頂キマサイ。」  
 「此ノ音音微ノレコード 御好キデスカ。」  
 「モウレコードモ年々入ラナイコトダシコレガラハ音音微モカケラセマセン。」

No. 11

裏面白紙

5759

十六 (日本製映画) ショイスニ着初ヨ着七ニキルニ 部屋ニ宿人宿  
志 (濠洲撮影所映画) ショニストン / JOHNSTON / 夫人ニ話シ出ス

KAMPONG / JOHNSTON / 夫人

「始メノ数ヶ月間ハ私道ノ収容所ノ状況ハ寧ろ安クソシテニ悪クハナリ  
マセンデシタ。収容所ハ氣持ノ良イ所ニアツタ。食事も良カク  
ソレニ私道モ相當ニ自由デアリマシタ。謂ヘバ私道ハ「愚者ノ楽  
園」ニ任テ居タヨラテモデス。アテカラノ今御覽見テッモ画面ヲ  
日本人ガ作ッタトキニアソレハ終リトナツテデシタ。私道ハアテカラ  
ガハタヤ / BATAVIA / デ御覽見ニナルノ病原菌ニハ満シク  
イタ。不潔ヲ 糞ヲシイ。南京虫ノ湧ク食民窟ニ追拵ハレマシタ。  
ソレハ現代的ノミジメナ。我儘ヲ政打ト侮辱。色々ノ熱病。象鼻  
虫。鼠(象鼻虫ノ附イタネ) 絶望等ノ混乱状態トモ申ス  
ベキモノデシタ。私道ニ取テソノ時ヲラジヤジワトイモハラン  
ナモノデシタ。」

十八 (聯合軍バタヤヤ映画) バタヤヤ及ビ其ノ附近ノ種々ノ婦人版  
各所ノ光景 即チテイデシ / TIDENG / 収容所、カンポン  
カンポン / KAMPONG / MAKASSAR / 収容所再ビテイカン 収容所  
水ヲ運ビ来ル所 / TIDENG / (テイカン 収容所)

声バカリノ辯士

「コノ小テヤノ子ノ御覽見、何処カラ飲料水ヲ持ッテ来ルヤラ。」  
十九 (日本製映画) 海水浴場及ビ魚釣

声バカリノ辯士

「コレカラ日本ハホシイ海水浴ノ光景ヲ紹介シマス。  
日本人ハホシイ海水浴ノ場面ヲ撮ルニニ時同費シタ。」

NO.12

No. 13

5759

草綱大ニシテ三半、收谷所生活中心ニ等ノ男ノ子達ガ水  
 泳ノ機会ヲ得ルハ僅ニ此ノ二時間ガヲデシテ、魚釣ト言ハバ人  
 ノ人ガ釣竿ト釣糸ヲ次サレトクモナク、獲收谷者トシテ魚釣ノ  
 機会ヲ得ルハ此ノ援影ノ場合ヲナサレトシタリ  
 二、濠洲嶺野所、デシテイヌカ語ル  
 「谷ノニ收谷所ノ浴場トシマシテ、コレニ紹介致シマス、御覽ナサ  
 イ、和道ノ大部分ハ遺跡ヤ皮屑病ニ罹リタリハ無理モナリセシム

(次頁ニ続ク)

裏面白紙

5769

三(聯合軍バウラヤ映画)俘虜收容所浴室見こつた  
三(日本製映画)却屋中二俘虜收容所將校連立をツテ居  
シバード君のラケヲ開イキル  
將校同志討話(偽物)俘虜收容所・實の高る遊覧地  
セレンタンター / SELABINTANAH)

(ラセオ・声)「オモ次ソモン / SOLOMON / 海戦・同之ノ我オ前田  
ノ表表ノ敵ノ損害ノ対スル報ヲ次ノ如ク訂正改シマス  
即チ撃沈戦艦ニ隻又巡洋艦十一隻又駆逐艦ニ隻又ハ四隻  
輸送船一隻大損害ヲ与ヘタリ又戦艦一隻又巡洋艦ニ隻又駆  
逐艦ニ隻又ハ七隻輸送船ニ隻  
「オイオ茶ハドホナ」

「有難う」(ワニ馳走ニテラウ)  
(「訪内者」俘虜救急カ入ツテ来ル)  
「ヤア」

「俺達モラゲオデラニエースヲ開イノ所ヲヨ」  
「ゴオオ茶」(「オイオ茶」)  
「ウ」(「熱」ヲ「経」梅ヲテ)  
「ジャマ」有難う  
「有難う」

「イヤ」モウ沢山  
「オイ」君トシテニエースヲツクエツ  
「シバード」オナラ遠慮勝ヲ放送カ日本カラニエーストレチ相志  
「オモ」カ  
「ア」オナラ放送カ味方大部命戦死ヲ報スルヲ開フハワライ子

NO.14

5759

三三 (深洲極刑映画)

シムパード / SHEPARD

私カソラチオ同イナ時チハ何カラ何カラ瘧ト思ヒアレル  
私ハ確ニ近ク却テ居ル侍ハアキホノ故送ノ同イナモアリ  
叔父合所中ハシラセオハ無クモ居テス。一九四二年以後ニハ凡ソ  
白鳥英ニ動行、音楽會及ビ教育ニ講演カモ止マレモ居リ  
ト云

二四 (日本製映画) ニニト同場面一討話カ継続ス

「戦年ニ確ニ居ル人ヲ殺シテ居ル人ヲ生カシテ居ル人  
ト云

「コレノ家内ハ僕カ生テ居ルコトヲ知テ居ル中ハソノ意ニ感ハレ  
クテ居ル事都台コト行ノト云

「僕ノ家内ニ命ヲコトシ出スルコト」  
(浮屠ノ將校ガ女トシテ見セテカキ)

「コレハドウ思フカネ、大義ニ勝ンヤナイカ」  
「若ハ細君カソノドレスヲ好ムト思フカネ」

「何カ、僕ノ趣味ニ最ニテナイカモ知レナイカ僕カ送マシヤルト云フ  
氣持ヲ喜ブト思フカネ、彼女ハトシモ高貴ノ女ヲマシハ彼女  
ノ手紙ヲ判ルカ」

「マア始マテト既婚ガ子諸君、オノロケテ」  
「然レ、僕ハ空カウ手紙カ来ルハ大義勝シイネ、ソノ時ハ  
本妻ニ婚ニテモ彼女カ防空訓練カ忙シト手紙カ言ヒマアカシ

(一行不明)

10/15

No.16

5759

我々が帰るまで我々の家へ行くつもり  
 安全に定めて戻りて来たい  
 PENNINGTON / ジョージア州  
 一度幸福を  
 見る度いふ事  
 何れにや俺達二人の命を失う事  
 俺二人は女を連れて家へ  
 戻りて来たい程  
 程いふ事  
 何れにや俺達二人の命を失う事  
 俺二人は女を連れて家へ  
 戻りて来たい程  
 程いふ事

(次頁ニ続ク)

裏面白紙

Doc. 5759

三(洋洲撮影時映画)

シムバート / SHEPARD /

時を経るに従って生活状態が悪化するが、遠くまで日本人  
を顧みられたいとイフコトを判り、友人、国際的友人、道々屋  
則ち假等ニハトウデモイフ。憶作ニモ生々残つて居ル我々大  
部令ノモノハ、此ノモトイ生活ヲ強クシテイルハカリニ、可  
健康ヲ害シテレマツテ居ル。曰ク人ナ我々ノ厚生トイフコトニ  
テホシ、少シカモ閑心ヲ持ツテ果レクアラバ、我々ノ同僚ノ身ク  
者ナ今日生キテ居ラテアラウト思フ。

二六(聯合軍バクイヤ映画) 若干ノ收容所ノ寫真及ビ度モラ作  
務ノ光景

二七(日本製映画) テニスノ試合

戸バカリノ辯士

ワントラ、ワントラ、コト氣樂ナ繁シラナテニスノ試  
合デヌラ、監視人ノ命令ニ依ル修養訓練、一才活ニ過ヤナイデア  
リマス。

二八(洋洲撮影時映画)

リード / REED / 話ノ役

ミッ / フィールド / MICKFIELD / 一郭公鳥ノ擬声

トマス / THOMAS / 一クリケットノ試合ノコトヲ話シテ居ル。

リード / REED / 話ノ役

ミック / MICK / オオハヨクオカレテ願フシクネ、オオカガ郭公

鳥ノマネヲシタリテ日本人カ鳥ヲ捜シテ收容所ノ周リヲ駐  
ケスリ、興ツタトキノコトヲ相心ヒエシテ見ヨ、オオハ今テモツシガ

KO-17



Doc. 5959

No. 18

裏面白紙

「おまじり」(大分)

ミックフィールド / MICKFIELD /

「今アモおまじり」(野公鳥らマエヲスル)

トマス / THOMAS /

「僕がマエ事ノクリケット試合ノアンバイヤーハドウカッタ?

ア、時ニハ確ニアイツヨク一杯喰ハシテヤツクッケ。我々が勝手

ニクリケットノ規則ヲ作ツテ居タコトヲ彼等ハ知ラセカッタ。チ

ネ、俺ハ勝手ニ何時デモ打者ヲアウトニシタシ。他ノ連中モソレ

ヲ答認シテドン、試合ヲ進行シラセ。アンチクリケットハ全ク

亦代未用ナヨ。

二九(日本製映画)クリケットノ試合(英吉利俱樂部 バクウィア

/BATAVIA) 当時ハ日本人俱樂部)「コリヤドウカ?」「アウト」

(第一巻終)

三 巻

三丁(聯合軍バクウィア映画)

ハンカロエアマ / T.M 栄養不足ノ結果皮膚層ニ出ル病氣 /

HUNGER OEDEMA / 様々ノ患者ノ一場面 トーマス / THOMAS / オ

最初ニ次ヲ医者ノキニゲシ / SINGMA / 博士ヲ語ス(兩人トモ染ハ現

ハサナ)

染マ現ハサナイ記者(トーマス / THOMAS /)

「全クノ此 我々選ビ去サレテ者ハ其ノ日ハ面白ク過シタノデスカ

敷、月夜ニ我々ノヨク、者ガクリケットノ打撃ヲ持テ上テ

ルヲサハ去来ズマレテ走レル此デハアリマセンテシカカマア、同

No. 19

Doc. 5759

様御留テモラエタ。臣等ノキンケマ博士ニツノリニイテ語シ  
テ頂キマデラ。

〔臣等ノキンケマ博士(染ハ理ニヤイ)〕

クリケツトヤ他ノ遊戯ヲスルコトハオロカ。三ノ等ノ可哀ツナ  
人達ハ飢餓ノ結果トシテ起ル。アニル病氣ニ罹ンデモラエ  
脚氣ハ其ノ中ノ只一例ニスガマセ。貴方方今之カラ法見  
ニナル病院ノ場画ニ始メカラ終ラセテ担造サレタモノデス。日本人ハ  
バラアア/BATAVIAノ此ノ病院ニ一群ノオーストラリア人ヲ連レ  
テ来シシタ。コレニ似ルノ治療ニ出渡シタ人々ハ其ノ時ハ未  
ダ健康テアツタノニ一方收容所内ノ京当ノ病人ハ治療ヲ受  
ケルコトモ早急ニ必要トシタ。藥ヲ得ルコトモ出来ナカツト云フ  
コトヲ考ヘ合セテ今ク悲惨ナコトデス。

裏面白紙

29

Doc 5759

(二十二) 日本側より進捗的病状場面、尾端、患者一人、先鋒、装置、使用、無以、度下、手、新、尾端、今日、如何、  
患者、良、下、不、難、ク、

(二十三) オーストラリア、振動所、吹、回、

監督者、博士、行、農、下、実、際、理、想、的、下、本、地、  
本、事、業、全、て、連、つ、て、エ、ス、匠、者、上、に、私、の、衝、つ、ろ、り、序、序、  
病、状、日本、兵、入、先、鋒、装、置、マ、ニ、テ、ム、マ、外、科、器、具、ヲ、  
マ、ニ、テ、其、の、病、状、実、際、如、何、下、マ、バ、一、日、令、下、衝、撃、下、

(二十四) 聯合國側より、ムバ、ヤ、丁、  
(ヤ、ン、ト、ヤ、ニ、マ、ニ、  
HATER DEIKOROA / 病院、両方、モ、バ、ヤ、丁、  
本、降、下、日、後、印、一、上、四、五、年、月、環、形、巨、員、功、了、等、新、  
ニ、到、  
(二十五) 台、不、則、  
NICKERSON / JOHN BURKE / 道、ノ、山、地、汽、車、ノ、  
ヤ、ン、ト、ヤ、ニ、マ、ニ、  
山、嶽、茶、地、ノ、下、ラ、ス、  
水、泳、場、  
撞、球、室、  
ゴルフ、コース、

No. 20

次、セ、テ、現、在、一、話、者、  
日本、高、級、司、令、部、將、校、之、依、つ、て、使、用、セ、ラ、レ、タ、此、ノ、資、持、  
資、持、山、嶽、茶、地、一、此、ノ、日、本、ノ、下、ラ、ス、場、面、ニ、良、ノ、材、料、ト、シ、テ、

Doc 5759

三十五(日本側) <sup>アス</sup>  
或は日、オーストラリア人の牧場所ハ愉快ニナスホーフマシイ草木トシテ  
渡候ニオニススル人カラ探サウトシテ胡バライマニス飯等ハ瘧疾  
モ水、木、ボレヒ、飲コトモ、ブルフラスモスモス良ト人食物ヲ取ル  
モ土末、コシク、飯等ハ、幸福コラテ、様子モ、コロト、云々、行テ、ラ、テ、ア、ス、  
又、瘧疾、飯等ハ、水、泳、モ、シ、シ、又、瘧疾、ラ、シ、マ、シ、テ、  
コ、ル、フ、コ、ス、(ブルフラス、テ、キ、レ、人、ス)、(不明瘧) 瘧、モ、コ、ハ、私、信、長、ク、シ  
(不明)

三十五(オーストラリア) 瘧疾所(映西)  
オース / ロン / ガ、コ、ス

本當ニ幸福セウテ、運動家達、所、ガ、ソ、カ、ラ、度、フ、テ、レ、バ、鉄  
橋、欄、着、テ、汚、サ、  
退、屈、ガ、侍、ワ、テ、キ、ラ、ノ、ア、ス、  
事、六、層、積、リ、日、本、人、兵、ニ、違、ヒ、本、木、ヲ、ラ、レ、驅、リ、立、テ、ラ、レ、ル、ノ、デ、  
三十三(日本側) <sup>アス</sup>

日本兵ニ追ヒ、集、ラ、テ、キ、ル、内、務、場、面、(ガ、セ、フ、ノ、ロ、ン、ノ、外、テ、日  
本人ニ依、ワ、テ、撮、ラ、シ、ク、場、面)  
空、ヲ、現、サ、テ、話、者

此等特別事情ニ、致、場、面、ハ、我、方、ニ、由、テ、カ、ラ、ズ、シ、マ、ワ、ノ、シ、テ、  
外、地、方、解、放、以、前、日、本、側、ニ、依、ワ、テ、作、製、セ、ラ、レ、タ、ニ、オ、ス、映  
画、カ、ラ、取、ワ、ク、モ、ア、ス、

三十七(日本側) <sup>アス</sup>  
等、ハ、チ、ワ、テ、日、本、帝、國、キ、ニ、依、リ、負、持、ミ、テ、シ、テ、示、マ、ラ、レ、タ、モ、  
ア、ス、

三十七(日本側) <sup>アス</sup>  
歡迎、場、面、座、席、ト、ラ、シ、テ、人、ハ、居、テ、違、ト、テ、家、族、違、レ、

No. 21

No. 22

Doc 5759

オラニグ / STAMINAWAT / ...

全場面中が...  
オラニス、オラニグ、宿屋、彼等、商人、オラニス、オラニグ、  
虚構、再会、場面、自然、オラニス、オラニグ、オラニス、  
オラニス、オラニグ、オラニス、オラニグ、オラニス、オラニグ、  
オラニス、オラニグ、オラニス、オラニグ、オラニス、オラニグ、

三八(百)本側(オラニス)

オラニス / STAMINAWAT

オラニス、オラニグ、家族、一、オラニス、オラニグ、オラニス、  
家族、オラニス、オラニス、オラニス、オラニス、オラニス、

(以下次頁)

裏面白紙

Doc 5759

No. 23

「今日ハ何ト良イ天気デセリ」  
「ハイ、ナント良イ日デショウネ」  
「ネガソレニウケテモアノ濠洲、新西蘭ノ兵隊連ハ氣  
ノ毒ヲモノデスネ」  
「ソウ、私モソウ思ヒマス」  
「アノ人達ヲ呼ビマシヨウ」  
「オーイ、啓シテ此處ヘ来イ」

(濠洲兵連ハ家族ノモト一語ニナル)

三九(オーストラリア撮影所映画)アンネミーケ/ANNEMIEKE/ガ語ル  
『私ハ和蘭人、私ノ名ハアンネミーケ/ANNEMIEKE/デス、オカア  
サント私ハジャバ/JAVA/ノ或ル收容所ニ居マシタ、  
ケレドソコハホントウハアノ様ナ所テハナカワタノデス、  
寧チロコナノ風チアリマシタ、イヤ、時ニハモット  
ズット息イモトオハアリマシタ』

四。(聯合軍バタビア映画)

バタビア/BATAVIA/附近ノ婦女押留者收容所  
ナデン/TIDENGA/收容所、カンボンマカツサル  
/KAMPONG MAKASSAR/收容所、(竹小屋)及ビ再ビ  
ナデン/TIDENGA/收容所、  
四一(オーストラリア撮影所映画)  
アンネミーケ/ANNEMIEKE/話シ續ケル——  
『私ハ丈ニテ悪戯ハ致シマセンデシタ、ソシテ

裏面白紙

Doc 575

出来ルルケ母サンニテ助ケシテアケマシラ  
田三(日本側ファイルA)ノラフミーン(和蘭海軍少尉ト婚約者)

セラセンター/SELAB/INTANAH/一兵マラナア  
/PRIVATE No. NAB/手紙ヲ書イテキル  
田三(オーストラリア撮影所映画)

マクナア/MCNAB/語ル

マクナア/MCNAB/  
彼等ハメント紙ヲ私ニ與ヘテ、手紙ヲ書ケド云ツタ。

私ハ書キ始メテ、カガ私が思フテオクテアウラハナクも英語ヲ語ス一日少少女ガ、貴方達ガ御同キニナル又私がサウ言クニ耳ルモノト思ハセル言ヒテ語ツタノタ、タケ若シ私が自分ノ思フコトヲ言ヒ表ハス事ノ自由ニ出来タラフワラモハ次ノ様ニ言ヒテキラ事デセウ。

田三(聯合軍下バクビヤ映画)  
マクナア/MCNAB/ガ云ハント欲シタ事ニ就テノ教場面

其ノ内ニ、バクビヤ所在、作房收容所、  
カンボンマカソサル/KAMPONG MAKASSAR/婦女  
及ヒ若年者收容所、及ヒ其他ノ

No. 24

Doc 5759

牧志所ノ場自志下

夫語ヲ讀ミ日本人ニシテ(現レテキナリ)

今日ハ詩同ロトアーストー和南ノ兵士達ニトツテハ

僕ニシテ期待ノ口 而シテ我ニトツテ誰モ訪ネテ

心人ガナリトシテ悲シキ日ヲナレトシテ幸福ノ

烟霞ノ中ニシテ結ヒ合フ幸福ノ家族達ニ及テ

トシトトシテ私ニシテ私ノ心ヲ中テ査テモト身達カニ

接ス様ナクモ致シテ入ルウシテ世ワテ言イテキルト私

達ノ一語適ニシテ壞ニシタリナリ指ヲテ思ヒ去リテ私

ガ家ヘトツテ最初ノ一時ハ(聴取不明略)私想ヒ

ハ家ト書テ示ニ託テス カブサレトト快適ナ海辺

ソレヲ美ニシテ多クノ街テス

向テトツテ私ニシテ数多ク美ニシモラ見レナイガ漸キ

此処ニハ... 春園有レドテ アナタハ今ナニラシテ

申イデナレテセウ 總テ便宜ガ我々ニ興ヘシテオニス

ノテ何ンデモ我慢ハ出来ヌスレト アナタナシダハ生キ

長クテイデモ 無駄ナ福ナ氣ガシラス 私ノ唯一ノ頼ヒ

ハ家ニ帰ルエトナス 而シテアタノ詩ニ 家ニ帰ルハ何

モノモモワニ度ト和ヲアテララ引離ス事ハ出来

ナリテシヨウ

四五(日本樹ノイルハ)

セシニニシナリ SELABINTANAH/マナガ/ニシマノ/手紙ヲ書キテ

ガラ辺イテキル

裏面白紙



Doc 5759

No. 26

四六(オーストラリア撮影所映画)  
マクナブ / McNab / 語

私、涙をへて、事、アリマシタ。彼等ハ、或ル種ノ薬品  
ヲ私ノ眼ニ注イテ、涙ヲ去サセマシタ。然レモ、同位  
ノリガ止マラナカッタノデスカラ、相当強イ薬ヲ  
ハマス。(第三巻終リ)

1914  
第四巻

第四十七(日本製映画) 侮物ノ娛樂室

(a) 給料日  
見得ザレ話手

「ホシ、暫ラフノ間、シテ、金持、其ノ最初ノ二箇ノ封筒ニ  
論返却シナケド、ナライ金ガ入レテマシタ。他ノ封筒ハ恰モ

一杯ノ如ク膨ラマセテ、アツク  
(b) (ミンクフライムト) ビールヲ飲ム。

見得ザレ話手

机上ニ在リテ、見ルビルニ茶ヲアツク  
「TV BODY REED」

ト、リ、リ、ト、私ガア、唯一ノ本、ビールヲ飲ニダシ  
「HARRISON」(濠洲撮影所映画)

「HARRISON」  
ハリソン 村話

ホシ、曾テ味ヲニトシ、ナイ美味ニシル。僕ガ、最後ニ杯ヲガブ  
マタ、飲ニダシ、様子思ヒ去ス。ネ、モウ一本、彼等ヲ、前ニ飲ニダシ  
「HARRISON」  
ハリソン

「ウシ、思ヒ去スヨ、而シテソレヲ誰ガ飲ニダシ

裏面白紙

Doc 5757

僕に唯の香の味を分けたが、  
ハ、Read、  
不吉ニヤ、時、良のつゝア、日本人、奴等、中、人、俺ニ、牛肉、食  
ハ、Read、  
不吉ニヤ、時、良のつゝア、日本人、奴等、中、人、俺ニ、牛肉、食

彼等に、俺、ア、ソ、コ、ニ、連、レ、テ、行、ク、テ、一、口、ロ、ク、キ、キ、ラ、ッ、テ、三、大、味  
ハ、Read、  
不吉ニヤ、時、良のつゝア、日本人、奴等、中、人、俺ニ、牛肉、食  
ハ、Read、  
不吉ニヤ、時、良のつゝア、日本人、奴等、中、人、俺ニ、牛肉、食

No. 27 (1945-11)

第五上(聯合軍ハリマ映画)食料ヲ受ケ取ルモノ一列、列  
居ル停房、  
第五上(聯合軍ハリマ映画)食料ヲ受ケ取ルモノ一列、列  
居ル停房、



（五）  
ノール/NORIN 四語

Doc 5759

「春明方我マヨ。も病危、唐婦ニ集合テミマシムソコニ大モナ  
ナラ架ガ直一キアリマシム。ソ基感ハセレザル為ニハ言一テアリマシム  
奇藤 SAITO 将軍ト彼、昔昔際カ来ルト宗教ト儀式ガ好コロマシム  
ソレハ感銘ノ深一モトアリマシム。我コハ旅リ日本長ニモハノ底ニハ  
多少ノ禮讓ヲ所アリ居ルニ相違ナト考ヘ始マシム。然レ齊齊精精軍  
ガ彼予許ヲ讀シカシマシム。横影ヲ好ハソレカス。ワロトスアツサセル為ニ  
予許ヲ讀ミ返シテ居ル時我ハハシムシキマナ厚然ノホホ祭祭風ニシラクセルノ  
ヲ見セシム。我ハ鐵條網ヲ折シ擬敷ナシテ居リ又我々ニ向クシテ  
機関銃ヲ造ラシテ隠シテ居ルハト見テマシム。我々ハ之ガホホ音  
ヲアルコトヲ悟リシ。我々ハ其指教徒ガ我々ヲ教養シテ宗敬心ハ正ニ我  
々ノ死ニ戰友達ニ付スル為ニ海奪トサシテマシム。  
我々ハ謝辞ヲ傳ヘシ。  
我々ハ波羊ヲ保護ス  
願ハタハ波羊ヲ保護シテ天ニ守ラカニ思ハシコトヲ」

走(連合軍バクア映画)

29  
「バクア映画ノ附近停屠、哀死シヤム。BATMAN、ANTOL、此  
處ア約三百名ガ刑埋葬セラル。連合軍ノ命ガ依ニテ四年九月  
No. 敵ハ改葬セシム。次々バクア映画ノ話者  
「バクア映画ノ日本軍ハ、得ルニテ我々、戦友達ニ對シテ、粗末ナ  
シモ埋葬シ、儀禮ヲ行ハシ  
之ヤ手コトヲ我々ハ快シテモシ」(第四巻終リ)